

## 目 次

1. 会期日程表	1
2. 令和3年2月26日（金曜日）	5
3. 議事日程（第1号）	5
4. 開 会	9
5. 日程第1 会議録署名議員の指名	9
6. 日程第2 会期の決定	9
7. 日程第3 市長あいさつ	9
8. 日程第4 市長提出議案上程（議第4号から議第36号まで）	15
9. 日程第5 提案理由の説明	15
10. 散 会	28
11. 令和3年3月8日（月曜日）	31
12. 議事日程（第2号）	31
13. 開 議	34
14. 日程第1 一般質問	34
15. 松本憲二議員 質問	34
16. 北本将幸議員 質問	53
17. 多田隈啓二議員 質問	83
18. 前田正治議員 質問	99
19. 散 会	124
20. 令和3年3月9日（火曜日）	127
21. 議事日程（第3号）	127
22. 開 議	130
23. 日程第1 一般質問	130
24. 古奥俊男議員 質問	130
25. 一瀬重隆議員 質問	136
26. 徳村登志郎議員 質問	140
27. 西川裕文議員 質問	157
28. 散 会	163
29. 令和3年3月10日（水曜日）	167
30. 議事日程（第4号）	167

31. 開 議	170
32. 日程第1 一般質問	170
33. 吉田真樹子議員 質問	170
34. 田畑久吉議員 質問	182
35. 吉田憲司議員 質問	204
36. 散 会	226
37. 令和3年3月11日(木曜日)	229
38. 議事日程(第5号)	229
39. 開 議	232
40. 日程第1 一般質問	233
41. 江田計司議員 質問	233
42. 坂本公司議員 質問	243
43. 近松恵美子議員 質問	256
44. 日程第2 議案の訂正(議第20号の訂正)	271
45. 日程第3 訂正理由の説明	271
46. 日程第4 訂正の採決(議第20号の訂正)	271
47. 日程第5 市長提出追加議案上程(議第37号から議第39号まで)	272
48. 日程第6 提案理由の説明	272
49. 日程第7 議案の委員会付託	273
50. 散 会	276
51. 令和3年3月26日(金曜日)	279
52. 議事日程(第6号)	279
53. 開 議	284
54. 日程第1 委員長報告	284
55. 総務委員長報告	284
56. 建設経済委員長報告	292
57. 文教厚生委員長報告	302
58. 日程第2 質疑・議員間討議・討論・採決(議第4号から議第39号まで)	310
59. 日程第3 委員会の中間報告	315
60. 有明海沿岸道路及び公共施設建設調査特別委員長報告	315
61. 日程第4 市長提出追加議案上程(議第40号)	319
62. 日程第5 提案理由の説明	319

63.	日程第 6	議案の委員会付託	320
64.	日程第 7	委員長報告	320
65.		総務委員長報告	321
66.		建設経済委員長報告	321
67.	日程第 8	質疑・議員間討議・討論・採決（議第 40 号）	322
68.	日程第 9	議員提出議案上程（議員提出第 1 号及び議員提出第 2 号）	323
69.	日程第 10	提案理由の説明	323
70.	日程第 11	議員提出議案審議（質疑・議員間討議・討論・採決） （議員提出第 1 号及び議員提出第 2 号）	325
71.	閉 会		331
72.	署 名 欄		332

**令和3年第3回玉名市議会定例会会期日程表**  
(会期 2月26日から3月26日までの29日間)

月	日	曜	開議時刻	会議別	摘 要
2	26	金	午前10時	本会議	開会宣告 会議録署名議員の指名 会期の決定 市長あいさつ 市長提出議案上程 提案理由の説明
2	27	土		休 会	(市の休日)
2	28	日		休 会	(市の休日)
3	1	月		休 会	(一般質問発言通告締切 正午)
3	2	火		休 会	
3	3	水		休 会	
3	4	木		休 会	
3	5	金		休 会	
3	6	土		休 会	(市の休日)
3	7	日		休 会	(市の休日)
3	8	月	午前10時	本会議	一般質問
3	9	火	午前10時	本会議	一般質問
3	10	水	午前10時	本会議	一般質問
3	11	木	午前10時	本会議	一般質問 議案の委員会付託
3	12	金		休 会	
3	13	土		休 会	(市の休日)
3	14	日		休 会	(市の休日)
3	15	月	午前10時	委員会	総務委員会
3	16	火	午前10時	委員会	総務委員会
3	17	水	午前10時	委員会	建設経済委員会
3	18	木	午前10時	委員会	建設経済委員会
3	19	金	午前10時	委員会	文教厚生委員会
3	20	土		休 会	(市の休日)
3	21	日		休 会	(市の休日)
3	22	月	午前10時	委員会	文教厚生委員会
3	23	火		休 会	
3	24	水		休 会	
3	25	木		休 会	
3	26	金	午前10時	本会議	委員長報告 質疑・議員間討議・討論・採決 閉会宣告

第 1 号

2月26日 (金)

# 令和3年第3回玉名市議会定例会会議録（第1号）

## 議事日程（第1号）

令和3年2月26日（金曜日）午前10時00分開会

### 開 会 宣 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 市長あいさつ
- 日程第4 市長提出議案上程  
(議第4号から議第36号まで)
- 議第4号 令和2年度玉名市一般会計補正予算（第15号）
- 議第5号 令和2年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第6号 令和2年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議第7号 令和2年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議第8号 令和2年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第9号 令和2年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第10号 令和2年度玉名市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議第11号 令和2年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第4号）
- 議第12号 令和3年度玉名市一般会計予算
- 議第13号 令和3年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算
- 議第14号 令和3年度玉名市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第15号 令和3年度玉名市介護保険事業特別会計予算
- 議第16号 令和3年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算
- 議第17号 令和3年度玉名市水道事業会計予算
- 議第18号 令和3年度玉名市公共下水道事業会計予算
- 議第19号 令和3年度玉名市農業集落排水事業会計予算
- 議第20号 玉名市新型コロナウイルス感染症対策に係る金融円滑化特別資金利子補給金基金条例の制定について
- 議第21号 玉名市民会館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第22号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第23号 玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第24号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いて

議第 2 5 号 玉名市一般職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第 2 6 号 玉名市児童遊園地条例を廃止する条例の制定について

議第 2 7 号 玉名市差別をなくし人権を守る条例の一部を改正する条例の制定について

議第 2 8 号 玉名市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議第 2 9 号 玉名市墓地公園条例の一部を改正する条例の制定について

議第 3 0 号 玉名市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

議第 3 1 号 玉名市金栗四三翁住家・資料館条例の一部を改正する条例の制定について

議第 3 2 号 玉名市新玉名駅自動車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

議第 3 3 号 玉名市水防協議会条例の一部を改正する条例の制定について

議第 3 4 号 玉名市社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

議第 3 5 号 玉名市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第 3 6 号 普通財産の無償貸付けについて

日程第 5 提案理由の説明

散 会 宣 告

\*\*\*\*\*

**本日の会議に付した事件**

開 会 宣 告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 市長あいさつ

日程第 4 市長提出議案上程

(議第 4 号から議第 3 6 号まで)

議第 4 号 令和 2 年度玉名市一般会計補正予算 (第 1 5 号)

議第 5 号 令和 2 年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)

議第 6 号 令和 2 年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)

議第 7 号 令和 2 年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)

議第 8 号 令和 2 年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算 (第 2 号)

議第 9 号 令和 2 年度玉名市九州新幹線漏水等被害対策事業特別会計補正予算 (第 3 号)

議第 1 0 号 令和 2 年度玉名市水道事業会計補正予算 (第 3 号)

議第 1 1 号 令和 2 年度玉名市公共下水道事業会計補正予算 (第 4 号)

議第 1 2 号 令和 3 年度玉名市一般会計予算

- 議第13号 令和3年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算
- 議第14号 令和3年度玉名市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第15号 令和3年度玉名市介護保険事業特別会計予算
- 議第16号 令和3年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算
- 議第17号 令和3年度玉名市水道事業会計予算
- 議第18号 令和3年度玉名市公共下水道事業会計予算
- 議第19号 令和3年度玉名市農業集落排水事業会計予算
- 議第20号 玉名市新型コロナウイルス感染症対策に係る金融円滑化特別資金利子補給金基金条例の制定について
- 議第21号 玉名市民会館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第22号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第23号 玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第24号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第25号 玉名市一般職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第26号 玉名市児童遊園地条例を廃止する条例の制定について
- 議第27号 玉名市差別をなくし人権を守る条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第28号 玉名市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第29号 玉名市墓地公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第30号 玉名市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第31号 玉名市金栗四三翁住家・資料館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第32号 玉名市新玉名駅自動車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第33号 玉名市水防協議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第34号 玉名市社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第35号 玉名市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第36号 普通財産の無償貸付けについて

日程第5 提案理由の説明

散 会 宣 告

\*\*\*\*\*

出席議員（20名）

1番 坂 本 公 司 君

2番 吉 田 真樹子 さん



3番	吉田憲司君	4番	一瀬重隆君
5番	赤松英康君	6番	古奥俊男君
7番	北本将幸君	8番	多田隈啓二君
9番	松本憲二君	10番	徳村登志郎君
12番	西川裕文君	13番	嶋村徹君
14番	内田靖信君	15番	江田計司君
16番	近松恵美子さん	18番	前田正治君
19番	作本幸男君	20番	森川和博君
21番	中尾嘉男君	22番	田畑久吉君

\*\*\*\*\*

欠席議員（なし）

\*\*\*\*\*

欠 員（2名）

\*\*\*\*\*

事務局職員出席者

事務局長	松本留美子さん	事務局次長	荒木勇君
次長補佐	松野和博君	書記	古閑俊彦君
書記	入江光明君		

\*\*\*\*\*

説明のため出席した者

市長	藏原隆浩君	副市長	村上隆之君
総務部長	永田義晴君	企画経営部長	今田幸治君
市民生活部長	蟹江勇二君	健康福祉部長	竹村昌記君
産業経済部長	上野伸一君	建設部長	片山敬治君
企業局長	酒井史浩君	教育長	福島和義君
教育部長	西村則義君	監査委員	元田充洋君
会計管理者	二階堂正一郎君		

午前10時00分 開会

\*\*\*\*\*

○議長（内田靖信君） おはようございます。ただいまから、令和3年第3回玉名市議会定例会を開会いたします。

日程に入ります前に申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、マスクの着用を許可いたします。また、傍聴人についても同様といたします。

これより、本日の会議を開きます。

なお、今期定例会への説明員の出席につきましては、地方自治法第121条の規定により、お手元に配付しております報告のとおり、あらかじめ出席を要請しておきましたので、御了承願います。

\*\*\*\*\*

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（内田靖信君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において指名いたします。北本将幸君、多田隈啓二君、以上の両君を指名いたします。

\*\*\*\*\*

#### 日程第2 会期の決定

○議長（内田靖信君） 日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。このたびの定例会の会期については、2月19日の議会運営委員会の結論に基づき、本日から3月26日までの29日間にいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日から3月26日までの29日間に決定いたしました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第3 市長あいさつ

○議長（内田靖信君） 日程第3、「市長あいさつ」を行ないます。

市長より発言の申出がっておりますので、これを許可いたします。

市長 藏原隆浩君。

[市長 藏原隆浩君 登壇]

○市長（藏原隆浩君） 皆様、おはようございます。

令和3年第3回玉名市議会定例会の開会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。議員の皆様におかれましては、御多忙の中、御出席を賜り、御審議いただきますこと

に対し、誠にありがたく、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

本議会には令和3年度当初予算案をはじめ、令和2年度補正予算案などの議案を御提案いたしております。御審議をお願いするに当たり、提案理由と市政運営に関する基本的な考え方、そして予算案に計上しております主要事業について御説明申し上げ、議員各位並びに市民の皆様に対し、御理解と御協力をお願いするものでございます。

まず、今年度を振り返ってみますと、まさしく世界中が新型コロナウイルス感染症の対応に迫られた1年であったように思います。現在、第3波の感染状況は、落ち着きを見せ、新規感染者数も全国的に減少傾向にあります。いまだ東京都をはじめとした10都府県におきましては、緊急事態宣言が継続されているところであり、まだまだ予断を許さない状況に変わりはなく、引き続き、感染防止対策の徹底が求められているところでございます。

また、熊本県におきましては、延長されておりました県独自の緊急事態宣言が、今月17日をもって終了したところであり、このことにつきましては、私も安堵しているところでございます。県のリスクレベルも現在は、レベル3、警報に引き下げられ、一時期は60%を超えていました病床使用率も2月17日現在で、14%と落ち着き、医療提供体制も改善傾向にある状況となっております。

しかしながら、熊本県・熊本市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解では、県内各地で感染は散発的に報告されており、油断により感染防止対策が弱まるとすぐに再増加に転じるおそれがあることとされ、今後も油断が生じることがないように、県民の皆様への感染防止対策の徹底を強くお願いされているところでございます。

また、一方で収束への切り札として期待されておりますワクチン接種問題につきましては、2月17日から全国で先行接種が開始され、今後は、治験データの分析等が加速していくものと思われまます。これまでも申し上げてきましたが、本市におきましても、このワクチン接種につきましては、円滑な実施に向けて、万全の体制を構築してまいり所存でございます。

さて、令和2年度のこの1年、本市の状況について振り返ってみますと、議員の皆様も御承知のとおり、コロナ問題に奔走した1年でありました。これまで経験したことがない非常事態に遭遇し、例年になく臨時議会を開催することとなり、議員の皆様にも大変御苦勞をおかけしましたが、市民の命と暮らしを守るために、私といたしましては、日々、職員と議論を重ね、知恵を出し合い、スピード感をもって、本市独自の緊急経済対策を実施させていただいたところでございます。

しかしながら、その一方で、コロナの影響により、本市、または地域の各種イベントや行事ごとが、中止または規模縮小となりました。この現状は、感染防止の観点上やむを得ないことではありましたが、準備された時間や関係者の御苦勞、そしてこれまでの

伝統などを考えますと、非常に残念であったと感じているところでもございます。

このように閉塞感のあった重苦しい1年ではありましたが、明るい出来事もございました。まず、地域情報化推進事業といたしまして、光ブロードバンド未整備地域への基盤整備が、昨年度末で完了し、これまで未整備であった旧玉名市の一部や横島町、天水町において、昨年4月からようやく光回線を御利用いただけることとなりました。このことにより玉名市内全域で光インターネットサービスが利用できることとなり、生活の利便性向上と企業誘致の立地条件向上へつながったものと考えております。

昨年6月には、市民の念願でありました玉名市民会館ホールがオープンをいたしました。今後、玉名市民の芸術文化の拠点として、大いに活用していただきたいと思っております。

また、高齢者の日常生活の移動手手段対策といたしましては、みかんタクシー、しおかぜタクシー、いちごタクシーに続き、昨年10月から小田、梅林地域を対象にいだてんタクシーを新設し、乗り合いタクシーの運行エリア拡大を図ってまいりました。市民の皆様からは、「日ごろの買物や通院の際、利用させていただいて助かっている」との感想も寄せられているところでございます。

そして今年度は、九州新幹線の全線開業からちょうど10年を迎えますが、開発がなかなか進んでこなかった新玉名駅周辺整備につきましては、昨年8月に、具体的な整備手法について定めた新玉名駅周辺整備方針を策定いたしました。本件につきましては、用地買収等の諸問題はあるものの、本市の将来計画を見据えて、引き続き、着実な整備推進に努めてまいりたいと考えております。

さらに今年度は、市民の生命と財産を守るための地域医療の拠点と地域防災の拠点も完成いたしました。3月1日に開院いたします、くまもと県北病院は、病床数402床と、県北最大規模の病院となっており、災害拠点病院としての機能を有するほか、24時間小児医療体制や検診機能の充実、さらには、熊本大学病院との連携による高度医療の推進等が期待されているところでございます。

また、同じ時期になりますが、有明消防本部及び玉名消防署が開業する運びとなっております。当施設は、大規模地震災害発生時にも防災の拠点として機能を維持できる強度の耐震性能を有しており、さらに市民の防災意識を高めることを目的とした防災学習センターも併設されているところでございます。

このように政策の推進に関しましては、ある一定の成果があったものと感じているところでございますが、喫緊の課題となっております新型コロナウイルス感染症対策のほか、公共施設の適正配置計画、子育て支援の強化や高齢者対策など本市を取り巻く環境は依然として厳しく、まだまだ多くの課題が残されていることも事実でございます。引き続き、課題解決に向けて誠心誠意、取り組んでまいりたいと考えているところでござ

います。

それでは、令和3年度当初予算案について御説明いたします。

まず、国におけます地方財政の見直しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅な減収となる中、地域社会のデジタル化や防災・減災、国土強靱化、地方創生の推進、地域社会の維持・再生等に取り組みつつ、公共施設等の老朽化対策・維持補修のための経費や社会保障経費の自然増などにより、依然として大幅な財源不足が生じると見込まれております。このため、国は、地方財政対策として、激甚化・頻発化する災害への対応として防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策、これを踏まえ緊急自然災害防止対策事業費及び緊急防災・減災事業費の対象事業を拡充した上で、事業期間を5年間延長して対応することとしているところでございます。

また、普通交付税等の一般財源総額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅な減収となる中、行政サービスを安定的に提供しつつ、防災・減災、国土強靱化の推進などの重要課題に取り組めるよう、令和2年度を0.2兆円上回る額を確保し、地方財政への対応を行なうこととされております。

このような中、本市の令和3年度の当初予算は、将来にわたって持続可能な財政基盤を確立するために、市税の確保はもとより、ふるさと寄附金のさらなる増加に努めるなど、自主財源の確保を図るとともに、行政評価結果の的確な反映と事務事業の徹底した見直しを行ない、ポストコロナを見据えたニューノーマル社会の到来を念頭に予算編成を行なってまいりました。また、市総合計画に基づき、優先的・重点的に実施する施策を積極的に推進しつつ、笑顔をつくる10年ビジョンの基本目標の達成に向け、市民生活の安定・まちづくりの充実・行政運営の進化の3原則の取組を推進し、その実現に向けて優先度の高いものから着手していくことといたしました。この結果、令和3年度玉名市一般会計予算案は、312億2,300万円となり、前年度と比較しまして3.2%の減となります。

それでは、当初予算の主な内容につきまして、笑顔をつくる10年ビジョンの3原則に沿って重点化した事業を中心に御説明いたします。まず、1つ目の原則、市民生活の安定の分野でございます。

1点目に地域公共交通対策事業でございますが、この事業は、市民の生活の足として重要な役割を担っており、持続可能な交通体系を構築する必要がある一方で、利用者数の減少により乗り合いバス事業者等の収益悪化や市の財政負担の増加等が、大きな課題となっております。このような状況ではありますが、特にお年寄りや学生などの日常生活における移動手段を確保するため、路線バス運行事業者と路線の見直しを図りながら、地方バス路線維持費に係る補助を行ない、公共交通の利便性の確保を行っております。

また、交通不便地域の解消といたしましては、天水・河内エリアにみかんタクシーを、

滑石・岱明エリアにしおかぜタクシーを、大浜・豊水・横島エリアにいちごタクシーを運行させ、令和2年10月からは小田、梅林地域で、いだてんタクシーの運行を開始したところでございます。今後の取組といたしましては、地域住民の日常生活における移動手段を確保するため、令和4年4月からいだてんタクシーの玉陵中学校区全域へのエリア拡大や、玉南中学校・天水中学校区への新たな公共交通の導入に向け、準備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

2点目に放課後児童健全育成事業につきましては、利用児童の増加に伴い、玉陵小学校の学童クラブを1クラブ増やし、市内19クラブで実施するもので、共働き世帯等の就労支援に寄与するものでございます。

3点目に情報教育推進事業といたしまして、今年度は、児童生徒、教師用タブレットパソコン約5,400台や校内ネットワークなどICT環境整備を行なっており、これにより、情報機器の操作の習得やICTを活用した授業改善が図られるものと期待しているところでございます。そのため、より効果的な情報教育を推進するために、新年度よりICT支援員5名を配置し、21小中学校へ訪問していただき、学校教育における情報化の推進を実務的に支援することとしております。

次に、2つ目の原則、まちづくりの充実の分野でございます。

1点目に境川改修事業でございますが、これは懸案事項でもあり、特に近年の豪雨により境川流域の春出地区及び中尾地区で冠水被害が多発しており、地域住民の不安要素となっております。そのため冠水被害の軽減・解消対策といたしまして、当該地区において境川へ流れ込む排水路整備工事を行なうもので、令和3年度に着工し、令和6年度での完了を予定しているところでございます。

2点目に新玉名駅周辺整備事業でございます。今年度は、新玉名駅第2駐車場西側6.7ヘクタールの開発促進に向け、整備方針に係る説明会の開催や、区画道路及び排水路・下水道の整備に係る土質試験・測量設計等を行なっている状況でございます。新年度には、整備区域内の一部区画道路・排水路・下水道整備の実施と開発に伴う都市計画上の整理を進めるための交通量解析・立地評価・広域調整・用途地域の検討を行なうこととしております。

また、新玉名駅周辺商業施設等立地促進奨励金につきましては、整備区域に商業施設等を立地することによりにぎわいの創出とまちづくりの推進を図り、市民及び新玉名駅利用者の利便性向上と定住人口の増加を目指すため新設いたしました制度で、特に地場事業者が出店または進出しやすくするための環境整備を行なうものでございます。

次に、3つ目の原則、行政運営の進化の分野でございます。旧庁舎跡地におきましては、急傾斜地の解消とにぎわいを創出するための有効活用が求められているところでございます。そこで、令和2年度から3年度にかけて、旧玉名第1保育所の樹木伐採と基

礎解体工事、並びに急傾斜地崩壊対策工事により危険区域の解消を行なうものでございます。また、跡地活用の検討といたしまして、令和2年12月にサウンディング型市場調査を実施し、民間事業者から新たな利活用策や民間事業者が担える役割など御提案をいただきました。現在は、それらを基に民間活力を導入した官民連携による事業手法や公募条件の整理検討等を進めているところでございます。

このほか、コロナ禍にあつて、帰省もままならない学生の方へ玉名市の特産品をお送りし、地元の味を届けることで、県外に住む学生への応援と、イベント等の中止等により大きな影響を受けた特産品等事業者の支援を目的とした、玉名のうまかもんふるさとたまな便事業等を計上しているところでございます。

以上、令和3年度当初予算案につきまして主なものを御説明申し上げましたが、併せて令和2年度補正予算案も提案いたしております。

令和2年度補正予算は、本年度予算の決算見込みによる調整が大部分でございますが、国の国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策に基づく令和2年度第3次補正予算に対応した予算等を計上しております。

その内容といたしましては、総合的なTPP等関連政策としまして、高性能な機械・施設の導入等を支援する産地生産基盤パワーアップ事業補助金や、通学路の交通安全対策事業として栗ノ尾石橋線道路改良事業等の計5事業、総額で3億4,735万9,000円を計上し、着実かつ早期の執行に取り組んでまいりたいと考えております。また、本市独自の緊急経済対策第11弾といたしまして、長引く感染症により影響を受けた市内の宿泊施設や温泉施設等を支援するために、平日限定！地元を楽しもう！！プレミアム付宿泊等クーポン事業を実施することとし、それに係る予算を計上いたしております。

その他、新型コロナウイルス対策関連といたしまして、金融円滑化特別資金利子補給金基金積立金など計5事業、総額で1億2,907万5,000円などを計上しております。

以上、市政運営の所信と令和3年度予算の主なもの、そして本年度補正予算について述べさせていただきました。

そして、私の政策理念であります市民の笑顔が人を呼び込むまち、笑顔をつくる10年ビジョンのまちづくりにつきましても、引き続き、その政策実現に向け、職員一丸となって努力してまいり所存でございますが、当面は、新型コロナウイルス感染症対策を最優先課題と位置づけ、緊張感をもって取り組む決意でございます。引き続き、議員各位の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、議案の内容につきましては、このあと提案理由の説明の中で、それぞれ申し上げます。今議会提案の予算及び案件に対しましては、十分に御審議いただき、いずれも原案どおり御承認を賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりまして、

私からのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*

#### 日程第4 市長提出議案上程（議第4号から議第36号まで）

○議長（内田靖信君） 日程第4、「市長提出議案上程」を行ないます。

これより、市長提出議案を上程いたします。

議第4号令和2年度玉名市一般会計補正予算（第15号）から、議第36号普通財産の無償貸付けについてまでの市長提出議案33件を一括議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

\*\*\*\*\*

#### 日程第5 提案理由の説明

○議長（内田靖信君） 日程第5、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいまの各議案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長 永田義晴君。

[総務部長 永田義晴君 登壇]

○総務部長（永田義晴君） おはようございます。

それでは、私のほうから、議第4号から議第11号までの補正予算及び議第12号から議第19号までの当初予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

配付いたしております資料ですが、資料1が補正予算関係、資料2が当初予算関係となっております。

今回提案いたします補正予算は、現計予算計上後の事情の変化と令和2年度国の第3次補正予算に関連する取組に対応するため、補正を行なう必要が生じたので、提案いたしますものでございます。

それでは、資料1の2ページをお願いします。議第4号令和2年度玉名市一般会計補正予算（第15号）について説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ10億9,173万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を414億1,348万9,000円とするものでございます。

まず、歳入の主なものを申し上げますと、13款分担金及び負担金は2,330万6,000円の減額で、基盤整備事業分担金は暗渠排水工事に伴う地元分担金で整備面積の減などによるものでございます。14款使用料及び手数料は101万4,000円の追加で、一般廃棄物処理手数料で市指定のごみ袋販売分の増などでございます。15款国庫支出金は9,306万1,000円の追加で、子どものための教育・保育給付費負担金は、国庫負担割合の変更による増と、国の第3次補正に伴います防災・安全交付金の追加、16款県支出金は4億1,717万7,000円の減額で、新型コロナウイルス感染



症対応総合交付金の減などがございます。18款寄附金は17万円の追加で、一般寄附金として、個人1件、法人1件より寄附があったものがございます。19款繰入金は7億6,779万1,000円の減額で、財政調整基金繰入金の減などで今回の補正の財源調整でございます。21款諸収入は7,341万円の減額で、中小企業振興預託金元金収入は南日本銀行玉名支店の移転統合による減、22款市債は9,570万円の追加で、減収補填債の追加などがございます。

歳出につきましては、国の第3次補正予算関連事業としまして、産地生産基盤パワーアップ事業補助金ほか4事業、総事業費3億4,735万9,000円を計上し、事業の着実かつ早期の執行に取り組んでまいります。

3ページでございます。次に、本市独自の緊急経済対策第11弾で、平日限定！地元を楽しもう！！プレミアム付宿泊等クーポン事業といたしまして、市内宿泊18施設で宿泊、飲食等に利用できるクーポン券4,000円分に、民間温泉4施設で利用できる立ち寄り湯クーポン券400円分をセットにして、市民に限定して2,000円で販売するもので、4,000冊分1,760万円などを計上しております。

次に、新型コロナウイルス対策関連といたしまして、5事業1億2,907万5,000円を計上しております。1段目、3段目、5段目の事業といたしましては、市が要請した営業時間短縮などに伴う磯の里ほか18施設の指定管理における収入減収分と必要経費分の差額を補填する指定管理料の追加でございます。

2段目の新型コロナウイルス感染症対策に係る金融円滑化特別資金利子補給金基金は、令和3年度から令和5年度にかけ金融円滑化特別資金利子補給金事業に要する1億8,000万円に対する事業の財源とするため、1億円を基金に積み立てるものがございます。

4段目の事業といたしまして、オリンピック事前キャンプの感染症対策として、検温器、飛沫スクリーンなどを準備するものがございます。2款総務費は1億719万4,000円の減額で、旧庁舎跡地周辺急傾斜地崩壊対策事業は工法変更による減額などがございます。3款民生費は2億9,290万4,000円の減額で、生活保護費医療扶助費の減などがございます。4款衛生費は8,077万3,000円の減額で、くまもと県北病院機構運営費負担金の決定による減などがございます。6款農林水産業費は4億596万円の減額で、水産物供給基盤整備機能保全事業は大正開及び滑石漁港のしゅんせつ工事で事業実績による減などがございます。7款商工費は7,946万5,000円の追加で、中小企業振興預託金は南日本銀行玉名支店の移転統合に伴う減と新型コロナウイルス感染症対策に係る金融円滑化特別資金利子補給金基金積立金の追加などがございます。8款土木費は1,560万円の追加で、国の第3次補正に伴う事業費の追加と災害関連地域防災がけ崩れ対策事業は計画をしていた2地区のうち、1地区が採択基準を

満たさないための減などがございます。

4 ページをお願いいたします。9 款消防費は、600 万 2,000 円の減額で、自主防災組織育成補助金は実績による減額などがございます。10 款教育費は 2 億 8,176 万円の減額で、情報教育推進事業は、児童・生徒・教師用のタブレット端末の整備等で、入札残による減額などがございます。11 款災害復旧費は 1,221 万円の減額で、公共土木災害復旧費は立願寺地すべり調査業務の見直しに伴う減額などがございます。

第 2 表繰越明許費補正につきましては、産地生産基盤パワーアップ事業ほか 14 件、総額で 6 億 7,831 万円を追加するものでございます。

第 3 表債務負担行為補正につきましては、新型コロナウイルス対策農林漁業緊急支援資金利子補給金及び保証料助成金の期間及び限度額を設定するものでございます。

第 4 表地方債補正につきましては、新たに給食施設整備事業ほか 1 件の限度額を設定し、旧庁舎跡地周辺急傾斜地崩壊対策事業ほか 16 件の限度額を変更するものでございます。

次に、議第 5 号令和 2 年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について御説明いたします。

第 1 表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ 329 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 91 億 4,638 万 2,000 円とするものでございます。

5 ページでございます。主な内容につきましては、歳出の 5 款保健事業費は講座の未実施などの減額と、これに伴う歳入の調整でございます。

議第 6 号令和 2 年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について御説明申し上げます。

第 1 表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ 572 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 9 億 8,501 万 3,000 円とするものでございます。

主な内容につきましては、歳出の 2 款後期高齢者医療広域連合納付金の決算見込みによる増額と、これに伴います歳入の調整などがございます。

次に、議第 7 号令和 2 年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について御説明申し上げます。

第 1 表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ 1 億 6,021 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 77 億 5,211 万 1,000 円とするものでございます。

6 ページでございます。主な内容につきましては、歳出の 2 款保険給付費の決算見込みによる減額と、これに伴います歳入の調整などがございます。

議第 8 号令和 2 年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ621万円を減額し、歳入歳出予算の総額を3,531万1,000円とするものでございます。

主な内容につきましては、歳出の2款事業費の決算見込みによる減額と、これに伴います歳入の調整などとなっております。第2表地方債補正につきましては、浄化槽整備事業の限度額を変更するものでございます。

次に、議第9号令和2年度玉名市九州新幹線湯水等被害対策事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ1,000万円を減額し、歳入歳出予算の総額を5,856万6,000円とするものでございます。

7ページでございます。主な内容につきましては、歳出の2款事業費は農業用水施設電気代の決算見込みによる減額と、これに伴います歳入の調整でございます。

次に、議第10号令和2年度玉名市水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

第2条の収益的収入及び支出の補正につきましては、収入について400万円を減額し、総額を8億4,381万円とし、支出については942万5,000円を追加し、総額を7億7,795万2,000円とするものでございます。

主な内容につきましては、収入は受託工事収益の減額、支出は受託工事費の減額などでございます。

第3条の資本的収入及び支出の補正につきましては、収入について2億722万1,000円を減額し、総額を5億7,624万9,000円とし、支出について2億5,990万円を減額し、総額を9億4,229万2,000円とするものでございます。

8ページでございます。主な内容につきましては、収入は企業債の減額、支出は建設改良費の減額などでございます。

第4条企業債の補正につきましては、水道事業の限度額を変更するものでございます。

次に、議第11号令和2年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

第2条の資本的収入及び支出の補正につきましては、収入について8,640万円を追加し、総額を6億650万円とし、支出について9,855万2,000円を追加し、総額を12億3,804万2,000円とするものでございます。主な内容につきましては、国の第3次補正予算に伴うもので令和3年度事業の前倒しでございます。

次に、第3条企業債の補正につきましては、公共下水道事業の限度額を変更するものでございます。

続きまして、令和3年度当初予算について御説明申し上げます。資料2になります。2ページでございます。

議第12号令和3年度玉名市一般会計予算について御説明をいたします。

歳入歳出予算につきましては、総額を312億2,300万円とするもので、これは前年度に比べ3.2%、10億2,500万円の減でございます。

まず、歳入につきまして、1款市税は前年度から7.4%減の64億4,500万円を計上しており、主なものは個人市民税で新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、令和2年度の課税所得の減少などにより2億4,000万円減の22億9,490万円、法人市民税も同様に感染症の収束の見通しが立たないことなどから税割額の減収を見込み5,550万円減の3億9,830万円、固定資産税は税制改正に伴う中小事業者などが所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置により1億7,380万円減の29億4,170万円などでございます。2款地方譲与税から3ページの11款地方交付税につきましては、国の地方財政計画と本市の令和2年度収入見込み及び普通交付税が合併算定替から一本算定へ変更となることを勘案して計上しており、合計いたしますと対前年度比で7,005万2,000円の増でございます。

3ページでございます。また、10款地方特例交付金は、税制改正に伴う固定資産税及び都市計画税の減免に係る減収の全額が補てんされる、新型コロナ対策地方税減収補填特別交付金が創設されております。12款交通安全対策特別交付金は前年度同額の700万円、13款分担金及び負担金は、対前年度比13.4%減の1億5,538万8,000円を計上しており、保育給付利用者負担金1億1,851万円などでございます。14款使用料及び手数料は、対前年度比0.9%増の3億912万9,000円を計上しており、住宅使用料1億7,034万4,000円、戸籍住民基本台帳手数料3,075万円などでございます。15款国庫支出金は、対前年度比0.8%減の44億8,977万4,000円を計上しており、障害者自立支援給付費負担金7億7,213万1,000円、子どものための教育・保育給付費負担金12億6,491万1,000円、生活保護費負担金6億5,925万円などでございます。16款県支出金は、対前年度比8.3%減の27億6,086万8,000円を計上しており、障害者自立支援給付費負担金3億9,231万5,000円、子どものための教育・保育給付費負担金5億4,421万6,000円などでございます。17款財産収入は、対前年度比28.8%増の4,502万2,000円、18款寄附金は、対前年比63.9%増の10億1,000円でふるさと寄附金などでございます。19款繰入金は、対前年度比33.5%減の14億9,078万8,000円、これは主に合併特例債の償還に対応するための減債基金繰入金2億円、高齢者の方などの在宅福祉の充実等に要する経費の財源として社会福祉振興基金繰入金2億円、本予算の財源調整として財政調整基金9億9,594万6,000円を繰り入れるものでございます。21款諸収入は、対前年度比33.2%減の3億2,064万6,000円を計上しており、中小企業振興預託金元金収入8,600万円などご

ございます。22款市債は、対前年度比3.5%増の27億5,170万円を計上しております。

4ページでございます。次に、歳出でございます。1款議会費は、対前年度比2.9%減の2億3,583万6,000円、2款総務費は、対前年度比0.2%減の34億8,117万2,000円を計上しております。主なものは、定住促進事業6,308万9,000円、旧庁舎跡地周辺急傾斜地崩壊対策事業として8,296万2,000円、ふるさと納税推進事業として6億6,651万7,000円、地方バス路線維持費等補助金及び乗り合いタクシー運行に係る経費等で1億6,077万7,000円などを計上しております。3款民生費は、対前年度比1.8%減の124億6,454万2,000円を計上しており、障害者介護給付・訓練等給付費15億3,200万円、保育所運営事業といたしまして私立保育園運営費負担金など26億9,965万3,000円などがございます。4款衛生費は、対前年度比3.7%減の23億6,191万5,000円を計上しており、主なものは、玉名市玉東町病院設立組合運営費負担金4億9,400万円、予防接種事業2億1,245万3,000円などがございます。6款農林水産業費は、対前年度比15.2%減の20億1,761万9,000円を計上しており、多面的機能支払交付金2億6,531万4,000円、排水機場の整備補修や排水路の整備を行なう農業水路等長寿命化・防災減災事業1億8,165万円、玉名漁港大浜地区新港部分のしゅんせつを行なう水産物供給基盤整備機能保全事業1億6,700万円などがございます。

5ページでございます。7款商工費は、対前年度比23.7%増の5億9,972万7,000円を計上しており、新型コロナウイルス感染症対策金融円滑化特別資金利子補給金8,543万9,000円、施設等管理運営事業としまして、草枕温泉てんすい泉源掘削工事など1億1,083万2,000円、このほか金栗四三PR事業として889万2,000円などを計上しているものがございます。8款土木費は、対前年度比2.3%減の23億9,577万1,000円を計上しており、東部環境センターへの搬入路整備として、有明広域行政事務組合より受託した北坂門田山ノ下線道路新設改良事業8,134万3,000円、新玉名駅周辺整備事業として区画道路、排水路兼管理用道路の整備及び下水道整備事業負担金など1億3,470万3,000円などがございます。9款消防費は、対前年度比3.5%減の10億4,516万9,000円を計上しており、有明広域行政事務組合消防費負担金8億2,014万3,000円、消防施設整備事業3,199万5,000円で小型動力ポンプ購入及び消防施設等整備補助金などがございます。10款教育費は、対前年度比10.3%減の27億5,320万1,000円を計上しており、玉名中学校体育館及び技術棟建設事業4億7,713万4,000円、岱明中学校校舎建設事業の基本設計及び実施設計業務等で8,611万5,000円がございます。

6ページでございます。11款災害復旧費は、対前年度比137.6%増の2,440万5,000円で立願寺地すべり調査業務等1,827万5,000円、12款公債費は、対前年度比1.4%減の38億1,364万3,000円を計上しております。

次に、第2表債務負担行為につきましては、運転免許証自主返納支援事業ほか5件について、期間及び限度額を設定するものでございます。

次に、第3表地方債につきましては、道路橋りょう整備事業など全19事業について、起債の目的、限度額などを定めるものでございます。

次に、議第13号令和3年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

歳入歳出の総額を88億4,991万7,000円とするもので、これは前年度に比べ3億335万8,000円の減、率にいたしまして3.3%の減となっております。

まず、歳入につきましては、1款国民健康保険税は、対前年度比4.8%減の16億6,310万7,000円、4款県支出金は、対前年度比3.4%減の62億9,335万9,000円で、保険給付費に充てる普通交付金などがございます。

7ページでございます。6款繰入金は、対前年度比1.4%減の7億2,609万6,000円で、一般会計からの繰入金でございます。

歳出につきましては、2款保険給付費は、対前年度比3.9%減の61億4,101万9,000円、3款国民健康保険事業費納付金は、対前年度比3.0%減の24億6,277万8,000円を計上しており、これは県が決定する納付金でございます。

次に、第2表債務負担行為につきましては、国民健康保険市町村事務処理標準システム導入業務ほか1件について、期間及び限度額を設定するものでございます。

次に、議第14号令和3年度玉名市後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

歳入歳出の総額を10億1,058万5,000円とするもので、これは前年度に比べ3,839万7,000円の増、率にいたしまして3.9%の増となっております。

まず、歳入につきましては、1款後期高齢者医療保険料は、対前年度比2.6%増の6億7,560万8,000円でございます。

8ページでございます。これに関連しまして、歳出の2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、9億6,112万3,000円を計上しているところでございます。

次に、議第15号令和3年度玉名市介護保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

歳入歳出の総額を77億1,871万1,000円とするものでございます。前年度に比べ1億1,190万6,000円の減、率にいたしまして1.4%の減となっております。

歳入につきましては、1款保険料は、対前年度比3.4%増の14億3,402万4,000円、7款繰入金は、一般会計からの繰入金など12億8,369万6,000円を計上しております。

9ページでございます。歳出につきましては、2款保険給付費は、第7期介護保険計画の実績を勘案しまして、対前年度比1.7%減の71億5,917万9,000円、4款地域支援事業費は包括的支援事業における体制強化として、対前年比1.2%増の3億6,437万円を計上しております。

次に、議第16号令和3年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算について御説明申し上げます。

歳入歳出の総額を4,258万8,000円とするもので、これは前年度に比べ104万6,000円の増、率にいたしまして2.5%の増となっております。

歳入につきましては、3款国庫支出金533万5,000円、6款繰入金1,668万7,000円などを計上しております。

10ページでございます。歳出につきましては、1款総務費2,232万2,000円、2款事業費は浄化槽15基分の整備費等で1,600万7,000円を計上しております。

第2表地方債につきましては、浄化槽整備事業について起債の目的、限度額などを定めるものでございます。

以上、令和2年度補正予算及び令和3年度当初予算について御説明申し上げましたが、令和3年度当初予算の企業会計分につきましては、企業局長のほうから提案理由の御説明を申し上げます。

詳細につきましては、所管の各委員会において御説明いたしますので、御審議の上、原案どおり御承認賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時57分 休憩

---

午前11時15分 開議

○議長（内田靖信君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

企業局長 酒井史浩君。

[企業局長 酒井史浩君 登壇]

○企業局長（酒井史浩君） それでは、企業局、企業会計関連の議第17号から議第19号までの当初予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

資料の10ページをお願いします。議第17号令和3年度玉名市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

まず、第2条業務の予定量につきましては、給水戸数2万2,402戸、年間総給水量473万6,000立方メートル、1日平均給水量1万2,975立方メートルを予定し、主な建設事業といたしましては、配水管布設工事、配水管布設替工事及び東部地区改築更新事業を予定しております。第3条収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入といたしまして、水道事業収益8億2,112万1,000円で、支出といたしましては、水道事業費用7億7,230万7,000円でございます。第4条資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的収入といたしまして7億6,945万円で、支出といたしましては12億181万2,000円でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものでございます。第5条企業債につきましては、建設改良費に伴う起債の限度額を7億6,690万円に定めるものでございます。第6条一時借入金の限度額は、3億5,000万円と定めるものでございます。第7条議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、職員給与費7,558万5,000円と定めるものでございます。第8条たな卸資産の購入限度額を360万2,000円と定めるものでございます。

11ページをお願いします。次に、議第18号令和3年度玉名市公共下水道事業会計予算について御説明申し上げます。

まず、第2条業務の予定量につきましては、排水件数1万4,020件、年間総排水量360万9,000立方メートルを予定し、主な公共下水道の事業といたしましては、管渠、ポンプ場及び下水処理場の建設改良費で7億8,363万8,000円を予定しております。第3条収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入といたしまして、公共下水道事業収益15億6,821万4,000円で、支出といたしましては、公共下水道事業費用15億4,870万円でございます。第4条資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的収入といたしまして6億5,429万円で、支出といたしましては12億6,831万9,000円でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものでございます。第5条債務負担行為は、岱明汚水中継ポンプ場等維持管理業務について、期間及び限度額を設定するものでございます。第6条企業債につきましては、建設改良費に伴う起債の限度額を4億1,510万円に定めるものでございます。第7条一時借入金の限度額は、10億円と定めるものでございます。第8条予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、収益的支出内の各項間における経費の流用をすることができると定めるものでございます。第9条議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、職員給与費8,718万1,000円と定めるものでございます。次に、第10条他会計からの補助金といたしまして、一般会計から3億8,878万6,000円の補助を受けるものでございます。



12ページをお願いします。次に、議第19号令和3年度玉名市農業集落排水事業会計予算について御説明申し上げます。

まず、第2条業務の予定量につきましては、排水件数1,697件、年間総排水量59万9,000立方メートルを予定し、主な農業集落排水の事業といたしましては、農業集落排水施設整備費で4億1,774万8,000円を予定しております。第3条収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入といたしまして、農集事業収益3億8,527万3,000円で、支出といたしましては、農集事業費用3億7,937万4,000円でございます。第4条資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的収入といたしまして5億2,404万2,000円で、支出といたしましては6億2,270万9,000円でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものでございます。第5条債務負担行為は、横島町農集排污水処理場施設等維持管理業務外1件の業務について、期間及び限度額を設定するものでございます。

13ページをお願いします。第6条企業債につきましては、建設改良費に伴う起債の限度額を2億1,270万円に定めるものでございます。第7条一時借入金の限度額は、1億円と定めるものでございます。第8条予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、収益的支出内の各項間における経費の流用をすることができると定めるものでございます。第9条議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、職員給与費894万2,000円と定めるものでございます。第10条他会計からの補助金といたしまして、一般会計から2億7,341万円の補助を受けるものでございます。

以上、企業局、企業会計関連の令和3年度当初予算について御説明を申し上げましたが、詳細につきましては所管の委員会において説明をいたしますので、御審議の上、原案どおり御承認賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 副市長 村上隆之君。

[副市長 村上隆之君 登壇]

○副市長（村上隆之君） おはようございます。

私のほうからは、条例等に関する議案、議第20号から議第36号までの提案理由につきまして御説明を申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議第20号玉名市新型コロナウイルス感染症対策に係る金融円滑化特別資金利子補給金基金条例の制定についてでございますが、これは、本市における新型コロナウイルス感染症対策に係る金融円滑化特別資金利子補給金事業に要する経費の財源に充てるため

の基金を設置するため、条例を制定するもので、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少した中小企業者を支援するために交付している利子補給金につきまして、その財源を管理するための基金が必要となりますことから、基金を設置するものでございます。なお、この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

3ページをお願いいたします。

議第21号玉名市民会館条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、玉名市民会館の管理を教育委員会に移管するため、条例の整備を図るもので、市長部局から教育委員会部局へ所管替えするための文言の整備を行なうものでございます。また、市民会館新ホール内の練習スタジオ及び楽屋を営利等を目的として使用する場合に使用料の10割を加算するための別表第3の改正、その他使用料の改正を併せて行なうものでございます。なお、この条例は、令和3年4月1日から施行し、別表第3の改正規定は、令和3年10月1日から施行するものでございます。

5ページをお願いいたします。

議第22号玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、玉名市玉名中央学校給食センター運営委員会等の委員の定数を変更し、及び玉名市地域学校協働本部運営委員会を設置するため、条例の整備を図るもので、玉名中央学校給食センター、岱明学校給食センター及び天水学校給食センターの運営委員会の委員の定数を、それぞれ23人以内、11人以内、7人以内に変更しますとともに、地域学校協働本部の事業の評価、検証等を行なう玉名市地域学校協働本部運営委員会を附属機関として新たに設置するものでございます。なお、この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

7ページをお願いいたします。

議第23号玉名市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、不在者投票指定施設における外部投票立会人及び地域学校協働本部運営委員会委員の報酬について、条例の整備を図るもので、それぞれ支給別及び支給額を定めるものでございます。なお、この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

8ページをお願いいたします。

議第24号玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、住居手当の支給基準の見直しに伴い、条例の整備を図るもので、住居手当の支給対象となる家賃額の下限を現行の1万2,000円から1万6,000円へと4,000円引き上げますとともに、最高支給限度額を1,000円引き上げ、2万8,000円とするものでございます。なお、この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

9ページをお願いいたします。

議第25号玉名市一般職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、旅費の支給基準の見直しに伴い、条例の整備を図るもので、旅行命令を取り消された場合等における旅費の支給につきまして、国家公務員と同様の取扱いとするため、所要の整備を行なうものでございます。なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

10ページをお願いいたします。

議第26号玉名市児童遊園地条例を廃止する条例の制定についてでございますが、これは、玉名市児童遊園地の設置目的を終えたため、条例を廃止するものでございます。なお、この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

11ページをお願いいたします。

議第27号玉名市差別をなくし人権を守る条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、人権を守るための施策に関し必要な事項を定めるため、条例の整備を図るもので、あらゆる差別をなくすなど人権を守るための市の施策といたしまして、国及び県との役割分担、相互の連携及び相談体制の充実について、新たに規定するものでございます。なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

12ページをお願いいたします。

議第28号玉名市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、介護保険法施行令及び介護保険法施行規則の一部改正に伴い、条例の整備を図るもので、第8期玉名市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画により令和3年度から令和5年度までの介護保険料が定められましたことから、政令及び省令の規定に従いまして、9段階の保険料及び減額賦課に係る規定の整備を行なうものでございます。なお、この条例は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度以後の年度分の保険料から適用するものでございます。

14ページをお願いいたします。

議第29号玉名市墓地公園条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、高瀬官軍墓地公園の位置を変更するため、条例の整備を図るもので、議第26号で廃止しました玉名市児童遊園地につきまして、その敷地を高瀬官軍墓地公園に転用するため、所要の整備を行なうものでございます。なお、この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

15ページをお願いいたします。

議第30号玉名市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、奨励措置の対象事業者の変更等に伴い、条例の整備を図るもので、条例中の対象事業者の定義規定を改めるものでございます。また、条例中に引用しておりま

す法律の名称及び条文が改正されておりますことから、それらの文言の整理を併せて行なうものでございます。なお、この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

16ページをお願いいたします。

議第31号玉名市金栗四三翁住家・資料館条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、玉名市金栗四三翁住家・資料館の休館日を変更するため、条例の整備を図るもので、現在、無休で開館している金栗四三翁住家・資料館につきまして、毎週水曜日及び年末年始の12月29日から翌年1月3日までを休館日として新たに設けるものでございます。なお、この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

17ページをお願いいたします。

議第32号玉名市新玉名駅自動車駐車場条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、道路法の一部改正に伴い、条例の整備を図るもので、法律の規定を引用しております条例中の規定に号ずれが生じたことから、その整備を行なうものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

18ページをお願いいたします。

議第33号玉名市水防協議会条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、玉名市水防協議会の委員の定数を変更するため、条例の整備を図るもので、毎年出水期前に同時開催しております防災会議との整合性を図るため、委員の定数を現行の「25人以内」から「45人以内」に変更するものでございます。なお、この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

19ページをお願いいたします。

議第34号玉名市社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、玉名市横島体育館等の使用料の見直しに伴い、条例の整備を図るもので、横島体育館、天水体育館、勤労者体育センター及び岱明B&G海洋センター体育館の4つの社会体育施設につきまして、営利を目的とする使用に関する使用料の区分を新たに設けるものでございます。なお、この条例は、令和3年6月1日から施行するものでございます。

21ページをお願いいたします。

議第35号玉名市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、水道事業の経営規模の変更に伴い、条例の整備を図るもので、水道事業の経営規模の変更に伴いまして、給水人口を「合計5万6,564人」から「合計4万9,900人」に、1日最大給水量を「合計2万2,074.

5立方メートル」から「合計2万150立方メートル」に改めるものでございます。なお、この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

22ページをお願いいたします。

議第36号普通財産の無償貸付けについてでございますが、これは、地方自治法第96条第1項第6号の規定により無償貸付けを行なうものでございます。貸付けします物件は、土地2筆、建物9棟でございます。貸付期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日まででございます。貸付けの相手方は、農事組合法人玉名ブロイラー生産組合でございます。

以上、詳細につきましては、所管の各委員会で御説明申し上げますので、御審議の上、原案どおり御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（内田靖信君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

議事の都合により、明27日から3月7日までの9日間休会いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。

よって、明27日から3月7日までの9日間休会することに決定いたしました。

3月8日は、定刻より会議を開き、一般質問を行ないません。

一般質問を希望しておられる方は、発言通告書に質問の要旨を具体的に記載し、3月1日の正午までに事務局にお届けください。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時40分 散会

第 2 号

3 月 8 日 (月)

## 令和3年第3回玉名市議会定例会会議録（第2号）

### 議事日程（第2号）

令和3年3月8日（月曜日）午前10時00分開議

#### 開議宣告

#### 日程第1 一般質問

- 1 9番 松本 憲二 議員（自友クラブ）
- 2 7番 北本 将幸 議員（創政未来）
- 3 8番 多田隈 啓二 議員（創政未来）
- 4 18番 前田 正治 議員（無党派：日本共産党）

#### 散会宣告

\*\*\*\*\*

### 本日の会議に付した事件

#### 開議宣告

#### 日程第1 一般質問

- 1 9番 松本 憲二 議員（自友クラブ）
  - 1 地元企業育成について
    - （1）地元企業育成に対する市の考えは
  - 2 横島干拓堤防沿いの土地利用計画について
  - 3 玉名市道路網の整備計画について
  - 4 有限会社横島町特産物振興協会（ふるさとセンターY・BOX）について
- 2 7番 北本 将幸 議員（創政未来）
  - 1 よりよい教育環境の実現に向けた取組について
    - （1）教職員の業務量について
    - （2）教職員以外のスタッフ参画について
    - （3）スクールサポートスタッフの配置について
    - （4）部活動指導員の配置について
    - （5）ICT支援員の活動について
    - （6）地域学校協働活動推進事業について
  - 2 持続可能な公共交通体制整備への取組について
    - （1）新型コロナウイルスの影響、対策について
    - （2）地方バス路線維持費等補助金について
    - （3）乗合タクシー運行補助金について
    - （4）公共交通利用者増に対する取組について

- (5) 市における交通不便地域の現状について
- (6) 移動ニーズの把握について
- (7) 乗合タクシーのエリア拡大について
- (8) 地域公共交通計画の策定について
- 3 政策の企画・立案力を高める仕組みづくりについて
  - (1) 行政評価制度における新年度予算への反映について
  - (2) 行政評価制度の結果公表について
  - (3) 秘書課政策推進係の取組、効果について
  - (4) 職員提案制度の実績について
  - (5) 市民からの提案について
  - (6) 自治体シンクタンクの設置について
- 3 8番 多田隈 啓二 議員（創政未来）
  - 1 本市の健康福祉事業・高齢者への配慮について
    - (1) 市長が考えている笑顔をつくる10年ビジョン予算での健康と福祉のまちづくりについて
  - 2 一般介護予防事業「通いの場」の実施状況と課題について
  - 3 高齢者への配慮について
    - (1) 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種の対応について
    - (2) 運転免許証自主返納者への支援について
- 4 18番 前田 正治 議員（無党派：日本共産党）
  - 1 教育に関して
    - (1) 小中学校教員の働き方改革について
    - (2) 35人学級について
    - (3) 学校給食費の公会計化について
  - 2 介護保険事業について
    - (1) 玉名市第8期介護保険事業計画について

散 会 宣 告

\*\*\*\*\*

**出席議員（20名）**

- |    |           |     |            |
|----|-----------|-----|------------|
| 1番 | 坂本 公 司 君  | 2番  | 吉 田 真樹子 さん |
| 3番 | 吉 田 憲 司 君 | 4番  | 一 瀬 重 隆 君  |
| 5番 | 赤 松 英 康 君 | 6番  | 古 奥 俊 男 君  |
| 7番 | 北 本 将 幸 君 | 8番  | 多田隈 啓 二 君  |
| 9番 | 松 本 憲 二 君 | 10番 | 徳 村 登志郎 君  |



12番	西川裕文君	13番	嶋村徹君
14番	内田靖信君	15番	江田計司君
16番	近松恵美子さん	18番	前田正治君
19番	作本幸男君	20番	森川和博君
21番	中尾嘉男君	22番	田畑久吉君

+++++

欠席議員（なし）

+++++

欠 員（2名）

+++++

事務局職員出席者

事務局長	松本留美子さん	事務局次長	荒木勇君
次長補佐	松野和博君	書記	古閑俊彦君
書記	入江光明君		

+++++

説明のため出席した者

市長	藏原隆浩君	副市長	村上隆之君
総務部長	永田義晴君	企画経営部長	今田幸治君
市民生活部長	蟹江勇二君	健康福祉部長	竹村昌記君
産業経済部長	上野伸一君	建設部長	片山敬治君
企業局長	酒井史浩君	教育長	福島和義君
教育部長	西村則義君	監査委員	元田充洋君
会計管理者	二階堂正一郎君		

午前10時01分 開議

\*\*\*\*\*

○議長（内田靖信君） おはようございます。ただいまから、本日の会議を開きます。

一般質問期間中は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、マスクの着用を許可いたします。また、傍聴人についても同様といたします。

\*\*\*\*\*

#### 日程第1 一般質問

○議長（内田靖信君） 日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は、通告の順序によって許すことにいたします。

なお、今期定例会における発言に関する規程第11条の発言時間は、議会運営委員会の結論に基づき、60分といたします。

9番 松本憲二君。

[9番 松本憲二君 登壇]

○9番（松本憲二君） 皆さんおはようございます。9番、自友クラブ、松本憲二でございます。

ちょうど気候もよくなって、日本人が大好きな桜の季節になってまいりました。しかしながら、もうマスクをつけかかって約1年以上が過ぎまして、3月の11日、ちょうど10年目を迎えます東日本大震災。今、報道でも10年を振り返ってということで、いろんな番組で東北の復興の番組があつてますけれども、なかなかやっぱり10年たつても全然手がついてないというのが、福島県で非常に見られる。原発の非常に大きい事故があつてのそういうことで、福島の方々を思えば、本当に10年たつてもなかなか自分の故郷に帰れないというような、ちょっと寂しい気持ちを持っていらっしゃるということで、非常に私たちもつらい思いがあつて、熊本地震がありまして、また、東北では震度6強という地震もあっております。

そんな中で、一般質問をしていきたいと思っておりますけれども、やっぱり地元ということで、私まず1番に一般質問の中で取り上げているのが、地元企業の育成ということで、開会日26日に総務部長から議案の説明の中で、本年度は、法人税なんかの税収が、このコロナの関係もあるということで、税収が下がるという見込みがなされているということでありました。そんな中で、この地元企業の育成というのが、小売店、中小企業様々な業種があるわけですが、その中でやっぱり地元企業が元気ないと、衰退をしていくとやっぱり地元に残って若者が働こうという気にならない。やっぱり出ていくしかない。定住促進、子育て支援を幾らやっても地元の企業が衰退をずっとしていけば、働く場所がないというような状況になる。その中で、市のこの地元企業に対する育成ですね、どういうその支援だったり、どういうことを考えて地元企業さんにしっかり

頑張っていたかどうかというふうに思ってもらっちゃうのかというのをしっかり、ちょっとじっくり聞いてみたいなと思ひまして、この質問をまず一番最初に上げさせていただきました。市の地元企業育成に対する市の考えはということで、一つ目の質問をさせていただきますと思います。よろしくお祈いします。

○議長（内田靖信君） 産業経済部長 上野伸一君。

[産業経済部長 上野伸一君 登壇]

○産業経済部長（上野伸一君） おはようございます。松本議員の地元企業育成に対する市の考えはについてお答えいたします。

昨年からの新型コロナウイルス感染症の拡大は、地域経済に大きな影響を与えていることは言うまでもなく、市の税収も減収する見込みとなっており、今後の市政運営への影響も懸念される所であります。これまでコロナ禍での経済対策を実施してきている所ではありますが、この局面においては、まず事業の継続を支援することに重点を置いたものとなっており、収束後の商工業の振興についての施策は、本市の発展に非常に重要であると認識しております。

本市では、平成29年に玉名市商工業振興基本条例を制定しており、1つ目に商工業の振興は、商工業者自らの創意工夫及び自助努力のもと、市、商工業者、商店会及び商工団体の協働によることを基本とし、市民の理解、協力を得ながら行なうものとする。2つ目に、商工業の振興は、地域経済の活性化及び発展に寄与するよう行なうものとするを基本理念としており、市の責務として、基本理念にのっとり、国、県、その他の関係機関と協力し、商工業の振興に関する施策を総合的に推進するとともに、商工業者の取組を積極的に支援するよう努めるものとするとして定めております。本条例制定後、地場企業支援の事業整備等を行なっており、今後新型コロナ収束後においても商工業者の取組への支援を国、県等関係機関と連携し、強力に行ない、地域経済の活性化及び発展に寄与するべく施策を展開していき、本市地域経済の早期回復に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 9番 松本憲二君。

○9番（松本憲二君） 今、部長から答弁をいただきました。

玉名市の商工業振興基本条例ということで、平成29年の3月31日に制定をされているわけですがけれども、もちろん先ほど部長がおっしゃいましたように、市の責務としてはということであったんですけども、何と申すのかね、この条例を他市の条例とちょっと比較をした場合に、他市の条例を参考に挙げますと、市の責務としてということでもありますけれども、商工業のその位置づけというのがちゃんとその極端に言えば、結局、玉名市に本店なりそういう事業所の所在をきっちり明確にしているのがあくまでも中小企業とか小規模のその企業さんが、その本市に主たる事業所を置いてるとこ

ろをまず定めますよというのが他市の条例の中に文言で入っているというところがあるんですね。そして市の責務の中に、中小企業等における製品等の販路または役務の提供範囲だったり、市が行なう工事の発注、物品及び役務の調達等並びに指定管理者の指定に当たっては、予算の適正な執行及び透明かつ公正な競争の確保に留意するとともに、中小企業者等の受注機会の増大に努めるというのが他市の条例に載っている部分が何市か見られます。そういうところがきっちりやっぱりうちの市としては、ちゃんとそういう発注の機会であったり、そういう備品購入であったり、いろんな地元企業がちゃんとそういう納入とかできる状態であれば、そこを優先して使いますよということが明確に条例の中に反映をされているわけですね。しかしながら、うちの玉名市の条例を見ますと、そういう文言が全く載っていない、何かあやふや。いうのがちょっと見受けられるわけですね。結局、コロナ禍の中で、もちろんそういう企業の衰退というのは、これ全国的に広まっているものというふうに私も察するわけですが、しかしながら、結局、コロナが出る以前からこの条例は制定されているわけじゃないですか。それとやっぱりこのコロナがいつの日にかは、インフルエンザ的なもの、ワクチンをちゃんと毎年打って、そしてまた特効薬、リレンザとかタミフルのようなものが結局出てくれば、そういう状態にいつかは多分なっていくんだろうなど、私、これ推測ですけども、そういうふうに多分なっていたときに、やっぱり地元企業、先ほど部長がおっしゃいましたように、市の発展には絶対そこが必要ということであると思うんですけども、この条例の制定に当たってもう一回、こういう見直しというかそういうのが若干必要じゃないかなというふうに私は考えるんですけども、この辺は条例ということでなかなか部長にはちょっと発言は求められないのかなというふうに思いますけれども、このちゃんと明確にしてある条例が他市で見られるということに当たって、市長の考えをちょっとお聞かせ願えればと思うんですけども。

○議長（内田靖信君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 松本議員の再質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、本市の商工業振興基本条例には、市の発注に関し、市内事業者を優先するよう努める旨の条文はございませんけれども、本市の入札における格付け制度では、市内事業者のみを対象にしていることとありますとか、指名業者を審査する工事指名等の審査会のほうでも地場産業育成と地域経済の活性化の観点から、市内事業者で受注可能なものは市内事業者を優先して選定をしているところとあります。この入札における格付け制度は、合併後より導入しまして、市内事業者優先に努めておりましたので、商工業振興基本条例の中で改めて、同様の努力規定については設けてはいない状況であります。要するに、地場企業の育成の観点に立ったこの条例の制定というような捉え方ありますので、特別に文言としては設けられてないということとありますので、

そういったことで今後検討をする余地はないかなというふうに思っておりましたけれども、また、この後の議員からの御指摘等々を受けて検討しなければならないのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 9番 松本憲二君。

○9番（松本憲二君） 今、市長から答弁をいただいたわけですが、もちろんそういう指名だったり、そういう地場の企業を優先して指名審査会、そしてまた入札にも参加をさせているというようなことは、今、口頭ではおっしゃいますけれども、もちろん多分そういうふうにして、ずっと今までが合併当初からそういう内規みたいなものがあったということで認識をしますけれども、条例にきっちり定めるといっても今までそうした流れというのがもちろんあるんでしたら、ちゃんと文言としてきっちり条例で定めても全然違和感はないと思うんですね。こういう質問を私がしたから、若干見直しの検討もしようかというような答弁だったと思います。やっぱりこの地場企業、地場産業が衰退していけば、本当の意味で玉名の活力がなくなる。今、玉名市は約30%未満ぐらいだったと思うんですね、税収。自分ところの税収ですね。地方交付税だけでもやっぱり頼っていくというのものなかなか厳しいのかなと、日本の財政状況を見ますと。この地震があって、災害がいろんなところであって、そしてまたこのコロナ禍で、リモートワークであったり、いろんなところでこの新幹線の開業10周年ということで新聞にもずっと取り上げられています。いろんなIT企業が熊本市であったり、八代市にも6社ぐらい進出をしてくている。しかしながら玉名市にはまだ1社も進出してくていない。よくあるのが人吉市とか山都町、阿蘇市、高森町ですね、あの辺にもIT企業さんが何社か進出をしてくています東京のほうから。しかしながら、玉名市にはなかなか進出が見られないような状況ですよ、結局。今、工業団地を建設計画ということで進めてらっしゃいます。その中でどれだけ入ってくるかというのもまだ未知の世界のかなというのがありますし、在来線の玉名駅周辺を見ましてもずっとシャッター街が、なかなかシャッターが開かないというような状況も続いています。そんな中で地場企業、地場産業の育成をしっかりとやっていかないと、個人商店さんなりなんなりいろんな、県北病院も新しく400床以上の病院ができました。それと人口も減少はしておりますけれども、やっぱり他市と同様なぐらいの減少ということで、もう一途をたどっているわけじゃないんですから、やっぱりそこは地元で消費をしていただく。地元で御飯も食べていただく。外食もしていただくというような、そういう地元でのお金の回りというのをきっちりとやっていかないと、やっぱり道路網の整備も熊本県とか熊本市もいっぱい考えてらっしゃると思いますし、本当の意味で金峰山、三ノ岳からボーンと、もしトンネルが通って、結局、玉名から熊本まで15分、20分で行かれるような場合になった

とき、果たして玉名でそういうその消費関係が伸びるのかというのがやっぱりみんな熊本に行っちゃうんじゃないとか、そういう想定もできるわけですよ。そういうこともしっかり視野の中に入れた中で、地場企業の育成、地場産業の持続、継続というのをしっかり、やっぱり市が責任をもって支えていく。支えていくというか、いろんな提案、提供なんかをいっぱい話し合いながら商工業の方々ともいろんな連携をとって話し合いをしながら、いい方向に活路を見いだしていただきたいなというふうに思っております。

他市のこの市の責務ということで、ちゃんと明確にうたってあるという市もちゃんとあります。やっぱりそこはしっかり受け止めていただいて、条例に文言化でちゃんと残すことが、私は必要じゃないかなと。そうしたらやっぱり商工業の方々も見て「ああ、ちゃんと市は、市の責務というところでちゃんとしっかり私たちを後ろ盾をしてくれるんだな」という安心感、安堵感というのが多分生まれてくると思うんですね。そういう場合はしっかり協議を今後していただいて、新しい条例作成に向けて前進をしていただきたいというふうにお願いをいたしまして、市長からもこれを機会にちょっと見直しも必要かなという答弁もありましたので、そこは期待を申し上げまして次の質問に移らせていただきます。

[9番 松本憲二君 登壇]

○9番(松本憲二君) 2番目に、今、農林水産省が非常に莫大なお金を使っていたいで、横島干拓という、今から約50年、私ちょうど横島干拓が家なんですけれども、堤防沿いを今非常に補強をしていただいておりまして、国土強靱化計画ということもありまして、堤防が約1メートル50センチぐらいかさ上げをしていただいて、そしてまた非常に耐震にも優れたような堤防が築いてもらっている状況で、その堤防とその調整池というのがちょうど干拓地にはありまして、その間に約10メートルから12メートルぐらいの幅で、ちょっと泥のところが総延長でいきますと7キロメートル弱ぐらい多分あるのかなというふうに思うんですね、ちょうど旧堤防、文化財にもなっております横島の旧堤防のところからずっとその唐人川沿いから菊池川沿いまで、ずっと延長約7キロメートル弱ぐらい多分あると思うんですけれども、その土地の利用計画についてということなんですけれども、もう今、この海岸保全の堤防の強化が始まって約10年近くがたつのかなと思うんですけれども、初代の保全事業の所長さんあたりからお話を聞いているんですけれども、そこで玉名市が計画を立てたらあと2年ぐらいで終わるというふうにちょっと話を聞いているんですけれども、その計画を立てれば国としても一番最後、工事が終わるぐらいに市の計画に沿って、要望に応じてお手伝いができるところはしっかりお手伝いをして、私たちも事業完了ということでこの横島干拓堤防の補強が終わるといってお話を聞いておりますけれども、この横島干拓堤防沿いの土地利用計画というのが市のほうで何か計画はされているのかということで質問をしたいと思

ます。

○議長（内田靖信君） 産業経済部長 上野伸一君。

[産業経済部長 上野伸一君 登壇]

○産業経済部長（上野伸一君） 松本議員御質問の横島干拓堤防沿いの土地利用計画についてにお答えいたします。

横島干拓の堤防は、高潮、津波、波浪、その他海水または地盤の変動による被害から海岸を防護し、良好な営農条件を備えた沿岸農地の確保を図るため、熊本県の要請により農林水産省直轄事業にて、平成12年度から海岸保全施設整備が行なわれています。

主な工事内容といたしましては、総事業費310億円で堤防補強工、堤防根固め工、堤防舗装工などが行なわれており、令和2年度までの進捗率は約82%であり、整備完了後は農地海岸として、熊本県が維持管理を行なうこととなっております。この管理用道路と潮遊地との間に漁協の占用区間を除き、敷地幅10メートル程度が東西に約5キロメートル、議員御質問の堤防敷きスペースがあります。この部分を含めた海岸保全施設整備区域全般の事業完了後の維持管理について、農林水産省、熊本県、玉名市、玉名市土地改良区で海岸保全施設の管理検討会を毎年開催し、様々な検討を行なっております。この堤防敷きスペースにつきましても、営農者へ耕作地としての貸付けや牧草栽培の可能性、グランドカバーという雑草を生えにくくする植物の植栽やその他利活用など、将来の維持管理を踏まえて多面的に検討を行なっており、また、本市におきましても関係各課と協議を重ねておりますが、具体的な活用方法は現在のところ決まっておりません。今後は再度関係各課の意見を聴取しながら、具体的な活用方法の検討を行ない、管理者であります熊本県と協議を進め、国に対しても予算の可能な限り将来の維持管理が容易となる整備、本市にとって有意義に利活用できる整備、この両面を満たすような整備をしていただくよう継続して要望してまいります。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 9番 松本憲二君。

○9番（松本憲二君） 今、部長から答弁をいただきました。

ちょっとここでもう1個質問していいですか。大体、平成10年から始まったということだったんですけども、大体玉名市のほうにはいつぐらいをめどに工事完了というふうに農林水産省のほうからはきているのかというのはわかりますか、部長。

○議長（内田靖信君） 産業経済部長 上野伸一君。

○産業経済部長（上野伸一君） 松本議員の再質問にお答えいたします。

もともとの工事完了の予定は令和3年度とお聞きしておりましたが、令和5年度まで延伸されるというふうにお聞きしております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 9番 松本憲二君。

○9番（松本憲二君） 令和3年度で大体終わる予定だったのが令和5年度ということなんですけれども、ちょうど私も干拓の堤防がきれいになって、ちょっと見回りに行ったときに、何か計画立ててあるのかなと思って担当課に電話をして聞いたところ「いや、何も計画立ててません」ということだったんでこの質問をさせていただくんですけれども、令和5年度といたらあと2年ですよ、今、部長の答弁の中で、関係各課といろんな協議をしながらどういう活用法ができるのかということで協議をしていきたいというように、今、答弁だったと思うんですけれども、以前から多分、海岸保全の所長のほうからは、所長にも私は直接ちょっと問合せをしてみました。そうしたら「市長のほうにも重々その話はしてます」という話だったものですから、何か検討を結局されてるのかなと。結構、駐車スペースというのは、もともと堤防沿いですからほとんど車の通りもなく、いろんな多分大会であったりとか、いろんなことが多分可能なのかなというふうに私は個人的に思っていたわけですよ。いちごマラソンがずっと玉名の横島町でずっとあって、もう40回以上経過をして、金栗マラソンも、いだてんマラソンも計画はされたけれども、しかしながらこのコロナでずっと延期になっているわけですよ、中止ということになっているんですけれども、そのコースもいちごマラソンを引っかけたような形でコース設定もなされているというようなわけなんですけれども、玉名にいかに来ていただく、集客ができるような計画をやっぱり立てる必要があるんじゃないかなと思うんです、結局、コロナ禍で先ほどの地元企業の育成じゃないんですけれども、これは私が一人で考えていることなんですけれども、約5キロメートルという部長からの答弁があったんですけれども、5キロメートル、往復すれば10キロメートルありますよね、幅も10メートルですから普通の県道より広いスペースがあるわけですね。そこをランニングコースなり、グラウンドゴルフ、今、よく新聞を見ますとグラウンドゴルフの大会がいっぱいありますね、お年寄りの方々の健康づくりということで、グラウンドゴルフができるような、今、グラウンドゴルフといたら大体グラウンド、普通の運動場みたいなところであっち行き、こっち行きみたいな感じでコースを作っちゃるみたいなんですけれども、総延長5キロメートルといたらちょっと長すぎますけれども、約2キロメートルとかそれぐらいの往復でグラウンドゴルフのコースを設定したら風景も変わるだろうし、その集客ですよ、とにかく。人が来ていただく、そしてまた、温泉に入っていたいで帰っていただくとか、お年寄りの方々だったら大会があるんだったら前泊して、まずコースを前日から練習でもしてということも多分あるでしょうし、そういう観光の目的であったりとか、そういうのも計画を早め早めに立てないと、事業費が幾らかかるのか、結局、農林水産省のほうにも協力を求めんといかんというようなことですし、だからそういうのが何で今まで全然計画が進まなかったのかとい



うのが、どこに原因があると部長はお考えなのかというのを聞いていいですか。

○議長（内田靖信君） 産業経済部長 上野伸一君。

○産業経済部長（上野伸一君） 松本議員の再質問にお答えいたします。

やはり維持管理等をしていく上での担当部署といますか、そういったところのせめぎ合いもございますし、なかなか意見がまとまらないということもございまして、先ほど答弁いたしましたように関係各課寄せて意見を聴取しておりますが、なかなか意見がまとまらないというところで、今、御意見を踏まえながら前向きに検討していきたいと思っております。

○議長（内田靖信君） 9番 松本憲二君。

○9番（松本憲二君） 維持管理は何でもかかるんですね、結局。市民会館が新しくなりました。結局、コロナでほとんど使えていません。しかしながら維持管理費というのはやっぱり莫大にかかっているわけですよ。何かをやろうと思ったら、それは絶対維持管理費も結構かかりますし、しかしながら集客を得ることによって、その利益で維持管理費ができるような、そういう仕組みというのがちゃんと成り立つわけじゃないですか。結局、サッカーのスタジアムであったり、東京ドームであったりいろんな球場なんかでも全てそうじゃないですか。莫大なお金をかけて結局、建設をするんですけれども、それは収益金で維持管理をちゃんとやっていくと。維持管理をしたくないけん、維持管理をしたくないけんて言うのであれば、それは何もできませんよね。それは地域の発展には、もうそれは何もせんほうがいいですよ。何かそういう答弁を聞けば、何かちょっとむなしくなるんですけど、本当の意味で。

せっかく農林水産省からそういうお話があって、じゃあ結局、この活用をどうしようかというようなのは、市長には多分、市長にはちゃんと言ってますよと所長が言われたんですけれども、市長、やっぱり部長がちょっと答弁に困られているんですけれども、市長の考えとして、そこの活用をやっぱりしっかり考えてやっていかないと、僕はいちごマラソンのときの駐車場にも十分活用できると思うんですよ。いちごマラソン何千人と走りに来られて、一番最初のいだけマラソンの1回目ときには庁舎の駐車場であったりとか、そこからピストンだったんですけれども、舗装も堤防の上の段、下の段の管理道路ということで、舗装はちゃんと2か所道路の整備を今度してあります。そういう中で、そういう新たな活用もあるんですけれども、集客ができるようなその体制づくりというのが非常に必要だと思うんですけれども、ちょっとその辺のお考えを。

○議長（内田靖信君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 松本議員の再質問にお答えします。

この要望についての受け止め方が多少私の場合は違うかなと、捉え方が違うというふうに思っています。干拓の堤防敷きスペースについては、おおよそ延べで約6.7ヘク

タールになるかというふうに思います。以前から要望しておりますのが、いろんなスポーツであるとかイベントに使えるための多目的スペースとして整地をしていただきたいという要望をしております。ですから、おおむねそのようにできるのだろうというふうに思っておりますけれども、今議論がなされているのは、それに上乘せして、例えば何らかの構造物であるとか、何らかの施設を整備するために要望してはどうかというような今議論かなというふうに思っています。私はそうではなくて、多目的に使えるために整地をしていただくことが大変重要で、そこでどういったスポーツをやるのか、どういったイベントを今からつくっていくのか、そういったところをしっかりと検討しなければならないだろうと、私の感覚ではそういうふうに思っています。

これまでに何か構造物であったり、施設であったりつくれるようなものがないかというような検討は政策推進の音頭によって市内でも農地整備課、それから観光がありますのでふるさとセールス課、それからスポーツ振興課、そして地域振興課交えて、協議を重ねておりますけれども、やはり行き着くところはやはり多目的に使えるような状態に整地をしてほしいというようなことに行き着くのかなというふうに思っておりますので、今後もおおむね2年とおっしゃいましたけど、令和3年度、4年度、5年度、3か年ありますのでそこは本当にそれでいいのか、そういう形でいいのかということをしかりと再検討しながら、しっかりと今までも要望しておりますけれども、今後もしっかり要望していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 9番 松本憲二君。

○9番（松本憲二君） 私はそういう施設というものを全然考えていません。私はどっちかといったらもちろん今、市長がおっしゃいましたように、そういう整備ですよ、その何でも使えるような多目的に使えるような。しかしながら、山あり谷ありのグラウンドゴルフのコースであったりだとか、結局トライアスロンじゃないですけども、そういうのであったら若干のこの高低差をつくっていただく。今きっちりきれいにまっすぐな状態で整備がなされているんですね、多分、担当課あたりが、じゃあどこまで知ってるか、ちゃんと防草シートもきれいに貼られて、のり面をきれいに打たれて、そういう整備まで着々と日に日に進んでいるわけですよ。やっぱりその盛土が必要であったりとか、こういうところにじゃあ、コース設定するのにこういうふうな、結局、樹木を潮風にも強いような樹木であったりだとか、芝をもちろん植わしていただければ、そういう芝の剪定だったりというのもしていかなければいけないじゃないですか。僕は構造物っていうのじゃなくて、そういう自然のまんまである程度の少しの山であったりとか樹木を植えていただくとか、そういうのが僕は必要じゃないかなと思うんですね。

これは多分一般質問でしてないと思うんですけども、旧堤防があるじゃないですか、

文化財の。僕は一つ思っているのは、旧堤防沿いの裏は結局、泥なんですよね、あそこは。今、ものすごく雑木林というか、竹が植わったりとか木が本当に植わって、全然その景観が悪いし、そこに全部樹木を伐採して桜の木でも本当に植わしたらすごいだろうなど。そこも約全長5キロメートルぐらいあるんで、桜並木ということで、その観光客も非常に集客ができるんじゃないかろうかという思いももっているんですけども、なかなか潮風に若干桜は弱いと、ソメイヨシノはですね、弱いということもあってやっぱりそれをじゃあ、草枕温泉のほうから見たらものすごく多分きれいだと思うんですね。

その活用というのがいろんなところに波及するのかなというふうに思いますので、その辺はしっかり検討をされて、私が若干、一般質問の聞き取りの中で話した中では、聞いた中では、舗装、一番経費がかからないように舗装にしたらどうかという検討じゃないですけども、そういうのも若干話が出ましたということだったんで、まあ、市長もはめていらっしゃるSDGsですね。やっぱり環境、舗装はものすごく気温も上がりますし、その辺は十分再検討をなされて、その舗装というのは、維持管理費が一番かからんのかもしれないですけども、その辺はしっかりそのバッチがせっかく光つてますので、しっかり自然に調和をしながら、何かそういう集客だったりイベントだったり、いろんなことができて、ましてや経済効果が生まれるような、そういう取組というのをしっかり考えていただきたいなというふうにお願いをいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

[9番 松本憲二君 登壇]

○9番(松本憲二君) これは毎回質問をするんですけども、玉名市の道路網の整備計画ということで、くまもと県北病院も新玉名駅の北側に402床ということで3月2日から外来の診察が始まっております。今までの玉名中央病院と比較をしますと、岱明の鍋地区であったりだとか、私たち横島、滑石、それとか天水辺りからしたら非常にまだ道路としてもちょっと行きにくいというような形態が見られるというような中で、今、用地買収も着々と進みながら、県道玉名立花線が多分延伸をするのかなというふうに思っております。しかしながら、市民の方々というのは立花線がいつできるのか。いつ開通ができるのかということも多分御存じの方は少ないんだろうなというふうに思います。じゃあ、どういう形で、どこまでその立花線がきっちり延伸をして、いつぐらいに完成をして通行ができるのかということもありますので、全体的な道路網の整備計画ということで聞いておりますが、まず一番最初にこの立花線のことについて答弁をお願いしたいと思います。

○議長(内田靖信君) 建設部長 片山敬治君。

[建設部長 片山敬治君 登壇]

○建設部長(片山敬治君) おはようございます。

松本議員御質問の玉名市道路網の整備計画についてお答えいたします。

玉名市管内の主要幹線道路としては、国道501号及び県道寺田岱明線、旧国道208号になります。それと国道208号が市域内の東西を通過し、物流及び交通の基幹道路として機能しております。さらに、令和3年4月開通予定の都市計画道路岱明玉名線が、国道501号と県道寺田岱明線を南北に結ぶ幹線道路として機能することになります。本事業完了後は、令和3年度から2か年をかけて、都市計画道路の見直しによる道路網の再検証を予定しております。この見直しでは、単なる存続廃止だけではなく、市が目指すべき将来像に見合ったまちづくりにも効果的な見直しが必要であり、また、地域の公共交通拠点であるJRの各駅や生活拠点である商業施設、病院などを捉えたより一層の利便性を向上させることも必要と考えております。その中で、今月1日開院したくまもと県北病院は、地域にとって重要な拠点と認識しており、県が現在整備を進めている県道玉名立花線道路改良事業が令和6年度末の開通を目標に実施されており、全線開通すれば本病院への交通の利便性も高まるものと期待しております。

以上です。

○議長（内田靖信君） 9番 松本憲二君。

○9番（松本憲二君） 部長から令和6年度末が立花線の開通ということで、今答弁をいただきました。令和6年度、約4年間ですよね。その間、あっち行き、こっち行きというような感じなるのかなと。結局、立花線のことを聞いたのは、立花線がちょうど玉名市土地改良区、あの事務所の裏手を多分通ると思うんですけども、ちょうど玉名大橋を大倉のほうから渡ってきて、橋を渡りきったところに信号がありますよね、そこから右折、こっちの河崎のほうに入ってくるのが7時から9時まではちょうど通行禁止と、進入禁止と、右折禁止に多分なっていると思うんですけども、そういうところを考えますと、やっぱりその辺も警察あたりと協議をしていかないと、何か立花線ができたときにわざわざこの市役所通りに入ってきて、そこの岩崎の信号ですよね、マルエイさんの信号からまた右に入ってというようなことになるのかなというふうに思うんですね。岱明玉名線も一応開通をした後もやっぱりこの南北ラインというのがほとんどない。2年間かけて計画をきっちり見直してということであったんですけども、大体その都市計画道路が、じゃあ、いつできるのか。もうある程度の時期があるじゃないですか、じゃあ、結局、2年間で計画を見直す。大体、将来的にいつをめどにこの道路を開通させたい。目標がないと結局、だからもう50年、60年手つかずの都市計画道路というのがいまだに存在するというような、多分事態になっているのかなと思うんですね、もう1個その県道でいいますと、大浜小天線ありますよね、大浜小天線。大浜小天線が横島の唐人川のところでぶつ切り切れて、今度はまた天水に入って受免のところから501号線まで県道なんですね、よく大型トラックがカーナビで来たらそこに入ってこられる

んですね、そうしたら結局橋がないということで、あれは防潮樋門の管理道路ですから、あそこは大体道路じゃないんですね、樋門の管理道路なんですよ。そこを私たちも通行させていただいているんですけれども。延伸、唐人川で、横島で切れてまた天水から始まっているというところのこの延伸を県に要望とかというのも今までなされたことがあるのかどうかというのがわかりますか。橋を架けるとか。

○議長（内田靖信君） 建設部長 片山敬治君。

○建設部長（片山敬治君） 今、松本議員がおっしゃった天水町を通過する国道501号ですが、県道1号線との赤崎交差点が改修され、下りの渋滞は緩和されたと思っております。ただし、おっしゃるとおり上りの渋滞が残っている状態で、今後新たな迂回ルートとして、県道小天線を活用することも一つの案と思われます。ただ、その橋梁を設置するなどの多額の費用が、唐人川を渡すために橋梁設置するなどの多額の費用が必要と考えられますので、今後はその道路管理者である熊本県と多角的な視点から事業の効果を検討することが重要だと考えております。

以上です。

○議長（内田靖信君） 9番 松本憲二君。

○9番（松本憲二君） もちろんあそこのちょうど国道501号から県道1号線と今度は長洲港のほうに行く501号、左折をするわけですけれども、下りのほうは天水町の交差点、あそこをちょっと改良されたおかげで大分渋滞も見られないんですけれども、今度は逆に上りが非常にローソンのところから、今、お弁当屋さんとかガソリンスタンドがあるところまで渋滞するときには、本当渋滞しているというような状況も見受けられます。一応、その管理者の熊本県あたりと、結局、県道が川を挟んでぶつ切り切れているわけですよね、そこはやっぱり玉名市としては、地元でもありますし、県道がぶつ切り切れたまんまというのも非常におかしいものですから、そこはやっぱり協議をさせていただいて、どういう考えを熊本県が持ってらっしゃるのかというのは十分把握をしておいていただかないといかんのかなというふうに思います。それはちょっと要望としてお願いをしておきます。

それともう1個は、農免道路が豊水から今ずっと天水の県道1号線のところからずっと北牟田のところまで入ってきて、それから豊水の北牟田のJAの大きい選果場があるんですけれども、そこから小島橋まで農免道路がかかっているわけですけれども、小島橋を渡ってからが玉名市街地まで入ってくるのに非常に狭い道を今通っているわけですね。そこには住宅がいっぱい建ち並んで、子どもの飛び出し注意という看板も非常に見受けられます。そんな中で、玉名市としてその道路網の計画の中にこの小島橋を渡ってからのこの駅、玉名駅がありますよね、在来線の。そこをこの上の高架橋で渡すのか、踏切で行くのか、下にトンネルを掘って通すのかという計画というのが1回ぐらい協議

というのがあってるのかどうかというのをちょっとお聞かせ願いたいんですけども。

○議長（内田靖信君） 建設部長 片山敬治君。

○建設部長（片山敬治君） 松本議員の小島橋からJR玉名駅の接道についてお答えいたします。

南北に新たなルートとして、小島橋からJR玉名駅を接続する道路については、JR玉名駅の老朽化問題や駅前広場周辺の再整備などと併せて検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（内田靖信君） 9番 松本憲二君。

○9番（松本憲二君） JRとの協議も必要でしょうし、その在来線の玉名駅周辺整備と一緒に計画をしていきたいという答弁だったんですけど、大体それがいつぐらいに計画を立てられるのかというのははっきりやっぱり言えないですか。大体、これぐらいをめぐりにということやっていかないといけないと思うんですけども。

○議長（内田靖信君） 建設部長 片山敬治君。

○建設部長（片山敬治君） 松本議員の御質問の、大体いつぐらいの時期かということなんですけれども、今現在、都市計画マスタープランの見直しを今年度より行ないます。その見直しの中で、今回のそのJR在来線の駅の再開発とか、まちづくりをその中で検討して行って、その中でいつの時期になるかというのを、できれば皆様に明確にお話しできればと考えております。

以上です。

○議長（内田靖信君） 9番 松本憲二君。

○9番（松本憲二君） そうしたら都市計画マスタープランというのが大体2年間で、今から令和3年、大体4年ぐらいで、2年間で計画をしっかりと見直して立てていくということで、じゃあ、2年後には大体いつの時期にということが明確になるわけですかね。そういうふうに認識していいですか。

○建設部長（片山敬治君） はい。

○9番（松本憲二君） じゃあ、約2年度、令和5年度中には、大体いつぐらいに小島橋からの延伸がどうなるのか、南北線がどうなるのかということがお示しができると、市民の皆様方にですね。じゃあ、そういうふうに令和5年度中ということで、ここで答弁をいただきましたので、それを期待して、しっかり玉名市の道路網の整備ともう1個は都市計画のきっちりとしたマスタープランを築いていただきたいなというふうに思います。私も都市計画審議会の今、委員に選任をされていますので、そこでしっかり協議をしていきたいなというふうに思います。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。

○議長（内田靖信君） 松本憲二議員の一般質問の途中ですが、議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（内田靖信君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

9番 松本憲二君。

[9番 松本憲二君 登壇]

○9番（松本憲二君） それでは、私の最後の一般質問になります。

有限会社横島町特産物振興協会、通称ふるさとセンターY・BOXの交際費の使途についてということでお伺いしたいと思います。

これは、私は多分9月議会だったと思うんですけども、菊池市の第三セクターでありますメロンドームだったですかね、メロンドームとそれと温泉ですね、七城温泉ドーム、その交際費の使途ということで、新聞にも大きく取り上げられて、ふるさとセンターY・BOXではきっちり使われていますかということで市長にお伺いをして、市長が記者会見の中で玉名市としては、玉名市の藏原隆浩市長は社長を務める農産物直売所ふるさとセンターY・BOXを運営する第三セクターの交際費支出について、適正に処理されたと明らかにしたということで、市やJAたまな、横島漁協、出資者である事務調査会議を実施と、税理士を交えた交際費の支出に書類などを調べ、適正とその確認したということで、記者会見をされております。

私たちには、市議会のほうには、玉名市はそのふるさとセンターY・BOXに対しまして1,000万円の出資をしているというようなこともありまして、こういう感じで経営状況説明書ということで、私たちには配付があります。その中で交際費、この資料は平成31年度の資料なんですけれども、交際費が90万円の予算額に対しまして決算額が93万7,737円、それと平成30年度は交際費が100万円の予算額に対しまして、決算額が103万8,156円、平成29年度は70万円の予算額に対しまして119万151円、平成28年度の交際費が55万円の予算額に対しまして87万1,475円使っているということで、こういう報告書をいただいております。そんな中で、市長はちゃんと適正に使われていますよという記者会見をされたんですけども、私たちも交際費ということだけで一応、そういう書類しかもらってませんので、情報開示ということで、情報開示請求をいたしまして、ふるさとセンターY・BOXのほうから使途一覧表ということでいただきました。そんな中で二次会、三次会というような領収証がいっぱい出てきたわけなんですけれども、この適正というのがもちろん交際費というのをちゃんと辞書で調べますと、その営業に関する相手先だったりとか、そういうのと接

待するというのに使われるのが交際費ということできっちり載っているんですけども、なんの会合でも一緒ですけども、多分市長も年間100万円ぐらい交際費を使われていると思いますけれども、熊本県議会ではリモートになって、多分90万円ぐらいの県知事の交際費の払い戻しというのが新聞にもちょっと載ったんですけども、私たち議員もよくなんだかんだというような会合に呼ばれて、懇親会ということで会費を払います。しかしながら二次会、三次会というのは普通自分のポケットの中から出すのが当たり前じゃないかなと、一般的な考えとしてはですね。それが適正に使われていたという市長の見解を、どのような判断でこういう記者会見に至ったのかというのをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（内田靖信君） 市長 藏原隆浩君。

[市長 藏原隆浩君 登壇]

○市長（藏原隆浩君） 松本議員の御質問にお答えをいたします。

まず、交際費の支出の内容に関しましては、有限会社横島町特産物振興協会の監査役2名の監査を行なっていただいて、制度会計上適正に処理されております。ただ、これまで交際費の支出に関する明確な基準がなく、以前からも株主総会において、役員より交際費の支出について使途や金額の削減を求めるような意見があっていたというふうに伺っております。昨年10月7日に臨時役員会を開催して、交際費の今後の取扱いについて検討を行ない、これまでなかった明確な交際費支出基準など新しいルール作りを行なうこととしました。その後、11月7日に市、JAたまな、横島漁協、玉名市商工会などの各出資団体の担当者の出席のもと、事務調査会議を実施しました。南九州税理士会、玉名支部の税理士、いってみれば外部の第三者の専門家の方にも御参加をいただいて調査を行なっていただき、専門的な見地から先ほど申し上げたとおり、制度会計上問題ないとの御意見を頂戴したものの、今後、管理会計上、これは内部のルールとして適正な支出を徹底するために、支出項目や限度額を定めるなどの交際費支出基準を作成したわけでありまして、その作成に当たっても御助言をいただいて、素案をつくりました。そしてその後の役員会におきまして、その交際費支出基準というものを決定しました。今後の支出に関しましては、交際費支出基準のルールに沿って、適正な支出に努めるように引き続き運営者側のほうに指導を行なってまいりたいというふうに思っております。

一つ申し上げておきたいのが、やはり第三セクターとしてこの会社が出来上がって、民間の企業、有限会社として運営されております。どのようなものかという見方でいくのかと、例えば、官庁会計でありますとか、公益法人会計であるならば、先ほど議員がおっしゃられたように、例えば、それぞれの社員であったりが飲み食いのために費用を支出するというようなことは決してあり得ないし、あってはなりません。ただ、有限会社という



ことでありますので、営業、販促のために、例えば、売上げを上げるため、利益を確保するために営業努力として接待、接遇をしていくということは当たり前のことであり、これは一次会であろうが、二次会であろうが、三次会であろうがそれは関係ない。エビでタイを釣るのではないですけれども、それが企業努力になるんだらうというふうに思います。そういったことを考えると、その第三セクターということ自体がそもそも弊害が来ているのではないかとということもありますので、今、予定されている民営化をやっばり一刻も早く進めていかなければならないんだらうというふうに思います。

それにしても多少時間がかかるというふうに思いますので、菊池のほうでは市の監査委員に監査をお願いしたというようことでありましたけれども、今回の場合は、市の監査委員で菊池のほうがされますけれども、先日新聞でも報道がございましたとおり、それからもう一つ外部の審査会というか、そういったところまで検討しているというふうに市長がおっしゃられていたということをお聞きしておりますけれども、いってみれば当方、うちのほうでは外部に見てもらって、その精査を行なったわけでありまして、より厳しく審査をしたのではないかとこのように思っております。ですので、今後当面は民営化するまでは、新しく作ったルールに基づいて、しっかりと運営を図ってもらうように指導していきますけれども、その中で例えば、新しく作ったルールを逸脱するとか、あるいは経営状況が悪化していくというようなことがもしもあるようであれば、すぐにでも市のほうの監査の要求を検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 9番 松本憲二君。

○9番（松本憲二君） 今、市長から答弁を伺ったわけですがけれども、もちろん会計法上は何ら問題はないと、私もそういう認識をいたしております。制度上はですね。しかしながら、先ほど有限会社ということで、それは私も会社を一つ経営をいたしております。もちろん一次会、二次会、三次会、四次会、五次会、そうしたら幾ら使おうとも多分、問題はないわけですよ。しかしながら、いろんなところにじゃあ、市長は公人ですから、そういうところに、もし商工会議所の新春の集いであったり、一次会はもちろん払われる。しかしながら二次会からは公的な公な人間は二次会からは、それは玉名市でちゃんと会費を一次会を納めて、二次会にも市長が行かれるのであれば、もちろん財布の中から、自分のポケットマネーから多分出されるんだらうなというふうに認識をいたします。

この結局、予算額からオーバーをして使っている部分というのがあるじゃないですか。結局、その予算というのは前年度の使用した分を比較検討した上で予算というのが多分立てられると思うんですよね。2年間、3年間にわたってこの予算額をオーバーした中で、ましてやそのちゃんと交際費の中に、私は領収証というのをはっきりまだ全体的に

見てはいませんが、ちゃんと明確に書いてあるのが、この交際費で使った部分、じゃあ、何人のそこに参加があったのか、その宴の席にですね、それとかゴルフ接待。ゴルフ場に行かれて、結局、誰と行かれたのかというのが明確に載っていないと、これは交際費として認められませんよというのがちゃんとその交際費の基準の中に設定はしてあります。そこをしっかりと一回精査しないといけないなど、私も思っているんですけど、菊池市の場合は、市の監査委員にもう一回そこをしっかりと見ていただく。何と言うんですかね、一般市民の感情じゃないですけど、結局、公的資金がここに投入されているわけですね、去年は、まして約800万円近い赤字が出ているわけです。ずっと毎年毎年ずっと黒字であったのは、私も確認をしております。去年、一昨年、令和元年度はもちろんいだてんのドラマ館の運営もされてますから、いだてんの入場者数も非常に少なかったということもあって、若干の赤字が出たのかなというのは、私も思うところではありますけれども、市の監査委員でましてや外部監査ということでまた菊池はいつておられます。市長先ほど外部監査は、うちの結局、出資のところでも市とは全く関係ないJAさんだったり監査委員さんは商工会のほうから出てらっしゃるといふように私認識をしておいて、それが外部と言われれば。

○市長（藏原隆浩君） 税理士、税理士。

○9番（松本憲二君） 税理士さんですね。

○市長（藏原隆浩君） 専門家。外部の専門家。

○9番（松本憲二君） 税理士さんは今回入られたわけでしょう。以前までは2人の監査だったでしょう。だったじゃないですか。印鑑が押されてたのは2人の監査員さんだったですよ、税理士さん入ってらっしゃらなかったですよ、それを外部というふうには私は思わないですよ。やっぱりきっちりその第三セクターに全然入っていない部外者に監査を行なっていただいて、そのちゃんとルールを今度から作りましたよということなんですけれども、以前、菊池でも問題になっているのは、以前のやっぱり用途なんですよ。今まで使ってたのが適正だったのかということなんです。今後はきっちりそういうところがあったから市の監査委員に監査を求めて、そしてまた外部の監査員もちゃんと設定をして、きっちりそういうのを明確に市民にも公にできるような情報公開もちゃんとできるような体制をつくりますよということで、多分、菊池は改めてらっしゃると思うんですけども、市として今までのをもう一回精査するという気は全然あられませんか。

○議長（内田靖信君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 再質問にお答えします。

ちょっと誤解のないよう、前提の話をしておきますけれども、第三セクターで有限会社でありますので、充て職として社長は私がなっておりますけれども、さっきからなん

か私が使っているような話しぶりだったものですから、例えば、私だけでなく、JAたまなさん、それから漁協さん、それから商工会でその理事会といいますか役員が構成されておりますけれども、私はじめ役員それぞれ一人たりとも報酬も交通費も費用弁償もましてや接待交際費を使うなんてことはあり得ないんですよ。そういった中で会社の中で利用されてきたという話が前提であるわけですが、さっき申し上げたとおり11月の7日に、通常の監査は6月総会のときに行ないます。11月の7日にこれは本当に大丈夫なんだろうかというような心配、不安があったものですから、それぞれにまた再度集まっていたいて、ただ、そこに私がいう内部なんですね、それは。だからこそ南九州税理士会玉名支部長さんをお願いをして、専門家の税理士の方に来ていただいて再度監査を行なった。調査を行なったということでありますので、菊池が今度発言された部分というのは、もう既に行なったというようなことだと、私は捉えています。

もう一つは、ちょっとよそ様のことをあまりいろいろ言うといかんとおもいますけれども、菊池の場合、領収証がないとか使途不明金が幾つもあるとか。そういったことはないからこそ制度会計上認められていると、間違っていないというような結論をいただいておりますので、あとは内部でのルールをどういうふうにつくるのか、要するに僕が一番問題だったと思うのは、これまでそのルールが設けられていなかったのが問題だというふうに思いますので、だからこそ、すぐそれに取りかかって基準を明確に定めて、これからは一つ一つ稟議上げて決裁をしてからでないと思えないように今度したんですよ。だからその運用を見ながら、それを逸脱するような行為がもしあるとか、あるいは経営状況が悪化するとか、去年はドラマ館とコロナもあって、確かに単年度では800万円の赤字が出ています。ですけれども累積黒なんですよ、700万円以上の累積黒字です、今。ですから経営状況が悪化している状態ではない。しかも今年度は黒字です。また既に恐らく、予測ですけれども。そういう状況にありますので、今後経営状況が悪化するようなことがあれば、あるいは、今回定めた基準を逸脱するようなことがあるのであれば、すぐにでも市の監査のほうに入ってもらいたいというふうに思っておりますので、今の時点で依頼をするというようなことはちょっと考えられないかなというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 9番 松本憲二君。

○9番（松本憲二君） 結局、黒字、黒字と言えば温泉ドームとかメロンドームは莫大な黒字なんです。結局、売上げ、黒字化からしたら結局、あの金額というのはその接待交際費で使われていた金額というのは、金額的にはそこまでおかしくない金額なのかなというふうに私は認識をします。売上げでいけばですよ。ものすごい黒字ですから、あそこは。市のほうにもちゃんと出資の配当もきっちりなされているというような状況で

もあると。だから結局、黒字だから経営がものすごく悪くなったからという問題じゃないんですよ。市長がそういう私も不安を感じたからとおっしゃったんですけども、それは私が質問をしたから、それで本当に大丈夫かなと菊池の問題が出てきてそういうことがなされたわけじゃないですか。市長就任をなされてすぐそういうふうに着手ができていなかったということじゃないですか。2年間そのままいかれていた。じゃあ、不思議に思われてもよかったのかなというふうに思うんですけども、その中で、もちろん黒字というのもあります。接待交際費もきっちり基準を今度からちゃんと設けたからということもありますけれども、今までの基準がやっぱりつくられてなかった。それは今回その菊池の問題が出て、私が一般質問をしたこともあってそういうところに至ったということもあるんで、その辺はしっかり今後というのももちろん大事ですけども、以前の今まで使われていた結局予算額よりオーバーですからね、オーバー。やっぱりその辺は一回、私は市の監査委員さんにでもきっちり公正、公平な立場から見ていただいて、もちろん税理士さんが入ってらっしゃいます。入ってみてもらったということなんですけれども、その辺も私は必要じゃないかなというふうに思いますし、あとその外部、菊池でおっしゃっています外部の監査に関してもしっかり今後検討をした中で、そういう監査の外部監査もちゃんと入れていくというのも必要じゃなかろうかというふうに考えます。

今の市長の見解を伺いますと、今の段階ではその市の監査委員さんにも見てもらう必要もないし、南九州税理士会玉名支部の支部長さんにちゃんと見ていただいたものですから、そこは結局、玉名市の場合は第三セクター、有限会社横島町特産振興協会に関しては、これでいくというような見解ですよ。市の監査委員さんにも見てもらう必要もないし、これは公正、きっちり適正に使われていたということで判断をしているというような見解ですよ。市長が使われたというのは僕は一言も言っていませんから。その有限会社横島町特産振興協会の中での交際費がこの予算額に対してオーバーをして使われているだとか、もちろん普通一般的なその市民感情としては、やっぱり二次会、三次会までのそういう費用は、本当にその有限会社横島町特産物振興協会の売上げ発展のために使われていたのかということもやっぱり疑問の声も私たちに入ってきたものですから、これはあえて質問をさせていただいているというところがありますものですから、その辺を社長であられます、その充て職というのも玉名市は1,000万円の出資をしているわけですから、いかなる充て職、充て職といってもやっぱり社長であられる藏原市長には重大な責任があるというような思いがあって、こういう質問をさせていただいているんですから、その辺の認識はしっかり持っていただいて、その辺のこの結局、有限会社横島町特産物振興協会の在り方ですよ、今多分職員さんが1人だと思うんですよ。あとは全てパートさんなのかなというふうに私は認識しているんですけども、職員を

きっちり農園部門だったり、加工部門だったりという職員さんをきっちり入れてまだや  
っていけば、売上げもまたじゃんじゃん伸びるんじゃないかなというふうに思いますし、  
今度は民営化にわざわざする必要がないと思うんですよ、赤字じゃないんですから。も  
うちょっと市のほうからのご入れ、第三セクターで漁協さんだったり農協さんと話し  
合った中で、売場のもうちょっと拡張だったり、きっちりシャッターをつけるだったり、  
そういうところにもうちょっと補助金を出しても、もうちょっと売上げが1億円、2億  
円伸びるのであれば、そういう検討も玉名市の発展にも結局つながっていくわけですか  
ら、いっぱい車止まっていますから、そういうところもちゃんと検討をさせていただいて、  
しっかりした運営体制を今後構築していただきますようお願いを申し上げます、私の  
一般質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（内田靖信君） 以上で、松本憲二君の質問は終わりました。

7番 北本将幸君。

[7番 北本将幸君 登壇]

○7番（北本将幸君） おはようございます。7番、創政未来の北本将幸です。

先週、衆議院本会議にて、令和3年度の予算案が可決されました。これにより年度内  
の予算成立が確実となりました。予算規模も106兆円超えとなり、新型コロナ対策費  
や社会保障費の増加により9年連続で過去最大を更新しました。新型コロナ感染症の拡  
大に伴い、行政には新しい生活様式に対する対応など、様々な対策が求められています。  
行政運営においては、市民生活の安定に向けて、あるいは利便性向上に向けて、何をや  
らなければならないのか明確に目標を定めて進めていかなければなりません。今回は、  
教育、公共交通、政策立案の大きく3項目について質問させていただきます。

それでは、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

まず初めに、よりよい教育環境の実現について質問いたします。本年度に小学校で新  
しい学習指導要領が実施され、新年度より中学校で開始されます。急速に進む社会変化  
の中で、教育分野に求められているものはますます多様化していきます。新学習指導要  
領での新たな取組としては、道徳の教科化や外国語教育、プログラミング教育などが導  
入されます。実際、私が義務教育を受けていたときはなかったものも多数あります。小  
中学校での新学習指導要領の全面実施に伴い、新たに取り組むべき課題が増加する中で、  
教職員の負担、担う役割はますます大きくなっていくことが予想されます。この指導内  
容を確実に実施していくためにも、よりよい教育環境を実現していかなければなりません。  
そのために取り組んでいく必要があるものの一つが教職員の働き方改革です。教職員  
の働き方改革については、数年前から大きく言われるようになってきましたが、まだ  
まだ改善していかなければならないのではないのでしょうか。国においても働き方改革に  
ついては、新年度予算案において様々な予算づけをされており、教職員が子どもと向き

合う時間を確保するようにとされています。そこでまず初めに、教職員の業務量の現状について1点お伺いします。

○議長（内田靖信君） 教育部長 西村則義君。

[教育部長 西村則義君 登壇]

○教育部長（西村則義君） 北本議員の教職員の業務量についての質問にお答えいたします。

玉名市教育委員会として、教職員の業務量が多いと認識しておりますが、4か月に1度、市教育委員会へ在校時間等の報告書を提出してもらい、教職員の勤務状況を確認する限り、現在、小学校では部活動がなくなり、かなり超過勤務は減少しております。しかしながら、中学校ではまだ小学校のように減少していないのが現状でございます。そのため、さらなる校務の縮減を図ったり、部活動指導員を配置することなどで業務量の縮減に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 答弁いただきました。

教育委員会としても現状の業務量としては多いと認識されていると思います。この働き方改革を進めていく上で取り組んでいくべきこととして、主に二つが考えられると思います。一つが、今答弁にもあったように勤務時間の管理。もう一つが答弁にもありましたけど、業務量の見直し、この二つを並行して進めていくことが必要だと思えます。

1点目の勤務時間の管理についてですけど、給特法という公立学校の教職員の給与に関する法律が改正されて、文部科学省として1か月45時間、年360時間などを制限として時間外労働の削減に取り組まれてきました。

ちょっと1個スライドを見ていただきたいんですけど。

[拡大投影にて画像を示す]

○7番（北本将幸君） これがこの前発表されている熊本県の教職員の働き方推進プランにある調査結果ですけど、2019年度においては約4割の方が月45時間の基準をオーバーしているという結果になっています。

今、先ほど部長の答弁でもありましたけど、玉名市も4か月に1回時間外勤務調査されて、令和元年度、令和2年度と減ってきているという状況で改善できているという認識だと思いますけど、この時間の管理だけで評価していくと、やっぱり根本的な改善にはつながっていかない可能性もあるんじゃないかなと思います。つまりどういうことが起きるかという、時間外労働の過小報告や仕事の持ち帰りなどにつながって、根本的な改善につながっていかないというケースも起きてくると思います。公立学校の場合は、給特法という特別の形態が取られており、残業代が出ない特殊な制度ですから、過小申

告しても正しく申告しても賃金は変わりません。実際、他の市町村でも滋賀県のある町の教育委員会において、在校時間について土日祝日の記録を除外していたというようなことや、他県の県立学校で残業代を過小評価していたという事例も起きてきています。やっぱりこの時間外の、早く帰って残業しないようにというこの時間の勤務だけだとうしても限界がくるのかなと思います。

そこで、取り組んでいかなければならないのがやっぱり業務量。業務をどう見直していくかだと思いますけど、そこで1点再質問なんですけど、県の推進プランでも教職員が担う業務の明確化、適正化が示されています。その一つに学校徴収金や給食費の公会計化など、学校でのお金の取扱いの業務について、どう考えていくかというのも掲げられていますけど、現在、玉名市の取組状況としてはどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 教育部長 西村則義君。

○教育部長（西村則義君） 北本議員の再質問にお答えいたします。

学校徴収金の一つである学校給食費につきましては、令和4年4月からの運用開始予定で公会計化を実施することとしております。この導入により教職員の負担はかなり軽減されることと思われまます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 令和4年4月から開始されるということですので、このお金の取扱いという業務が学校からなくなっていくというのは、やはり働き方改革につながっていくと思いますので、ちゃんと令和4年4月に開始できるように今後もしっかり取り組んでいただきたいと思います。

やはりこういう具体的に一つ一つどの業務を改善していくかというのを明確にしながら取り組んでいかないといけないんですけど、それ以外に現在、教育委員会として改善したり、削減したりできる業務としてほかにどのようなものを考えられているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 教育部長 西村則義君。

○教育部長（西村則義君） 北本議員の再質問にお答えいたします。

現在、学校現場では、業務量の削減について、昨年2月文部科学省から示されました学校における働き方改革取組事例集を参考に様々な点で取り組んでおります。学校行事の精選、日課表の見直し、学校安心安全メールを活用した保護者への連絡、校務分掌の複数体制化、不登校・いじめ問題に関する校内委員会の設置による対応などがあります。教育委員会としましても、調査・アンケートを精選した上で依頼することや、会議研修の回数や人数の削減、出勤簿の廃止等を行なっております。また、中学校における部活

動指針の遵守と部活動指導員の活用、学校閉庁日の設定、スクールサポートスタッフの配置などにも取り組んでおります。

本市は、今後校務支援システムの導入により、成績処理や通知表作成のICT化、効果を検証しながら部活動指導員の拡充、留守番電話による対応などについて検討しております。教育委員会と学校が連携を図りながら、学校現場の業務量の削減を行ない、学校において教師が児童・生徒と向き合う時間を生み出せるように取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 今、答弁にあったように、具体的にその項目、かなり項目出てきたと思うんですけど、それ1個1個解決していけば働き方改革にしっかりつながっていくと思いますので、やっぱり時間だけ、残業時間45時間以上にならないようにしようというんじゃなくて、その業務量を今、答弁いただいた業務量をしっかり改善できるように進めていただきたいと思います。

やっぱりそれでも教育内容が現在、本当に多様化していると思います。学校に求められているものというのもやっぱり大きくなってきているのが現状じゃないかなと思います。その分業務量も増えてしまう部分もあると思うんですけど、やはりそこで重要になるのが2点目の質問に移りたいんですけど、教職員以外のスタッフをどう教育現場に参画させていくかということになると思うんですけど、市の現状のほうをお伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 教育部長 西村則義君。

○教育部長（西村則義君） 北本議員の教職員以外のスタッフ参画についての御質問にお答えいたします。

現在、玉名市の学校では、教職員以外のスタッフとしては、玉名市の会計年度任用職員として特別支援教育支援員や図書室補助員、適応指導教室指導員等が学校の運営に参画しております。令和2年度の人数は、特別支援教育支援員が47名、図書室補助員が16名、適応指導教室指導員が5名、計68名で、必要経費の人件費予算額は1億3,528万3,691円でございます。

支援員の過去の推移としましては、平成30年度は68名、決算額で申しますと9,935万8,069円、令和元年度には67名、決算額で申しますと1億433万7,382円でございます。

業務内容としては、特別支援教育支援員は、特別支援学級や通常学級において支援を要する児童・生徒に対して、学習面や生活面において適切な指導及び必要な支援を行っております。図書室補助員は、学校の図書館業務の全般を担っており、図書室の貸出業務や環境づくり、児童・生徒の読書活動の推進に向けた取組などを行っております。



適応指導教室指導員は、生徒及び保護者との教育相談や生徒の学習活動等の支援を行なっています。

支援員等の学校運営への参画の成果としましては、まず、特別支援教育支援員については、授業や生活のあらゆる場面において担任等と連携しながら支援を要する児童・生徒に寄り添い、個に応じた支援を行なうことで、児童・生徒の学力の充実や生活面での落ち着きにつながっています。図書室補助員については、選書や本の管理等に専門的な知識を生かし、児童・生徒が図書室を利用しやすいように本の配置を工夫したり、調べ学習のための図書のコーナーをつくったりするなど、学習ルームとしての機能も果たせるような工夫が見られ、児童・生徒の図書室利用者の増加につながっています。適応指導教室指導員については、適応指導教室に登校してきた生徒の様子を確認しながら、個に応じた指導や支援を行なうことで、不登校傾向だった生徒が少しずつ教室に足が向くようになっています。また、担任を中心に学年部の職員と連携しながら、様々な角度から支援方法を見だし、役割分担しながら組織的な対応ができております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 答弁いただきました。

この教職員以外の方についても、市の単独として職員として特別支援教育支援員や図書室補助員の方を雇われていると思います。やっぱり教育の専門性を持たれている教員、先生たちに加えて、それ以外の多様な職種の専門性を有するスタッフを学校にしっかり配置して、校長先生を中心としてやっぱり一つのチームとして学校を運営して、教育力を高めていけるような体制が必要じゃないかなと思います。

今のは市、市のほうの予算でつけられているスタッフだと思うんですけど、今年度は新型コロナウイルス感染拡大もあって、学校現場は様々な対応が要請されました。そのような中で、国は加配教員と学習指導員、スクールサポートスタッフなどの大幅な増員のために大規模な補正予算を追加しました。新年度の予算要求でも今年度同様に多くの予算要求がされています。また新しいスライド見ていただきたいのですが。

[拡大投影にて画像を示す]

○7番（北本将幸君） これは新年度、令和3年度に文部科学省が予算要求している部分ですけど、昨年度同様にいろんなスタッフを配置するために予算を要求しています。この赤字になっているところの文章、3行の文章がやっぱり教師と多様な人材の連携によって、学校教育の充実と働き方改革を実現していくと、それを引き続きそれに取り組んでいくと書かれていますけど、この右上のスクールサポートスタッフ、これにも多くの予算要求がされているんですけど、現在、このスクールサポートスタッフの玉名市の配置状況については、どのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 教育部長 西村則義君。

○教育部長（西村則義君） 本事業は、熊本県教育委員会が市町村教育委員会に対し、熊本縣市町村立学校スクールサポートスタッフを派遣するもので、令和3年3月1日現在、16校に各1名配置しております。業務内容は、印刷、環境整備、授業の準備補助等のほか、登下校の児童・生徒の見守り協力など多岐にわたっております。特に今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、教室等の消毒、換気などの作業が増えましたが、スクールサポートスタッフを配置したことにより、教職員の業務量の削減につながっております。また、教職員の校務能率向上のもと、児童・生徒と向き合う時間が増え、教育指導の充実、資質能力の向上が図られております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 現在、16校に配置されているということですので、学校に配置してほしいという要望があったらしっかり応えられるように、県のほうにも、県が採用配置されるということですので、しっかり要望していただいて、それでも足りないときはやっぱり市の単独の予算でもその学校に配置するというような対策も必要じゃないかなと思いますので、その辺よろしくお願いします。

もう1個さっきと同じスライドなんですけど。

[拡大投影にて画像を示す]

○7番（北本将幸君） スクールサポートスタッフの下、下にもう1個予算付けされているものに部活動指導員があります。国もこれには新年度も多くの予算を要求しています。次、もう1個新しいスライド見てほしいんですけど。

[拡大投影にて画像を示す]

○7番（北本将幸君） これがさっき40%ぐらいの人が月に45時間、時間外労働しているという表も見せたと思うんですけど、その人たちが何で時間外労働につながっているかというグラフなんですけど、一番上の教材研究、これは教育していく上ではないかなと思うんですけど、この2番目、青色で示してあるのが中学校なんですけど、これは部活動ですね、一番突出して72%になっているんですけど、やっぱりこの部活動を今後オレンジのほうは小学校なんで、もう部活動がないんでほぼゼロなんですけど、中学校で7割以上、一番その時間外の要因となっているということで、やっぱりこの部活動を教育委員会として、どう今後していくのかというのを考えていく必要があると思うんですけど、その支援の一つとなるのがこの部活動指導員だと思うんですけど、この部活動指導員に対して、市の現状としてはどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 教育部長 西村則義君。

○**教育部長（西村則義君）** 北本議員の部活動指導員の配置についての質問にお答えいたします。

国が示す部活動指導員の配置方針として、地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組ですとか、部活動数の適正化等を進めるための具体的な検討内容やスケジュール等を示した計画策定に向け、検討組織による検討を重ねた上で、その計画の策定をすることが求められております。国は、現在、部活動指導員の配置に係る補助制度を実施しています。玉名市でもこの補助制度を活用して、今年度1人の部活動指導員を配置しました。これにより実際に働き方改革につながり、部活動の維持、運営に寄与するものか否かを検証するための試行的な配置ではありますが、今年度の活動や指導状況を鑑み、検証し効果が認められるようであれば増員も視野に入れた取組につなげようと考えておりました。しかし、新型コロナウイルス感染防止対策等による活動の自粛、各種大会等の中止や縮小により、今年度のみでの検証は困難であると判断し、国の補助が見込まれる令和3年度においても、今年度同様1人を配置し、検証を試みる予定としております。また、部活動指導員の配置に係る費用は、今年度は国、県、市町村が3分の1ずつ負担することとなっていましたが、来年度も継続して補助制度を活用するには、前述しました地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組や部活動数の適正化等を進めるための具体的な検討内容やスケジュール等を示した計画の策定を求められており、今後の配置には財源も含め、慎重な検証が必要であると考えております。

以上でございます。

○**議長（内田靖信君）** 北本将幸議員の一般質問の途中ですが、議事の都合により午後1時まで休憩いたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時01分 開議

○**議長（内田靖信君）** 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

7番 北本将幸君。

○**7番（北本将幸君）** この部活動指導員のところですけど、本当は本年度1人配置して検証していきかけたということですけど、コロナの影響もあってあまりできなかったということで、新年度1人配置して検証されていくと思いますので、しっかり部活動の在り方というのについても検証していただきたいなと思います。やっぱり指導員も将来的には人材をどう確保していくかというのも問題になってくると思いますので、その辺もしっかり併せて考えていただきたいなと思います。

部活動の実施に当たっては、前の答弁でもあったんですけど、部活動支援法にのっと

った運営を今されていると思いますので、その辺の徹底というのも併せてお願いしたい  
と思います。

次の質問にいきたいと思いますが、次に、ICT支援員についてですけど、新年度  
から全小中学校でタブレットの使用が開始されます。新学習指導要領でもプログラミング  
の学習などが取り入れられるなど、教育課程においてもICTへの取組が今後進めら  
れていく予定です。このような中、市においてもICT支援員が予算づけされて配置さ  
れるわけですけど、その活動内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 教育部長 西村則義君。

○教育部長（西村則義君） 北本議員のICT支援員の活動についての御質問にお答えい  
たします。

本市におきまして令和3年4月からICT支援員を5名配置し、各学校への支援を1  
校あたり平均月7回行なう予定です。ICT支援員の活動内容は、主に教職員への授業  
支援です。授業中のICT機器の操作補助やソフトウェアの操作補助だけでなく、ICT  
機器の準備や教材作成支援、ICTを活用した授業の提案や事例紹介なども行ないま  
す。その他の活動内容として、教職員へのICT機器の操作や情報モラル等の研修、I  
CT機器の障害対応を行ないます。さらに校務文書作成時の補助や令和3年度に導入予  
定である統合型校務支援システムの運用支援を行ない、教職員の学校事務について支援  
も行ないます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 新年度からタブレットを導入されて、ICT支援員の方を5名配  
置して取り組んでいかれると思いますけど、実際、タブレット使っていくわけですけど、  
どういう頻度で使ったり、どういう授業で使ったり、家庭に持ち帰るのか、家庭学習で  
使うのか、どう運用していくかというのをある程度決めておかないといけないと思いま  
すけど、タブレットの運用指針的なものは、現在市としては作成されているのかお伺い  
したいと思います。

○議長（内田靖信君） 教育部長 西村則義君。

○教育部長（西村則義君） 再質問にお答えいたします。

タブレットの運用指針につきましては、その活用状況や各学校の事情を考慮しながら、  
今後検討していきます。また、統合型校務支援システムについては、令和3年度に導入  
して試験運用を行ない、令和4年度から本格運用を開始するスケジュールで進めており  
ます。統合型校務支援システムとは、成績処理、出欠管理、指導要録作成、通知表作成、  
保健管理等の学校事務系を統合した機能を有しているシステムです。これに加え、掲示  
板、メール、スケジュール等の機能を有したシステムであり、グループウェアも併せて

導入する予定でございます。これらを導入することにより、情報の一元管理及び共有ができ、教職員の業務負担を軽減できるものと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） タブレットについては、運用指針は今後初めて導入することなので、使いながらどう使っていくか、変わっていくと思いますので、その都度検証して、どういう運用方法がいいのかというのをしっかり確立しながら使用していただきたいなと思います。

ここでもう1個スライド見てほしいんですけど。

[拡大投影にて画像を示す]

○7番（北本将幸君） これさっきと一緒のやつなんですけど、部活動の下にきているのが校務分掌というのがやっぱりこの時間外労働の要因となっている。これは小中学校どっちも言えるんですけど、今ちょっと答弁にも出てきたんですけど、このICT支援員の人が一番最初言われたように授業支援、どがん授業ばするかというのば支援するほかに校務支援もされるということで、ちょっと何個か出てきたんですけど、校務支援のほうは恐らく支援していくと働き方改革にもつながっていくと思うんですけど、校務支援も具体的にどういうことをされていくのかなと、今さっきのですか。

○議長（内田靖信君） 教育部長 西村則義君。

○教育部長（西村則義君） 再質問にお答えいたします。

先ほど説明しましたけれども、統合型校務支援システムとは、成績処理、出欠管理、指導要録作成、通知表作成、保健管理等の学校事務を統合した機能を有しているシステムでございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） では、そういうのを支援員の人たちが学校とつくっていくというか、サポートしていくということだと思います。

やっぱり新しいことを導入していくんで、学校もまだわからないところがたくさんあると思いますので、しっかり教育委員会とICT支援員の人と学校がしっかり連携をとりながら、このICTの活用というのが有効なものになるように進めていただきたいなと思います。

最後に、6点目の地域学校協働活動推進事業についてお伺いしたいと思いますけど、やはり学校運営を行なっていく上で、地域のサポートは欠かせないものだと思います。そこで今年度から地域学校協働活動推進事業というものを全ての学校でスタートされていると思いますが、今までも学校支援というものはあったと思うんですけども、地域

学校協働活動推進事業というもの、新たな取組と思いますけど、どういうものなのかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 教育部長 西村則義君。

○教育部長（西村則義君） 北本議員御質問の地域学校協働活動推進事業についてお答えいたします。

地域学校協働活動とは、社会教育法第5条第2項により、地域住民等が学校と協働して行なう活動と規定されており、これは地域住民、学生、保護者、NPO、民間企業、団体、機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの育ちや学びを支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、学校と地域は相互にパートナーとして連携協働して行なう様々な活動をいいます。

本市において平成29年度まで玉名中学校区の4小中学校で実施しておりました学校支援事業と、この地域学校協働活動との違いを端的に申し上げますと、支援から連携協働へシフトしたということになります。これまでの地域が学校や子どもたちを応援支援するという一方向の関係から、地域と学校がパートナーシップに基づき、双方向の関係になったということです。例えば、学校と地域住民が共に地域の課題を解決する活動や地域の行事に学校が参画して、共に地域づくりに関わるといったような取組を推進することで、従来の個別の活動を総合化・ネットワーク化し、組織的・安定的に活動を継続できるような仕組みを整えることが重要となっております。

そこで本市では、平成30年度から玉名中学校区の4小中学校及び玉陵中学校区の2小中学校で、地域学校協働活動推進事業をスタートし、令和2年度から市内全域に拡大し、21小中学校で実施しています。また、学校と地域を結ぶキーパーソンであります地域学校協働活動推進員を全校に配置し、本年度はコロナ禍ではございますが、それぞれの学校の特色を生かした学校支援活動や学校が地域の活性化に寄与するための活動に取り組んでいるところです。地域学校協働活動推進員は、玉名市地域学校協働本部設置要綱に基づき、退職教職員、PTA経験者、自営業者、地域の現状を理解している人の中から学校長の推薦により、教育委員会が委嘱しており、任期は1年で市内全小中学校に1人、うち玉名中学校には2人の合計22人を配置しております。なお、地域学校協働活動推進員の職務は、地域と学校の実情に応じた活動を企画・立案し、ボランティア活動の要請及び活動の実施に向けた連絡調整等でございます。また、ボランティア依頼の対象となる活動は、読み聞かせ、印刷支援、職場体験の事業所への依頼、保健室の指導補助、学校花壇への花植、サマースクール講師、受験生への面接練習支援、書き初め指導、テストの丸つけ支援、部活動支援、特別支援学級の支援補助などがあります。また、学校が地域の活性化に寄与している活動として、地域の伝統行事への参加、施設訪問、地域清掃活動等、地域から学校への依頼にも応えて取り組んでいるところでござい

ます。本年度は、市内全域で事業を開始した初年度であることから、地域学校協働活動推進員のスキルアップを目的として、熊本県教育委員会と連携し、市町村支援事業「地域人づくり講座」を開講し、仲間づくり、コミュニケーションスキル、学校支援活動、好事例となる活動及び思いを形にする方法などについて推進員同士の交流やグループ演習も含めて学習したところでございます。

2年目となる次年度は、学校支援活動を充実させるための講座を開講するとともに、3年目となる再来年度は、学校支援活動から地域づくりへつなげるための講座を開講することにしております。また、地域学校協働活動推進員だけでなく、各学校の地域連携担当の教職員を対象とした研修も計画しているところでございます。市といたしましても、学校と地域が連携協働して、地域全体で子どもたちの成長を支えていくための活動を支援するとともに、学校を核としたさまざまな活動を行なうことで、地域の教育力の向上や地域の方々の学び、自己実現につなげてまいります。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） この事業については、本年度から全学校で取り組まれていると思いますが、今までの支援から連携ということで形が変わったということで、推進員の方たちが各学校におられて、学校と地域をつなぐ役割をされていると思います。その中でボランティアの確保だったり、地域での体験の授業の設定だったりいろいろされていると思いますが、やっぱりその中には、ボランティアの確保とか人材の確保が難しかったり出てくる部分もあると思うんですけど、現在、1年運営事業されてみて、その推進員の方たちがボランティア、学校からの要望にきちんと応えられているのかなというのを伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 教育部長 西村則義君。

○教育部長（西村則義君） 再質問にお答えいたします。

市内の21小中学校に対し、実施した本年度における地域学校協働活動に関するアンケート調査によりますと、協働活動に関する満足度について10校がとても満足、11校が満足しているという活動をいただいております。また、全ての学校が共に満足または満足しているという結果となっております。また、参加されるボランティアの人数については、十分足りているが6校、少し足りないが12校、足りないが2校、判断つかないとする学校が1校であり、全体の67%の学校が少し足りないまたは足りないという結果になっており、現状のニーズに対してのボランティアの協力数は少し足りないという状況になっております。また、学校及び地域に対して協働活動に伴うボランティアを依頼したところ、新型コロナウイルス感染症の影響で断られたことがあるとの回答が2校、逆に地域からの学校に対する依頼に対し、新型コロナウイルス感染症の影響で学校側からお

断りしたという学校も2校ありました。

次に、協働活動に参加したボランティアの数及び地域活動に参画した児童・生徒の数等については、2月に行なった令和2年度の地域学校協働活動実施状況調査によりますと、ボランティア活動は主に学習支援活動、部活動指導、環境活動、安全指導、学校行事、読み聞かせなどの活動分野3,078件に述べ3万6,026人のボランティアの方々が活動に参加されています。また、本年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により、外部からの訪問自粛をお願いされている学校もあり、特に4月から6月及び1月から2月までは、密を回避するため活動できなかった時期もあったことから、地域学校協働活動推進員の方々には、その間は教室等のアルコール消毒、花壇の整備及び校内の清掃活動に積極的に取り組んでいただいたところでございます。また、学校が地域の活性化に寄与している活動としては、老人施設訪問や地域清掃活動などの69件に延べ4,222人の児童・生徒が参画しているところでございます。

今後も地域の方々や各種団体、事業所等と連携を図り、地域学校協働活動推進員を中心に、市広報・ホームページ・学校だより等を活用し、ボランティアの確保に取り組んでまいります。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 今、答弁いただいたのによると、推進員の活動にはほとんど全部の学校が満足しているという結果だったと思います。ボランティアに対してはちょっと足りない部分もあるのかなというのが何校かあったと思いますけど、述べ3万6,000人ぐらいの方がボランティアに参加されたということで、その中でも新型コロナウイルスでできなかった事業もたくさんある中、これだけ多くの方がボランティアに参画されているということは、地域の力というのが必要だと思いますので、地域一丸となって、この地域学校協働活動推進事業がよりよいものになるようにしていただきたいと思いません。

この活動については、本年度玉陵小中学校での取組が文部科学大臣賞に選ばれて、先月ですかね、表彰式も行なわれていると思います。学校のニーズに沿った支援や小中学生が地域住民とともに行なっているボランティア活動への参画など、様々な取組が行なわれて、そういう活動が評価されてこの受賞につながっていると思います。今回全学校で導入されていくわけですけど、実際、この玉陵小中学校のような文部科学大臣賞を受けるような取組が玉名にはあるということなんで、この活動を参考しながら、よりよいものになるように取り組んでいただきたいなと思います。ましてやそれが教職員の働き方改革にも必ずつながっていくんじゃないかなと思います。

教職員の働き方改革について進めていくためには、まずはやはり現場の先生たちが何を求めているのか、どうしてそれを求められているのか、多くの声をしっかり聞いてほ



しいと思います。子どもたちのために教職員に求められていることは何かという教育の原点に立ち返る必要があるのではないのでしょうか。教員の方たちが日々の業務に疲弊して疲れ切っているような状態では、よりよい教育ができないのではないのでしょうか。そのために適切な勤務時間の把握と同時に業務の見直し、ほかのスタッフとの分担体制を構築し、様々な方が参画していくチームとしての教育、そして学校運営を行なっていくことが求められます。私も医療の現場で働いていますが、医療の現場においてもチーム医療というものが重要とされてきており、医師、看護師、薬剤師、看護助手、医療事務、ケアマネージャーとか様々な職種の人がチームとなって医療に向かう。学校の現場においても、教育の原点を今一度考えて、やっぱり学校現場になるとなんでも先生、先生、先生を頼ってしまう部分があると思うので、そうじゃなくてやっぱりチームとしての教育体制を確立していくことが、必ず子どもたちに対するよりよい教育環境の構築につながっていくんじゃないかなと思います。そこに向けた人材の確保とか難しいところもあると思いますが、引き続き教育委員会として、この改革に取り組んでいただきたいと要望いたしまして次の質問に移ります。

[7番 北本将幸君 登壇]

○7番（北本将幸君） 次に、持続可能な公共交通体制整備への取組についてお伺いします。

この公共交通に対する取組は、市民の生活を守る上に必要不可欠であります。国は持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組の推進に向けて法改正を行ない、この法律は昨年11月に施行されています。これに伴い、各自治体はその地域に即した持続可能な公共交通体制を整備していくことが必要になりますが、今ある地域の交通手段、輸送資源を総動員して移動ニーズに対応していくことが求められます。近年は、高齢者の免許返納に対する意識の高まりもあり、免許返納者数は増加をしており、公共交通の整備については社会的ニーズが高まっている一方で、車社会の背景もあり、公共交通の利用者は年々減少傾向にあります。そこで市としても持続可能な体制を整備していくために、現状を正確に把握し、対策をとっていくことが必要となります。

そこでまず3点お伺いしたいと思います。1、新型コロナウイルスの影響、対策について。2、地方バス路線維持費等補助金について。3、乗合タクシー運行補助金について。以上3点お伺いします。

○議長（内田靖信君） 企画経営部長 今田幸治君。

[企画経営部長 今田幸治君 登壇]

○企画経営部長（今田幸治君） 北本議員の持続可能な公共交通体制整備への取組についてにお答えします。

まず、新型コロナウイルスの影響につきましては、新型コロナウイルス感染拡大によ

る外出自粛が影響し、玉名市内を運行する22系統の路線バスの利用者は、前年と比べ約37%の減少、また、いだてんタクシーを除く3つの乗り合いタクシーの利用者は、前年と比べ約39%減少しております。緊急事態宣言中におきましても、市民に対して外出自粛を求めつつ、病院や買い物など日常生活の足となる公共交通事業者には、コロナウイルスの感染拡大対策を行ないながら、運行継続に努めていただいております。コロナウイルス対策に関しましては、国土交通省からの指針やガイドラインなどにに基づき、運転手の健康管理、マスクの着用、車両の消毒、飛沫防止対策、車内換気の徹底など、それぞれの運行事業者が工夫を凝らしながら市民の皆様安心して御利用いただくための環境整備を継続して行なっていただいております。

次に、地方バス路線維持費等補助金の過去の推移でございますが、平成30年度が8,457万円、令和元年度が9,087万円、令和2年度が1億827万円と、年々増加しております。

次に、乗り合いタクシーの運行補助金の推移でございますが、平成30年度が2,246万円、令和元年度が2,696万円、令和2年度が予算ベースでございますが、いだてんタクシーの運行委託料を含め3,931万円となっております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 新型コロナウイルスの影響ということで、利用者がバスが37%、乗り合いタクシーが39%ということで、4割弱ぐらいの利用者が減っているという影響が出ていると思います。補助金については、平成30年、令和元年、令和2年、どちらも増えているという状況になると思います。恐らく新年度はこれよりもっと大きく予算がついていると思います。このように補助額増加しているのもしょうがないところもあると思うんですけど、この要因というか、この現状を市としてはどういうふうに認識されているのかお伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員の再質問にお答えいたします。

地方バス路線維持費等補助金は、収支が赤字となる市内を運行するバス路線について国、県、市がバス運行事業者に対し補助金を交付するものでございますが、少子化の進行、モータリゼーションの進展などによりバス利用者の減少が起因し、収支の悪化を招いており、結果として補助金の増加につながっているところでございます。また、乗合バス事業におきましては、運転手不足が深刻化しており、その対策として運転手の処遇改善などが行なわれておりますので、このことも補助金増加の一因となっております。

先ほど少し触れましたが、特に令和2年度におきましては、コロナウイルスの感染拡大防止の観点から外出自粛やマイカー利用の増加などにより利用者が大幅に減少したた

め、本会議において地方バス路線維持費等補助金の補正をお願いしているところでございます。

次に、乗り合いタクシーの補助金増加についてでございますが、令和元年度からしおかぜタクシーに睦合小学校区を、いちごタクシーに豊水小学校区を加え、運行エリアを拡大させたことや、令和2年度は小田・梅林地域にいだてんタクシーを新規導入したことにより補助金等が増加しているところでございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 今、答弁にもあったように利用者数が減って、運行するのに対する補助として増えている部分と、それに伴ってバスが減便したところに乗り合いタクシーのエリアを拡大する形でまた補助額が増加しているというのが大きな要因だと思います。やっぱり公共交通維持していく上では必要な経費だとは思いますが、でも、この平成30年ぐらいからさっき補助金を答弁いただいたんですけど、恐らくその伸びというのはこの数年でかなり増えてきていると思います。やっぱりその状況をずっと増加していくというのは続かないと思うので、この状況をどうにかして打破していかないといけないと思うんですけど、やっぱりそのためには利用者をどう増やしていくかがまず大事だと思うんですけど、その公共交通4点目の質問になるんですけど、公共交通利用者増に対する取組としては、市としてどのように考えられているのかお伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員御質問の公共交通利用者増に対する取組についてお答えいたします。

まず、路線バスに関しましては、運行事業者と協議しながら、利用者ニーズに合わせた増便、停留所の変更、JRなどのダイヤ改正に伴う設定変更などを行ない、利便性の向上を図っております。本市独自の取組としましては、定期的に地域公共交通マップ、時刻表などを作成し、市民意識の醸成を図るとともに、JRや乗り合いタクシーとの接続改善を行っております。このほか運行事業者主催ではありますが、今後バスを利用すると想定される若い世代を対象としたバスの乗り方教室を実施し、利用促進に努めております。

乗合タクシーに関しましては、要望があった地域の公民館などに出向き、利用方法の説明や利用登録の受付などを行っております。新規導入の地域においては、介護予防活動の場などをお借りして説明会を実施し、利用促進に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） やっぱりいろいろ取り組まれていると思いますが、やっぱり利

用者をどう増やしていくかということが一番の課題になると思うんですけど、私も子どもがバス好きなんでたまに循環バスに乗るんですけど、意外と乗ってみると「ああ、ここにも行けるのか、ここにも行けるのか」、利用してみるとその利用価値というか、利用しやすいようなこともわかってくると思うので、やっぱりまず多くの人にどう利用してもらおうかというような取組に力を入れていただきたいなと思います。

やっぱり利用促進を進めていく上で、その業者との連携もやっぱりしっかりとらないといけないと思うんですけど、現在、業者と市の連携体制というのはどうなっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員の再質問にお答えいたします。

先ほど答弁させていただきました利用促進施策等につきましては、運行事業者や関係自治体と適宜協議しながら進めているところでございます。特に広域の路線バスにつきましては、地方バス対策玉名地域ブロック協議会を組織し、関係市町村、運行事業者、熊本県などを交え乗合バス事業にかかる諸問題解決に向けて協議を行なっているところでございます。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 事業者とも連携をとられているということで、先週、熊本県内のバス会社5社が共同経営の認可申請を国土交通省に行なったと報道がございました。重複する路線の見直しなど効率化に向けて対策がとられていくとのことですが、やはりこのバス業界においても大きな転機にきているのではないかなと思います。市としても業者間としっかり連携をとって、よりよい利用者増につながるような取組を行なっていたいただきたいなと思います。

もう1点ですけれども、その業者との連携も必要ですけど、やっぱり公共交通となると隣接している市との連携もやっぱり重要になってくると思うんですけど、この隣接している市町村などとの連携はどういうふうにとられているのかお伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの答弁の中にもちょっと入れておりますけれども、特に広域の路線バスにつきましては、先ほど申しましたとおり地方バス対策玉名地域ブロック協議会を組織し、関係市町村、運行事業者、熊本県など交えておりますけれども、諸問題の解決に向けて協議を図っているところでございます。

以上です。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 協議会をつくられて連携されているということなんで、やっぱり

しっかり取り組んでいただきたいなと思います。

利用促進を進めていく上で、前の質問でも言ったんですけども、バス停とかの環境改善もやっぱり必要じゃないかなと思います。バス乗ってみるとバス停に椅子がないところとかたくさんあったり、ここバス停なのかなというようにところにバス停があったりというようながあるので、やっぱりそういうバスを利用したくなるような環境づくりというのにもやっぱり取り組んでいかないといけないんじゃないかなと思います。

1つ資料を見ていただきたいんですけども。

[拡大投影にて画像を示す]

○7番（北本将幸君） これ、国土交通省が出している資料なんですけど、左側のグラフが免許返納者数のグラフ、これはもう見てわかると思いますけど年々増加していると思います。恐らく次、今一番新しいのじゃもっと増加しているんじゃないかなと思います。この免許返納した方たちというのは、今まで車で移動されていたということなんですけど、返納するということは恐らくこの人たちは車で移動できなくなります。となると、確実に生活していく上で何らかの交通手段が必要になります。右側のグラフのほうは、これは将来に対する住んでいる地域に対する不満を聞いたときに、多くの年代、上が20代なんですけど、多くの年代で多いのが一番上の公共交通が減り自動車が運転できないと生活できないという不安をどの世代でも3割近く、3割以上の方が不安を抱いているという調査結果です。やっぱり安心して市民の方が生活していけるためにも、この公共交通整備取り組んでいかないといけないということになるんですけど、この不安の原因になるのがこの5点目の交通不便地域だと思います。

玉名市における現在の交通不便地域の現状についてはどうなっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員の市における交通不便地域の現状についてお答えします。

一般的に交通不便地域といった言葉は明確な定義は定められておらず、各自治体がそれぞれの地域の実情に合わせて定義しているものです。本市におきましては、高齢化が進行している地域、地形など、様々な要因が関係するため、交通不便地域といった定義づけは行なっておりませんが、中心部へアクセスする公共交通が全くない地域や利便性が高くない地域など、各地域に点在していることは認識しております。今後はそういった地域に入り、市民の声を聞きながら対策を講じてまいりたいと考えております。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 市としては不便地域の定義というのは設けてないということで、中心部に行けなかったり、行きにくかったり、ちょっと中心部から外れたところにある

ようなところを恐らく不便地域として対応されていくと思いますけど、そこのそれを解消していかないといけないんですけど、解消するに当たってはどういうことが求められているのかというのはしっかり把握する必要があると思うんですけど、移動ニーズ、これ6点目の質問になるんですけど、移動ニーズの把握についてはどのようにされているのかお伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員の移動ニーズの把握についてお答えいたします。

市民の移動ニーズの把握につきましては、平成29年以降、随時交通不便地域と思われる小学校区を対象に、日常的な移動実態、公共交通の利用状況、問題点などに関するアンケートを実施してまいりました。アンケート結果では、各地域により多少の特色はございましたが、約7割の方が公共交通の必要性を強く感じられ、公共交通に期待する声が多く上がっております。また、65歳以上の方の公共交通の利用目的は、午前中の買い物や通院が最も多い結果となっており、車を自由に使えない、いわゆる移動制約者に限っては、バス停まで遠いなどの理由で外出を控えた経験がある方が約4割ほど存在することがわかっております。こういった実態を踏まえ、令和元年10月にはしおかせタクシー及びいちごタクシーの運行エリアの拡張を、令和2年10月から小田・梅林地域に事前予約制の乗り合いタクシー、いだてんタクシーの導入を行なってきたところでございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 市として今答弁あったように、きちんとニーズを調査されて、どいうのが求められているのかというので乗り合いタクシーのエリア拡大などに実際取り組まれてきていると思います。

ちょっとスライドをもう1個見てほしいんですけど。

[拡大投影にて画像を示す]

○7番（北本将幸君） これは今月の広報たまなに掲載していた記事なんですけど、「公共交通は「自分ごと」という見出しで、みんなで考えていこうということ呼びかけられています。これ本当にみんなで考えていかないと、将来しっかりと公共交通ができないかなと思うんですけど、右の図が大体今の玉名市の交通こうなってますよという地図になります。今、ここにおられる方はほとんど車運転されると思うんで、ふだんの移動にあまり不便されていないかもしれませんが、将来的には確実に自分たちも免許返納して公共交通を使わないといけないような状況は確実にやってくると思います。単純に考えると今出ているこのエリアに入っていないところをどうしていくかということになると思うんですけど、いろいろ考えるとこの黄色のみかんタクシーのエリアを肥後伊倉

駅まで広げるとか、いだてんタクシーのエリアを山鹿とか南関ぐらの境まで広げるとか、その隙間が空いたところに新しい循環バスを入れるとか、そういう取組が必要になってくると思うんですけど、次の7点目になるんですけど、この乗り合いタクシーのエリア拡大については、現状としてどう考えられているのかお伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員の乗り合いタクシーのエリア拡大についてお答えいたします。

乗り合いタクシーのエリア拡大につきましては、市中心部を除く全ての地域に乗り合いタクシーの導入を検討しているところでございます。この方向性は玉名市地域公共交通会議において承認をいただいている事項でもあります。具体的に申し上げますと、小田・梅林地区を運行するいだてんタクシーを玉陵中学校区まで拡張。また、天水地区の旧小天東小学校区周辺を運行するみかんタクシーを廃止し、天水中学校区及び玉南中学校区を一つのエリアとする新たな乗り合いタクシーの導入を検討しております。既存のしおかぜタクシー、いちごタクシーと合わせ4つのエリアで乗合タクシーを運行させ、各地域内の移動や市内中心部につなぐ公共交通として、市民の日常生活の移動手段を確保してまいりたいと考えております。今後、市民の日常生活の移動手段を確保する事業をさらに推進してまいります。

一方、地域公共交通の現状を申し上げますと、利用者の減少に伴って公共交通事業の収支状況や市の財政負担は年々厳しさを増し、これが減便、廃止、値上げなどのサービス水準の低下を引き起こし、さらに利用者が減少する悪循環に陥っているという厳しい状況にあります。公共交通の問題は、全て交通事業者や市が一手に担うべきものではなく、多くの皆様方に御利用いただき、地域で守り育てていながら、持続可能な公共交通体系を維持、確保していかなければならないものと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 今、答弁によると、恐らくそのみかんタクシーのエリア広げて、いだてんタクシーのエリア広げてということだと思いますけど、私もこの公共交通に対しては何回も一般質問して、乗り合いタクシーのエリア拡大するような対応が必要じゃないかと言ってきたんですけど、今まではその答弁でやっぱり乗り合いタクシーというのがあくまでもバス路線の代替ということで、民間圧迫につながらないようにそのエリアを設定していくということだったと思うんですけど、今回は、市中心部以外全部エリアを広げるようなのが承認されているということなんですけど、そうするとバス路線についてはどういうふう考えられているのかお伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員の再質問にお答えします。

これまでの乗り合いタクシーは路線バスが廃止されたことによる代替措置として導入したことは、議員も御承知のとおりかと思えます。先ほど市内中心部を除く地域に乗り合いタクシーの導入を検討している旨の答弁をさせていただきましたが、確かに玉陵中学校区や天水中学校区には路線バスが運行している状況です。しかしながら、その多くは国道などの基幹道路を中心に運行しており、高齢化が進展する中、バス停まで遠く歩いて行くことが困難な方も数多くいらっしゃいます。そういったこともあり、小回りのきく乗り合いタクシーの導入は必要不可欠と考えております。

議員が御心配される公共交通の競合に関しましては、乗り合いバスの利用者の多くは、通勤・通学者であり、定時制を求めて御利用いただいているものと考えておりますので、時間に余裕を持って御利用いただく乗り合いタクシーとの競合はないものと判断しております。また、路線バスに関しましては、少子化の進行、モータリゼーションの進展などによるバス利用者の減少が顕著に表れておりますので、乗り合いタクシーの導入と並行して真に必要なバス路線を見極めながら、廃止や減便などを含め、運行事業者とともに見直しを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） バス路線との競合というのもしっかり考えられてエリアも拡大されていくということなんで、エリア拡大したら利便性が向上するのは間違いないと思うので、しっかり取り組んでいただきたいなと思います。

バス路線においては、3月にくまもと県北病院が開院して新たな路線が導入されています。病院の開院でも日によっても地域の交通の流れというのはやっぱり大きく変わると思うので、その辺の動向もしっかり見ておいていただきたいなと思います。

乗り合いタクシーに関しては、こまめな停車位置で移動できるというメリットがある一方で時間がちょっと曖昧なところがあるというデメリットもあったり、バスにおいては定時刻で大量輸送できるというメリットもあると思いますので、その双方のメリット・デメリットしっかり考えながら進めていただきたいなと思います。

そのほか福祉バスとかもあると思いますので、玉名市が持っている公共交通の能力というのをいろいろ駆使しながら進めていただきたいなと思います。やっぱりこれを進めていくには、やっぱり全体的にしっかり将来を見据えながら対応していくことが必要で、どういうビジョンを描きながら具体的に取り組んでいくかという計画が必要になってくると思うんですけど、現在、玉名市においては平成25年から平成29年までの計画、5年間の計画で地域公共交通総合連携計画を立てられていたと思います。それから3年ぐらい経過するんですけど、公共交通に対する具体的な計画というのはまだ今ないと思



うんですけど、国が、冒頭でも申したように、法改正を行なって持続可能な公共交通体制の構築を各自治体に求めています。その中で、地域公共交通計画の策定を掲げているんですけど、この市の地域公共交通計画の策定についてはどのように考えられているのかお伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員御質問の地域公共交通計画の策定についてお答えします。

現在、公共交通に関する施策につきましては、第2次玉名市総合計画の主要施策であります公共交通の維持確保や笑顔をつくる10年ビジョンの高齢者の移動手段を確保を基に事業展開を図っているところでございます。本市の持続可能な地域公共交通の実現に向けて計画策定の必要性は十分認識しておりますので、策定に向けて検討しているところでございます。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） この策定必要だということで、よかったらこの計画早めにつくってもらいたいなと思いますけど、この公共交通を進めていく上で都市計画の連動性が結構重要となっていて、現在、立地適正化計画を策定中だと思いますけど、この計画がコンパクトプラスネットワークということを念頭においた計画で、公共交通が大きく関与することになるんですけど、今策定中の立地適正化計画においてはこの公共交通の担当課の方たちはしっかり連携はとられているのかお伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員の再質問にお答えいたします。

ただいま議員もおっしゃったとおり、立地適正化計画は都市全体を見渡しながら、将来の都市像を描き、都市拠点への居住機能や医療、福祉、商業、公共交通などの様々な都市機能の誘導により、コンパクトプラスネットワーク型の都市の実現に向け、市が策定する主要プランであり、本市も令和元年度から令和3年度にかけて建設部を中心に策定を行っております。その中で、ネットワークの一部を担うのが公共交通であると認識しており、公共交通施策の方向性など密に連絡協議を行ないながら進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） しっかり連携をとられているということなので、よりよい計画になるように連携とっていただきたいなと思います。

ここでもう1個スライド見てほしいんですけど。

[拡大投影にて画像を示す]

○7番（北本将幸君） これも国道交通省が出している資料なんですけど、これは今言った地域、オレンジが地域公共交通計画を策定している自治体の数で、下、紫が地域公共交通計画と立地適正化計画も併せて策定しているという自治体で、今後国としても多くの自治体が策定することを想定しています。

次のスライド。

[拡大投影にて画像を示す]

○7番（北本将幸君） これがその策定している市町村なんですけど、一番その赤丸で囲んだところが熊本県内で策定しているところなんですけど、熊本市とか荒尾市とか、市においても10市は作成してるんじゃないかなと思いますので、玉名市のほうもぜひ、どういう公共交通網を敷いているかという指標、ビジョンになると思いますので、この計画のほうもしっかり策定していただきたいなと思います。

この公共交通においては、今月も広報紙に記事を書いたり、アンケート調査をとってその不便地域を解消して乗り合いタクシーのエリアを拡大されたりと、本当、市として市長も力を入れて進められて着々と進んでいるんじゃないかなと思いますので、今後もこの勢いで進めていただきたいと要望して次の質問に移ります。

○議長（内田靖信君） 北本将幸議員の一般質問の途中ですが、議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 1時55分 休憩

午後 2時10分 開議

○議長（内田靖信君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

7番 北本将幸君。

[7番 北本将幸君 登壇]

○7番（北本将幸君） 最後に、政策の企画・立案力を高める仕組みづくりについてお伺いします。

市民ニーズが多様化し、時代の変化は急速に進んでいく中で、行政サービスに求められるものはますます大きくなってきています。しかし、人口減少、少子高齢化社会の拡大に伴い、地方自治体の財政運営は年々厳しさを増していっています。このような中だからこそ、行政においては市民ニーズを正確に把握し、それを基によりよい政策の企画立案をしていくことが必要となります。そのためにも各事業に対してしっかりと効果検証を行ないながら、新しい計画につなげていかなければなりません。そこで、政策の企画・立案力を高める仕組みづくりについて、まず2点お伺いします。（1）行政評価制度における新年度予算への反映について。（2）行政評価制度の結果公表についてお伺いします。

○議長（内田靖信君） 企画経営部長 今田幸治君。

[企画経営部長 今田幸治君 登壇]

○企画経営部長（今田幸治君） 北本議員の行政評価制度における新年度予算への反映についてお答えいたします。

本市が実施しております行政評価制度には、前年度に実施した継続事業について成果や目的の達成度、有効性などを評価する事務ふりかえりと翌年度以降に実施しようとする事業について、目的の妥当性や事業の必要性などを評価する新規事業提案があります。令和2年度の事務ふりかえりにつきましては、前年の令和元年度の事務事業を対象としており、事務事業総数が536事業で、そのうち評価対象は307事業ございました。今年度は近年の厳しい財政状況やコロナ禍での財政措置を受け、これまで以上に行財政改革を強力に推進するため、各課での事務振り返りを8月に全課を対象としたヒアリングを実施し、全536事業に対して、ゼロベースでの事業の見直し、改善を行なうことにいたしました。結果として、令和3年度予算においては、一般財源ベースで約5億5,000万円を削減するに至りました。また、令和3年度における新規事業の提案につきましても、予算ベースで既存の事務事業の新たな拡充分が34事業で約5億3,000万円、新たな事務事業として1事業で約1,200万円が必要となっております。

続きまして、行政評価制度の結果公表についてお答えいたします。行政評価制度の結果公表につきましても、事務ふりかえりの結果一覧表及び事務事業ごとのふりかえりシートを市のホームページ上で公表しております。令和2年度事務ふりかえり結果につきましても、先日、令和元年度修正分と併せてホームページ上に掲載をしております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 行政評価制度における予算反映については、事業の見直しで5億5,000万円新年度予算で削減をして、新たな事業とか拡大とかということで5億3,000万円ぐらい、あと1,200万円足すから、同じくらい5億4,000万円ぐらい新規事業ということで予算反映されているという答弁だったと思います。やっぱりこのしっかり行政評価していくのが重要だと思うんですけど、これを全ての職員の方たちでしっかり自分たちが担当した事業はどういうふうに評価されて、新年度予算にはどう反映されるのか、それともなくなったのかというのを全職員の方たちに共有していくことが必要だと思うんですけど、この結果について、庁内での情報共有というのはどういうふうにされているのかお伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員の再質問にお答えいたします。

職員への結果の周知についてですが、事務ふりかえりにつきましては、行政改革推進

本部会議後に、また、新規事業提案につきましては、企画審議会後に庁内システムの掲示板にて周知を行なっております。それぞれの結果を、当初予算の編成や来年度以降の事務計画へ反映させるなど、事務事業のP D C Aサイクルを着実に実行し、市の行財政運営を意識しながら業務に取り組むための非常に有効なツールとして活用しているところでございます。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） しっかり結果というのを庁内で職員の方たち一人一人がしっかり認識して事業に取り組んで、翌年度の事業をよりよくなるようにしていただきたいなと思います。

2点目の行政評価の結果の公表なんですけど、ホームページに掲載されていると思えますけど、さっき答弁でもあったんですけど、質問するに当たって、この大体12月ぐらいにいつもずっとアップされてたと思うんですけど、令和元年度と令和2年度分だけが探せなかったんですけど、さっき修正分と一緒に掲示したということで、聞き取りが恐らく3月2日で、その後に多分掲示されたと思うんですけど、その辺はちょっとどうですか。

○議長（内田靖信君） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 再質問にお答えいたします。

本来であれば12月末といいますか、同じ時期に公表するところではございましたけれども、確かに議員の聞き取りの後にホームページにアップいたしました。それはちょっと事務手続にちょっと不備があったために遅れたものでございまして、議員さんの聞き取り後にアップすることができました。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 結果、今までずっと公表されていて、その手続の問題でされていなかったということで、今されているので、やっぱりこのしっかり評価して、結果を職員内で共有して、市民の人たちにもしっかり公表していくといったのが緊張感を持った制度になっていくと思うので、その辺きちっと毎年公表できるように、今されているんですけど、していただきたいなと思います。

この庁内で今評価して、フィードバックして予算に反映されていると思えますけど、これはあくまでも内部評価になると思います。この市においては平成29年度までは外部評価制度というのがとられていたと思うのですが、平成30年度から見直されていると思います。そのときの報告、委員会報告では、今までの外部評価の評価方法を見直し、新たな形で進めていくと委員会答弁されてました。それから3年ぐらい経過するんですけど、新たな何か外部評価とかそういう制度が今とられているのかお伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員の再質問にお答えいたします。

平成27年度から有識者などを含めた外部附属機関である外部評価委員会を設置し、事務事業単位での外部評価を実施してまいりましたが、事務事業単位での評価事務の複雑さや評価結果の事業への反映が難しいことなどから一旦休止し、外部評価委員会による外部評価の手法を検討しているところです。

市としましては、内部の評価での日々の改善に加え、外部の視点を取り入れることは行政事務の透明性向上や評価の客観性の確保のために必要であると考えており、外部評価委員会以外にも外部評価としての取組を行なっております。具体的には、市のホームページ上に公表した事務ふりかえりの結果一覧表及び事務事業ごとのふりかえりシートに対する市民などからのパブリックコメント的な評価の意見聴取を行なっていることや、無作為で抽出した3,000名の市民の皆様を対象に、今月1日から始めている施策単位での市民意識調査により、市民の意向・意見などを政策・施策に的確に反映させていくことにしております。今後も財政状況、人的配置が厳しい中、効果的・効率的に成果を上げているのかという視点で事業に取り組み、その取組や効果については、広く市民に公表し、行政としての説明責任を果たしていかなければならないと考えております。そのための有効なツールとしての効果的な外部評価の仕組みをさらに検討し実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 現在、いろいろ検討しているということで、やっぱりこの外部からの評価をしてもらおうというのは、予算編成とか事業していく上で庁内が緊張感を持つてできると思うので、市のホームページに載せてパブリックコメントも募集しているということだったんですけど、それだとなかなかパブリックコメント少なかったりすることもあると思うので、今検証されていると思いますけど、なくなって3年ぐらい経過して、内部だけじゃなくて、外部の意見も私たち議会も一般質問とか言うんですけど、それ以外にも外部からきちんと政策に対して評価をもらおうというのを確立してもいいんじゃないかなと思います。効果検証して次につなげるというPDCAサイクルもよく出てくると思うんですけど、これが重要だと思いますし、この行政評価制度は予算に恐らく直結していく制度だと思うので、その結果をよりよいものになるようにしていく仕組みづくりというのが必要なんじゃないかなと思いますので、今、いろいろ検討されているということなのでよろしくお願ひしたいと思います。

その外部から意見を取り入れる方法はいろいろあると思うんですけど、そういう観点から3点お伺ひしたいんですけど、（3）秘書課政策推進係の取組、効果について。

(4) 職員提案制度の実績について。(5) 市民からの提案について、3点お伺いしたいと思います。

○議長(内田靖信君) 総務部長 永田義晴君。

○総務部長(永田義晴君) 北本議員の質問にお答えいたします。

まず、秘書課の政策推進係についてでございますが、平成30年4月に市長が掲げられる政策を中心として、それに係る施策の推進と進行管理や部局横断的な調整等を行なうために設置したものでございます。

その政策推進係の取組につきましては、笑顔をつくる10年ビジョンに掲げます施策の調整や進行管理をはじめとして、新玉名駅周辺整備や旧庁舎跡地の開発、公共施設の適正配置や利活用など、複数の課にまたがる事業の調整やサポートを行なっております。また、最近では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、緊急的な情報収集や経済対策の実施に向けた調整を行なっているところでございます。

その取組の効果といたしましては、関係部署との情報共有と意思統一が図られるとともに、市長の考えや指示を担当課に迅速に伝達することでスピード感のある効果的な施策の推進が図られているものと考えております。ほかにも政策推進係におきましては、ひまわりてれびで毎月の市の取組を紹介する「市長室からこんにちは」の収録を行っておりますし、昨年9月には市民の皆様と意見交換を行なうための市長と市民のweb会議をスタートさせております。また、昨年11月には笑顔をつくる10年ビジョンに基づく取組などを紹介した広報たまな特別号笑顔宅配便を発行いたしております。これらの取組によりまして、市民の皆様が市政について関心を持っていただき、ひいては協働のまちづくりにつながるものと考えております。

続いて、職員提案制度の実績についてお答えいたしたいと思っております。本市の職員提案制度は、職員の意識改革及び組織内における改善意欲の醸成を図り、行政運営の効率化及び市民サービスの向上に寄与することを目的として、平成31年1月に施行しております。議員お尋ねの実績についてでございますが、令和元年度は9人の職員から22件の提案がされており、そのうち2件の提案を採択いたしております。今年度につきましては、まだ現時点では新規の提案はございませんが、令和元年度に継続審査再検討となった提案の一つについては、来年度から試行的に取り組むことといたしております。

続いて、市民からの提案についてということでございます。現在、市民からの御提案につきましては、本庁・各支所に御意見・御要望を市政にアプローチとして投書をしていただくほか、各担当課が各種計画を策定する際に市民から意見を公募し、公表するパブリックコメントなどにおいて御意見をいただいております。市政にアプローチの投書件数につきましては、令和元年度は42件、令和2年度は28件となっております。また、市民からの要望等につきましては、担当課への直接の要望やホームページからの問

合せ、陳情、請願という方法もございます。さらに市民と市長のweb会議や高齢者福祉政策について、高齢者と語り合う笑顔で暮らせるまちづくり座談会などの開催、そして自ら地域問題を見つけ、その解決に向けた取組を行なっております玉名未来づくり研究所などへの支援などにより幅広い意見の聴取の機会を設けております。

このようにあらゆる方法で市民からの要望、提案を取り入れており、担当部署において内容を精査し、実現可能なものや見直しが必要な要望提案事項につきましては、適切に対応しております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 答弁いただきました。

3番目の政策推進係の取組ですけど、やっぱりほとんどの事業が複数の課にまたがると思うので、その調整役されて情報共有して政策実行しているという役割を担っていると思うので、この係は本当に玉名市にとって大事な係だと思いますので、しっかりこれが機能するように今後も取り組んでいただきたいなと思います。

4点目の職員提案制度の実績なんですけど、昨年度は9人から22件の提案が提出されて、2件が採択されたということだったと思います。でも今年度はまだないということでゼロ件ということで、今年のゼロ件というのはなかなか寂しいような気もするんですけど、やっぱり職員の方たちは日々業務に当たっていく上で、必ずいろんな思いを持って仕事をされていると思いますし、しかも今年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大もあって、様々な新しい対策も必要とされていました。やっぱりその中で今年度ゼロというのは、しかも開始2年目でゼロというのはやっぱりこの制度自体がうまく浸透していないのか、それか何か提案しにくい環境があるのか、それとも制度に対するモチベーションというのがいま一つ上がってないのか、なんか様々なことが要因として考えられると思うんですけど、この制度しっかり活用すればもっといい制度だと思うんですけど、やっぱり提案が出てこない限りは制度の意味がないと思うので、今年度ゼロ件ということで、制度活性化に対する取組としては、市としてはどういうふうに行われているのかお伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 総務部長 永田義晴君。

○総務部長（永田義晴君） 北本議員の再質問にお答えをいたします。

まず、本市の職員提案制度につきましては、提案内容を限定せず、所属部署以外の業務につきましても提案できるようになっております。また、提案者の氏名は原則として公表としておりますけれども、希望により非公表を選択して提案することも可能でございます。さらに職員提案制度の充実は今年度改正した玉名市人材育成基本方針にも掲げており、採択された提案につきましては、身上報告制度と連携し、本人の希望に応じて、

提案した職員が自ら市の発展のために取り組むことができるなど、制度の内容の充実を図っていきたいと考えております。

このようなことを含め、今年度提案がないと、現在のところ提案はございませんが、今後、職員に対して改めて制度自体の周知徹底を行ない、採択された提案は可能な限り実現するとともに、優秀なものを表彰することで職員の提案意欲を向上させ、また、管理職を中心としてアイデアが出しやすい職場環境づくりというのを目指して取り組んでいきたいと思っております。職員の意識、改革意識、それから改善意欲、今後さらなる醸成を図っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） こういう新しい制度を取り入れて行く上でやっぱり最初の年が一番大事なんじゃないかなと思うんですけど、以前、この質問したときにも職員の方のモチベーションを上げていくためにもということで、ほかの自治体で実施されている例を紹介させていただいて、その中でいい提案には市長が表彰しているというような事例も紹介させていただいたんですけど、これはわかればでいいんですけど、22件スタートの年であって2件採択されたという答弁だったと思うんですけど、この2件については何か市長から表彰があったりとか何かされたんですかね、リアクションというか。わかればでいいんですけど。

○議長（内田靖信君） 総務部長 永田義晴君。

○総務部長（永田義晴君） すみません。ちょっと表彰があったかどうかについては申し訳ございません。ちょっと把握しておりません。すみません。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） その制度実施して、実際提案されてみて、採択された人たちがしっかり評価されたというのは、表彰とかされて、今したかどうかわからないということなんですけど、せっかく提案したのによくわからん状態になってるということだったら、次提案するのやめようかなというようになってしまうと思うので、さっき部長も表彰かも考えているということだったので、せっかくいい提案されて、それを採択したんだったら、何かリアクションというか、反応をしたほうが職員の方たちのモチベーションも上がっていくんじゃないかなと思いますので、よりよい制度になるように、今後しっかり取り組んでいただきたいなと思います。

やっぱりこの政策、いろんなつくっていく上で市長がトップダウンでしていく政策ももちろんあると思うんですけど、10年ビジョンをされていくと思うんですけど、その中でやっぱり新型コロナウイルスが出てきたり、社会情勢というものがいろいろ変わってやっぱり市民の方からとか、職員の方からとか、こういう議員からとか、いろんな提



案がされてあって、それを政策としてボトムアップ、積み上げていって政策にするというのもやっぱり重要じゃないかなと思います。よりよい玉名市をつくっていくというようなことをしていかないといけないんじゃないかなと思います。その中でやっぱりこれも前に質問したんですけど、最後の質問になるんですけど、しっかり政策を庁内につくっていくという意味で、この自治体シンクタンク、政策研究できるような組織をやっぱり玉名市にもつくったほうがいいんじゃないかというのを、ちょっと前にも言ったんですけど、もう1回ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 総務部長 永田義晴君。

○総務部長（永田義晴君） 北本議員の自治体シンクタンクの設置についてお答えをいたします。

施策推進系の役割等につきましては、いろいろ御説明をいたしましたとおりでございますが、市民や議員、職員からの提案等はそれぞれの担当課で事業の必要性を精査し、政策立案を行なっているところでございますが、一方で政策推進係が主導となり政策立案につながるよう、関係部署と連携して進めていく場合もございます。自治体シンクタンクを改めて設置する予定は現在のところございませんが、政策推進係では、それらの事業実施に向け、内容に応じて部局横断的な事業調整やサポートを行ない、重要事項等をスピード感を持って推進しており、北本議員のおっしゃるような情報収集や事業化に向けた調整も行なっているところでございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 以前質問したときにも政策推進係がそういう役割を担っていただいたいということだったと思うんですけど、やっぱりこの政策推進係、今2人ですかね、やっぱり今後は新しい生活様式であったり、ICTであったり、いろんな政策を打っていかないといけないと思いますけど、やっぱりこの2人でできることというのは多分、限られていると思うので、しっかりその各課の調整役として、政策としてしっかり提言できるような体制に最終的には持っていったほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、そのためには人員を増やしてでも組織的に確立させていったほうがいいと思うんですけど、最後に市長にその辺についてはどう考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 再質問にお答えいたします。

先ほど総務部長が答弁したとおりでありますけれども、市民の皆様方、職員、議員からの提案に対し、各部局がこれは主となりますけれども、提案に対する調査研究についても政策推進係とも連携しながら政策形成に努めているところでございますけれども、今のところ基本は、やはり各担当の部局がそれぞれに政策の提案をして出している

ものが今、事業化されているというような流れになります。基本はそうなんですけれども、例えば、トップダウンであったり、いろんな方向から政策の提案というものはしっかりと受け止めていきたいので、やぶさかじゃないというか、そうやりたいのは山々であります。その中で今後、職員の配置の問題もあって、人員増員することも検討する必要がありますんですけれども、実効性の高い施策等が生み出されるように、まずは政策形成力とか効果を高めるための職員全ての育成、それから意識改革にしっかり取り組まなければならないというふうに思っております。

それから、先ほど行政評価制度の結果公表が遅れた部分がありましたけれども、あれは令和元年度の修正部分があったものですからちょっとずれ込んでしまって、それも元年度分の評価が出たんですけれども、それを最終的に出たものを見て、ちょっとまだ甘いと、より厳しくというような指示を市長、副市長のほうから出してしまったがために、それを修正を余儀なくされ、その修正があったので若干遅れているということでもありますので、ただ遅らせているわけではありませんので、そういったやりとりがあつてのことというふうに受け止めていただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 政策の重要性については市長も十二分にわかっておられると思いますし、やっぱりこの政策推進係をもう一步進化させていくとよりよい玉名市の行政運営できるんじゃないかなと思います。基本は確かに部局から上がってきたのを政策にして、実行していく形がそれ基本ベースとしておいとっていいと思うんですけど、やっぱり今の問題、公共交通でも都市計画と公共交通とやっぱりほとんどの政策がいろんな部局にまたがっていくと思いますので、部局一丸となって政策をつくれるようなベース機関というのをこの政策推進係が担えるようになってほしいなと思います。

一つこれ、新聞に載っていたんですけど、隣の荒尾市が大きく載っている。ちょっと前に載っていたんですけど、女性の視点をとということで、これ有志で作られているんですけど、女性の職員シンクタンクをつくって、2019年につくって、ごみとか自殺とかに対するいろんな提案をしているという記事が載っていたんですけど、この中で活動されているメンバーの言葉が書いてあるんですけど、これは女性中心ということで、市民の半分は女性なのにおかしいと思った。地域を変えるにはまず行政が変わることが必要と言われていたり、女性同士は意見も言いやすく、部署間の連携もとやすい。ほかの部署が今何をやっているのかを知り、アイデアを出しあうことで市民サービスの向上にもつながる。市長も答弁で言われたんですけど、職員一人一人の政策立案力を高めていくという点でも、ほかの部局と実際シンクタンクをつくれれば連携もとれるし、最後にこの代表の人が言われているのが、職員が課題解決に前向きになるきっかけにもなって

いると。多様な意見を集めて反映させ、市民が荒尾に住んでよかったと思えるまちづくりにつなげたい。やっぱりこの何百人おられる職員の人たち一人一人がこういう市にしていきたいという思いを持っておられると思うので、それをしっかり提案できるような提案制度であったり、それを政策にできるような部局であったりというのを市長中心となって、やっぱりつくっていただくきっかけにもなると思うので、まだシンクタンクつくりたくないということなんですけど、こういう面も考えながら今後進めていただきたいなと思います。

今議会においても、312億円の令和3年度の一般会計予算が提案されています。この新年度予算編成というものは、市長の任期において4回しかないんですけど、今回は任期中最後の編成となりました。この予算編成権は市長にある権限なんですけど、この312億円使って、この1年間玉名市をどうしていこうという指標になると思うんですけど、この4年間の積み重ねが一つとなってまちづくりが進められていくわけですけど、それをより内容の濃いものにしていくためにも、この政策立案というのをしっかりできるような組織づくりを進めていただきたいなと思います。

今回、3項目について質問いたしましたけど、やっぱり様々な対策を行なっていく上で、共通するのが当事者、それに関係している人たちがどう感じているか、何を望んでいるかということのを常に把握しながら進めていただきたいなと思います。

教職員の働き方改革でも校長先生であったり、ベテランの先生であったり、新人の先生であったり、事務の先生であったり、そのほかいろんなスタッフが参画されていると思うんですけど、そういう人たちがどう思っておられるかというのをしっかり把握した上で、また、公共交通についても、バス業者であったり、タクシー業者であったり、バスを利用する人、タクシーを利用する人、中心地に住んでいる人、そうでない人たち、様々な意見があると思うので、そういう意見をしっかり行政として吸い上げて政策にしていきたいなと思います。それらを総合して、玉名市全体として、財政状況や国の施策の動向など、総合的に考えて予算化、事業化していくのが自治体の力量だと思います。人口減少、少子高齢化に伴い、財政運営は厳しさを増すばかりです。どのような政策を実施していくかで自治体間の差は今後大きくなっていくと思います。玉名がよりよいまちとなるような政策を今後も実施していただきたいと要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（内田靖信君） 以上で、北本将幸君の質問は終わりました。

引き続き一般質問を行ないます。8番 多田隈啓二君。

[8番 多田隈啓二君 登壇]

○8番（多田隈啓二君） こんにちは、8番、創政未来、多田隈啓二です。

傍聴の皆様お疲れさまです。いつもありがとうございます。

玉名の方言番付、すごく市長、取組が評価されています。やっぱりすばらしいこれは取組ではなかったのかなと思っております。私も知り合いの大阪の人にLINEで贈ってみました。「懐かしかね」と言ってすごくふるさとを思い出してよかったという好評の意見もあります。ぜひ、このような取組をもっともっと職員の力を借りながら提案していただければと思っております。

それでは、通告により質問を始めます。

1、本市の健康福祉事業・高齢者への配慮についてお伺いいたします。市長は、市民の笑顔が人を呼び込むまち、笑顔をつくる10年ビジョンを掲げておられ、その一部に全ての市民が笑顔で暮らせるまちが一番。市民の笑顔をつくり、市民の笑顔を守ることを第一に考え、長期視点で施策を推進し、そしてその笑顔が魅力となり、多くの人が集い、訪れ、住みたくなるまちづくりにつながると目標を掲げられておられます。

そこで、質問いたします。(1)市長が考えている笑顔をつくる10年ビジョン予算での健康と福祉のまちづくりについてお伺いいたします。残りの質問は全部福祉関係なので、自席により質問させていただきます。

○議長(内田靖信君) 市長 藏原隆浩君。

[市長 藏原隆浩君 登壇]

○市長(藏原隆浩君) 多田隈議員御質問の市長が考えている予算での健康と福祉のまちづくりについてお答えをいたします。

私はこんな玉名市であってほしい、そう願う多くの皆様の意見や希望を基に、10年後の玉名市の将来像、目指す姿を市民にわかりやすく示す必要があると考えまして、笑顔をつくる10年ビジョンを策定しました。10年ビジョンには市民生活の安定、まちづくりの充実、行政運営の進化、この3原則を掲げて、その一つである市民生活の安定を強く推進するために一つには安心子育て環境づくり、また、一つには、みんなの生活を守る福祉のまちづくり、そしてもう一つ、みんな安心健康づくりといったプロジェクトごとに分けて、市民の皆様の生活がよりよいものとなるように各種施策をこれまで実行してまいっているところでございます。

以上でございます。

○議長(内田靖信君) 8番 多田隈啓二君。

○8番(多田隈啓二君) 答弁いただきました。

10年ビジョンでは三原則を掲げ、市民生活の安定を推進し、みんなの生活を守る福祉づくりを実行したとの市長の今の答弁でしたが、笑顔をつくる10年ビジョンでのプロジェクトに、みんなの生活を守る福祉づくりとして、通いの場事業、地域活動を行ない、高齢者の生きがいづくりを促進していくと明記されております。市長は一般質問等で健康と福祉のまちづくりに力を入れるとつねづね言われておられます。しかしながら

平成30年から令和3年まで4年間の当初予算事業概要では、健康と福祉のまちづくり予算が総合福祉課事業や高齢介護課事業に組み込まれておらず、市長が目指す健康福祉のまちづくりがどのように行なわれたのかが共有できておりません。

そこで再度市長に質問いたします。4年間での市長が考える新規の健康と福祉事業は何かお伺いいたします。

○議長（内田靖信君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 多田隈議員の再質問にお答えいたします。

新たに取組んだものとしたしましては、平成30年10月に子育て世帯の経済的負担軽減を目的とした子ども医療費の現物給付を導入し、令和元年10月には一般不妊治療における治療費の助成制度を創設しました。また、各地域の実情に応じて随時学童クラブを新たに4クラブ増設しました。さらに介護予防事業の強化を図るために平成30年度から新たに通いの場事業を開始させたほか、高齢者等の見守りを目的とした移動販売事業者との連携協定の締結、また、コロナ禍において開催には至っておりませんが、健康づくり、体力づくりの環境を整えることを目的として名誉市民である金栗四三先生にちなんだ県北初のフルマラソン大会となる玉名いだてんマラソンの創設、また、公共交通路線廃止に代わる高齢者等の交通弱者に対する移動手段を確保し、地域の利便性向上を図ることを目的とした乗り合いタクシーの新規エリアへの導入などがございます。また、新規の事業ではありませんけれども、認知症に日本一理解のあるまちを目指して、認知症サポーター養成講座や命のひと声訓練などにも力を入れております。それぞれの施策におきましては、様々なニーズを求められる市民の皆様に対し、十分寄与できているものと考えております。今後も健康と福祉のまちづくりのため、笑顔をつくる10年ビジョンに基づいて、また、課題解決に向けての新たな取組を模索しながら、さらなる市民生活の安定の実現を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 8番 多田隈啓二君。

○8番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

今、市長から新たに取組んだ主なものの答弁がありました。現物給付は実際は子育て支援課、もちろん大きく言えば総合福祉に入るかもしれませんが、マラソンはスポーツ振興課、乗り合いタクシーは地域振興課ということに今の答弁の中からはなります。そうしますと、4年間で新たに取組んだ事業は今の答弁の中では通いの場と移動販売の2つになります。当初予算で総合福祉課や高齢介護課の事業が一度も組み込まれていないのが問題であります。

そこで、平成30年度から事業概要の中身をちょっと調べてみますと、平成30年度で市民生活の安定ということで、地域公共交通の対策事業が企画経営課、子ども医療費

助成事業が子育て支援課、放課後児童健全育成事業が子育て支援課、まちづくりの充実ということで、担い手確保の育成事業、農林水産政策課、マイキープラットフォーム活用事業、企画経営課、商工政策課、ふるさとセールス課、新玉名周辺整備事業、建設課、上下水道工務課、小中学校トイレ洋式事業、教育総務課、行政運営の進化として、天水支所の施設集約事業でコミュニティ推進課、その他の事業といたしまして、金栗四三PR事業が金栗四三PR推進室、防災対策費として、防災安全課、くまもと県北病院の文化財発掘事業で文化課というのが平成30年度の事業です。

令和元年の事業になりますと、市民生活の安定でいきますと、地域公共交通対策事業が地域振興課、放課後児童健全育成事業が子育て支援課、小中学校トイレ洋式化が教育総務課、まちづくりの充実といたしまして、担い手確保・育成事業が農林水産政策課、産業用地開発支援事業が商工政策課、新玉名駅周辺整備事業が建設課、企画経営課、行政運営の進化といたしまして、学校跡地利用に民間活力を導入で教育総務課、その他の事業といたしまして、金栗四三PR事業、金栗四三PR推進室、フルマラソン大会運営事業、生涯学習課、各種証明書のコンビニ交付導入に係る経費ということで市民課、地域情報化推進事業として情報管理課というのがあります。

そして令和2年になりますと、市民生活の安定で、地域公共交通対策事業で地域振興課、運転免許証自主返納支援事業で防災安全課、学童保育で子育て支援課、まちづくりの充実として、担い手確保・育成事業が農林水産政策課、地場企業支援奨励金、商工政策課、新玉名駅周辺整備事業で都市整備課、行政運営の進化ということで、学校跡地に民間活力を導入で教育総務課、その他の事業といたしまして、金栗四三PR事業、金栗四三PR推進室、フルマラソン大会運営事業、スポーツ振興課、岱明町公民館建設事業、コミュニティ推進課、オリンピックキャンプ誘致推進事業、スポーツ振興課ということで、市長になられて3年間の当初予算で1件もこれ出てこないんですね、そしてもちろん今、この議会に付されております3年度の当初予算にもまず1つも出てこないということが私は問題じゃなからうかなと思っております。やはり常日頃健康と福祉のまちというのであれば、その他でもいいので1つぐらいあってもいいんじゃないかなと思っております。

その中で、財政課がこれはどっちかというところなんですよね、だから10年ビジョンと若干かけ離れたのかなというのが、私の今思いです。

だから、財政課と市長の思いをつなぐためには、先ほど北本議員が言われたとおり政策推進係でこういう担当課の調整、また、サポートをしながらこの10年ビジョンと事業と連動した取組がやっぱり必要だと思いますので、今後は、その辺も配慮していただいて、もう事業でもその他でもやっぱり高齢介護課とかそういう事業もきちんと出していただければと思っております。

市長が掲げる10年ビジョンに将来像を書いています。その中には、行政、議会、全ての皆さんと共有し、チーム玉名としてその実現を目指し取り組んでまいりますと明記されています。ぜひ、今後は財政課がつくる10年ビジョンの予算に、ぜひとも市長の思いが入っている健康と福祉事業の当初予算の中に、その他にでもいいので事業に上げていただき、全てにおいて共有できる市民生活の安定施策を図るチーム玉名の実現に向けて取り組んでいただくことをお願いし、次の質問に移ります。

2、一般介護予防事業「通いの場」の実施状況と課題についてお伺いいたします。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

○健康福祉部長（竹村昌記君） 多田隈議員の一般介護予防事業「通いの場」の実施状況と課題に関する御質問にお答えいたします。

本市における介護予防公民館活動につきましては、対象者、実施内容、実施主体等の状況に応じ、いきいきふれあい活動、通いの場事業、ゆた〜っと元気体操を展開しております。

その中のいきいきふれあい活動の実施状況等についてお答えいたします。御承知のとおり、いきいきふれあい活動は、高齢者がいつまでも自分らしくいきいきと健康に生活できるように、月に1回公民館などで健康講話、体操を行ない、皆で寄って楽しく元気になる場を地域の皆さんで運営していただく取組でございます。実施主体は地域住民の皆さんであり、区長、民生委員、福祉協力員などの協力と連携により取り組んでいただいております。代表者は、約7割の地域で区長さんになっていただいております。市では、立ち上げ時や活動内容の企画の際など、必要に応じ職員を派遣しているほか、公民館使用料としてひと月当たり1,500円を実施主体に助成しております。活動実績でございますが、活動箇所及び参加実数については、平成27年度100か所、1,786人、平成28年度112か所、1,951人、平成29年度109か所、1,950人、平成30年度116か所、1,572人、令和元年度113か所、1,496人となっております。本事業は、平成15年度から旧玉名市において開始しており、活動の場は市内全域に一定程度に広まったと認識しております。課題といたしまして、身近な地域で介護予防の公民館活動を推進することは重要であると考えておりますが、担い手が不足していること、現代社会全体において地域活動が希薄化する傾向の影響もあり、今以上の広がりにつながっていない環境も、現状も認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 多田隈啓二議員の一般質問の途中ですが、議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 3時02分 休憩

---

午後 3時15分 開議

○議長（内田靖信君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

8番 多田隈啓二君。

○8番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

私たち地元から、運営の代表者からいきいきふれあい活動の運営が大変でありとの声をお聞きいたしました。今、答弁では平成28年、平成29年と比べれば約450人の参加者が減少している状況の中、課題としては介護予防の公民館活動を推進することは重要であります。担い手の不足とのやっぱり答弁でした。そこで質問いたします。

1、新型コロナウイルス時の対応や実施状況、また、事業の課題検証、今までの改善点について伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

○健康福祉部長（竹村昌記君） 多田隈議員の再質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染防止の対応といたしましては、国における緊急事態宣言を受け、令和2年3月3日から5月31日までの間、また、市内クラスターが発生したことを受け、7月27日から8月31日までの間活動自粛を要請したところでございます。なお、一度目の自粛期間におきましては、担当の介護予防支援員が活動参加者の安否確認や状況把握を目的に、区長、民生委員、福祉協力員等の同行のもと、自宅訪問を行ないました。当該訪問での聞き取りの結果、約1割の方が自粛前と比べ転倒しやすくなった。また、2割の方が伝い歩きや手すりを使用して歩くようになったと回答しており、活動自粛による運動量の低下がこれらの要因になっていることが伺え、また、気持ちの落ち込みも1割弱の方に見られる結果となっております。

現在の活動状況でございますが、3月3日現在の状況といたしましては、介護予防、公民館活動を合わせて、196か所中約7割に相当する132か所で活動を継続していただいております。一度目の活動自粛中に実施した聞き取りの結果からも心身機能の低下を防ぐためには、地域における介護予防活動を継続することが重要であることを改めて認識することができましたので、以降は安心・安全に活動することができるよう、感染予防対策を講じながら活動の再開と継続を促しているところでございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 8番 多田隈啓二君。

○8番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

新型コロナウイルスでいきいきふれあい活動が自粛になり、約1割の方が転倒しやすくなった。2割の方が手すりを使用して歩くようになった。また、1割の方は気持ちの落ち込みがあったとの回答結果で、地域における介護予防事業いきいきふれあい活動で



の健康づくりがいかに重要であるかという結果が得られたと思います。今後も新型コロナウイルス感染予防対策を行ないながら、高齢者が安心・安全に活動できるよう、行政としてもしっかりとしたアドバイスを行なって進めていっていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。いきいき活動の委任状、使用料、領収証、年間計画、活動報告、押印の簡素化についてお伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

○健康福祉部長（竹村昌記君） いきいき活動の委任状、使用料、領収証、年間計画、活動計画書、押印の簡素化について伺うにお答えいたします。

委任状等は、活動に伴う公民館使用料の振り込みの際に、請求者と口座名義人が異なる場合に用いるもので、会計処理上必要となるものでございます。また、年間計画等につきましても、活動を計画的かつ効果的に実施するに当たり必要なものだと考えております。運営主体は地域ではありますが、市もお手伝いさせていただいております。

次に、押印については、先般全庁的に見直しに関する基本方針が作成されたところでございますので、これに諮り対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 8番 多田隈啓二君。

○8番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

スライドをいいでしょうか。

[拡大投影にて画像を示す]

○8番（多田隈啓二君） まず、今、質問をしている内容のやつなんですけど、まずこの委任状が要ります。これは令和3年4月1日付けで、玉名市長様という委任状なんですよ、これを委任者がこれ区長さんになるんですね、右上が。左下が区の会計さん等の名前と印鑑になります。まず、この事業をするに当たって、口座番号とかいろいろ金融機関とか書かなければいけないので、まずその主体となる代表者は区長さんの印鑑をもらいに行って、そして会計さんの印鑑をもらいに行って、これを全部書いてもらってまずは市に出します。これがまず一つの仕事ですね。次、いいですか。

[拡大投影にて画像を示す]

○8番（多田隈啓二君） 次には、この年間計画表ということで1年分の計画をまず出されます。この1年分の計画をした後に玉名市に持って行かれます。そして次。

[拡大投影にて画像を示す]

○8番（多田隈啓二君） その後にこのいきいきのふれあい広場の烏帽子のやつなんですけど、あとは開催の日時、場所はいつもふれあい館と決まっておりますので、ただ、毎月この内容が変わるもので、毎回市役所に出て、この内容をまず書かれて市役所に持ってこられます。次。

[拡大投影にて画像を示す]

- 8番(多田隈啓二君) 内容を持ってきたら市役所のほうでこのいきいきふれあい活動に参加しようというチラシをこういうふうにつくっていただけるんですよ。そしてこのチラシをまたこの代表者は取りにこなんといかんとですよ、できましたということで。このチラシを取りに来て、今度は区長さんにこのチラシを入れてくださいということで地元の区長さんにまたお願いに行かれます。次。

[拡大投影にて画像を示す]

- 8番(多田隈啓二君) そしてまた玉名市長様宛に、今度はいきいきふれあい活動の報告書、借りてきたんですけど、これを毎月1回報告書を出さなければなりません。そしてこの報告書では、また押印廃止の中、これ3年1月なんですけど、この代表者の印鑑等も押しながら、こういう活動報告を出されているのが現状です。次、よかですか。

[拡大投影にて画像を示す]

- 8番(多田隈啓二君) その後今度は、区長さんの左上の請求書のところに区長さんの名前と印鑑をまたもらいにいかなんとですよ、そしてこの印鑑を区長さんにもらって市役所に持っていけば、ここの下のほうに書いてあります区のふれあい館使用料ということで1,500円が市から入る仕組みになっております。大体これが流れなんですよ。そして他の自治体になりますと、さっきの活動報告出ますかね。戻してもらって活動報告。

[拡大投影にて画像を示す]

- 8番(多田隈啓二君) これが他の自治体と違って、他の自治体はこの活動報告をここまで内容まで書かないんですよ。ここまで書かせると大変なんですよ、やっている方がですね。他の自治体はどこで判断するかといいますと、開催日、会場、参加人数。これだけで報告書と認められております。でも玉名の場合はここまで書かなければならないというのが、いきいきふれあいのなかなかされる方が本当に大変なんだよという声を今、上げてこられているというのが現状なんですよ。何回も毎月これを行ないます、何回も市役所に行って、区長さんから印鑑をもらいながら、こういう状態をやっぱりそのままにしておけば、今さっき答弁等ありましたけど、いきいきふれあい活動はこれ本当に苦痛でしかないことになっております。その中で、さっき答弁の中では、区長さんが7割、あと民生委員さんと福祉協力員がされます。その中で区長さんだったら会計で自分でこれ持ってきて会計に入ってくるからいいんですけど、やっぱり民生委員さんだったり福祉協力員さんがされるときが負担がものすごく大きいわけですよ。だからここはぜひ、市長。また考えていただいて、どうにかもうよその自治体並みに簡素化できるようにしていただく。そして押印廃止もこういうのから始めていただければと、もちろんお金に関することは仕方ないかもしれませんが、やっぱりこういう活動報告書の印

鑑とかわかつとるけん要らんわけですよ。やっぱりこれは取り組めるところからしっかりと取り組んでいただきたいと思います。これを毎月されている方がおられるんですけど、これを毎月してお金は1円もきません。ガソリン代も何もありません。これが玉名のいきいきの現状なんです。だからここはぜひ、市長。もう1回調べていただいて、ほかの先進地も考えていただいて、あとでまた説明しますけど、簡素化に向けて取り組んでいていただきたいと、ぜひ、お願いし、次の質問に移ります。

事業運営を個人登録制についてお伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

○健康福祉部長（竹村昌記君） 事業運営を個人登録制について伺うにお答えいたします。

先ほど申し上げましたが、いきいきふれあい活動や通いの場事業の実施主体は地域の皆さんであり、区長、民生委員、福祉協力員さんなどが連携し活動に取り組んでおられますが、担い手不足の地域も一定程度あると認識しております。このような背景と地域の皆さんにとって、より身近な場所で介護予防活動を行なっていただくことを目的に、今年度から新たに集いの広場事業を開始したところでございます。集いの広場は、近所に住むグループの方、また、日ごろからカラオケやお茶など集まっておられる5人以上のグループに対し、日ごろの活動に介護予防体操等を取り入れていただくことで、身近な場所で身近な方と介護予防を行なうものでございまして、市におきましてもDVDの貸出しなどの支援を行っております。現に活動を希望する個々のグループを対象としており、また、ベースは日ごろの活動のままで介護予防体操などを付加するだけです。活動したいが近くに場所がない、また、担い手がないなどの場合に気軽に取り組んでいただけるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 8番 多田隈啓二君。

○8番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

今の答弁の中で、今年度から新しい事業ということで、集いの場事業を開始されるという答弁でした。やっぱり気軽に集ってもらいながら、いつでも誰でも気軽に取り組んでもらえる事業だと私も思っております。ぜひ、集いの場もしっかりと進めていていただきたいなと思っております。ただ、集いの場も多分お金は出ていないと思いますので、その辺の兼ね合いもまた検討していただければと思っております。

次の質問に移ります。運営ボランティアに補助制度の検討をされてみてはどうかお伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

○健康福祉部長（竹村昌記君） 運営ボランティアに補助制度の検討をされてみてはどうかの御質問にお答えいたします。

先ほど答弁いたしましたとおり、いきいきふれあい活動は地域の皆さんで運営していただく取組でございますので、運営される方には謝金等はお支払いしておりません。また、運営側に謝金等をお支払いする事業も実施しております。平成30年度から実施している通いの場事業では、運営を地域サポーターと呼ばれる地域の方々に担っていただいております。通いの場事業は、週に1回活動しており、月に1回の活動であるいきいきふれあい活動より活動頻度が高く、また、内容も介護予防体操等に重点をおいたものとなっております。現在約20か所で取り組んでいただいております。このように運営主体も自ら希望される地域のサポーターの方で、また、若干ではありますが、謝金もお支払いしておりますので、地域の実情に応じ活動の場をお選びいただくことも可能かと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 8番 多田隈啓二君。

○8番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

そこでちょっとスライドをお願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○8番（多田隈啓二君） これがふれあいいきいきサロンということで、月1回程度されている、今、答弁があったのは、通いの場事業ということで週1回ということなんですけど、これは大体月1回ぐらいなんですよね。これ茨城県のやつなんですけど、いきいきふれあいサロン助成事業ということで進められております。赤い羽根共同募金の助成事業ということで、社会福祉協議会がされております。ほとんどの地域がこの社会福祉協議会が窓口になって、ふれあいいきいき活動、サロン等を今されております。ここでは、阿見町なんですけど、阿見町社会福祉協議会がされておまして、開催頻度はおおむね月1回以上ということで、このサロン立ち上げに2万円の助成を出してもらいます。そしてサロンの中で前年度と延べ参加人数で99人以下だったら5,000円とか、100人から299人は1万円とか、300人で1万5,000円ということで、この阿見町はこういうやり方をされております。

また、次よろしいですか。

[拡大投影にて画像を示す]

○8番（多田隈啓二君） これ名古屋市になるんですけど、名古屋市は社会福祉協議会では、実施回数が月1回以上定期的にとということで、助成額、開設の助成は5万円されております。月に2回以上定期的にすると月2,000円、小規模ですね、中規模、大規模等ということで分かれながらいきいき活動をされております。

次、よろしいですか。

[拡大投影にて画像を示す]

○8番(多田隈啓二君) これ、松山市になるんですけど、松山市はサロンの活動支援を1回4,000円、5,000円、6,000円と規模に応じて変えておりますけど、また、講師のここはですね、1年間2万円上限になりますけど、謝礼金も出されております。そして使用料は1,000円の開催、上限をされているということになっております。

次、よかですか。

[拡大投影にて画像を示す]

○8番(多田隈啓二君) これ新潟市なんですね、月1回タイプということで、おおむね10人ぐらいの事業ということで、月1回タイプだったら1グループ当たり2,500円の活動月数ということで上限が3万円ということで取り組んでおられます。

次、お願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○8番(多田隈啓二君) これは福岡です。筑紫野市社会福祉協議会がされておるんですけど、これはちょっと少ないですけど、年間6回以上という中で、1団体6万円上限として助成を行なっておられます。月1,000円ということで、開催数の加算ということをしてされておまして、2,000円かける開催数ということで、今、取り組んでおられます。

次、よろしいですか。

[拡大投影にて画像を示す]

○8番(多田隈啓二君) これは東京都の町田市の社会福祉協議会が取り組んでおられて、ここは変わっておりまして、助成金6回から10回が2万5,000円、年にですね、11回が2万7,500円、12回が3万円、13回が3万2,500円とずっと上がっていく、3万5,000円が上限なんですけど、公共施設の場合は1万2,000円上限に助成されて、ここがすごいのは個人宅会合では年間5,000円ということで、ほかはないルールじゃないのかなと思っております。

こうやって先ほど報告書まで書いて、玉名市はゼロ円なんですけど、他市ではいろんな助成をされながら、そしてやっぱりいきいきふれあい活動を社会福祉協議会が窓口になりながらされております。ぜひ、せつかく健康的に体操もされておりますので、取り組んでいただきたいと思います。今の状態を続ければ、減るばかりでありますし、本当に代表の方がもう大変なことになっていて、また、担い手ができないという思いも話されておりましたので、もちろん実施主体は地域なんですけど、区长さん、民生委員さん、福祉協力員さんの負担軽減のためにも、また、いきいき活動の継続のためにも補助助成制度の前向きな検討をぜひお願いして、次の質問に移ります。

天草市では通いの場、今度はいきいきじゃなくて、通いの場、週1回のやつなんですけど、玉名市で20ぐらいの地域でされているんですけど、その活用した通いの場を週1回開きますよといった日に、開催した日に移動販売車をそこに持ってこられます。そして買い物支援をされるんですよね。そしてそれが生活支援の組合せとなりながら、今、先進的な通いの場を利用した買い物支援ということでされておりますので、その点に関して質問させていただきたいと思います。

通いの場を活用した民間、各団体との生活支援サービスの組合せの考えについてお伺いします。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

○健康福祉部長（竹村昌記君） 通いの場を活用した民間、各団体との生活支援サービスの組合せの考えを伺うについてお答えいたします。

御提言いただきました通いの場などと生活支援サービスの組合せにつきましては、地域における生活支援サービスを担う様々な事業主体と連携し、高齢者が住み慣れた地域で生活し続けるための大変有用な手段と考えております。御提言の内容を参考にさせていただき、また、地域の実情に応じ活動参加者と考えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 8番 多田隈啓二君。

○8番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

天草市では、やはり買い物をしたいねということから始まったそうです。そしてまた、ここは農協の「くるもん」という移動販売の車がありまして、通いの場に来てくれないかなという話をマッチングしたところ、快くその開催日、週1回に買い物支援として来てくれるようになったということなんです。そこの地区はやっぱり中山間地で、結構お年寄りも大変で、買い物をそこの公民館でしても持って帰るのが大変ということで、そのはじめは買うだけだったんですけど、民間と住民が顔なじみになり、帰りの買い物荷物が重いという話から、今では中に入った家は駄目なんですけど、道路沿いであれば個別の家まで移動販売車が回ってくれるようになったということで取り組んでおられます。これで買い物支援をしながら、通いの場事業もするというので、これなかなかウィン・ウインの取組ではなかろうかなと思っております。ぜひ、このような取組を玉名市でもしていただきたいと思っております。本市でも特に中山間地はスーパーが近くにないとか、地域の高齢者にも大変助かる買い物支援だと私は思います。地域の実情に応じ、通いの場を活用した地域住民へ出向くサービスの移動販売車での検討をしていただくことをお願いし、次の質問に移ります。

いきいきふれあい活動の運営負担軽減や押印廃止、民間団体との生活支援のマッチングについて、市長にお伺いいたします。

○議長（内田靖信君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） いきいきふれあい活動の運営負担軽減や押印廃止、民間各団体との生活支援サービスのマッチングについてお答えをいたします。

日ごろから地域で介護予防活動に従事しておられる方々には、重要な役割を担っていただいていることに心から感謝を申し上げたいというふうに思いますし、あわせて大変な御負担をおかけしていることと推察をいたしております。

ただ、そういったことでおかげさまで部長が答弁で申し上げたとおり、活動は市内のほぼ全域で広まっております、活動を楽しみに、また、生きがいにされておられる高齢者の方も多数おられるというふうに伺っております。私もいつまでも住み慣れた地域で生活するために介護予防活動に取り組んで、活動を継続することの重要性を感じておりますので、今後も地域、あるいは個人の実情に応じた形で取組をしっかりと継続させて、そしてさらにその活動が広がっていくように推進してまいりたいというふうに考えておりますし、先ほどの生活支援のサービスに関しましても、民間事業者のほうともそのニーズが高いのであれば、しっかりと御要望申し上げたり、それこそ生業のためにも頑張ってもらえるものというふうに思っておりますので、そういったこと含めて、今後とも皆様によりよい、そして取り組みやすい体制づくりに努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 8番 多田隈啓二君。

○8番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

今までは、本当にそういう移動販売車の行政的な取組とすれば、提携するまでが大体行政の仕事じゃなかったのかなと思っております。そこをもう一つ超えれば、私は行政の進化につながっていくのではなからうかなというふうに思っております。

今後の介護予防と移動販売事業者との生活支援サービスが行なえるようになれば、市長が10年ビジョンで掲げる三原則で市民の安定や行政運営の進化につながると思います。ぜひ、取り組んでいただくことをお願いし、次の質問に移ります。

高齢者への配慮について。新型コロナウイルス感染症ワクチン接種の対応について伺います。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

○健康福祉部長（竹村昌記君） 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種の対応についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症のワクチンの接種は、2月11日から国立病院系の医療従事者約4万人向けの先行接種が始まっております。国が示している接種順位としましては、この後に一般の医療従事者、次に65歳以上の高齢者、次に高齢者以外の基礎疾患

を有する方及び高齢者施設に従事する方、最後に65歳未満の方と順次行なわれ、有明圏域の医療従事者等への接種も3月中旬ごろから予定されております。高齢者接種については、最新の情報では、国は4月12日から高齢者への接種を限定的に始め、4月26日の週から本格的に行なう方針を示しております。

本市では、4月中旬からの接種計画を立てており、高齢者がコロナ感染した場合に重症化しやすいことに加え、玉名市を含め高齢者施設でクラスターが相次ぎ発生し、多くの高齢者が命を落とされた事実を踏まえ、施設入所の高齢者接種を優先とします。また、クラスター対策として、施設従事者への優先接種も併せて行ない、感染防止効果を最大限高めていくことといたします。在宅の高齢者への接種におきましては、かかりつけ医療機関での個別接種を主体としながら、補完的に接種会場での集団接種を実施したいと考え、玉名郡市医師会と調整を進めているところでございます。この医療機関での個別接種により、通い慣れた病院・診療所において相談しながら、安心して接種ができるものと考えております。また、集団接種の接種会場については、ワクチンの供給状況、個別医療機関の接種状況等も視野に入れ、接種が受け入れやすい体制を図り、市内4か所の公共施設を拠点とした計画で進めております。

今後も医師会ははじめ、関係機関と協議を重ね、安心して接種ができるよう準備を進めてまいりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 8番 多田隈啓二君。

○8番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

本市では、施設入所者や施設従事者への優先接種という答弁じゃなかったのかなと思います。また、かかりつけ医療機関での個別接種を玉名市としては主体として、補完的に集団接種を実施されるとのことですが、問題はまだまだいろいろありますので、例えば、ワクチンの供給量とかですね、超低温冷凍庫とか、かかりつけ医療機関への配送体制とか、経過観察スペースとかコールセンター問題があります。関係機関としっかり協議を重ね、高齢者の方が安心してワクチン接種できるように計画的に準備を進めて対応していただくことをお願いし、再質問に移ります。

ワクチン接種のシステムについてお伺いいたします。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

○健康福祉部長（竹村昌記君） 御質問のワクチン接種記録システムについてお答えいたします。

このシステムは、国がコロナワクチンの住民接種の実施主体となる全国の市町村に向け、コロナワクチンの円滑な接種を支援するため、整備するものでございます。内容といたしましては、ワクチン接種を進めていく上で、市町村の課題として想定されること



ろの接種履歴の即時の確認作業についてですが、国が市町村へタブレット端末機を無償配布し、各市町村が接種者の接種履歴データベースを整備管理することにより、転出入者の接種情報を共有することで、市町村の事務負担が軽減されるものでございます。現段階では、国からの詳細の情報がまだ少ないため、今後も情報収集を続けながら、有効活用ができるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 8番 多田隈啓二君。

○8番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

まだまだ国からのいろいろ情報がまだきちっと方向性が決まっていないということなんですけど、ワクチンは2回接種となっております。誰がいつ、何回目の接種を受けたのか、居住地が変わってもワクチン接種で混乱が起きないように、ワクチン接種記録システムの有効活用をお願いし、次の質問に移ります。

運転免許証自主返納者への支援についてお伺いいたします。

○議長（内田靖信君） 総務部長 永田義晴君。

○総務部長（永田義晴君） 多田隈議員の運転免許証自主返納者への支援についての御質問にお答えいたします。

玉名市では、令和2年度から玉名市運転免許証自主返納支援事業実施要綱を策定し、新規に事業を開始いたしております。具体的には、令和2年4月1日以降に自主返納された市民の方に対しまして、3,000円分のバスICカード、乗り合いタクシー回数券、タクシー回数券のいずれかを申請者の方に選んでいただき、1人1回限りであります。支援を行なっているところでございます。令和3年2月末現在で、自主返納された方が294名おられますが、うち222人から申請があり、バスICカード24件、乗り合いタクシーの回数券23件、タクシー回数券が175件の支援を行なっているところでございます。なお、222人の内訳は、男性が95人、女性が127人で、70歳以上の方が96.3%となっております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 8番 多田隈啓二君。

○8番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

294名おられるということなんですけど、ここでちょっとスライドをよろしいでしょうか。

[拡大投影にて画像を示す]

○8番（多田隈啓二君） これが運転免許の自主返納の件数ということで、60万1,022と、令和元年になっております。やっぱりだんだんすごい数で自主返納が今伸びていっていることがわかると思います。先ほどの一般質問でも、北本議員でもそういう話

もありました。もう一つよろしいですかね、スライドを。

[拡大投影にて画像を示す]

○8番(多田隈啓二君) 自主返納をためらう理由、運転継続された方が444人おられまして、自主返納しなかったのは、車がないと生活が不便なことが68.5%、車を運転する楽しみが失われることが10.1%ということで、そういう理由で自主返納されませんでした。また、自主返納された方は1,447人に伺っておられますけど、車がないと生活が不便なことがやっぱり一番多くて33%あります。車の運転をする楽しみを失うことが13.1%ということで、ためらう理由となる理由もなかったということが44%となっております。やっぱり本当に全国的、もちろん玉名も300人弱おられますけど、これますます今後増えていくのじゃなかろうかなと思っております。

そこで質問いたします。高齢化社会での高齢者ドライバーによる運転する車のペダルの踏み間違いによる自動車事故が続発し、社会問題となっております。そのため、高齢者に免許返納を推奨する動きも増えていきます。そんな中、免許返納後の手段として、免許不要での運転可能なシニアカーが今、注目されております。そのシニアカーは結構高くて、高齢者が購入するには30万円から40万円、40万円以上かかるシニアカーもあります。かなりの費用がかかります。そこで再質問といたしまして、電動自転車、電動三輪自転車、シニアカーへの補助制度の導入についてお伺いいたします。

○議長(内田靖信君) 総務部長 永田義晴君。

○総務部長(永田義晴君) 多田隈議員の再質問についてお答えをいたします。

議員御提案の高齢者への電動自転車、電動三輪車、そしてシニアカー等に対する支援につきましてでございますが、安全面等についてももしっかり先進的な事例を調査研究するとともに、どのようなニーズがあるのか調査する必要があると思っております。例えば、この支援事業の受付窓口を防災安全課で行なっておりますが、受付窓口でお尋ねするなど、直接お聞きできる機会がございますので、そのような方法でニーズを把握した上で、当然、予算等の調整も必要になりますが、自主返納された方々にとって、公平で少しでも有効な支援策を検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(内田靖信君) 8番 多田隈啓二君。

○8番(多田隈啓二君) 答弁いただきました。

検討していただきたいと思います。電動自転車、また、電動三輪車、シニアカー購入には多額の費用がかかるため、ぜひ、先進的な事例の調査研究を行なって、ニーズ把握をした上で有効な支援策をお願いいたします。

最後になりますが、今のは免許返納者の対応だったんですけど、やはり今から高齢化時代においては、やはり65歳以上でやっぱり電動自転車とか、電動三輪車の補助があ

れば、乗っているところにもちょっと行ってみようかなという方もおられると思います。シニアカーもそうなんですよね、やっぱり要介護2以上はリース事業で借りられますけど、やっぱりそれじゃない人も、乗りたい人もおられます。やはり歩けないじゃなくて、私たちもそうなんですけど、車使うと、歩けるけど、遠かけん乗っていくということがありますので、ぜひ、こういうシニアカーを使った支援をしていただければいいのかなと思っております。だから今後は、免許返納者だけじゃなくて、65歳以上の必要としている方にも電動自転車、電動三輪車、シニアカーの補助制度の検討もお願いしたいと思います。そうすることで買い物、病院への通院、災害時の避難、いきいきふれあい活動や通いの場、また、ゲートボールやグラウンドゴルフ、敬老会、公園、海や川、温泉などへ移動する幅が増えたり、また、活動の幅が広がり、健康と福祉のまちづくりにつながるのではないかと私は思います。

蔵原市長、ぜひ今後、市長のリーダーシップに期待し、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（内田靖信君） 以上で、多田隈啓二君の質問は終わりました。

引き続き一般質問を執り行います。18番 前田正治君。

[18番 前田正治君 登壇]

○18番（前田正治君） こんにちは、日本共産党の前田正治です。

通告に沿って一般質問をします。

まず、教育に関して。これは昨年中止になりました3月議会での一般質問を若干膨らませたものでありまして、1年越しのものとなりました。全国の都道府県教育委員会が令和元年度実施の小学校教員採用試験の競争率は、過去最低だったと報道がありました。文部科学省は、多忙化が人気低迷の一因だとして働き方改革も進めるとしております。

公表してあります令和3年度の熊本県教員採用試験志願倍率は、小学校が2.0倍、中学校は4.5倍であります。平成30年度では、小学校が5.0倍、中学校が12.2倍の競争率がありました。教員採用試験における人気低迷は、熊本県内においても同様の傾向にあります。新聞に元小学校校長先生の投稿がありましたのでここで紹介します。

前半はちょっと省略しまして途中からですが、「教員試験の倍率が2倍を切る自治体も出ている。数年後には教員不足がかなり深刻になると危惧する。学級担任を全ての教室におけない学校さえ現れるのではないか」途中省略しまして、「ブラックと言われる働き方がいまだ変わらない。英語が小学校に導入され、道徳が教科化されたりしている。教員は教材研究をする時間もないほどである。改善しているとはいえ、部活動に時間をとられ、一方保護者からの過剰な要求も後を絶たない。心身を病み、辞めるものも少なくない。子どもためならと無理を重ね頑張る教員がほとんどだ。若者の教員離れは、子どもたちの未来を担保できないことを意味する。教育の抜本的な改革を切に望む」教育

現場で長年頑張っておられたその思いが詰まった校長先生の投稿であります。

公立小中学校の教育職員の給与等に関する特別措置法、略して給特法というものがあります。教育の時間外勤務手当は支給しない、給与月額のうち4%を教職調整額として支給する。時間外勤務は命令しないことが原則で、時間外勤務の命令ができるのは、いわゆる超勤4項目、1、生徒の校外実習などに関する業務。2、修学旅行など学校行事に関する業務。3、職員会議。4、非常時災害や児童や生徒の指導に関し緊急を必要とする場合、また、やむを得ない場合の業務、このようになっております。給特法が改正されて、令和2年、令和3年と段階的に施行されております。改正の中身は、一つが1年単位の变形労働時間制の導入、もう一つ、教職員の業務量の適正な管理を行なうことでもあります。改正によりまして、時間外勤務の上限が月45時間、年間360時間と決められました。

以上、言いましたようなことを踏まえまして、(1)小中学校教員の働き方改革について質問します。①今日のような教員の成り手不足を教育長はどのように捉えておられるでしょうか。教育長の見解をお尋ねいたします。

○議長(内田靖信君) 教育長 福島和義君。

[教育長 福島和義君 登壇]

○教育長(福島和義君) 前田議員の小中学校教員の働き方改革についての中の教員の成り手不足をどう捉えているかということの質問にお答えをいたします。

前田議員御指摘のように、熊本県におきましても教職員の志望倍率が年々低下をしております。私も大変危惧をしております。

幾つか要因を挙げてみますと、御承知のように、学校教育の現場に要求をされることが年々増加していること。例えば、安全教育、防災教育、環境教育、食育など、いわゆる〇〇教育といったものが数多く学校教育の中に入り込んできている現状があります。これらの中には、家庭教育の範疇であるべきものもあると考えております。また、学習指導要領の改訂に伴い、道徳科や小学校における外国語科など、新たな教科も創設をされ、より高い専門性が求められるようになってきたこと。ほかにも保護者への連絡、クレームなどへの対応については、教職員の対応力やコミュニケーション力なども必要となること。これらも含めて教職員の仕事内容は多岐にわたっておりまして、以前に比べ、よりハードになっていることが教職員を目指すものが減ってきている要因の一つと考えております。

しかし、申すまでもなく、教職は児童・生徒の成長に携わることができる、そして人生にわたり少なからず影響を与えることができる尊い仕事であるとも考えております。このような時代であるからこそ、教職のマイナス面ばかりではなく、教職員としてのやりがいなどにつながる面も見据えて、教職の魅力、よさなどについて、積極的に啓発に

努めてまいりたいと考えております。

このあと、勤務時間等の把握につきましては、部長のほうから申し上げます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） まだ言うたらんだったけん、言います。

大変仕事がハードになっているということで、2番目に勤務時間の把握及び勤務時間実態はどのようになっているかお尋ねします。

続けて、言いますので、その次が、時間外勤務の上限月45時間が設定されたことで、仕事を自宅に持ち帰ることが懸念されます。持ち帰り業務の実態調査は行なわれているか。二つちょっと続けてお願いします。

○議長（内田靖信君） 教育部長 西村則義君。

○教育部長（西村則義君） 再質問にお答えいたします。

勤務時間の把握及び勤務時間実態はどう捉えているかの御質問にお答えいたします。

全ての市立小中学校において、全ての教職員の勤務時間の把握を行なっています。出勤管理のソフトをパソコンに入れ、それぞれが入力する形で行なっています。ひと月に45時間以上超過した職員について、教育委員会に報告があります。割合で見ると小学校に比べ、中学校のほうが部活動の指導があることから超過している教職員が多いという現状があります。

続きまして、持ち帰り業務の実態調査は行なわれているのかの質問にお答えいたします。

教職員が自宅に持ち帰ってどのくらい業務を行なっているのかについては、現段階では把握しておりません。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） 勤務時間の実態調査も実際はやられているかと思えますけど、その実態の中身についてわかっていることがあったらちょっと答弁をお願いします。

○議長（内田靖信君） 教育部長 西村則義君。

○教育部長（西村則義君） 調査結果では、当然小学校のほうは部活動指導による超過勤務はございません。それから中学校のほうについては、やはり超過勤務する理由のトップとしましては、やはり部活動指導がトップとなっております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） 実態については、ちょっとまた後から言います。

持ち帰りの実態を把握するということが、今現在把握していないということでありました。その実態を把握するということが、働き方改革における教育委員会と校長の管理監

督上の責任ではないかと私は思います。したがいまして、持ち帰りをあいまいにすることなく、実態をきちんと調査して、持ち帰りをなくすための指導や改善策をとるべきではないかと思いますが、ちょっと見解をお尋ねします。

○議長（内田靖信君） 教育部長 西村則義君。

○教育部長（西村則義君） そのように感じておりますけれども、現段階での把握はできてないということでございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） 今時点では把握しとらんなら今後把握するようなことをやっていくということですかね。

○議長（内田靖信君） 教育部長 西村則義君。

○教育部長（西村則義君） はい、そのようなことを検討してまいります。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） よろしく申し上げます。

勤務時間の記録についてですけど、先ほどパソコンでそれぞれが入力していると、いわゆる自己申告で入力しよるとということだと思いますけど、勤務時間の記録について、虚偽の記録をしたり、させたりすることがあってはなりません。状況によってはこれは処分の対象になります。したがいまして、虚偽の記録は絶対に認めないという校長の強い姿勢や指導が重要だと思います。虚偽の時間記録があってないかどうか確認をしますが、いかがでしょうか。

○議長（内田靖信君） 教育部長 西村則義君。

○教育部長（西村則義君） 勤務時間について、虚偽の時間記録を行っていないかの質問にお答えいたします。

幾つかの学校に聞き取りを行ないましたが、そのような事実はございませんでした。ただし、土日祝日等については、後日の自己申告の場合もありますので、正確に把握しにくいこともあるという回答もありました。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） 土日祝日のことが出ましたので、ちょっと聞きたいんですけど、土日祝日に部活動などで出勤した際もこれは在校時間として時間外勤務になるということですね、超過勤務にカウントすると。したがいまして、土日祝日に学校に出て仕事した時間もきちんと記録しなさいよという、そういった常日ごろからの指導はなさっているのかどうか確認します。

○議長（内田靖信君） 教育部長 西村則義君。

○教育部長（西村則義君） そのようなことはあっております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） じゃあ、土日祝日に出た時間もきちんと記録するという指導もしっかりしよるということですね。どうも先生の中には「ああ、それは知らなかった」というような先生もいらっしゃるということで、教育長、あるいは校長先生通じて、そこら辺はびしっとちょっと指導のほうをよろしく願います。

それと、先ほど勤務時間の実態ということで、あまり詳しく答弁はなかったんですけど、実は、昨年中止になった一般質問予定の答弁では、中止になったからせっかく答弁される予定であったから、答弁書だけくださいとって昨年中止になったその答弁もらったんですけど、その中には調査した結果、いわゆる80時間を超えている人が何人、100時間を超えている人が何人というようなことが書いてあったわけですよ。ですからその後そういったことが今度も返ってくるかなと思ったりちょっと予定外の、想定外の答えだったけん戸惑っとるんですけど、現状で月に80時間を超えているとか、あるいは80から100時間、100時間以上とか、そういった先生はいらっしゃるんですか、どうですか。

○議長（内田靖信君） 教育部長 西村則義君。

○教育部長（西村則義君） 再質問にお答えいたします。

80時間を超えた先生、それから100時間を超えた先生、数名いらっしゃいます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） まさにそういう先生は、いわゆる過労死ラインにある先生じゃなかろうかというふうに思います。それで、そういった先生方に対しての対応と指導はどのようにされておりますか。

○議長（内田靖信君） 教育部長 西村則義君。

○教育部長（西村則義君） 過労死ラインにある教職員への対応と指導はどうしているのかの質問にお答えいたします。

過労死ラインとは、一般的には正規の勤務時間を80時間以上超過した場合とされています。勤務時間を把握している管理職から、80時間を超過する前に該当する教職員に対して業務の削減を図るとともに、心身の健康管理について声かけが行なわれています。80時間を超過した職員については、産業医による保健指導の実施の申出があった場合には、産業医の保健指導を実施することとなっており、管理職が確認を行なっています。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） 80時間超えた先生には面談をして、産業医の面接の申出があった人にはそういった対応をしているということですけど、やっぱり80時間を超えた先生には、体調の状況とか、そういった健康面についてなど、時間をとって丁寧な聞き取りをして、健康調査を進めるというふうなそういった早めの対応をぜひやっていただきたいとこのように思います。

次に、月45時間、年間360時間という時間外勤務の上限には、これは法的拘束力があります。また、その上限まで時間外勤務を推奨するというものではありません。長時間勤務の縮減に向けての取組はどのようにされているでしょうか。

○議長（内田靖信君） 教育部長 西村則義君。

○教育部長（西村則義君） 長時間勤務の縮減に向けた取組はどうしているのかの質問にお答えいたします。

教育委員会として令和2年9月に玉名市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を定め、各学校において長時間勤務縮減に向けて取り組んでいるところです。本方針においてICTを活用した学校事務、校務管理、部活動指針の遵守と、部活動指導員の活用、学校閉庁日の設定、スクールサポートスタッフの配置などに取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） いろいろ今答弁がありましたけど、去年の令和2年10月時点での教職員組合のアンケート結果というのがあつとですけど、そのアンケートでは、玉名、玉東の小中学校で時間外勤務、月に45時間以内は35人、45時間から60時間以内が46人、60から80時間以内が15人、80から100時間以内が4人、100時間以上が3人と答えられております。中には答えなかったという人もおつとですけど、こういったことを見ますと、いろいろ削減に向けての取組はあっているということですが、長時間勤務改善の余地がまだまだ残されていると、もうちょっと徹底的に取り組まんといかんとじゃないかと思えますけど、ちょっと見解をお尋ねします。

○議長（内田靖信君） 教育部長 西村則義君。

○教育部長（西村則義君） 先ほど申しました以外にも今後考える限りの取組は考えて進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） 後からどぎゃんとば考えとるか聞きます。そら通告しとらんだ



ったけんちょっと気の毒かかなと思って。

再質問します。これはちょっと教育長にお尋ねします。全国学力調査の一斉テストが実施をされます。その点数が気になり平均点を上げるために、学校において過去の問題を授業終了後に解かせたりするいわゆる事前対策があると聞きます。平均点の競争が激化することは、教員の精神的な負担にもつながることになり、弊害も出ているそうでもあります。このテストは主に、全国的な児童・生徒の学力や学習状況を把握分析する、児童・生徒への指導などを目的としております。ところが言いましたように、テスト結果を公表することで目的を逸脱して平均点を競うものに変質していると思います。全国学力調査テストの点数を競争するような、校長の言動や教員への指導があっていないかどうかちょっと確認をいたします。

○議長（内田靖信君） 教育長 福島和義君。

○教育長（福島和義君） ただいま前田議員より、学力調査のテスト実施に伴う不適切な対応というようなことでお尋ねがございました。今、議員おっしゃったように、このテストの趣旨というのは学力の状況を把握するということ。これは児童・生徒ももちろんですけども、教師のほうも学力の状況、定着率をしっかりと見据えるということ。そしてそれに伴って適切な指導を行なうということが大きな目的、狙いとなっております。ということでございますので、そのみに一点集中でやっていくというのはどうかと思います。だからそういう点から、学力ということをしっかりと捉えて、知徳体のバランスのとれた学校生活、このテストにおいてもそういう面から将来に子どもたちの学習状況定着を高めるというような本来の趣旨にのっとり行なうべきであると思いますので、今おっしゃったような件が過度にならないということで、事前の学習のみにそういう過去問題だけに集中するということはどうかなというふうには思っております。ただ、教育活動の中でどの程度そういう状況を把握するかということは、いろんな過去の問題を見つめることも必要な部分もあるかなというふうには思います。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 前田正治議員の一般質問の途中ですが、議事の都合により、暫時休憩をいたします。

午後 4時24分 休憩

---

午後 4時36分 開議

○議長（内田靖信君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） 全国学力調査の一斉テストですけど、教育長もおっしゃったように平均点を競争するようなことが過激にならんような、そういった対応をぜひ、しっ

かりやっていたきたいというふうに思います。

次に、小学校で英語教育が3年生、4年生は週1時間、5、6年生が週2時間行なわれております。英語専科教員の配置状況はどうなっているのでしょうか。

○議長（内田靖信君） 教育部長 西村則義君。

○教育部長（西村則義君） 英語専科教員の配置状況はどうなっているのかの御質問にお答えいたします。

小学校では、5、6年生は外国語、3、4年生は外国語活動が始まっています。令和2年度玉名市の小学校において、英語専科の教員は2名が4校を兼務する形で配置されています。今後英語専科教員の配置について拡充が図られるものと考えますが、本来、外国語、外国語活動は、学級担任が主になって行なうものであり、授業をより充実させるためにALTが配置されたり、教科書に沿った映像教材が用意されたりしていますので、効果的な授業になるようサポートしてまいります。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） 5、6年生は週2時間になって教科になったわけですね、それでちょっと教育長にお尋ねします。私たちは中学校から英語が始まりました。英語の勉強が好きになるのか、苦手になるのか、現在では、小学校の時点で子ども心にそういったことを感じるようになるかと思います。英語専門の先生が直接教えて、小学校時代から英語に関心を持ち、興味を持ってもらうし、子どもたちが学ぶ意欲を刺激する。そのためには、全ての学校に英語専科教員を配置するということが欠かせないと思います。全ての学校をカバーする英語教員ですね、英語専科教員が勤めんといかんという時間が決まっているそうですので、各学校1人ずつならよかったですけど、それはできんということなんで、全ての学校をカバーできるような英語専科教員も配置ということが欠かせないと思います。教育長の見解をお尋ねします。

○議長（内田靖信君） 教育長 福島和義君。

○教育長（福島和義君） 前田議員の御質問にお答えいたします。

先ほど部長から英語専科、市で2名と4校回っているというようなことでありますけれども、実は県費負担職員と、県のほうから予算が出ている先生であります。ということで、一つは財政上の問題が大きく絡んでくるかなというふうに思います。今、議員がおっしゃったようにできるだけその数が増えて、子どもたちと直接接する機会があつて、そして子どもたちが英語、外国語に親しむ、そういう場とか、あるいは興味関心を持つとか、そういうものが日常的にあつたほうがもちろん一番いいというふうには思っております。玉名市では、今までエンジョイ・イングリッシュと御存じのように業間の時間、あるいは朝自習の時間、こういったところを活用して小学校1年生から行なっていると

いう英語教育もやっているところでもあります。そういったところも活用しながら、そして外国語の5、6年の時間、あるいは3、4年は英語活動ということでやっておりますので、その趣旨を生かしながら、今年からそういうシステムになっておりますので、充実が図れたらというふうに思います。玉名市雇いのというところになりますと非常に財政上難しいのかなと、現状ではですね。というふうには思っているところです。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） 3、4年生、5、6年生それぞれ教える中身も違うと思うんですよ。5、6年生というのはもう教科として取り入れられたわけですから、何遍も言いますけど、全ての学校を英語専科の専門の先生がカバーできるような体制づくりをぜひ、教育長、県のほうにも会議なんかで行かれると思いますので、しっかり働きかけていただきたいというふうに思います。

次に、学校では、災害やインフルエンザなどによる学級閉鎖に備えるために、学習指導要領で定められた年間の標準授業時数を超える授業時数が組んであります。余剰時数というんですけど、この余剰時数の実態はどうなっておりますか。文部科学省は、事実上の業務量削減となる余剰時数の見直しを求めています。年間授業計画に当たっては、学力の定着と働き方改革が両立する計画を求めています。余剰時数の実態とその削減について取組をお尋ねします。

○議長（内田靖信君） 教育部長 西村則義君。

○教育部長（西村則義君） 年間総授業時数の余剰時数の実態はどうなっているかの御質問にお答えいたします。

余剰時数とは、学習指導要領に定められた1年間に行なうべき標準授業時数とは別に、不測の事態に備えてカウントした授業可能な時数を指します。例を挙げますと、小学校6年生は、年間945時間が標準授業時数ですが、台風など臨時休業に備えて、例えばの時間ですけれども、55時間をプラスして1,000時間で教育課程を組んだとすると、55時間が余剰時数となります。今年度はコロナウイルス感染拡大防止による臨時休業等があったため、この余剰時数はほぼないような状況でございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） 今年度はコロナの関係で余剰時数はもうなかったということですよ。そういった災害などの特別なことを考えて、子どもの学力のために思って余剰時数を組むということでしょうけど、やっぱり児童の過重負担にならない、教師の負担増加にもならない、そこら辺を十分に配慮した計画というものを年度当初つくってもらいたいということをちょっと申し添えます。

その次に、先般、教育現場での公務災害が認定された福岡高等裁判所判決について教

育長の受け止めと、このことで教職員へどのような指導をされたでしょうか、お尋ねします。

○議長（内田靖信君） 教育長 福島和義君。

○教育長（福島和義君） 前田議員の先般の公務災害を認定された福岡高等裁判所判決について、受け止めと指導をどうしたかということについてお答えをいたします。

この事案は、御存じのように熊本県内の教職員が脳幹部出血で倒れ、全身麻痺で寝たきりになった公務災害であると認められた事案だと考えます。御存じのように学校では、広範な職務内容が一部の職員に偏ったり、ある時期には校務が集中したりすることがあります。このような事態に至ったことの要因の一つであるというふうにも考えます。このような状況を生まないようにということで、管理職に対しては、可能な限り複数で職務に当たる体制を校内で整えること。あるいは、教職員の健康の状況を、体調の様子を確認をしながら、声かけ、相談による健康管理の徹底、このようなことをしっかりとやっていくということで、今後も継続して学校に指導してまいりたいと思います。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） 学校の先生がそういった病気に倒れられて、裁判闘争という非常に過酷なことを何年間もされてきたわけです。福岡高等裁判所でそういう判決が出たということで確定をしました。福岡高等裁判所判決のこの事例を、やっぱり今後の長時間勤務の改善にしっかり生かしていくということが非常に大事じゃないかなと、教訓にしていこうということが大事じゃないかなというふうに思います。

では、次に、各学校における、玉名市の各小中学校における安全衛生委員会の設置及び運営はどのようになっていますか。

○議長（内田靖信君） 教育長 福島和義君。

○教育長（福島和義君） 安全衛生委員会の設置及び運営はどのようになっているかということの質問にお答えをいたします。

労働安全衛生法には一定の基準、50人以上の労働者のいる職場に該当する事業所では、安全委員会もしくは衛生委員会を設置することと定められております。本市におきましては、全市、全部の小中学校において、衛生推進者を任命して職務を遂行しております。学校によっては衛生推進委員会、あるいは運営委員会で教職員の健康管理や労働環境の改善等について話し合いをしているところでございます。

以上です。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） 法では50人以上の労働者ということですので、50人以上先生のおる学校というのは玉名市内でもなかなかないですね。それで今、言われたような対応をされているかと思えます。

それでちょっと再質問ですけど、学校職員安全衛生管理について、人吉市が先進地ということを知りましたので、人吉市のその学校職員安全衛生管理についての規定について、玉名市と人吉市を比較してみました。玉名市もちゃんと持っていますので、人吉市は安全衛生管理責任者を教育委員会に置いてあって、責任者に教育長がなり、学校職員の安全衛生を教育委員会が統括管理する規定になっております。人吉市と玉名市を考えますと、玉名市のほうが生徒数は多いと思われまますので、当然、教職員の数は玉名市が多いと思います。玉名市と人吉市は、この規程について全く遜色がないのかというふうに考えますと、私は、教育委員会の責務を玉名市より人吉市のほうがより明確に規定してあるのかなというふうに思ったわけです。比べて読んでみまして。それで、学校職員の安全衛生管理について、玉名市でも教育委員会が、もちろん今は学校単位ですとされているんですけど、玉名市でも教育委員会が統括管理するよう明文化する規程をつくった方がいいと思いますが、見解をお尋ねします。

○議長（内田靖信君） 教育長 福島和義君。

○教育長（福島和義君） ただいまの前田議員の質問にお答えをいたします。

今、議員のほうから人吉市の例を、調査をされて、お話をいただいたところです。私も人吉がそういうふうな取組をしておられるのは初めて今、聞いたところでありまますけども、おっしゃったように、学校でまずはしっかり教職員一人一人を見つめながら、相談、あるいは健康管理していくのが基本にはあるというふうには思います。ただ、統括責任者というふうな形で、この規程がその辺りのところも踏まえながら、今のところ検討はしておりませんので、これから検討をしながら、教育委員会としても積極的に関わるといふような形で可能であれば、その辺りは対応したいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） そのことが、一つは働き方改革の前進にもつながっていくんじゃないかなというふうに私は考えております。ぜひ一つ検討の方、よろしく願います。

次に、学校における1年単位の変形労働時間制の導入についてであります。導入に当たっては、教育委員会が各学校長と職員の意向を聞くことや、教職員組合との交渉などを十二分に踏まえることが不可欠であります。変形労働時間制の導入について、教育長の見解をお尋ねします。

○議長（内田靖信君） 教育長 福島和義君。

○教育長（福島和義君） 前田議員の質問にお答えをいたします。

変形労働時間制、これは学期中の繁忙期の一部で教員の勤務時間を延ばす一方で、その分を一例としては、夏休みなどに休日のまとめ取りに充てるような仕組みにするとい

うことであります。導入を検討している自治体もありますけども、本市としましては、国や他自治体の動向、あるいは今おっしゃった校長と、あるいは職員のそういった意見も聞きながら、慎重に検討してまいりたいと思います。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） 導入を検討する上での重要なことだと思います。学校長や職員の意見、また、組合との交渉なども徹底して行なって検討段階で、その辺を乗り越して導入するということになると、これはちょっといかがかなということになりますので、私は今の状況では、この導入はあり得ないのかなというふうに思います。今の先生方の勤務実態を考慮すればですね。

学校の多忙化をなくすには、教職員の異常な長時間労働をなくすことであります。とりわけ学校の業務を減らすことが重要であります。国、県、玉名市、そして学校現場の双方から業務量の削減を大胆に進めることが現在の喫緊の課題だと申し上げて、次に移ります。

2番目、小学校の35人学級について。小学校35人学級は、玉名市笑顔をつくる10年ビジョンにも県内唯一の小学校全学年35人学級で、きめ細やかな教育を実施と紹介してあります。民放テレビ局も先進事例として取材したそうであります。ところが、令和3年度から中止するということが計画してありまして、とても残念であります。国が行なう段階的な35人学級の実施に応じて、1学年ごとに解消するなら理解できるわけですが、一気に取りやめは、これは反対であります。市独自の35人学級の解消について、市長の見解を求めます。

○議長（内田靖信君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 前田議員の35人学級についての御質問にお答えします。

国におきまして、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、少人数学級の段階的な導入の方針を決定し、現行の上限人数1クラス40人を令和3年度から5年間かけて全学年で1クラス35人とすることが示されました。そのことによりまして、令和3年度は小学2年生が対象となり、それ以降は毎年低学年から順に1学年ずつ35人学級に移行することとなります。

玉名市の学校においては、国の少人数化に先行してこれまでも市独自で小学校全学年を対象に35人学級編制を行なってきましたし、決してこれを廃止するものではありません。それに対応する教職員の人材確保が非常に厳しいというような課題も生じてきております。先ほどの英語専科の教員の配置の問題もそうなんですが、教育長は財政的にというふうにおっしゃられましたけれども、私の認識では人材の確保ができないというふうに認識をしております。そして、玉名市でしっかりと35人学級を行なってきましたけれども、この35人学級を行なうということは決して目的ではありません。目的は、

よりよい学校教育、子どもたちにとっての学校教育を行なっていくこと、それからよりよい学級運営が子どもたちにとって、そして学校の先生方にとってよりよく行なわれていくこと、それが目的でそのための手段として35人学級を進めているわけであります。

ですから、今後、本当にありがたいことに、国の少人数化の計画もなされましたし、県の基準もありますし、しっかりと今後安定した少人数学級の運営を図るために人材がしっかりと確保できて、そしてその少人数化の目的が達成できる範囲で35人学級の編成を今後も実施してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） 玉名市が独自でやっていた35人学級を、2年生は今度国がします。1年生は今まであつてました。3年生から6年生までは40人学級に今度戻しますということですよね。40人学級に戻すことで、ならよりよくなっていくのかと。よりよかったことがずっと継続できるのかということがこれからの質問の趣旨になるかと思えます。

35人学級の教育効果を、40人学級においてどのように継続していくかお尋ねします。

○議長（内田靖信君） 教育部長 西村則義君。

○教育部長（西村則義君） 前田議員の35人学級の教育効果を40人学級においてどのように継続するかについての御質問にお答えします。

35人学級にしたことによる教育効果として、児童一人一人にかける時間が増え、目が行き届くようになりました。また、発表形式の授業では1人の持ち時間が増えた。実技の授業においては、指導しやすくなった等の効果がありました。今後は、特別支援教育支援員、スクールサポートスタッフなどの担任外の人員を配置することやタブレットの使用など、ICTの活用により教育効果を最大限に発揮できるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） ちょっと次と次は一緒に聞きます。

まず、40人学級に戻すことについて保護者の賛同が得られているのかどうか。保護者への周知と保護者の反応や意見はどうでしたか。

もう一つは、令和2年度にも教員不足から35人学級が編制できない事態が発生しております。市の教員採用が不足したことについて、当時どういった努力をされたのかなと。

以上2点お尋ねします。

○議長（内田靖信君） 教育部長 西村則義君。

○教育部長（西村則義君） 40人学級に戻すことについて、保護者への周知と保護者の反応、意見はあるのかについての御質問にお答えいたします。

保護者への周知については、今年1月に各小学校を通じて文書にて周知し、御理解を得ております。また、国の方針により、小学校での35人学級編制が今後段階的に小学校6年生まで進められますので、その基準に沿って対応してまいります。

次に、令和2年度市教員採用が不足したことについて、どのような取組をしたかについてお答えいたします。

事業開始当初は、対象校校長等の人的つながりや県教育委員会への依頼等で採用しておりましたが、近年熊本県公立学校採用選考の倍率が低下していることもあり、県費教職員としての採用をされる方が多くなり、玉名市独自による新規採用が極めて困難となったところでございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） ですから新規採用でできんだったと。で、どういった、できんだったから本当は35人学級になるはずが40人学級、45人学級の編制をせんといかんような状態になったわけでしょ。そのことについてどういった取組をしたのかなということちょっと紹介してほしいんですけど、わかりますか。

○議長（内田靖信君） 教育部長 西村則義君。

○教育部長（西村則義君） 不足した学校につきましては、40人学級となったところでございます。そういったところにも引き続き教員採用の募集はかけておりました。しかし、なかなか応募がなかったというふうなところでございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） 募集しても応募がなかというのは、なかなかどぎゃんしよんかなという思いもありはします。しかし、そういった35人学級から40人学級に戻さざるを得ないということについてはちょっとですね。保護者の理解も得られたということですけど、中にはやっぱり「どうして」という、そういう素朴な疑問を持たれた方もいらっしゃるんじゃないかなというふうに思います。

次に、40人学級に戻すことで、1学級13人前後増えるクラスが出てきます。玉名町小学校とか、築山小学校とか、大野小学校、あるいは睦合小学校ですね。1学級がそうやって増えることになりましたけど、教員の負担が増えることについての対策、これはありますか。

2つ目に、スクールサポートスタッフの配置要望はどうなっておりますか。学校からの配置要望については、全て達成できているのかどうか。また、増えることによる、い



いわゆる三密回避に逆行するということになると思いますが、対策はどうしますか。

以上3点お尋ねします。

○議長（内田靖信君） 教育部長 西村則義君。

○教育部長（西村則義君） 40人学級に当たり、教職員の負担が増えることについての対策はどうするのかについてお答えいたします。

令和2年度から熊本県教育委員会から市町村教育委員会へ、スクールサポートスタッフを派遣する事業がございます。3月1日現在において16校に配置しており、おおむね配置要望は達成し、教職員の業務量負担軽減につながっております。また、市雇いの支援員を小学校45人、中学校23人配置しており、県費教職員と一体となって指導の充実に努めてまいります。

そしてまた次に、三密回避に逆行することについての対策はどうするかについてお答えいたします。

40人学級においても、手洗い、手指消毒、咳エチケット等、これまでどおり感染防止対策を促すとともに、文部科学省の学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式により継続して三密回避に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） スクールサポートスタッフについてですけど、要望に応じられなかったと、応じられないというような事態はないんですね、今時点で。これはどうでしょうか。

○議長（内田靖信君） 教育部長 西村則義君。

○教育部長（西村則義君） 学校からの要望があったところには配置ができております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） それじゃ、ちょっと教育長にお尋ねします、また。

40人学級に戻すことについて、教員の負担軽減と教育効果の継続を保障するためには、私は児童が増えるクラスに支援教員を配置して、複数体制をとることだと思います。教育長の見解をお尋ねします。

○議長（内田靖信君） 教育長 福島和義君。

○教育長（福島和義君） 40人学級に戻っていく学級につきましては、今、議員がおっしゃった支援員、各学校配置をされておりますので、その方を一緒に、できるだけ可能な限りその学級の補助をしてもらうというようなこともあると思います。あるいはスクールサポートスタッフ、これにつきましても35人から今度45人が解消された学級、

来年度されるところについては、優先的に配置をしております。その中で、これはコロナ禍の対応として出てきたものではありませんけれども、学校長が指示をする内容については、指導にも当たってもいいというようなこともありますので、指導業務の一部も担うことが可能かというふうには思っております。だからそういうところのマンパワーの部分を、多少なりともできればというふうには思っております。

以上です。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） はい、わかりました。

では、ちょっと次に、3番目の学校給食の給食費の公会計化について質問します。

教職員の負担軽減の一環として、給食費の公会計化が広がっており、玉名市でも令和4年度から計画するというふうになっております。導入する計画になっております。

1、導入するに当たって、課題は何があるのか。また、導入についてのスケジュールについてお尋ねします。

○議長（内田靖信君） 教育部長 西村則義君。

○教育部長（西村則義君） 公会計化への課題と導入スケジュールを聞くにお答えいたします。

令和4年4月から学校給食費公会計の運用開始に向け、令和3年度中に公会計システムの導入等の準備を進めていくこととしております。また、課題と考えられる個人情報等の入力作業については、スムーズな事務処理につながる体制づくりを進めてまいります。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） 公会計導入における、私が思っている幾つかの課題についての今後はちょっと質問になろうかと思えます。

笑顔を育む玉名の教育プランでは、食育の推進で、学校給食の地場産物使用割合を令和6年度目標値65%に設定してあります。公会計化することにより、食材の地元調達を削減するということはありませんか。また、給食献立が全市同様になるというふうなことはないかどうかお尋ねします。

○議長（内田靖信君） 教育部長 西村則義君。

○教育部長（西村則義君） 公会計化により食材の地元調達が削減することはないか、そしてまた、給食献立が全市同様になることではないかの質問にお答えいたします。

公会計を開始した場合においても、食材の発注は給食センターまたは自校式給食校の各栄養教諭等が担当するため、食材調達の方法や程度に影響はございません。また、献立が全市同様になることもありません。毎月各給食センター及び自校式給食校の栄養教

論等で構成する献立検討会を実施しており、食材調達に支障がないよう献立の調整や準備をしています。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） はい、わかりました。

では、その次、過去3年間における給食費の未納状況はどうなっているかお伺いします。そして未納の原因については把握できているのか。学費未納との関連はないか。給食費や学費未納について、保護者への対応はどのようにしてきたかお尋ねします。

○議長（内田靖信君） 教育部長 西村則義君。

○教育部長（西村則義君） まず、過去3年間で小中学校において給食費未納状況はどうかということの質問でございます。

給食費の過去3年間における未納状況は、玉名中央、岱明、天水の各給食センター、玉名町小学校、横島小学校の自校式給食校を全て合わせて121万7,671円で、全給食費8億145万7,462円の0.2%となります。

小中学校別では、小学校の給食費5億2,455万5,363円のうち、0.1%の74万2,766円、また、中学校の給食費2億7,690万2,099円のうち、0.2%の47万4,905円が未納という状況でございます。

次に、給食費の未納の原因については把握できているか。給食費未納と学費未納の関連性はないかの質問でございますけれども、これらの未納の原因については、家庭環境等によるものがほとんどであると考えますが、各学校における個人の状況までは把握しておりません。給食費未納と学費未納の関連ですが、令和元年度分になります。小学校1校のみ該当することがわかりました。これは、児童持参での徴収方式のため、学費の未納も見受けられたということでございます。他の小中学校では、給食費の未納者が学費も未納する例や関連は確認できておりません。

次に、給食費や学費の未納について保護者への対応はどのように行なっているかの質問でございますけれども、給食費や学費の未納への対応として、教育委員会や学校あてに相談がある場合または未納が認められる場合に就学援助制度を案内し、未納解消への対応としております。案内を受けた保護者は制度の基準に沿った給食費や学費の援助を受けられるため、未納防止策につながっております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） 次にちょっといきます。

給食費が公会計になれば、未納対策を強化すると思います。玉名市奨学金は、市税滞納世帯については利用できません。市営住宅も市税滞納者は申込みができません。公会

計化によって、給食費の未納世帯が住民サービスの施策から排除されることがあつてはならないというふうに思います。見解をお尋ねします。

○議長（内田靖信君） 教育部長 西村則義君。

○教育部長（西村則義君） 公会計化により給食費未納世帯が住民サービスの施策から排除されることはないかの質問でございますけれども、公会計が運用開始された後、給食費が未納の場合の措置として、これまでどおり就学援助費の案内をするとともに、子育て支援課等との関係課と連携し、年度末には未納とならない状況をつくっていきたいと考えております。給食費も市の会計であるという意識をもって対応してまいります。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） 給食費を未納だから給食を食っちゃでけんということは、これはあつてはいけないことで、玉名市も当然そういう対応はされておられません。給食費が未納だから玉名市の奨学金は借られんというような対応も、これはやっぱりいかなかと、そういうふうに思います。絶対そういうことがないようにお願いします。

ちょっと教育長にお尋ねしたいんですけど、給食費の問題で、公会計化になれば、給食費が公会計化になれば徴収状況は私会計のときよりも一括して瞬時に把握することが可能だと思います。給食は子どものセーフティーネットといわれておりますが、給食費未納をどう見るか。先ほど未納の原因はほぼ家庭環境にありますというような答弁がありました。私は、給食費の未納は、家庭から発せられるSOSだと思います。したがって、未納状態を放置することなく、その家庭へのケアが差し伸べられる、支援されるケアが必要かと思いますが、教育長の見解をお尋ねします。

○議長（内田靖信君） 教育長 福島和義君。

○教育長（福島和義君） 今、前田議員から給食についての、子どもたちについては給食を食べるということで、セーフティーネットというなお話がありました。まさに私もそういうふうに思うところです。食というのは命を育み、育てることからして、一番大事なことであろうと思います。家庭が困窮しているところにあつては、特に給食を子どもたちも楽しみに学校に通学しているという例も今までも見ております。そういうことから給食というのは非常に、いろんな意味で大事なものであるというふうに思います。また、未納という点からして、学校では就学援助費等を案内をしてできるだけそれから払ってもらうようにというようなことをしているところでもありますが、そういう家庭困窮の状況、このコロナ禍の状況でもありますので、今、社会的にもそういった家庭も増えている可能性もあるというようなことで、いろんなことが起こり得る、あり得るというような視点から、しっかり子どもとともに家庭を見ていくということは学校の一つの役割としても大事なことかなというふうに思います。また、行政としては、

子育て支援課等としっかり連携をしながら進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） わかりました。

ちょっと給食費の問題で最後に、市長にお尋ねします。

全国的にもまた、近隣の南関町、玉東町、荒尾市などで子育て支援の一環として学校給食費への助成が広がっております。玉名市でも給食費を無償にしてほしいという保護者の声が多数ありまして、私もそう思います。学校給食費を無償化することについて、市長の見解をお尋ねします。

○議長（内田靖信君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 前田議員の学校給食費の公会計化からの給食費の無償化についての私の見解を述べさせていただきます。

昨年度の12月議会におきましても、吉田憲司議員の一般質問で給食費の無償化についてお答えしておりますけれども、学校給食費は学校給食法によって食材費は保護者で負担し、調理場の維持管理や調理配送業務に係る費用は自治体で負担するということが規定されております。しかしながら支援が必要な児童・生徒がいる世帯については、就学援助制度等の給食支給として年間3,300万給食を実質無償で現在提供しているところであります。

給食費の無償化を実施する場合のかかる年間の費用としましては、令和元年度児童・生徒数で積算しますと、年間2億5,200万円になります。これが毎年2億5,000万円かかっていくということになります。ちなみに、公会計化を導入していく、要するに先ほどからいろいろ議論がっておりますけれども、要するに徴収方法が変わると、単純にそういうふうに捉えていただければわかりやすいかと思っておりますけれども、初期導入システム費用が1,900万円と、年間ランニングコストとして人件費とかひっくるめて900万円だったというふうに比較をしたこともありますので、認識しています。2億5,200万円それから年間と言うなら900万円、毎年2億4,000万円の市の持ち出しの費用が必要になるというふうなことを考えて、市の財政状況だけの問題としてでもなく、受益者負担の原則に鑑みて、給食の無償化については現時点では、私としては考えておりません。

参考までに、給食費の無償化、それから補助制度、県下各市の状況、ちょっと町のほうが調べてなかったですから、市のほうの状況を申し上げますと、小学校のみの実食分全額補助が1市、お隣だと思いますが、新型コロナウイルス対策により6月から3月の小中学校の児童・生徒分のみの今年度限りの公費支出が1市、それから小中学校の児童・生徒分のみの月1,000円補助をするというような自治体が2市あります。本市

においては、今後の公会計の運用等によって何らかの給食費に対する支援の必要が見受けられる場合には、一部補助することも含めて、財政状況の勘案しながらしっかりと検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） 給食費を無償にするということは、いわゆるその法的に無償ということはあり得んということで、各自治体は補助をする、助成をするというような形で、結果的にお隣荒尾市なんかは無償のような状況になっていると。全額無償化すると2億何千万円かいるということですけど、市長がおっしゃったちょっと状況を見ながら、場合によっては仮に月1,000円とか、いくらかの助成についても検討すると、コロナ禍だけですね、さっき言われた2年度だけ無償、いわゆる無償化したところがこのコロナで大変だけん無償化しますということなんです。コロナは3月いっぱい終わるわけじゃなかけんですね、そういったことも十分今後の市政運営にちょっと生かしてほしいなというふうに思います。

じゃあ、ちょっと次の質問に移ります。

[18番 前田正治君 登壇]

○18番（前田正治君） 次に、介護保険事業について質問します。

玉名市第8期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画についてであります。特別養護老人ホームの入所待機者数の状況はどうなっているのでしょうか。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

[健康福祉部長 竹村昌記君 登壇]

○健康福祉部長（竹村昌記君） 前田議員御質問の特別養護老人ホームの入所待機者数の状況はどうなっているかについてお答えいたします。

現在、本市におきまして要介護4、5の認定者は約900人でございます。特別養護老人ホームの入所待機者数は、第8期玉名市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定前の県による調査では93人でした。しかし、待機者の中には要介護3以下の認定者や有料老人ホームへ入居、老人保健施設入所、医療機関入院の方も多数おられます。御自宅で生活をされていた要介護4、5の待機者の方は17人、うち8人の方が泊まりのサービスを利用されており、9人の方が在宅サービスのみの待機者でございました。施設では、入所に至る調整が行なわれており、重度の待機者につきましては、入所の優先順位を高く設定され、長期間の待機にならぬように配慮されております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） 介護4、5の人が900人もいるということで、ちょっとびっ

くりしてるんですけど、その人が全部特別養護老人ホームに入りたくても入れないということじゃないということですよ。

ちょっと次に進みまして、事業計画では、第8期、第9期と介護認定者が増加する予測に対して、今後どのような対策をとっていくか、講じていくかお尋ねいたします。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

○健康福祉部長（竹村昌記君） 第8期、第9期と認定者が増加する予測に対して、どのような対策を講じるかについてお答えいたします。

認定者については、令和2年度は4,140人、令和5年度は4,308人と増加が予測されております。第8期事業計画では、介護認定の増加を抑制し、元気な高齢者を増やすために、地域における介護予防の推進を重点施策として実施してまいります。

介護予防の取組としては、比較的に元気な高齢者は通いの場や地域の公民館活動に参加し、移動手段がないなど身近な場所で介護予防活動に参加できない方は、送迎付きの体操教室に参加していくなど、高齢者の元気の度合いや介護予防の必要に応じ、様々な活動を提供しているところがございます。高齢者が住み慣れた地域で自分らしくいきいきと暮らすことができる地域となるような仕組みづくりや介護予防活動に取り組んでまいります。また、高齢者の社会参加が重要であることから、社会教育関係部局などと連携を図り、地域におけるささえ合いの体制づくりを推進してまいります。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） 先ほど多田隈議員が介護予防についての非常にいい質問されて、そういう意味じゃ本当に介護予防が充実した介護予防となって、大きな成果を上げるようなそういう取組になるようお願いいたしますところでは。

ちょっと特別養護老人ホームの待機者のことに関連して再質問します。

特別養護老人ホームに入所したくても空きが出るまで待つしかありません。要介護者を家族が自宅で支えることは大変な苦勞があります。その苦勞を少しでも緩和しようと家族介護慰勞事業があります。対象は要介護4、要介護5の市民税非課税世帯の高齢者を在宅で1年間介護している介護者に年間10万円が支給されます。特別養護老人ホームの入所は、これは要介護3からであります。入りたくても入れない実情を考慮して、家族介護慰勞事業の対象者は要介護3以上の在宅1年として、また、市民税課税世帯まで対象とするような柔軟な運営を求めるものであります。見解をお尋ねします。

それと、税の申告におきまして、障害者控除があります。障がいの程度が障がい者に準ずるものとして、玉名市が発行する認定書により障害者手帳がなくても障害者控除が適用される制度です。市民には大変メリットがあると思いますが、残念ながら周知がちょっと不足しているんじゃないかなというふうに思います。また、特別障害者手当とい

う国の制度がありますが、申請窓口は玉名市になっております。要介護4、要介護5の高齢者はこの手当の対象になる可能性があります。これもまた、どうも市民には周知不足じゃないかなというふうに思います。

ここで、家族介護慰労事業の条件を緩和して、もっと受けやすくするということへの見解。今一つは先ほど言いました令和元年度における障害者控除対象者認定書の発行数。令和元年度における特別障害者控除対象者認定書の発行数。令和元年度における特別障害者手当の受給数。こういったことへの制度周知について、ちょっとお尋ねします。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

○健康福祉部長（竹村昌記君） 前田議員の家族介護慰労金や特別障害者手当をもう少し使いやすい取組にの再質問にお答えいたします。

家族介護慰労金は、常時介護を必要とする在宅高齢者を介護している方に対し支給するもので、在宅介護者の精神的及び経済的負担を軽減し、在宅福祉の向上に資することを目的とするものでございます。現在の受給資格は、毎年4月1日現在、本市に1年以上居住している市民の方で、要介護4または要介護5に該当し、かつ市町村民税非課税世帯に属する方を毎年4月1日までに引き続き1年間在宅で介護をしておられる方となっております。この1年間には通算して60日以内の入院または20日以内の短期入所は含まないこととしております。受給資格の緩和につきましては、まず、現状を分析の上、希望する方が可能な限り在宅生活を継続することができる一助となるように、必要に応じて検討を行なってまいります。

次に、特別障害者手当等給付事業についてお答えいたします。

特別障害者手当は、著しい重度の障がいを有し、日常生活で常時特別の介護を必要とする20歳以上で、在宅の方に支給するものでございます。現在、特別障害者手当の受給者は58名で、そのうち要介護4、5の認定を受けている方は3名でございます。

国が示す障害程度認定基準に従い、医師の診断書に基づいて判定しております。また、特別障害者手当については、毎年度広報たまなにおいて周知を行なっておりますが、支給条件が広範囲にわたり先に述べましたように、医師の診断書での判断が必要となることから、広報たまなでの周知では限りがあり、個別のお尋ねを賜るように記載しているのが現状でございます。

次に、要介護支援に対する障害者控除についてお答えいたします。

障害者控除対象者認定につきましては、令和元年度までは認定基準を整備しておらず、認定書の発行はありませんでした。本年度から対応できるように2月19日付けで基準を整備しております。特別障害者控除対象者認定書につきましては、令和元年所得にかかる発行は1人でございます。周知についてはホームページで行なっておりますが、今後は広報等による周知も図ってまいります。



以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） 周知については、やっぱりホームページでこの障害者控除認定についても出てました。しかし、ホームページ見る人が市民の中のどれだけの対象者が見よっとかなというそういう疑問もありますので、より多くの人に周知徹底されるようにお願いします。特別障害者手当の受給も介護4、5がわずか3名というのはこれもうかなというふうに思いますので、もしかしたら受給を受けることができる人も申請をせずに受けられないでそのまま頑張りよるというふうなことも考えられますので、逆に民生委員さんなどを通じて、そういったこともありますよというようなお知らせもしていかなとかなとじゃないかなというふうに思います。

ちょっと進めまして、今議会には、第8期介護保険料の基準額が月額200円上がって、月額6,000円を提案してあります。基金を活用して保険料を据置きすることはできなかったのかお尋ねします。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

○健康福祉部長（竹村昌記君） 介護保険料の基準額から月額200円上がるのが基金の活用で据置きにできないかについてお答えいたします。

今回、第8期玉名市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の介護保険料については、国の見える化システムにより、人口、介護認定者数、認定者の介護度の将来推計や過去の介護サービスの給付実績を基に、実績額に近い形で3年間の費用を算出しております。介護サービスを維持するためには、現在の介護保険料を基準月額から500円程度増加する推定となり、基金を全額活用しても増額が必要となりました。その要因としましては、65歳以上の人口は減少していきませんが、そのうち85歳以上の方が増え、介護認定者の増加や平均介護度も上昇することが見込まれることが要因の一つとなっております。介護保険料基準月額が増加することを踏まえ、介護給付費準備基金の3億7,258万円のうち、半分以上の1億9,484万5,000円を取り崩し、介護保険料基準月額の上昇を抑え、第1号被保険者の方の負担を軽減しております。仮に、基金全額を取り崩し、第8期中に介護給付費等に財政不足が生じた場合は、県の財政安定化基金から資金の貸付けを受けることができますが、次期計画期間において貸付金を保険料から償還するため、第9期の介護保険料にさらに負担を強いることとなります。このことから、現在の介護保険サービス事業及び適正な介護保険制度の持続可能な体制を維持していくために、介護給付費準備基金を活用し、介護保険料基準月額を200円増額することを玉名市高齢者福祉及び介護保険運営協議会やパブリックコメントに図り、十分審議して決定しておりますので、御理解いただきますよう、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） 基金を全額使っても増額するようになると、当初はですね。では、今度の令和3年度の介護保険事業会計に提案してある予算もいわゆる給付費といふかな、これは本来の給付費よりも少なめに計上してあるとですか。大体、私ちょっといろいろ見てみたんですけど、第8期の介護保険料の算出についてでありますけど、8期3年間の高齢者人口の推計は6万6,768人であります。しかし、所得段階別加入割合補正後第1号被保険者数は3年間で6万4,416人としてあります。これは私は、それだけ所得が低い高齢者の割合が多いということかなというふうに思いまして、実際の高齢者の人口じゃなくて、そういった割り振った人口で、高齢者の人口で計算をして算出していくのかなと。

御存じのように年金は上がらない中で、介護保険料は月に200円ではありますけど上がるということは、これは高齢者の生活を切り詰めることになります。厚生労働省は基金残高がある場合、次期計画期間においては基金を取り崩して保険料上昇の抑制を図ることができるとしております。ところがさっきおっしゃった全部取り崩しても上がりますよと。

しかし、この提案している計画では全部取り崩すことじゃなくて、約2億円取り崩して、それでも基金が1億何千万円ですかね、残る計算になります。それで、ちょっと少なめに平成4年度も取り崩す額は4,136万4,000円というふうに予算書には出ておりますので、令和3年度、令和4年度、5年度には、これが2億円に達するように取り崩していくのかなと、そういうふうに普通考えるとですけど、4年度、5年度はまだ予算が組んでありませんのでよくわかりません。今の計画では、基金をあと1億5,000万円取り崩して、それでも基金は2,700万円ぐらいは残ることに計算上になります。それで、第6期から第7期の間で、基金が1億530万円増加しております。令和2年度末の基金残高見込みは、3億7,258万円であります。今回第8期の計画をするに当たって、およそ2億円取り崩して、月額基本額が200円上げますよということになります。2億円取り崩すけんあと1億7,000万円ぐらいい余ってることに對して、あと1億5,000万円程度取り崩せば据置きぐらいになつとですけど、それで基金残高が2,700万円程度になるわけですけど、計算上ですね。

それで、第8期においては安定した介護保険運営がでくつとじゃないかなというふうに考えるわけですけど、どうですかね、その辺のことについて。やっぱり基金は、あと1億7,000万円程度持つておかんとでけん今の計画をどうしてもやっぱりせんといかんとかですかね、どうですか。あと1億5,000万円ほど取り崩して据置きにするということはでけんとかですかね。そこをちょっと確認したいと思います。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

○健康福祉部長（竹村昌記君） 前田議員御質問の再質問にお答えいたします。

第8期介護保険事業計画の3年間の第1号被保険者人口推計は、所得の低い方の割合が多いため、6万6,768人を補正し、6万4,416人としております。保険料の据置きにつきましては、先ほどお答えしましたように、第8期介護保険事業計画では、過去の給付実績額に近い形で3年間の費用を算出し、介護保険料を算出しているため、第6期や第7期の計画のように余剰金が出ない見込みでございます。さらに令和7年度以降も介護サービスに係る費用の増額が予測されていることと、新型コロナウイルス感染症の影響などで収入の減少も考えられるため、適正な介護保険制度の持続可能な体制を維持していくためには、十分審議した上での介護保険給付費準備基金の取崩し額でございます。御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） なかなか理解せんとですけど、パブリックコメントがあったということで、そのとき意見ば言うとはよかったかと、今になって後悔しています。やっぱり3年間の推計では、6万6,700人程度の高齢者人口になるのに、計算するときはやっぱり所得の低い高齢者が多いということで、6万4,000いくつかで計算するわけですから、やっぱり上がるということは負担につながるとじゃないかなという気がします。しかし据置きはでけんとおっしゃるので、それはちょっとかみ合わんところかなというふうに思います。

次に、最後の質問にしますけど、この計画案に高齢者が笑顔で暮らせるまちづくり座談会からの提言というのが出ております。この4番目は市役所、社会福祉協議会に期待するというのについて、書いてありますけど、いっぱい書いてあるですよ。市長も当然見とんなはると思いますけど、例えば、4番目の市役所、社会福祉協議会に期待することは、無料バス、支えられる側にもできることを情報発信。巡回バスを使いやすくしてほしい。バス停以外でも乗れるなど。活動できる場をつかってほしい。趣味の場がほしい。乗り合いタクシーのシステムを作してほしい。通いの場などのリーダー養成講座の実施。そのほかタクシー券とか、健康ジムを公民館単位でとか、いろいろ書いてあります。

この市役所、社会福祉協議会に期待することについて、どのように具体化していこうかと、市長が思っいらっしゃるかどうかわかるかと、ちょっと見解をお尋ねします。

○議長（内田靖信君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 座談会からの御提言に関しての私の見解を述べさせていただきます。

この座談会は、第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に当たりまして、区長

さんをはじめ、専門職の皆様など約100人を超える方々に御参加いただいて、計2回にわたり開催したものであります。会では市民の方々の10年後の困りごとについて、また、10年後に向け、今のうちに取り組むべきアイデアについて様々な御意見を頂戴することができました。その中で、御質問にもありましたとおり、市役所、社会福祉協議会に期待すること等につきましても、数多くの御提言をいただくことができ、現にこれを参考にいくつかの取組を始めているところでもございまして、昨年10月には身近な場所で介護活動に参加することが困難な方々を対象とした送迎付きフォローアップ体操教室を創設し、また、4月からは高齢者の通院等における支援として実施しております外出支援サービスの利用要件を緩和する予定としております。

第8期計画においては、安心して笑顔で年齢を重ねることができるを基本理念として、認知症になっても安心して暮らせる認知症に日本一理解あるまちでありますとか、高齢者自身が豊かな知恵と経験を生かして地域社会に参画する地域包括ケアシステムの深化、推進と介護保険制度の持続可能性の確保を一体的に進めることで、住み慣れた地域で自分らしくいきいきと暮らすことができるということを目指して諸施策に着実に推進してまいりたいというふうに考えております。市民の皆様、関係機関の皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたしたいというふうに存じます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） 介護保険制度が始まってから、もう大分たちますが、いわゆる保険あって介護なしというようなことが言われたわけですけど、介護保険は制度的には40歳以上から介護保険料を払う仕組みになっております。しかし、利用したくてもいろんな認定を受けんとできんとか、利用料を払わんとでけんというようなことで、保険料は払ろとるけど、いわゆる医療保険みたいなそういうシステムじゃありませんので、なかなか利用できないというそういう側面もあります。ぜひ、今度第8期において、介護予防事業が充実して、介護を受けるような人がだんだん減ってくると、そういったことを期待しまして、私の一般質問を終わります。

○議長（内田靖信君） 以上で、前田正治君の質問は終わりました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明9日は、定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。

本日は、これにて散会いたします。

午後 5時56分 散会

第 3 号

3 月 9 日 (火)

## 令和3年第3回玉名市議会定例会会議録（第3号）

### 議事日程（第3号）

令和3年3月9日（火曜日）午前10時00分開議

#### 開議宣告

#### 日程第1 一般質問

- 1 6番 古奥 俊男 議員（新生クラブ）
- 2 4番 一瀬 重隆 議員（自友クラブ）
- 3 10番 徳村 登志郎 議員（無党派：公明党）
- 4 12番 西川 裕文 議員（新生クラブ）

#### 散会宣告

\*\*\*\*\*

### 本日の会議に付した事件

#### 開議宣告

#### 日程第1 一般質問

- 1 6番 古奥 俊男 議員（新生クラブ）
  - 1 新玉名駅周辺整備について
  - 2 教育について
- 2 4番 一瀬 重隆 議員（自友クラブ）
  - 1 玉名いだてんマラソンコースについて
  - 2 避難場所について
    - (1) 避難所、避難場所の現状について
    - (2) 地域独自の避難所、避難場所について
- 3 10番 徳村 登志郎 議員（無党派：公明党）
  - 1 新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保について
    - (1) 本市における接種体制について
    - (2) 接種計画を策定する上での問題点について
    - (3) ワクチン接種記録システムの導入について
  - 2 いじめについて新教育長に見解を伺う
    - (1) 本市の小中学校のいじめの実態把握について
    - (2) 教育現場でのいじめの事例について
    - (3) いじめ被害者、いじめ加害者、いじめ傍観者、この三者をどのよう  
うに捉えているか
    - (4) 教師、保護者ほか大人の関わり方について
    - (5) いじめをなくすために必要なことについて

- 3 「置き勉」について
  - (1) 本市の小中学校の「置き勉」の実態把握について
  - (2) 「置き勉」のメリット・デメリットについて
  - (3) 「置き勉」推進への検討と改善点について
- 4 3歳児健診における弱視早期発見について
  - (1) 3歳児健診において弱視の見逃しは起きていないか
  - (2) 保護者への屈折異常検査の重要性の周知、啓発についての考えは
  - (3) 3歳児健診の視力検査において、フォトスクリーナーを導入する考えはあるのか
- 5 SDGsの推進について
  - (1) ESD（持続可能な開発のための教育）について
  - (2) 2050年ゼロカーボンシティの表明について

4 12番 西川 裕文 議員（新生クラブ）

- 1 博物館の展示品のリニューアルについて
- 2 新型コロナによる生活困窮者の状況について
- 3 築山小学校の体育館新設とグラウンド拡張について

散 会 宣 告

\*\*\*\*\*

出席議員（20名）

1番	坂 本 公 司 君	2番	吉 田 真樹子 さん
3番	吉 田 憲 司 君	4番	一 瀬 重 隆 君
5番	赤 松 英 康 君	6番	古 奥 俊 男 君
7番	北 本 将 幸 君	8番	多田隈 啓 二 君
9番	松 本 憲 二 君	10番	徳 村 登志郎 君
12番	西 川 裕 文 君	13番	嶋 村 徹 君
14番	内 田 靖 信 君	15番	江 田 計 司 君
16番	近 松 恵美子 さん	18番	前 田 正 治 君
19番	作 本 幸 男 君	20番	森 川 和 博 君
21番	中 尾 嘉 男 君	22番	田 畑 久 吉 君

\*\*\*\*\*

欠席議員（なし）

\*\*\*\*\*

欠 員（2名）

\*\*\*\*\*

**事務局職員出席者**

事務局長	松本留美子さん	事務局次長	荒木勇君
次長補佐	松野和博君	書記	古閑俊彦君
書記	入江光明君		

\*\*\*\*\*

**説明のため出席した者**

市長	藏原隆浩君	副市長	村上隆之君
総務部長	永田義晴君	企画経営部長	今田幸治君
市民生活部長	蟹江勇二君	健康福祉部長	竹村昌記君
産業経済部長	上野伸一君	建設部長	片山敬治君
企業局長	酒井史浩君	教育長	福島和義君
教育部長	西村則義君	監査委員	元田充洋君
会計管理者	二階堂正一郎君		



午前10時01分 開議

\*\*\*\*\*

○議長（内田靖信君） おはようございます。ただいまから、本日の会議を開きます。

\*\*\*\*\*

日程第1 一般質問

○議長（内田靖信君） 日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は、通告の順序によって許すことにいたします。

6番 古奥俊男君。

[6番 古奥俊男君 登壇]

○6番（古奥俊男君） おはようございます。また、朝早くからの傍聴、誠にありがとうございます。6番、新生クラブ、古奥俊男です。

今日は、2つの質問をさせていただきます。

1番目に新玉名駅前整備について。2、教育についてであります。

まず、新玉名駅前整備について。新聞に九州新幹線全線開通10年の軌道と載っていました。その中で、企業誘致の呼び水、利便性向上、オフィス需要増、観光波及に地域差、駅と結ぶ二次交通が鍵と載っていました。また、今日の新聞には、存在感熊本一強、際立っていると載っておりました。これは地理的条件が違いますので、玉名としては参考にしたいとは思っております。私としては参考にしたいとは思っております。少しでも前に進んでくれることを願っている一人として、第1回の一般質問から新玉名駅前整備のことを質問させていただいております。今回も新玉名駅前整備を質問させていただきます。駅前計画の3.6ヘクタールから、北側のくまもと県北病院までの60ヘクタールの開発計画に統一され、地区民として非常にうれしく思っております。先日、地場企業の進出に対して補助金を出すという説明がありました。よい考えだと思います。しかし、他地区に進出している企業を見ますと、道路に面し、利便性に優れ、インフラ整備もしてあります。新玉名駅前を見ますと、まず文化財調査をしなければなりません。排水路は敷地の真ん中にあるのは困ります。市はある程度整備を整えてから企業誘致に当たるべきと思いますが、駅前は軟弱地盤体で半年から1年間余盛りをし、重しをかけ、地盤沈下の整備をしなければなりません。今まで施工済みの駅前広場、県道など、80センチぐらい下がっております。また、今回一部市道新設、排水路、下水道とインフラ整備が挙がっております。前に進めるためには大事なことであり、物事の進展はとっかかりにあります。

そこでお尋ねします。現在の計画と今後の進展は。

○議長（内田靖信君） 建設部長 片山敬治君。

[建設部長 片山敬治君 登壇]

○建設部長（片山敬治君） おはようございます。

古奥議員御質問の新玉名駅周辺整備についてお答えいたします。

現在、去年8月に策定しました新玉名駅周辺整備方針における優先的に整備する範囲6.7ヘクタールの一部におきまして、区画道路、排水路、下水道整備を先行的に着手しております。進捗状況といたしましては、去年10月からインフラ整備に伴う測量や詳細設計を開始し、1月には関係地権者への合意に向けた第1回目の説明会を開催しております。現在は、関係地権者と道路及び排水路整備に関する詳細な協議を行なっている状況です。整備予定期間につきましては、令和4年度中の完成を目標としております。用地契約が早期に合意できれば、令和3年度は軟弱地盤対策として、道路延長106メートルに一時盛土を行ない、圧密沈下を施します。あわせて下水道を延長250メートル、排水路を延長150メートル施工いたします。令和4年度は路盤やアスファルト舗装などを行ない完了となる見込みでございます。

以上です。

○議長（内田靖信君） 6番 古奥俊男君。

○6番（古奥俊男君） 答弁いただきました。

[拡大投影にて画像を示す]

○6番（古奥俊男君） ちょっと今、地図出ておりますけれども、これが計画図面になっております。一部今年から着工するというのでございますので、まずとっかかりはできたのかなというふうに思っております。

それでは、再質問をさせていただきます。新設道路に対しての余盛りをしなければなりません。その余盛りの土はどこから持ってくるのか。現在、国、県において河川掘削を実施されております。それをもらうのか、ほかにあるのかお尋ねをいたします。

○議長（内田靖信君） 建設部長 片山敬治君。

○建設部長（片山敬治君） 古奥議員の再質問にお答えいたします。

まず、新設道路に対しての盛土材の確保についてでございますが、旧庁舎跡地の災害対策として実施予定の繁根木地区急傾斜地崩壊対策工事の発生土を利用することを現在検討しております。

以上です。

○議長（内田靖信君） 6番 古奥俊男君。

○6番（古奥俊男君） 答弁いただきました。

自分のところの事業で出た土は自分のところで処理する。これが一番の鉄則だと思います。それは非常にいいことと私は思っております。

そこで一つ、お尋ねではないんですが、3,000平方メートル以上の土地の形状を変える場合、着工30日前までに知事への届出が義務づけてあります。これは土壤汚染

対策法の届出で、新聞に熊本市発注工事の8割が行なっていると出ていました。当市においては、こういうことがないようにしていただきたいと思います。よろしく願いをしておきます。

では、続いて再質問をさせていただきます。現在、文化財調査を行なっておられますが、何かほかによい話があったのか。また、本調査をしなければならない文化財があったのかあわせてお尋ねいたします。

○議長（内田靖信君） 建設部長 片山敬治君。

○建設部長（片山敬治君） 古奥議員の再質問にお答えいたします。

文化財の調査についてでございますが、新玉名駅周辺の文化財分布状況を明確にするため、昨年度より整備区域において確認調査を実施しております。確認調査を事前に行なうことで企業誘致などに際し、文化財本調査の可能性について説明できるようになることから、進出を考えている企業にとっては進出判断のいい材料になるものと考えております。

調査状況につきましては、現在5割程度の確認調査を完了しており、本調査の可能性があると判断された箇所につきましては、現時点で4か所ございます。

以上です。

○議長（内田靖信君） 6番 古奥俊男君。

○6番（古奥俊男君） 答弁いただきました。

私は、調査してやればと私の考えなんです、何かいいことあったのかな、だから調査をなさっているんじゃないかなという考え方が、私の考え方がありますものですからちょっとお聞きをしたんですが、何事にも前に進むためには文化財調査はやっぱり市がせんといかんという考え方にのって質問をさせていただきました。今のところ本調査せんとところが出てきたということですけど、ほかには何もいいところは今のところ進んでいないということですのでよろしいですかね。職員さん皆さん頑張っていらっしゃると思いますので、頑張って、何かいい話があるように努力をしていただきたいと思います。

昨日、県議会では、玉名市選出の城戸淳県議が企業誘致について一般質問を行なったと聞いております。県営スポーツ施設の県北地域への整備について要望を行なったと聞いております。私はいかなる企業が来ようとも官民一体となって誘致を行ない、互いに協力し、集客力、購買力を高める努力をすべきものと考えます。荒尾市は、シティモール内に図書館を設置すると新聞に載っておりました。これもその一環だと思います。市も県の施設をこの一帯に誘致し、その一躍を担うようにすべきものと考えます。玉名地区の地理的条件を生かしきれいでないと感じます。玉名は非常に生活しやすい地区だと私は思っております。何事も事業に対して早く、きれいに、安くが三原則であります。安いばかりがいいのではないと思います。例えば、この市庁舎なんです、20

億円安くするというので5階建てが4階建てになり、また、スペースを大きかったんですが、小さくしたため全部局がこの庁内に入りきれず他の箇所を使用している状況です。会議室も不足していると聞いております。エレベーターはストレッチャーも入りません。ほかの物件と比較しても現県庁舎が1967年竣工で、54年を経過しております。今、54年たっている建物には私は呼びません。戸建て住宅も坪40万円もあれば、70万円、80万円もあります。物をつくるときにはよく検討、協議すべきと考えます。ぜひ、駅前を開発するに当たり、よく検討をしていただき、なお一層の努力を期待し、次の質問に移ります。

[6番 古奥俊男君 登壇]

○6番(古奥俊男君) 教育について質問いたします。

今まで教育に対しての質問の中で、小中一貫校とは、学校教育として特色ある学校づくり、学校環境は、教育要覧第3期玉名市教育振興基本計画5か年計画がありますが、教育大綱は。

その次、教育の現状として、不易と流行、教育課程として、探求と礼節、今まで問題を絞って質問をしておりました。今回は、元に返りまして、国の教育基本法、平成18年12月22日法律第120号にはいかように書いてあります。

[拡大投影にて画像を示す]

○6番(古奥俊男君) 映っていますかね。ちょっとアップでお願いしたいんですが。

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の本質にのっとり、我が国の未来を切り開く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定するとなっております。

[拡大投影にて画像を示す]

○6番(古奥俊男君) この中で小学校教育の目的、第17条、小学校は、心身の発達に応じて、初等普通教育を施すことを目的とするとなっております。

以下、小学校教育の目標というのが8まで載っております。これは読むと長くなりますので、省かせていただきます。読んでいただきたいと思います。

[拡大投影にて画像を示す]

○6番(古奥俊男君) 次に、図3をお願いいたします。

これは中学校の目的、第35条、中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、中等普通教育を施すことを目的とするとなっております。また、中学

校の目標として3つの目標を掲げてあります。これも読んでいただければありがたいと思います。

玉陵学園小中一貫校が発足する際、緑地に関する事で県の認可を受ける際、全体敷地の最低で3%の緑地を設けなければならないという条項がありました。先般の一般質問でも質問させていただきましたが、植栽はしますとの回答があったと記憶しております。しかしながらまだ達成しておりません。校舎や体育館など建物において予算はおつけになります、維持管理に対して予算がないとよく言われます。学校教育に大事な物は、知・学力、徳・道徳、体・健全な体。それと環境と思います。環境は、緑は何で安らぎを与えるのか。何で緑は心のオアシスか。学校生活においてこの4つをそろえること考えます。

そこでお尋ねをいたします。写真をお願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○6番(古奥俊男君) これは熊本県教育関係者必携の本であります。この中に地方教育行政法、略して地方行法とありますが、これ読んだことありますか。これを質問するに当たり、こういう木とか植栽に対して、緑、芝でも一緒なんです、管理は誰がするんですかという言葉があったと聞き質問することにいたしました。この中に、教育委員会がすべきもの1から19項目の職務権限が書いてあります。管理に対して教育委員会が行なうとなっています。私は、最低3%はなぜ決めたのか。木も芝も先生、生徒みんなで清掃することが学校教育活動の一環と考えます。そうすることが後々玉陵学園の子どもたちが心豊かになり、後の高校生活、大学生活に大いに役立っていると思います。この二つの質問をお聞きしたいと思います。

○議長(内田靖信君) 教育部長 西村則義君。

[教育部長 西村則義君 登壇]

○教育部長(西村則義君) 古奥議員の玉陵小中学校の緑地についての御質問にお答えいたします。

まず、地方教育行政の組織及び運営に関する法律については、第21条の中で、教育委員会の職務権限について定められており、校舎やその他の施設の管理や整備に関する事務の執行についても示されていることは認識しております。緑地の3%以上の設置の目的につきましては、開発許可基準によると精神的・肉体的健康の増進、景観機能を構成するなど、多面的な効果をもたらすものとなっており、学校でも環境教育に必要なものであると考えております。玉陵小中学校の緑地については、段階的に植樹や張り芝等による緑化を行っており、3%以上の設置につきましては、今年度末には達成する見込みでございます。今後も段階的に緑化を行い、環境教育の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 6番 古奥俊男君。

○6番（古奥俊男君） 答弁いただきました。

確かに、限りある予算の中でしていかなければならないんですが、とにかく子どものために何をしたらいいのかということをもまず第一に考えていただきたいと思います。

答弁した以上は、ちゃんとやっていただくものと、私たちは思っておりますので、よろしく願いをいたします。

熊本県教育委員会が、教育の基本理念として、熊本県児童・生徒教育指導の指針を昭和55年9月に示されています。テーマは「あすをひらく人づくり」。人間としての良識と向上心の育成、基礎学力の習得と豊かな創造力の育成、健康な体とたくましい精神力の育成、日本人としての自覚と国際意識の高揚となっております。もちろん玉名市の教育基本振興計画でもこれを基にされているのかとは思いますが、せつかくこういうことも示されております。また、地方行法は恐らく一般の人が知らないかと思えます。管理職であられた教育長にちょっとお聞きをしたいんですが、このことに関してなんか述べていただくものがあればお願いをいたします。

○議長（内田靖信君） 教育長 福島和義君。

○教育長（福島和義君） 古奥議員の再質問にお答えをいたします。

教育大綱というものがございますけれども、これは地方行法第1条の3、第1項によりますと、地方公共団体の長は、教育基本法第17条、第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じて、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする規程をされております。また、大綱を定め又は変更しようとするときは、あらかじめ地方公共団体の長と教育委員会で構成される総合教育会議で協議することとされております。この大綱につきましては、教育振興基本計画を定めている場合には、地方公共団体の長が総合教育会議において、教育委員会と協議・調整をし、当該計画をもって大綱に代えることも可能となっております。

そこで今回、令和2年3月に策定いたしました第3期の玉名市教育振興基本計画を大綱と位置づけることができるものとしたしまして、令和2年8月24日の玉名市の総合教育会議によって協議を行ないまして、第3期玉名市教育振興基本計画を本市の大綱として定めたところでございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 6番 古奥俊男君。

○6番（古奥俊男君） 私が再質問で、次の質問で、前1回、令和2年の4回定例会で質問をしていました地方行政法、教育行政法の中で、大綱をつくりなさいと定めてあります。市は玉名市教育振興基本計画5年を作成しておられますが、この質問をするに当

たり調べたのが、地方教育行政法でした。その玉名教育振興基本計画が、玉名市の教育大綱となったのか次の質問で大体するつもりだったんですけども、今、お答えいただきましたので、大綱になったということですね。

○教育長（福島和義君） そうです。

○6番（古奥俊男君） はい、ありがとうございます。

うたってある以上は、すべきものかと私は考えておりますので、それを聞いて少し安心をいたしました。

次に、これは質問ではありません。このたび、玉陵学園が文部科学省大臣賞を受賞されました。内容は、今出ておりますので、これは玉陵小中学校が毎月発行されております学校だより、これが小学校の発行です。

[拡大投影にて画像を示す]

○6番（古奥俊男君） これが中学校の発行です。

[拡大投影にて画像を示す]

○6番（古奥俊男君） 毎月発行されております。その中にもちゃんと書いてありますけれども、内容が地域学校協働活動推進に係る小学校・中学校学校運営協議会です。これは先生、生徒、地域代表が一体となり、登下校の見守り、花いっぱい運動、これは小学校・中学校が新玉名駅に花を渡した学校とあります。

これ新聞にちょっと出たんですが、これはちょっと載せたらいかんということだったんですが、一応、参考までに言います。

そういう地域活動を推進されたことによるものです。玉陵学園が発足以来、あいさつはもう朝7時から、8時半ぐらいまで10人ぐらい立っていました。頭が下がる思いです。それでこの表彰を受けたわけなんです、これは熊本県で3校だったと聞いております。また、玉陵小スクールボランティア子どもの読書活動推進のための支援活動優秀実践団体表彰もあわせて受けておられます。これは18団体推薦があり、2団体に送られる快挙であります。

おめでとうございます。これからもなお一層の努力と学校運営を期待しております。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（内田靖信君） 以上で、古奥俊男君の質問は終わりました。

引き続き一般質問を執り行ないます。4番 一瀬重隆君。

[4番 一瀬重隆君 登壇]

○4番（一瀬重隆君） 皆さんおはようございます。4番、自友クラブ、一瀬です。よろしく申し上げます。

早速始めたいと思います。昨年よりコロナの影響により世界的に感染が広がり多くの人々が亡くなりました。日本では、お茶の間の本当に人気者、志村けんさん、岡江久美

子さんと亡くなられて悲しいことでございます。また、飲食業、観光業は打撃を受け、経済も落ち込んでいる中、いまだ終息がない状態でございます。

そこで本題に入ります。玉名でもコロナの影響で玉名いだてんマラソンが中心になりできない状態です。そこで私はせっかくの玉名いだてんマラソンですから、小田の住家を走るコースはできないのか、市としたらマラニックを計画をしてありますが、それはそれでいいですが、そこで質問です。金栗さんのお膝元である住家を走るコースは考えていないでしょうかお聞きします。

○議長（内田靖信君） 教育部長 西村則義君。

[教育部長 西村則義君 登壇]

○教育部長（西村則義君） 一瀬議員の玉名いだてんマラソンコースについてお答えいたします。

県北初のフルマラソン玉名いだてんマラソンにつきましては、NHK大河ドラマいだてんの放映を機に金栗四三氏のレガシーを末永く後世に伝えることを目的とし、開催することで、全国から来られる多くのランナーや応援者の方々に対し、玉名の魅力を存分に知っていただく機会となるよう、関係団体等からの助言をいただきながら準備を進めてまいりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、2020年、2021年と2年続けての大会延期という苦渋の決断に至りました。このフルマラソンコースにつきましては、金栗四三氏ゆかりの地である小田地区を通過するコースや金栗氏出身の玉名高校を横手に走る市外へのコースなど、単独開催での検討も行ないましたが、横島いちごマラソン大会、玉名ハーフマラソン大会、二つの既存の大会に加え、フルマラソンによる長時間にわたり生活道路への影響や大型バス、トラックの迂回路の設定など、関係機関との協議により交通規制の観点から断念した経緯もございます。2020年には大会の4日前に延期を決定したにもかかわらず、予定していた開催当日には、全国から100人以上のランナーが集まり、設定していたコースを走り終えた後には、走りやすかった、景色がよかったなどの声もいただいております。このようなことから、まず、2年の延期を経て、玉名いだてんマラソンを心待ちにされているランナーのため、2022年の初開催に向けて、現在のコースで準備を進めてまいりたいと考えております。

なお、初開催に至った後には、参加いただきましたランナーの皆様、関係団体及び市民の皆様からの意見等を踏まえ、コース変更を含め、大会全般にわたり見直しを図りたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 4番 一瀬重隆君。

○4番（一瀬重隆君） 答弁ありがとうございました。



私はなぜこの問題を、コースのことを言ったというと、大浜地区を回ってもいってどのつながりが全然ないんですね、住家の横を走って、やっぱり母校のコースを回って、この1市3町の旧玉名、天水、横島、岱明のコースを作らんとしゃが、なにしろこの意味がないということで私が質問しました。今後の本当の市の考えをあと一度聞きたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（内田靖信君） 教育部長 西村則義君。

○教育部長（西村則義君） 再質問にお答えいたします。

先ほど申し上げたとおりでございますけれども、まずは現在設定しておりますコースで大会を行なった後に全般にわたり見直しを図りたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（内田靖信君） 4番 一瀬重隆君。

○4番（一瀬重隆君） ぜひ、よろしくお願いします。

次に行きたいと思います。

[4番 一瀬重隆君 登壇]

○4番（一瀬重隆君） 次に、避難場所というか、避難施設と避難場所があります。だけど市としては避難所を考えてあります。東日本大震災より10年となり、また、熊本地震が来月で5年となります。昨年7月には人吉、芦北と本当襲った線状降水帯による大規模な水害が起こり、甚大な被害がありました。今、復興に向けて整備が行なわれています。昨年は玉名でも菊池川があと1メートル50まで水位が上がり、今後玉名市としては、菊池川の堤防が決壊した場合、準備はできているのだろうか。また、避難施設は何か所あるのかお聞かせください。

○議長（内田靖信君） 総務部長 永田義晴君。

[総務部長 永田義晴君 登壇]

○総務部長（永田義晴君） 一瀬議員の避難所、避難場所の現状についての御質問にお答えをいたします。

避難所は一時的に避難する広場などの指定緊急避難場所と、体育館などの施設指定避難所の大きく二つに分けられます。まず、指定緊急避難場所は、桃田運動公園や九州看護福祉大学グラウンドなど、市内7か所を指定をしております。地震などの突発的な災害発生時に一時的な安全確保のために避難する屋外の広場でございます。一方、指定避難所は災害発生が予見される場合に事前に避難し又は自宅が被災されて一定期間過ごすための屋内の施設で、これは早い段階から開設する一時避難所と災害の種類によって、状況によって開設する二次以降の避難所に分けられ、一時避難所としましては、玉名市文化センターや玉名市総合体育館など、玉名市内に5か所、また、二次以降の避難所は小中学校の体育館など、約40か所がございますが、施設の安全管理上、原則として公

共施設に限っておりますので、地域によっては近くにはないといったところもございます。

昨年9月の台風10号の際には、報道などで最大級と予報されていたこと、また、7月豪雨のときの実績で避難をされる方の人数がある程度予測ができたことにより、当初から5か所の一次避難所に加えまして、4か所の二次避難所を加えて開設いたしました。が、予想より多くの方が避難をされ、最終的には当時14か所の避難所の開設となりました。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 4番 一瀬重隆君。

○4番（一瀬重隆君） 避難所を設置とありますけど、昨年の災害、水害で避難所に行かれない、水没してから桃田とか行かれないような状態でした。何パーセントの方が、玉名市6万何千人、避難されたのかまた後でよろしくお願いします。

私たちも昨年7月に人吉のほうに、大垣地区に議員6人でボランティアで行きました。もうその姿を見たら防災意識が深まり、「わあ、こらどがんかせなんばい」ということが伺えました。手しかできない。手の力でしかできない。また、機械じゃ絶対わからんというのがあって、2階の中程までつかってあって、その大垣地区が二人の方が、70歳の方ですかね、「早く避難をしなさい。」と60何件を家を1軒1軒回って避難させて、そこだけは亡くなられた方おられなかったです。多分、前回この間新聞に表彰されたと思いますけど、そういう状況を見て、やっぱり玉名市もやっぱり線状降水帯が山鹿、菊池あたり通ってきたら、多分昨年の7月で1メートル50まで来たということは、多分もう決壊する。最悪、最低限度考えとかんとしゃが、もし決壊した場合、今まで玉名市がその被害が少ない状態で、無頓着なんですよね。本当意識向上を図って、今後玉名市も考えていかんと、計画をしとかんと、多分わからんと思います。また、これは誰かが助けに来てくれるだろうじゃなくて、あの方が助けに来るという考えをもたんと、地区でその気持ちを決めていかんと、助かる命も助からんかと思えます。今後私は玉名市だけでなく、地区の組織をつくり考えてほしいかなと思えます。

これをもって、私も玉名市の気持ちを訴えて質問を終わりたいと思えます。ありがとうございました。

○議長（内田靖信君） 以上で、一瀬重隆君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時48分 休憩

午前11時05分 開議

○議長（内田靖信君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

10番 徳村登志郎君。

[10番 徳村登志郎君 登壇]

○10番（徳村登志郎君） 皆さんこんにちは。10番、公明党の徳村登志郎でございます。

それでは早速、通告に従い一般質問させていただきます。新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保についてお尋ねします。

新型コロナウイルスワクチンの接種がいよいよ始動いたしました。最初はコロナ最前線で戦ってくださっている医療従事者らが対象になられ、治験の意味合いも含め進んでいるところですが、実際に接種についてわからないことも多々あると思います。日本で接種される海外ワクチンはどういうものか知っておく必要があると思いますので、ここで簡単に触れておきます。

日本で契約できているワクチンは3つあります。ファイザー社ワクチン、アストラゼネカ社ワクチン、モデルナ社ワクチン、いずれも臨床試験で高い有効性を示しており、海外で行なわれた実際の接種では、安全性も評価されています。日本では合計で1億5,700万人分の供給を受ける予定になっております。これは滞っていた海外企業との供給合意について、公明党が国会質問の中で言及し、財源としてコロナ対応に使える予備費の活用などを政府が表明したことが交渉進展のきっかけとなっております。現在使用されているのは、ファイザー社ワクチンであり、気になる副反応はほとんど軽度か中度、接種後数日で治まるとされています。アナフィラキシー急性アレルギー反応はごくまれで、国内治験では認められず、市販後の米国では100万回に5回程度の頻度で発生、うち90%は接種後30分以内で適切な処置を受けているようです。ただ、万が一であっても公明党では見逃せないと、健康被害に対して医療費などの給付を受けられる救済制度の創設も実現しております。

ともかく円滑なワクチン接種が喫緊の自治体の課題となっております。公明党は先月28日に都道府県をオンラインでつないだ新型コロナウイルスワクチン接種全国対策本部会議を開催し、現場の課題、克服を目指すために全自治体に意向調査を実施することを申し合わせました。

それでは、今回質問というより、意向調査の意味合いを持たせて3点お聞きします。現在、本市においても住民への接種計画を策定中と思いますが、1つ、本市における接種体制について。集団接種のための特設会場を用意するのか。特設会場と医療機関での接種をミックスした接種体制を取るのか。医療機関での接種を中心とした接種体制を取るのか。具体的な内容を含めお聞かせください。

2つ、接種計画を策定する上での問題点について。例えば、財務上の問題、特設会場の確保、医療関係者の確保、その他人の確保、ワクチンの供給等の情報不足などをお聞

かせください。

3つ、新たに政府が打ち出しているコロナワクチン接種記録システムの導入について本市の考えをお聞かせください。答弁をよろしく願いいたします。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

[健康福祉部長 竹村昌記君 登壇]

○健康福祉部長（竹村昌記君） 徳村議員御質問の本市における接種体制についてお答えいたします。

新型コロナワクチンの住民接種の実施体制については、個別接種を主軸とし、集団接種で補う接種体制を考え、玉名郡市医師会や関係機関と協議を重ねているところでございます。

病院や診療所での個別接種を主軸といたしましたのは、身近なかかりつけ医により患者の既往歴や基礎疾患等を把握していることで、安心して接種を受けていただくことができます。また、多くの診療所で接種できるため、移動手段の心配も軽減され、さらに直接診療所に申し込むのでスムーズな実施ができると考えております。集団接種については、市内4か所で特設会場を設置する予定であります。国から供給されるワクチン量が診療所など接種する量を上回る場合に接種場所や実施する日を調整して開設いたします。また、ワクチンの供給量が少なく、現況では4月までの集団接種の実施ができる状況にはございませんが、供給量が増加した場合に備え、集団接種の体制確保についても準備を進めております。

次に、接種ワクチンとワクチンの移送でございますが、4月から開始される高齢者接種には、現在、唯一薬事承認がされているファイザー社製のワクチンを使用することになります。このワクチンは超低温での保存を要し、取り出した後は冷蔵状態で5日間、接種前に生理食塩水で希釈した後は6時間以内に接種して使い切る必要がございます。移送に当たっても、ワクチンを小分けした後は2度から8度での冷凍状態を保ちながら、衝撃を避けた配送を必要とするなど、取扱いに留意点多く、管理が大変な面がございます。そのため厚生労働省から示されている配送についての留意事項に沿って、適切に移動できる業者を選定し、業務委託を締結していく計画でございます。

次に、接種計画を策定する上での問題点についてお答えいたします。ワクチンの供給時期や量が大まかにしか示されていないため、具体的な接種計画が組み立てられないことが挙げられます。全国で一斉に取り組んでおりますので、本市へのワクチンの配分の見通しがつかないため、予約受付ができないこと、接種券の発送時期はいつが適切なのかなど、実施スケジュールのずれ込みによる接種人数の調整や接種順序をどうするのか、個別接種の場合診療所へのワクチンをどう配分し、配送するか、集団接種における接種会場の確保や医師の人数や期間をどうするか、特に市民の皆さんへワクチン接種につい

て御理解いただくための周知方法、早く、わかりやすく、正確な情報を関係者と共有することなど、多くの課題がございます。国の方針やワクチン供給のスケジュールが変更されるたびにこのような課題が浮上し、計画を練り直さなければならないところでございます。引き続き国の情報を正しく受け止めながら、医師会や関係機関との連携を図り、市民の皆さんが安心して接種いただけるよう適切に準備を進めてまいります。

続きまして、ワクチン接種記録システムの導入についてお答えいたします。ワクチン接種記録システムは、全国民のワクチン接種履歴をリアルタイムに把握するため、マイナンバーと接種履歴を連携させて管理するものでございます。予防接種は通常自治体それぞれが作成する予防接種台帳で管理しておりますが、接種履歴の確認が取れるまでには1か月から2か月のタイムラグが生じます。1回目に接種した後に引っ越したり、接種券を紛失したりした場合、照会に手間取る懸念がございますが、この接種記録システムにおいては、接種後すぐに接種日やワクチン情報などに入力を行なうため、数週間後の2回目の接種時には1回目の接種済みの情報を確認することができ、現場での混乱を防止する効果が期待できるものと考えております。また、予防接種を担う自治体間での情報の共有が図られ、本人確認を確実に行なうことができる点においても有効なシステムであると考えております。ただ、現在、構築中のシステムであり、実際に個人情報の登録に伴う作業量や診療所や集団接種会場での作業量など、システムを稼働させるために必要とする事務作業負担が予測できない状況でございます。システムを扱うこととなる診療所や関係機関へのサポートがどの程度なのかなど、不明な点も多くありますが、迅速に予防接種ができるシステムと期待しているところでございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 10番 徳村登志郎君。

○10番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

コロナワクチン接種については、随分御苦労をおかけしているなという、いろいろ課題が出てきているなというのを感じました。とにかくコロナ禍終息の切り札であるワクチン接種が円滑に進むように本市の意向を聞かせていただきました。

先月17日医療従事者から始まったワクチン接種は、4月12日以降、高齢者や持病のある人、一般住民へと対象が順次拡大される予定となっております。実施主体となる各自治体は準備を急いでおりますけれども、ワクチンが各地に届く時期や量など不確定な要素がたくさんあるということもわかっております。また、ワクチン接種記録システムについては、従来のワクチン接種事業とは異なり、一つ目に約1億人が短期間で2回の接種をするための記録管理があり、それが繁雑になる。二つ目は、多数の問合せ等が予想される。三つ目は、住民の求めに応じて接種証明を出すことも想定されております。といったこのような課題が出てくると思われます。そのためにも新システムの構築と導

入は必要不可欠となりますが、答弁でありましたとおり、やはり入力作業の手間を少なくすることや必要な経費の支援など、国の対応が大切だと考えます。

今月1日の衆議院予算委員会にて、公明党の北側副代表は、自治体の接種事業に対する国の補助金に上限が設けられていることに触れ、自治体の負担について政府の見解をたずねました。菅首相は、目安となる上限は示しているが各自治体でかかったお金は全て国が責任をもって支払うと明言いたしました。つまり費用は国が全面的に負担することです。ぜひ、システムを導入し機能させていただきたいと思います。私自身、ワクチン接種を何としても成功させなければならないと強い覚悟で、また、国や自治体の取組を全力で後押しする決意でございます。

これを表明いたしまして、この質問を終わりたいと思います。

[10番 徳村登志郎君 登壇]

○10番(徳村登志郎君) 続いて、いじめについて新教育長に見解を伺いたいと思っております。

いじめ問題については、過去にも一般質問をさせていただいております。いじめは大きな社会問題として取り上げられており、法整備を経て組織的に対策を行わなければいけないほど深刻なものとなっております。特に小中学校では、いじめの発生が多く見られ、早期の発見や対応、適切な取組が求められています。いじめは学校や職場などのコミュニティが存在するところで発生することがある、特定の人物への攻撃です。正確には文部科学省が定めた定義があり、それに該当したものをいじめと認定していますが、このいじめの定義は時代により変化しています。時代に合わせた定義が必要となり、最初にしたためられた定義から三度の変更、追加がありました。そして2013年にいじめ防止対策推進法が施行され、その中で定められたのが現時点でも適用されています。この法律によれば、いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行なう心理的又は物理的な影響を与える、インターネットも含めるものとなっておりますが、それであって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものとする。なお起こった場所は、学校の内外を問わない。いじめの中には、犯罪行為として扱われるべきものも認められ、早期に警察に相談することが重要なものや児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者への意向への配慮の上で、早期に警察に相談、通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要であるとしています。いじめの定義は学校や職場など、現代で起こる多様化したいじめに対して定められたものです。学校でのいじめはいくつかの対応に分けることができます。文部科学省のデータによると小学校や中学校、高校、特別支援学校で特に多いのは、冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、

嫌なことを言われるとなっています。2017年に行なわれたいじめの状況に関するアンケートでは、小学校や中学校、高校でも60%を超える数字と非常に高い割合になりました。次に高い割合を占めるのが、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。仲間外れ、集団により無視をされる。ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりするが続きます。身体的な攻撃、心理的な攻撃がそれぞれ行なわれていますが、さらに犯罪行為に該当する嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられたりする。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。金品をたかられるというものも発生しています。また、現代のインターネットやSNSの普及により、パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされるといった発見が難しいいじめも発生しているのです。いじめ防止対策推進法における定義は、こういったいじめの対応をカバーし、防止するために定められています。いじめは職場などで起こることもあり、パワハラは上司や同僚などから殴られる、ものを投げつけられるなどの脅迫や名誉毀損、意図的な仲間外れや無視、過度な業務上の要求なども含まれます。これらは業務上の人間関係を利用したものです。ほかにも性的な発言や行動、視覚的なものによるセクハラや倫理を逸脱している嫌がらせ行為であるモラハラなどもあります。

そこでお尋ねいたします。1、本市の小中学校のいじめの実態把握。2、教育現場で起きている事例等をお示しいただき、3、いじめ被害者、いじめの加害者、いじめの観衆・傍観者、この三者の捉え方について。4、教師、保護者、ほかの大人の関わり方について。5、いじめをなくすために必要なことについてを、以上、教育長のほうの見解をお聞かせください。

○議長（内田靖信君） 教育部長 西村則義君。

[教育部長 西村則義君 登壇]

○教育部長（西村則義君） 私のほうからは、本市の小中学校のいじめ実態把握について及び教育現場でのいじめの事例についての御質問にお答えいたします。

いじめの実態把握については、第1に定例報告がございます。長期欠席、不登校、いじめ、問題行動等の状況についての報告が毎月各学校より挙げられ、いじめについては、行なわれた期間や発見のきっかけ、関係児童・生徒への対応、現在の状況等が報告されております。第2に、心のアンケートです。毎年11月から12月、全児童・生徒を対象にアンケートが行なわれ、年度内にいじめを受けた、あるいは他の人のいじめを見聞きした体験の有無やいじめの様態、相談状況などの報告とともに、いじめ解消の状況などについても把握できる内容になっております。また、玉名市独自の取組としてタマにゃんチェックがございます。こちらは各学校で毎月末に実施していただいております。家庭のこと、学校のこと、自分のことについて「はい」「いいえ」の二択で簡単に答えられるアンケートで、いじめ等の諸問題を早期発見、早期解決に役立てております。

次に、教育現場でのいじめの事例について、個人情報保護の観点から詳しい内容はお伝えできませんが、本市では次のような事例がございました。同じクラスの子からからかいや冷やかしのいじめを受けていると保護者から学級担任に相談があり、担任は管理職に報告、すぐに生徒指導担当も交えた校内いじめ対策委員会が開かれ対応について協議し、関係する子どもにていねいに聞き取りを行ない、事実関係をしっかりと確認した上で、保護者も交えて解決のための場が持たれました。いじめた側の保護者も納得され、本人もしっかりと反省し謝罪したとのこと。また、この件については、全職員で情報を共有し、様子を観察し続けるとともに、双方の子どもたちには担任や学年主任等が定期的に話を聞くなど、アフターケアもしっかり行なわれ、いじめられた生徒も欠席なく元気に登校しているとのことでございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 教育長 福島和義君。

[教育長 福島和義君 登壇]

○教育長（福島和義君） 私のほうからは、いじめ被害者、いじめ加害者、いじめ傍観者、この三者をどのように捉えているか。教師、保護者、ほか大人の関わり方について、いじめをなくすために必要なことについての3つの御質問にお答えいたします。

まず、いじめには必ず被害者と加害者がおり、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は表面的、形式的に行なったり、あるいはあれはからかいだ、ちょっかいだ、悪ふざけだとか、いじめは被害者にも問題があるといった誤った認識の上で判断するのではなく、被害者であるいじめられた児童・生徒の立場に立った判断が必要だと考えます。いじめの集団には、この被害者、加害者とともに、周りではやし立てたり面白がったりするいわゆる観衆と周りで見ても見ぬ振りをしている傍観者の四層構造があるということが言われております。これら被害者観衆、傍観者といった集団には、いじめ防止対策推進法の第4条で児童等はいじめを行なってはならないと明確に規定をされており、いじめは決して許されないこと。そしてはやし立てたり、見ても見ぬ振りをしていることもいじめを助長したり、黙認したりしている行為であることをしっかりと理解させることが必要です。それとともに、なぜそのような行為を行なったか、態度を取ってしまったのか、その原因を自分自身で見つめ直すような取組とともに、集団全体にいじめを許さない雰囲気が醸成されるような学級や学年、学校づくりも必要であると考えます。これらの取組には、周りの大人の存在も不可欠であります。いじめ事案については、担任や一部の教職員だけで抱え込まないことを大原則にして、各方面の専門機関等とも連携しながら、学校全体がチームとして、組織として対応することが大切です。また、保護者は我が子を温かく支え、教え、導く存在であるとともに、学校、保護者、地域が同じ方向を向いて、時には厳しく、あるいは温かく対応していけば解決への道のりも遠くな



いものと考えます。いじめをなくすために必要なことについて、私自身の教師としての経験から言えることは、特に次の3つであると思います。第1に、小さなことを決して見逃さないということです。登校の際の表情や授業中の様子、ちょっとしたからかいや冷やかしの場面など、本人が大丈夫だといっても気になることがあったらじっくりと本人と語り込んで、気持ちを理解するなど、小さなことを見逃さない態度を教職員全員が持つことで早期発見につながると考えます。第2に、情報の共有化と迅速な対応です。先生方それぞれがつかんだ情報を職員集団で共有化し、組織的な対応をスピーディーに行なうことが、あるいはいじめの規定に該当することが起きているかもしれないという認識をもち対応することが、いじめの未然防止につながります。第3は、私の教育心情でもあります凡事徹底です。平凡で当たり前のことを当たり前に行なう教育を粘り強く日々行ない、その中で子どもたちが成長することによって自尊感情の醸成や他者理解を深めるとともに、その成長した姿によって、保護者や地域の信頼も深まり、ひいてはいじめの未然防止にもつながるものと思います。これらのことを基盤において、いじめの未然防止を見据えた学校教育活動を本市で進めてまいりたいと思うところでございます。

○議長（内田靖信君） 10番 徳村登志郎君。

○10番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

教育長のお話を伺いまして、私も本当そのとおりでなと、若気の至りという思いでお話を聞かせていただきました。本当にいじめは様々な原因や理由によっておこります。直接いじめをする加害者だけでなく、周りではいじめをはやし立てる観衆や見て見ぬ振りする傍観者の存在により、早期発見を妨げ長期化やいじめのエスカレートを起こす場合があります。そのためいじめ防止も含め、全ての生徒への指導として本当、教育長が言われたとおり、いじめは人として絶対許されない、つまりいじめている側には落ち度はなく、いじめる側が100%悪いという認識を一人一人に徹底することが必要と考えております。観衆や傍観者になったとしても、加害者や加害者と同様に許されることなく、いじめを大人に伝えることが正しい行為であるということも併せて指導していくべきだと考えました。いじめを告げると次の標的にされるといった恐怖もあるため、教職員が徹底して生徒を守り通すことも言葉と態度で示すことが求められています。被害者になったら友人や教職員や親に必ず相談できることを伝えておくことで、一人で抱え込む状況をつくらないことも指導として大切だと考えます。

いじめ問題に対して、その現場となり得る学校での対応が重要となりますが、それだけに固執すると解決できないこともあります。そのため学校でいじめを把握した場合には、迅速に親や教育委員会に報告をし、適切な連携を図っているのです。また、いじめの対処方針指導計画などの情報について積極的な公開と保護者の理解や協力を求めること、いじめ問題に関して、学校と保護者や地域の代表との意見交換会を設ける機会など

も必要ではないでしょうか。

先ほど教育長のほうからもあった事例のように、しっかり保護者も学校、先生教師だけじゃなくて、学校全体できちっとその対応をとっていくという連携というものがいじめの芽を摘んでいくんだなと感じました。そしてまた、教育委員会は、いじめ問題の徹底把握と徹底指導、教職員の意識改革やいじめ防止対策推進法の教職員への浸透、指導主事の要請や配置、重大事態が発生した際の警察との連携などの役割があるとされております。また、新教育長のもと、本市のいじめ対策がより一層進むことを念願してこの質問を終わりたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

[10番 徳村登志郎君 登壇]

○10番（徳村登志郎君） 置き勉についてお尋ねいたします

この質問は以前に一般質問で取り上げました。ちょうど現在、私の長男が小学1年生です。来年は長女がまた1年生になります。情報としては知っておりましたが、小学校のランドセルは思った以上に重いもので、ほかにも給食エプロンセット、体育着セット、上履き入れ、図書館の本を入れるバック、水筒、フルに持ち歩く月曜と金曜日は体格の小さい低学年の子には辛い登下校だなというふうに感じております。

ここ数年の小学校中学校で使用する教科書は、2011年度以降のゆとり教育の見直しによるページ数増加、大判化で重くなっており、その重さはゆとり教育時代と比較すると3割増し以上になることもあるようです。教科書が重くなったために通学時のランドセルやカバンも重くなり、子ども自身の体への負担と健康への影響が問題視され、その解決策として置き勉が注目されるようになりました。そこで文部科学省が2018年9月6日に全国の教育委員会などに対して、荷物の重さに配慮するように通知を出し、これをきっかけに事実上置き勉自由化となりました。本市の学校側からも何らかの検討をして改善していくものと思われておりますが、実際のランドセルはまだまだ重いのが現状です。子どものランドセルの中身を見ると家庭では使わない教科書とノートも持ち帰っており、実際に必要なのは、例えば、音読宿題をする国語の教科書と宿題プリントぐらいでした。学校を教科書教材の置き場のメインとするという工夫を凝らせば、ランドセルはもっと軽くなると感じました。

そこで、1、本市の小学校の置き勉の実態把握について。2、置き勉のメリット・デメリットについて。3、置き勉推進への検討と改善点について答弁をお願いいたします。

○議長（内田靖信君） 教育部長 西村則義君。

[教育部長 西村則義君 登壇]

○教育部長（西村則義君） 徳村議員の本市の小中学校の置き勉の実態把握についての御質問にお答えいたします。

まず、置き勉とは、児童・生徒が学習、生活、部活動に使用する携行品を学校に置いておくことです。児童・生徒の携行品について持ち帰りの必要性や通学上での負担等の点から問題となりました。これを受けて平成30年9月に文部科学省から児童・生徒の携行品にかかる配慮について通知が出され、教育委員会としましても学校へ指導したところです。また、昨年4月にも県教育委員会から改めてこのことについて通知があり、校長会議において対応をお願いしたところでございます。

現状について、数校に聞き取りを行ないました。小学校におきましては、どの学校もできるだけ教科書、ノート等の持ち帰りは減らすように配慮はしてありました。ただ、原則教科書は持ち帰らせる、国語、算数以外は置いておくなど、学校によって学校に置いておくものに違いがありました。学級の数が多く、置くスペースが不足するといった学校もありました。学校訪問で市内全ての学校を回りましたが、小学校3年以上は教室後方に個人用の本立てを用意し、地図帳や家庭科、図画工作の教科書を置くようにしている学校がほとんどでした。中学校については、部活動の道具などもあり、携行品が増えるため、学校に置いておくもののチェックリストをつくり、持ち帰る教科書等をできるだけ少なくする配慮がされてきました。

次に、置き勉のメリット・デメリットについての御質問にお答えします。メリットとしましては、学習用具を忘れることなく授業に参加できる。重さによる体への負担が軽減される又は登下校中の事故や熱中症の防止につながるなどがあります。デメリットとしましては、必要な学習用具を自分で考えて準備する力が育ちにくい。盗難、落書き等による管理上の問題が発生する可能性がある。机が重くなるなどがあります。

次に、置き勉推進への検討と改善点についての御質問にお答えいたします。置き勉については、これまで教育委員会から学校に通知し対応していただいているところですが、今後校長会議等を通して、取組の具体事例などを示しながら、少しでも児童・生徒の負担が軽減されるように指導してまいります。特に小学校低学年は、小さい体に対する負担がより大きいと考えますので、配慮していただくようお願いいたします。学習用具を持ち帰ることは昔から学校では当たり前のルールであるということを改めて見直し、児童・生徒の負担軽減がなされるよう委員会から学校に対して対応をお願いしていきます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 10番 徳村登志郎君。

○10番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございました。

前回質問した後からまたいろいろ学校のほうに通達していただいて、置き勉のほうを推進していただいている事実もあるし、また、なかなか対応しきれていないところも若干あったというふうなところも認識できました。

とにかく置き勉のメリット・デメリットですけど、これ賛成理由と駄目な禁止理由を

伺って感じたことなんですけど、やはりメリットのほうが明確で認識しやすいなというふうに思いました。また、反対にデメリットは、駄目な理由というのは、学校やまた、親の都合が見え隠れするものが多いかなというふうに感じました。私は合理的に考えた場合、置き勉は自由化にして子どもたちが自由に選択できるようにしたほうがいいかなと感じております。学校が置き勉できるものを指示するのではなく、必要なものを子どもたちが自由に考えてチョイスする。そしてより合理的に自分自身の荷物を軽くする。今後タブレット導入等で家庭に持ち帰る場面とかも出てくるかと思えますけれども、また、そうするとまた重くなるし。また、玉名市は電子書籍が今後入ってくるということで、こちらのほうも利用してこういうものをいかにふだん利用して、荷物を学業に支障がない形で軽くできるかということも子どもたちと、また、教師、保護者で考えて、基本的な置き勉の自由化を推奨したいと考えております。

今日なんですけど、早速この質問をするということで学校のほうに通知が行ったんでしょうけど、うちの子どもの教科書を学校で使わないやつは預かりますという先生のほうから通知が来て、ちょっとランドセルが軽くなるというので子どもも喜んでおりました。本当すぐ対応していただいてありがたく感じているところであります。とにかく、子どもたちのことを中心に考えて、とにかく学業に支障がないところであれば、しっかり置き勉を自由化という形で、子どもたちの自主性も育てながら、今後推奨していけばなというふうに感じております。ぜひ、その方向性でぜひとも今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

[10番 徳村登志郎君 登壇]

○10番（徳村登志郎君） 3歳児健診における弱視早期発見についてお尋ねします。

まず、日本弱視斜視学会のホームページに記載されています文言を引用して弱視の説明をさせていただきます。

弱視という言葉は、「通常の教育をうけるのが困難なほどの低視力」という意味で一般的に使われていますが、医学的には「視力の発達が障害されておきた低視力」を指し、眼鏡をかけてもよく見えない状態を弱視といいます。また、日本眼科学会のホームページによると、もともと人間は生まれたときからはっきり物が見えているのではなく、生まれた後に外界からの適切な視覚刺激を受けることによって発達します。外界からの刺激によって脳の神経回路が集中的につくられる時期のことを感受性期といいます。人間の視覚の感受性は生後1か月から上昇しはじめ、1歳半ごろにピークに達し、その後徐々に衰退して大体8歳ごろに消失すると考えられています。視覚の感受性期がピークを過ぎると治療に反応しにくくなるため、弱視の治療効果にも影響しやすい時期といえます。平成29年4月7日付、厚生労働省通知、3歳児健診検査における視力検査の実

施については次のようにあります。「子どもの目の機能は生まれてから発達を続け、6歳までにはほぼ完成しますが、3歳児健診検査において強い屈折異常（遠視、近視、乱視）や斜視が見逃された場合に治療が遅れ、十分な視力が得られないことの指摘がなされています。」、また、そのことを「周知すること」との記載があります。視力は成長に伴って発達し、6歳で大部分の子どもが大人と同じ視力を持つとされていますが、正常な発達が妨げられると弱視になります。しかし、視力の発達時期に早期治療を開始することで、視力の大幅な回復が期待されるそうです。日本眼科学会によると、弱視の子どもはもともと見えにくい状況が当たり前として育っているため、見えないとか、見えにくいというように訴えることがほとんどないそうです。つまり、よく用いられているランドルト環による検査では、正確な弱視判定ができづらいというのが現状のようです。ランドルト環というのは、アルファベットの「C」のようなマークで、皆さんも片目を隠しながら「C」のような形の輪の切れ目の向きを右・左や上・下などとお答えになった経験があたりかと思えます。また、片目だけ弱視の場合、片方の目が見えていると、もう一方の異常に子ども自身も保護者も気づきにくいのです。視力検査がうまくできなかった場合や異常を見逃す可能性、子どもがうまく答えられなかったり、検査をすり抜けてしまうこともあります。だからこそ、この3歳児健診における視力検査の位置づけは見る力が発達するこの時期に、将来を見据えた上で治療を開始できるか否か、重要な節目になるのではないのでしょうか。

このことを踏まえ、3歳児健診検査について、日本小児眼科学会では提言の中で、視力検査に加えてフォトスクリーナー等を用いた屈折検査の実施を推奨しております。

[拡大投影にて画像を示す]

#### ○10番（徳村登志郎君） 写真が出ていますけれど。

これは手持ちの自動判定機能付きフォトスクリーナー装置というものです。ちょうど一眼レフぐらいの大きさになります。カメラで撮影するように子どもの目元を映し出して、屈折異常や斜視などの両目の状態を発見するスクリーニングの効果も高く、母親の膝に乗ったままでも検査が可能で、受診者の負担が少ないことが特徴です。6か月齢以降の乳幼児から成人まで、近視、遠視、乱視、不同視、斜視、瞳孔不同の検査を短時間、本当数秒で負担もなく検査が可能で、眼科医や視能訓練士などの専門職でない方でも検査を実施することが可能となっております。子どもたちには数秒間小鳥のさえずりのような音がするカメラに似た機器を見つめてもらう、ちょうど写真を撮影するような感じになると思いますけれども、それだけで負担もなく検査を受けることができ、結果は自動的に数値で示され、スクリーニング成功率は97%とされております。

そこで、3点お尋ねします。1つ、3歳児健診において弱視の見逃しは起きていないか。2、保護者への屈折異常検査の重要性の周知、啓発について同じように考えられて

いるか。3、3歳児健診の視力検査において、フォトスクリーナー等の導入をする考えはあるのか。以上、答弁お願いいたします。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

[健康福祉部長 竹村昌記君 登壇]

○健康福祉部長（竹村昌記君） 徳村議員御質問の3歳児健診における弱視早期発見についてお答えいたします。

子どもの目の機能が生まれてから発達を続け、6歳から8歳ごろにはほぼ完成いたします。ところが、遠視や近視、乱視などの屈折異常や斜視があるとよい視力が得られません。このことを弱視といいます。小児における弱視の割合は、2から5%で、弱視は日常生活では気づかないことも多いため、3歳児健診での視力検査はとても大切な意味があると考えております。しかしながら、専門医による子どもの弱視発見は困難で、幼児は視力が0.2あれば不自由なく行動することができ、片目の視力が良好であれば、生活に支障がないという難しさがあるということです。小さな子どもには検査の仕方を正しく理解することが難しいことなどから、弱視を見つけにくい現状がございます。玉名市では、徳村議員御指摘の弱視スクリーニング用の開発されたフォトスクリーナーの一つであるスポットビジョンスクリーナーを本年度から導入し、3歳児健診の受診者全員に活用しております。このスポットビジョンスクリーナーは、一眼レフカメラ程度の大きさの携帯型で、子どもでもスクリーニングしやすいように調節が少なく、検査時間が短く、小児科医などの眼科検査に精通していない人でも使いやすく、また、測定後の結果表示を速やかに正常か、精密検査が必要かを表示されます。ほかに3歳児健診では、全受診者に健診の前に保健予防課から送りましたランドルト環を使って、家庭で視力検査と目に関する問診に答えていただき、健診会場で保健師が家庭での視力検査と問診の結果確認を行っております。このように保護者からの問診と検査機器による多角的な視点から、弱視の見逃しがないように細心の注意を払い、疑わしい方は精密検査につなげ専門医の受診を勧めているところでございます。

令和元年度の3歳児健診の視力検査受診者478人中、要精密者が19人、4%で、そのうち5人の方が要観察、要医療となっております。また、年度途中ではありますが、スポットビジョンスクリーナーを導入した令和2年度につきましては、2月の健診終了時点で、受診者367人中、要精密者が22人、6%で、スクリーニングがスムーズにできている状況が見られております。また、教育総務課で調べた就学時健診の令和2年度の結果では、受診者552人中、視力検査のAの1.0以上が347人、Bの0.7から0.9が134人、Cの0.3から0.6が66人、Dの0.2以下が5人に判定されています。眼科で再検査が必要なPCT判定は205人になり、受診者数の37.1%の児童が該当いたしました。

このように3歳児健診と6歳の就学時健診では、対象者や検査の趣旨、方法、3年間の経過等があり、一概に比較できるものではございませんが、確かに視力の低下、弱視疑いの増加は認めざるを得ない状況にあります。このような結果を踏まえ、保健予防課としましても、今一度3歳児健診に携わる職員の意識向上と弱視の早期発見のための健診体制の見直しを行なってまいります。また、保護者の皆様にも3歳児健診以後も子どもさんの見え方に不安を感じたら早めに眼科専門医に御相談いただくこと、ふだんの生活の中でテレビや本、外での遠くの文字や絵を指し尋ねるなど、子どもさんの目に関心を持ち、異常の早期発見に努めていただくことをしっかりと周知啓発を続けてまいります。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 徳村登志郎議員の一般質問の途中ですが、議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時01分 休憩

---

午後 1時00分 開議

○議長（内田靖信君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

10番 徳村登志郎君。

[10番 徳村登志郎君 登壇]

○10番（徳村登志郎君） それでは、休憩前の続きになりますけれども、まず、健康福祉部長答弁ありがとうございました。

もう既にフォトスクリーナーの同等品が導入されているということで、私もそのお話を聞いて安心した次第であります。ただ、弱視の子どもたちが結構増えているという事態も同時に分かって、びっくりした次第ですけれども、しっかり今後また対応を取っていただければなと思います。

最後にまとめになりますけれども、日本弱視斜視学会のホームページを引用した3歳児健康診査における視覚検査についてというのを紹介させていただきます。

1、3歳児健康診査における視力検査は3歳6か月ごろに行なうのが効率的です。

2、一次検査として家庭で行なう視力検査の精度を向上させるためには、保護者に対して家庭での検査が視覚異常の早期発見に大切な機会であることを啓発し、視力測定をマニュアルどおり正しく行ない、結果をアンケート用紙に丁寧に記入していただくことが重要です。家庭に送付する3歳児健康診査案内と視力検査法の説明文を、現行のものより分かりやすいものに見直す作業も必要かと思います。一次検査ができない場合にも、必ず二次検査を受けるように啓発する必要があります。

3、3歳児健康診査において、視力異常の検出精度を向上させるためには、市区町村

が指定する会場で行なう二次検査で問診、視力検査に加えて、オートレフラクトメータあるいはフォトスクリーナー等を用いた屈折検査や、両眼視機能検査を併用することが望ましいです。

4、二次検査においては視能訓練士の参加が、検出精度のさらなる向上に寄与すると考えます。二次検査で要精密検査の判定を受けた子では、その結果をフォローアップする体制が、きわめて重要です。

以上でございますが、子どもたちの未来の可能性を奪わないためにも、多くの方に弱視や斜視を理解していただくことを願って、この質問を終わりたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

[10番 徳村登志郎君 登壇]

○10番（徳村登志郎君） SDGsの推進についてお尋ねします。

今日は、SDGsの主体的に学び行動を起こせる人間に教育する活動、ESDについて取り上げたいと思います。

国連唯一の教育専門機関である国際連合教育科学文化機関ユネスコが中心になり、世界中で取り組まれるESD、これはEducation for Sustainable Developmentの略だそうです。意味はそのまま持続可能な開発目標のための教育です。ESDはSDGsの達成の鍵になると言われています。世界には、環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な地球規模の課題があり、SDGsの17項目は全てそれぞれの社会課題について学び、重要性を認識することから始まります。ESDはSDGsの盛り上がりを受けて発生したものではありません。日本の提案で2002に世界首脳会議実施計画にESDの10年に関する記載が盛り込まれ、2005年から2014年まで持続可能な開発の原則、価値観、実践を教育と学習のあらゆる側面に組み込んでいくことを目標に、持続発展教育の10年として運用されました。

ESDという言葉自体は聞き慣れないかもしれませんが、実は既に広く学ばれていることもあります。例えば、理科の授業を通して、生き物や自然を観察し、環境への興味、関心を醸成したり、限りあるエネルギー資源に関する知識を身につけたり、社会の授業で自国の歴史や国土の特徴について学び、国際社会に生かすなど、全てが新しい概念というわけではありません。というのも、ESDが目指す持続可能な社会づくりを構成する6つの視点として以下の例が挙げられています。

1つ、多様性、いろいろある。2つ、相互性、関わり合っている。3、有限性、限りがある。4、公平性、一人一人大切に。5、連携性、力を合わせて。6、責任性、責任をもって。このように持続可能な開発のための教育は、人間教育そのものではないかと思えます。この地球で子どもたち自身が自分にできることは何か考え、行動することでこれからの厳しい時代をたくましく生きられるよう、私たちも学校、家庭、社会とともに



にE S Dに貢献していくことが大切だと思います。

ここで大牟田市の事例を紹介したいと思います。スクリーンのほうを御覧いただければ。

[拡大投影にて画像を示す]

○10番(徳村登志郎君) これは大牟田市のほうでつくってあるパンフレットですけども、既に大牟田市はユネスコスクールのほうに全小中学校が参加しているということだそうです。見えますかね。いろんな取組をなさっていて、SDG sもすごく力を入れてらっしゃるみたいですよ。

このユネスコスクール、特に市全部の小中学校が参加しているというのは、大牟田市が特出しているようで、全国でもすごく先進的なことをやられている事例でもあります。

ただ、このユネスコスクール、玉名市もいかがですかみたいな話をしようかと思ったんですけども、実際、このユネスコスクール、申請はユネスコですので、英語でしなければいけません。そういう意味では手続が大変ですね、しかも各学校にユネスコに毎年報告義務があるようで、大牟田市その専用の先生を置かれていると、それもまたハードルが高いと。やることはよいことなんですけれども、実際は負担感もあるというのが現状だというふうに感じています。それでもE S Dが貢献していくということはすばらしいことですので、ここで質問していきたいと思います。

それでは、E S D、持続可能な開発のための教育について、SDG sが目指す持続可能な社会の担い手を育てるE S Dとして、本市としてどのように捉えて、こちら推進するのか、また、今御紹介した大牟田市の事例等も参考にさせていただいて、お考えを聞かせてください。

○議長(内田靖信君) 教育部長 西村則義君。

[教育部長 西村則義君 登壇]

○教育部長(西村則義君) 徳村議員のE S D、持続可能な開発のための教育についての御質問にお答えいたします。

2015年に国連で採択されたSDG s、持続可能な開発目標には、貧困問題や気候変動、植物多様性やエネルギーなど、持続可能な社会をつくるために取り組むべきビジョンや課題が示され、地域社会においても活用が求められています。本市においても持続可能な社会の実現に向けて、未来の作り手となる児童・生徒に対して、E S D、持続可能な開発のための教育の視点に立った取組を行なうことは非常に重要であると考えています。現在、玉名市で全ての小中学校において環境教育の一環として、節電や節水、紙のリサイクル等を行ない、自然環境を大切にすることや対応の育成を目的とした学校版環境I S Oの取組を行なっています。また、全小中学校の5年生においては、水俣に学ぶ肥後っ子教室に取り組み、差別や偏見を許さない、そして環境問題の解決に主体的に関

わる態度の育成を図っています。今後は環境教育をはじめとするE S Dの姿勢に立った取組をより一層充実させていくとともに、S D G sの目標の一つである質の高い教育を受ける環境を整えるなど、取組を推進していきます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 10番 徳村登志郎君。

○10番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございました。

E S Dとして重要視されていくという答弁をいただきました。

とにかくE S Dを実現するためには、まず、身近な問題に目を向け、小さなことから始めることが大切だと思います。また、それらを持続可能な形で続けていくためには、様々な視点で考えていくこと、また、周りとの協力し工夫することが必要だと分かってくると思います。

本市の教育にE S Dを取り入れることは、子どもたちへいつまでも続くすばらしい玉名をつくり、行動することを教えてくれると期待しております。ぜひとも教育のほう推進していただきたいと思います。

それでは、次の2番、2050年ゼロカーボンシティの表明についてのお尋ねをいたします。資料のほうよろしいでしょうか。

[拡大投影にて画像を示す]

○10番（徳村登志郎君） 環境省が出していますカーボンシティの表明について、こういう形で申請をしてくださいますというものなんですけれども、御参考にいただければと思います。

環境省は2050年に温室効果ガスの排出量又は二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが又は地方自治体として公表された地方自治体をゼロカーボンシティとしており、熊本県においては2019年12月に蒲島知事が宣言され、翌1月にはお隣の玉東町も含む県内の18市町村が表明しました。このゼロカーボンシティが急増した背景には、近年気象災害が頻発し、今まで経験したことない記録的な大雨による水害など、地球温暖化の影響による危機意識の共有にあると指摘されています。また、省エネルギー家電や再生可能エネルギーの普及拡大と国の脱炭素に向けた自治体を後押しする動きがその成果に表れているともいえます。S D G sの推進においてもこのゼロカーボンシティの脱炭素社会へのシフトは資源循環や都市の新たな交通網の整備など、都市全体の将来像に関わる課題です。また、市民のライフスタイルという観点からは、地球温暖化対策のために今できる賢い選択であるクールチョイスとしてのエコスタイルへのシフトが期待されています。

そこでお伺いいたします。本市においても既に表明している県、市町村と足並みをそろえ、早い段階でゼロカーボンシティの表明へとシフトしてもらいたいと考えておりま

すが、ここで市長の御見解をお聞かせください。

○議長（内田靖信君） 市長 藏原隆浩君。

[市長 藏原隆浩君 登壇]

○市長（藏原隆浩君） 徳村議員の2050年ゼロカーボンシティの表明についての御質問にお答えをいたします。

まず、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロの表明についてお話しする前に、地球温暖化の問題と影響についてお話をさせていただきます。

議員も御存じのとおり、地球温暖化は事業活動や日常生活により発生する温室効果ガスの大気中濃度が増加することにより、地球全体の温度が上昇し、生態系や生活環境に影響を及ぼすものであり、その影響として既に世界的にも平均気温の上昇が観測されており、猛暑や干ばつ等の異常気象とも思えるような気候が続き、我が国におきましても今までに経験したことのないような集中豪雨や巨大台風が多発するなど、深刻な問題となっております。そこで本市としましては、2015年国連総会において193の加盟国が全会一致で採択した国際社会共通の目標であり、持続可能な世界を実現するための17の目標と169の実施手段から構成される持続可能な開発目標、これを念頭において玉名市地球温暖化対策実行計画に基づいて、脱酸素社会の構築の分野においてはありますけれども、SDGsの達成に貢献できるよう、市有財産施設を中心とした取組を行なってきております。具体的には、玉名市公共施設長期整備計画に沿った公共施設の統廃合、施設の適切な修繕、改修、電気設備のLED化、また、全職員による公共施設内のこまめな電源管理等ございます。

なお、議員御質問の2050年ゼロカーボンシティの表明を行なうに当たっては、これは主体的に表明を行うということになると、恐らく熊本県、それから熊本市ということになるんだろうと、今、熊本市のほうが近隣の自治体を交えて表明されているんだろうというふうに思いますけれども、玉名市が主体的に表明しようとする場合には、実行計画の策定、それから温室効果ガスの排出をしないエネルギー供給システム構築等々に大きな財政支出が伴いますので、今後他市の状況を見ながら、それから今後の社会の状況も踏まえながら、しっかりと検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 10番 徳村登志郎君。

○10番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございました。

この問題に関しては、本当首長である市長が大きなリーダーシップ、また、御決断が必要な課題なのかなというふうに思いました。

私はこのSDGsの達成目標の中でもちょうどこの目標13、気候変動。気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。この項目こそがSDGsの中でも最重

要課題だと感じております。実際、防災、減災といっても地球規模での気候変動に対策を講じなければ、市民の財産や命を守ることは根本的にはできないというふうに思います。答弁いただきましたけれども、実際、大きな財政支出が伴うものだと思います。ただ、ぜひとも市長におかれましては、前向きな御検討、御決断をお願いしたいというふうに思います。

今回、結構いろいろ質問させていただきましたけれども、これで私の一般質問を終わりたいと思います。御静聴ありがとうございました。

○議長（内田靖信君） 以上で、徳村登志郎君の質問は終わりました。

引き続き、一般質問を行ないます。12番 西川裕文君。

[12番 西川裕文君 登壇]

○12番（西川裕文君） どうも、ありがとうございます。本日最後の一般質問となります。12番、新生クラブ、西川裕文です。傍聴席の方、また、ネット配信で御覧の皆様ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、1番目に博物館の展示品のリニューアルについて伺います。歴史博物館ころころピアにおきましては、現在、神社をめぐる人びと展の企画展、また、催物として金栗四三展が行なわれております。来月は、今からちょうど100年前の1921年3月3日、日本で初めて国指定史跡となった石貫穴観音横穴と石貫ナギノ横穴群のパネル展も計画をされております。この歴史博物館ころころピアにつきましては、今から27年前、1994年、平成6年に開館をしておりますけれども、ちょうど入館して入りますと左側になりますけれども、常設展示館がありますけれども、この常設展示品につきましては、開館の当初から一度も改装がなされていないと聞いております。合併してちょうど15年になりますけれども、岱明町、横島町、天水町の文化財の展示等々はないと思います。また、国指定重要文化財、旧玉名干拓施設やこの前受けました菊池川流域の日本遺産、岱明玉名線で発掘された文化財、また、いだてんで全国に知っていただきました金栗四三翁の紹介など、常設展示はなされておられません。城北地区には博物館は玉名市にしかないと思います。今まで市内の学校の児童・生徒の方々や市民の皆様も玉名市の学びと学びの場となっている博物館であります。今後常設展示品をリニューアルする必要があると思いますが、これについてどのようにお考えか伺います。

○議長（内田靖信君） 教育部長 西村則義君。

[教育部長 西村則義君 登壇]

○教育部長（西村則義君） 西川議員の博物館の展示品のリニューアルについての御質問にお答えいたします。

歴史博物館ころころピアは、平成6年の開館以来、川とともに発展した玉名をテーマと

した常設展示のほか、本市にかかる資料を収集し、専門的な調査、研究を行ない、その成果を生かした企画展、催物、コンサート、体験学習等を開催してまいりました。これまでに市内外の児童・生徒をはじめ、多くの市民、そして観光客の皆様に御来館いただいております。現在、博物館の常設展示については、その港町だった玉名に注目し、前述の通り川とともに発展した玉名にテーマを絞って、原始古代から各時代の交易・交流を中心に展示しており、西南戦争までの展示となっています。また、明治時代以降や金栗四三先生など、人物に関する展示は企画展という形で取り上げてきました。特に金栗四三先生については、毎年3月に開催される金栗杯玉名ハーフマラソン大会にあわせて、毎年2月末からレクチャーホールにて展示しています。その展示内容は、毎年テーマを設け、展示内容を少しずつ変え、毎年見学にいらっしやってもまた違う資料を御覧いただけるようにし、資料の劣化防止も考慮し、展示期間は1か月程度と限定しています。日本遺産に関しては、令和2年10月から11月末までエントランスホールにてパネル展を開催し、また、横島公民館や天水公民館でも展示しました。御案内のとおり、博物館は社会教育機関として設置理念に基づき、資料の収集保管、調査研究を行ない、その成果に基づく展示や教育普及活動を行う施設であります。御指摘いただきました常設展示の見直しに当たっては、今後旧3町の内容や日本遺産金栗先生に関する展示も含め、十分な調査研究を行ない、市民や学識経験者で構成する博物館協議会において基本的な展示構成の方向を検討してまいりたいと考えております。これからも次世代の子どもたちから高齢者まで、地域の歴史を理解し、愛郷心を育てる場として博物館の展示内容の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 12番 西川裕文君。

○12番（西川裕文君） 答弁ありがとうございました。

ただいま、答弁の中に今後博物館の協議会において基本的な展示構成の方向性を検討してまいりたいというような答弁をいただきまして、先ほど申しましたように、合併をして15年になります。玉名市全体が紹介できる場づくりを検討をまず検討していただきたいというふうに思います。

西南戦争の関ヶ原といえる玉名の会戦、2月25日から27日になりますけれども、この3日間の最終日であり、西郷隆盛の弟で永徳寺にて銃弾を受けて亡くなった西郷小兵衛さんの145回忌でもある先月の2月27日、高瀬の官軍墓地にて西南戦争慰霊祭が行なわれております。行政からは玉名市だけでなく、お隣の玉東町、それと熊本市からも行政の方々参加いただいております。地元の吉田議員さんのほうのお参りもありがとうございました。等含めまして、博物館の常設展示の展示品について今まで行ってなかったリニューアルに関しては、検討をしていただくというふうな答弁をいただきま

して、ぜひ、本年15周年になりますので、4年後、4年半になりますけども、合併20周年等々にあわせた形で、リニューアルをしていただければというふうな希望であります。また、展示品の内容につきましても、先ほど申しました旧玉名市だけではなくて、玉名市全体の展示も希望いたしますし、多少は先ほど申しました玉東町、近くの熊本市もありますけども、それ以外でなくて、菊池川流域等々もありますし、周りの行政も含んだ説明含めたところの展示も検討していただきたいと希望いたします。

そして博物館を見学することで、先ほど答弁の中にもありましたように、玉名市民の方々が昔から今までの玉名市、玉名そして周りの自治体とのつながりも十分つながりをもって、学ぶことができる場づくりを考えていただきたいというふうに希望いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、次に移ります。

[12番 西川裕文君 登壇]

○12番（西川裕文君） それでは、2番目に移りますけども、新型コロナによる生活困窮者の状況について伺います。

12月の議会におきましては、市内事業者の方々の新型コロナの影響について伺いましたけれども、今回は、商工政策課さんの担当ではなくて、1階のくらしサポート課の方々担当部署内の新型コロナの影響について伺います。先週の地元新聞に2020年1年間の生活保護申請件数が前年より増加したとありました。2013年以降初めて増加したということで、コロナによる雇用悪化の影響というふうなことでありました。そこで3つについて伺います。これにつきましては、学生の方々も本当にバイト等々もなくなって、苦しい状況もあると思いますので、学生の方々も含めたところで生活困窮者の方々の相談の状況、また、困窮者の方々への具体的な対応、それから生活保護者の方々の増加等々についてどのようになっておるか伺います。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

[健康福祉部長 竹村昌記君 登壇]

○健康福祉部長（竹村昌記君） 西川議員御質問の新型コロナウイルス感染症による生活困窮者の状況についてお答えいたします。

まず、生活保護の新規申請件数でございますが、令和元年度の86件に対し、本年度2月末現在で67件となっております、若干の減少傾向にあります。この要因としましては、社会福祉協議会による緊急小口資金や総合支援資金の貸付制度、ひとり親世帯臨時特別給付金などの各種給付金、また、税の減免制度などの利用により急場をしのがれている状況であり、貸付け等に関する相談は大幅に増加しております。なお、大学生をはじめとした学生さんからの御問合せは本市の相談窓口にはございません。しかしながら、各貸付制度などの支援策終了後は、生活が立ち行かず生活保護相談件数の大幅な増加も予

想されます。そのため、今後も引き続き各種支援策について市ホームページに掲載するとともに関係機関と連携し、市民への周知を図ってまいります。あわせて、現在本市の施策として進めている全庁体制で連携するつながるシートの活用など、包括的な支援体制を一層強化し、市民の皆さんが相談しやすい、いわゆる断らない支援の推進に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 12番 西川裕文君。

○12番（西川裕文君） ありがとうございます。

ただいま答弁いただきまして、直接生活保護者の方々の増加はなっていないというところで、それについてはいろんな社会福祉協議会とかいろんな面の助成金が行なわれているということで、まずはそれで対応していただいとというのが直接生活保護者の増加にはつながっていないというのが十分わかりました。

学生さんの相談についても、今のところ窓口のほうではないというふうなところで、今後どういうふうになるか、先ほどありましたけれども、全庁的に相談窓口として玉名市民の方々、企業化も含めたところでみんなの方々の意見も聴取して対応していくというふうな説明をいただきましたので、これについては、今後なかなかコロナ、どういうふうな形で収まっていくか、まだ先が見えない中で、それぞれ対応を全体で、ありましたように全庁一体となって市民の方々の対応をしていただきたいというふうに思います。

くらしサポート課の状況も伺いましたけれども、今後ますますやっぱり経済的に厳しくなった方々やまた、精神的に苦しい方々、経済だけでなく、やっぱりそのような中から精神的にやっぱり厳しい方々もまた出てくると思いますので、対応をしていただきたいと思います。過去におきまして昨年の豪雨災害や近年の台風災害、また、来月で5年を迎えます熊本地震、また、ちょうど3月11日で丸10年になります東日本大震災等々の経験によりまして、被害を受けられた方々の経済的な支援も当然必要でありますけれども、それに加えてやっぱり心のケアというのが大切であるということが多くの災害経験の中でわかってきています。新型コロナにつきましても、私たちも含めて現代人にとりましては初めての経験であります。こういう状況というのは今まで経験をしたことがありません。先ほどの答弁にもありましたように、職員の皆様方には、それぞれの課で今まで対応していただいておりますけれども、相談に来られた市民の方々のお話を十分伺っていただいて、全庁的にお話を伺っていただいて、まずは思いを出して、全て出し尽くしてもらって、メンタルブロックを取り除いて、その後それに対しての対応を今後も十分していただくという答弁もいただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。人間は悩み等を全て出してしまえば、心がすっきりしてまた新たな力が出てくる、湧いてきます。市民の方々の思いをまず十分それぞれの部署で聞いていただい

て、対応をしていただくようによろしくお願いいたします。

それでは、最後の質問になります。

[12番 西川裕文君 登壇]

○12番(西川裕文君) それでは、最後の質問に入ります。築山小学校の体育館新設とグラウンド拡張について伺います。

今から3年前の6月議会で、当時の校区内の区長様方、支館長様、老人会長様、PTA会長さん、消防団の副団長様、また、地元の赤松議員様とともに3,990名の請願の賛同の署名の名簿を添えて、築山小学校の施設整備を求める請願の承認を皆様全員賛成で承認を受けております。つきましては、この請願の中にありました体育館の新設、グラウンドの拡張については、今どのように考えておられるか伺います。公共施設長期整備計画におきましては、令和6年から4年間で体育館の建て替えの計画になっておりますけれども、それも含めたところで今、体育館の新設及びグラウンド拡張についてどのようにお考えか伺います。

○議長(内田靖信君) 教育部長 西村則義君。

[教育部長 西村則義君 登壇]

○教育部長(西村則義君) 西川議員の築山小学校の体育館新設とグラウンド拡張についての御質問にお答えいたします。

体育館建設については、学校施設長寿命化計画に基づき、現時点では令和6年から9年度の予定となっております。グラウンド拡張については、検討しておりますが、学校敷地の高低差や隣接する河川改修や用地の問題等があり、実施できていない状況です。実施方法としましては、全体的な校舎の配置計画を見直し、全体的に改築することによる拡張も考えられますが、既存の建物がまだ健全であり、一度に改築することも困難と考えております。今後も児童数の推移を注視し、校舎の棟ごとの改築、改修計画により改善していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(内田靖信君) 12番 西川裕文君。

○12番(西川裕文君) 答弁ありがとうございます。

今の答弁の中にありましたように、令和6年から9年の予定で検討しているということで、予定ですということです。また、グラウンドについても今、検討していると、それから児童数の今後の増減によって全体の校舎についても検討するというふうなお話をいただきましたけれども、これは繰り返しになりますけれども、ちょっと再質問になりますが、現在、プレハブ等も含めて築山小学校ではちょうど教室につきましてはほぼ満杯と、余裕がない状況になっております。現在、地元では、新築の住宅もそれぞれ増加している中、クラス増になって教室の増設等が必要になった場合に、現在のプレハブ校



舎も含め、校舎についてはどのように考えておられるか、再度質問をいたします。

○議長（内田靖信君） 教育部長 西村則義君。

○教育部長（西村則義君） 再質問にお答えいたします。

今後児童数が増加し、施設に不足が生じた場合は、その規模に対応した整備をする必要があるため、児童数の推移を注視し、老朽化している特別教室等の改築時にプレハブ等の継続、あるいはプレハブ等を解体し、教室等の増築等も視野に入れながら、総合的に判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 12番 西川裕文君。

○12番（西川裕文君） 答弁ありがとうございます。

ただいま答弁いただきまして、児童数の増加に従って、技術棟等の古い建て替えのときに校舎についてもプレハブも含めたところで検討していくという答弁をいただきまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

現校舎につきましては、一昨年だったですか、約7,000万円強の予算をもって外壁の工事をしていただきまして、校舎については美しくなっておりますので、今後先ほど繰り返しになりますけれども、体育館の新設、それにあわせてグラウンドの拡張、プレハブ校舎の建て替えや技術棟の建て替え等々、計画に基づいて計画どおりの対応をしていただくことを望みます。よろしくお願ひいたします。

ここで一つ新型コロナ対応について、ちょっとうれしいお話をもらいましたので、ちょっと紹介をさせていただきます。

小中学校の冷暖房の空調の設備がおかげさまで全館内整備がなされました。新型コロナに対応して、窓を、教室の換気を行なうということが空調設備を入れたことによってできるようになったと、本当にありがたいということで、先日ある校長先生から言葉をいただきました。空調設備が整っていなかったらば、このコロナの状況の中で、教室内の換気がなかなかできなかったのが、空調設備完備していただいたことによって、窓を全部開けることができたり、換気が十分にできるようになったということで、本当にコロナの前に対応していただいとってよかったというふうな校長先生のお話でありましたので、これについては、本当にありがたかった、よかったなというふうなところで思っております。

それでは、最後になりますけれども、今月3月で退職を迎えられます職員の皆様に関して、旧1市3町の時代から今日まで、本当にありがとうございました。今後は、それぞれの立場は変わられますけれども、今までの多くの経験を生かしていただいて、より輝く玉名市民、玉名づくりのために御協力を今後も協力を賜りますことを切にお願いいたします。本当にありがとうございました。お疲れさまでした。まずは、3月まだあと

一月残っておりますので、精いっぱいまた頑張ってくださいと思います。

それでは、これもちまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（内田靖信君） 以上で、西川裕文君の質問は終わりました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明10日は、定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。

本日は、これにて散会いたします。

午後 1時46分 散会

第 4 号

3月10日 (水)

## 令和3年第3回玉名市議会定例会会議録（第4号）

### 議事日程（第4号）

令和3年3月10日（水曜日）午前10時00分開議

#### 開議宣告

#### 日程第1 一般質問

- 1 2番 吉田 真樹子 議員（創政未来）
- 2 22番 田畑 久吉 議員（市民改革クラブ）
- 3 3番 吉田 憲司 議員（創政未来）

#### 散会宣告

\*\*\*\*\*

### 本日の会議に付した事件

#### 開議宣告

#### 日程第1 一般質問

- 1 2番 吉田 真樹子 議員（創政未来）
  - 1 ごみ問題について
    - (1) 市民ボランティアの活動について
    - (2) ボランティアごみ袋の活用状況について
    - (3) ポイ捨て条例について
    - (4) 担当課の見解は
    - (5) 子どもたちへの教育について
  - 2 男女共同参画推進の取組について
    - (1) 女性職員の管理職登用について
    - (2) 女性の活躍の場を増やす取組について
  - 3 選挙運動費用の公費負担について
- 2 22番 田畑 久吉 議員（市民改革クラブ）
  - 1 空き家対策について
    - (1) 現時点での空き家の実態数は
    - (2) 危険状態と判断される空き家件数は
    - (3) 空き家に対する市の対策は
  - 2 有限会社横島町特産物振興協会について
    - (1) ふるさとセンターY・BOXの経営全体の決裁権者は
    - (2) 接待交際費の予算推移と決裁について
  - 3 くまもと県北病院について
    - (1) 向精神薬の不正取得とその処理及び対策は

- (2) 各業務の委託契約について
- (3) 新病院の医療体制について
- (4) 廃墟となった玉名中央病院の跡地について

3 3番 吉田 憲司 議員（創政未来）

- 1 本市における「消防体制」と「救急医療体制」について
    - (1) 本市から支出している有明広域消防本部への負担金について
    - (2) 消防本部と玉名消防署の新統合庁舎の配置について
    - (3) 今後の消防体制について市長の見解を伺う
  - 2 くまもと県北病院について
    - (1) 不祥事はなぜ、なくなるのか
    - (2) 病院給食食材の納入について
    - (3) くまもと県北病院機構への本市の関わりについて
  - 3 ウィズコロナ・アフターコロナにおける本市の施策について
    - (1) 学校規模・配置適正化基本計画について
    - (2) 市内5校の高校への支援について
    - (3) 新玉名駅周辺開発について
    - (4) 「玉名未来づくり研究所」の提言について
  - 4 「パラダイムシフト」における市長のリーダーシップについて
- 散 会 宣 告

\*\*\*\*\*

出席議員（20名）

1番	坂 本 公 司 君	2番	吉 田 真樹子 さん
3番	吉 田 憲 司 君	4番	一 瀬 重 隆 君
5番	赤 松 英 康 君	6番	古 奥 俊 男 君
7番	北 本 将 幸 君	8番	多田隈 啓 二 君
9番	松 本 憲 二 君	10番	徳 村 登志郎 君
12番	西 川 裕 文 君	13番	嶋 村 徹 君
14番	内 田 靖 信 君	15番	江 田 計 司 君
16番	近 松 恵美子 さん	18番	前 田 正 治 君
19番	作 本 幸 男 君	20番	森 川 和 博 君
21番	中 尾 嘉 男 君	22番	田 畑 久 吉 君

\*\*\*\*\*

欠席議員（なし）

\*\*\*\*\*

欠 員（2名）

+++++

事務局職員出席者

事務局長	松本留美子さん	事務局次長	荒木勇君
次長補佐	松野和博君	書記	古閑俊彦君
書記	入江光明君		

+++++

説明のため出席した者

市長	藏原隆浩君	副市長	村上隆之君
総務部長	永田義晴君	企画経営部長	今田幸治君
市民生活部長	蟹江勇二君	健康福祉部長	竹村昌記君
産業経済部長	上野伸一君	建設部長	片山敬治君
企業局長	酒井史浩君	教育長	福島和義君
教育部長	西村則義君	監査委員	元田充洋君
会計管理者	二階堂正一郎君		

午前10時00分 開議

\*\*\*\*\*

○議長（内田靖信君） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

\*\*\*\*\*

#### 日程第1 一般質問

○議長（内田靖信君） 日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は、通告の順序によって許すことにいたします。

2番 吉田真樹子さん。

[2番 吉田真樹子さん 登壇]

○2番（吉田真樹子さん） 皆さんおはようございます。今日は遠くからたくさん傍聴にお越しいただきまして、ありがとうございます。2番、創政未来、吉田真樹子です。

では通告に従って一般質問をさせていただきます。ごみ問題について。自らの意思や社会への奉仕でボランティア活動をされる方もいらっしゃいますが、ボランティアは、近年では、高齢化が進み、人の手を借りずとも過ごせる健康寿命を保つための一つの楽しみでもあり、交流の場になっているものだと思います。玉名市にはボランティア連合会、通称ボラ連がありますが、こちらに登録をされている団体の状況と活動についてお尋ねいたします。また、赤いボランティアごみ袋、ほかの市町村にはないボランティアごみ袋が玉名市にはありますが、いつからどのような経緯で準備をされたのかを続けてお尋ねいたします。

○議長（内田靖信君） 市民生活部長 蟹江勇二君。

[市民生活部長 蟹江勇二君 登壇]

○市民生活部長（蟹江勇二君） おはようございます。吉田議員の市民ボランティアの活動について、並びにボランティアごみ袋の活用状況についてお答えいたします。市民ボランティア活動の中のごみの関係で、答弁いたします。ボランティアごみ袋の活用状況についてですけれども、平成30年度に、延べ41団体に1,620枚、令和元年度に延べ44団体に1,457枚、令和2年度2月末時点で延べ30団体に600枚を配布し、御利用いただきました。ほとんどが行政区の申請ですが、自主的に、各業界団体や、高等学校生徒の地域貢献活動でも取り組んでいただいております。個人的に活動されていることを含めると、把握している以外にも多くの方々に参加されていると思われま。この場をお借りしまして、深く感謝申し上げます。

また、ボランティアごみ袋の作成に至る経緯を申し上げます。旧玉名市における平成8年度の家ごみ処理費有料化に伴い、導入いたしました。公道、河川、公園など、公共施設の美化活動の支援として、処理費を無料としております。なお、ボランティアの方々には、ごみ分別以外に、処理施設へ直接搬入にさせていただきようをお願いしております。

す。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 2番 吉田真樹子さん。

○2番（吉田真樹子さん） ありがとうございます。

私がこのボランティア袋の存在を知ったのは2年前でした。マラソン大会で、10キロ走ることになり、最初の慣らしで歩くことから始めました。

歩いていて缶やペットボトルなどのごみを目にして、ついでだからと思い、拾い始めたのが私のごみ拾いウォーキングの始まりでした。

ごみを毎回持ち帰る私に、ボランティア袋の存在を夫が教えてくれました。夫は、毎年8月に行政と漁業協同組合主催で行なわれる一斉清掃活動に毎年参加をしているため、そこで使用されているボランティアごみ袋の存在をよく知っていたのです。

[ボランティアごみ袋を示す]

○2番（吉田真樹子さん） これがボランティアごみ袋なんですけど、通常の平袋と同じ大きさになってます。このごみ袋が、いっぱいになったものを、通常のごみカレンダーの日に出してはいけないことになっておりまして、出せるようお願いしてと夫に言われましたので環境整備課にお尋ねをいたしました。答えは、できませんということでした。理由は、一般ごみ収集だけでもいっぱい無理とのことでした。

今回の質問に当たり、聞き取りの中で、東部環境センターは土曜日は完全に閉まっていますが、日曜日が開いているということを知りました。ごみ回収の受入れはされていないが開いていて、係の方がいらっしゃるということでした。

ここで再質問をさせていただきます。仕事のためやごみの運搬など、何らかの理由で平日の持込みが厳しい状況、困難な状況の市民のために、東部環境センターの日曜日のボランティアごみ袋の回収受入れも御検討できないでしょうか。

○議長（内田靖信君） 市民生活部長 蟹江勇二君。

○市民生活部長（蟹江勇二君） 吉田議員の再質問についてお答えいたします。まず、ボランティア袋の処理施設の収集ができない理由につきましては、議員もおっしゃられましたけども、一般家庭ごみの収集に関して、回数増加や、大幅な時間の遅れなどの発生が見込まれることでございます。次に、処理施設の休日受入れができない理由につきましては、処理施設における人件費等の負担増加が最大の原因であります。休日受入れの実施につきましては、有明広域行政事務組合内での決定を行なう必要がありますので、今後、構成自治体と検討を行なっていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（内田靖信君） 2番 吉田真樹子さん。

○2番（吉田真樹子さん） ありがとうございます。

市民が善意で拾っていただいたごみが処分できない状態になってはならないと思いま



す。できない理由だけじゃなく、どうしたらそれが解決できるかを考えてみてください。部長もう一度御検討をお願いいたします。

では次は、ポイ捨て条例についてお尋ねをいたします。

玉名市には環境美化に関する条例の中の第1条に、市内の環境美化の促進及び市民等の快適な生活環境の確保を図り、もって清潔できれいなまちづくりを推進することを目的とするとうたっています。この条例から8年がたちますが、条例を施行して、その後よくなっているとは私には思えなく、改善の必要があるのではと提案を含めて、今回のごみ問題を質問に挙げさせていただきました。現在、あちらこちらに見かけます不法投棄の警告看板、こちらになります。写真をお願いいたします。

[拡大投影にて画像を示す]

○2番(吉田真樹子さん) これがあちらこちらにあるんですけど。では、条例ができてからの本市の取組をお尋ねいたします。

○議長(内田靖信君) 市民生活部長 蟹江勇二君。

○市民生活部長(蟹江勇二君) 吉田議員のポイ捨て条例についての御質問についてお答えいたします。

玉名市では、玉名市環境美化に関する条例を平成23年度に制定し、平成24年6月1日から施行しております。この条例はポイ捨てをはじめ空き地、ペットの飼い方などの適正な管理により快適な生活環境の確保や清潔なまちづくりを推進することを規定しております。議員御質問のポイ捨てや、不法投棄防止の対策として、看板の設置、意識の啓発や、広報、ごみ出しカレンダーなどを通じて、市民の皆様に対して、意識の啓発を促しておりますが、なかなかごみが減らず、苦情や相談が後を絶たない状況です。今後、さらに効果が上がる取組を検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長(内田靖信君) 2番 吉田真樹子さん。

○2番(吉田真樹子さん) ありがとうございます。

まず、心に響く看板をお勧めいたします。101歳まで、ジャーナリストとして生き抜かれた、むのたけじさんの「たいまつ」という詩集の中の一つの詩です。看板でポイ捨てがなくなるとは言い切れませんがこの詩を紹介させてください。自分で出したごみを自分で始末するかしないか、それを見ればその人の品性の9割以上を正確に見ることができる。私はこの詩に、当時心を打たれました。ほかにはゆるキャラのタマにゃんの看板で捨てちゃダメニャン、などの看板をお勧めいたします。

重ねまして他市の取組を一つ紹介いたします。こちらは久留米市の取組ですが、写真をお願いいたします。

[拡大投影にて画像を示す]

○2番（吉田真樹子さん） この看板は、下の部分の名前を消してあるのですが、ここに私の名前を入れるならば、吉田真樹子が、責任を持って、この道のお世話をしますのでおまかせくださいという約束とボランティア宣言の看板なのです。日本初の罰金つきポイ捨て条例から20年と書いてあったんですけど、玉名市は条例施行から8年なので、まだまだ試行錯誤をする必要があるのではないかと思います。

今回この質問をしようと思ったのには、ある方の一言からでした。1月に、軽トラックを道の脇にとめ、道沿いの、私の実家の畑で何かをされている方を横目に通り過ぎ間もなくしてふと気が付きました。ごみを拾ってくれているのだと。私はそのとき、急ぐ用もなかったので、Uターンをして、その方にちょっと話しかけてみました。どこからこられたのですかと聞くとその方は梅林から来たと言われてごみを拾ってくださっていたのです。後日、梅林の方に尋ねてみました。やはりその方を御存じでした。10年ほど前に定年退職をされて、地元梅林に帰ってこられてからずっと毎日清掃活動をされているそうです。その方がOさんと教えていただきました。

前に自転車で桃田運動公園入り口の大通り脇のごみを拾う方を見かけたことがあったので、玉名市には数人、そういう方がいらっしゃってうれしいですねと、その方に伝えましたが、Oさんは通常は自転車だよと言われました。私が見かけた自転車の方も、Oさんだったのです。私が話しかけたときに、Oさんは毎日しよるけど、変わらんと言われました。そうなんです。捨てる人がやめない限り、同じことの繰り返しで何も変わらないのです。Oさんの奉仕の気持ちでされている御好意が報われることを考えてはみませんか。捨ててあるから拾うのではなくて、きれいだから捨てることができないに変えていきませんか。

先日、熊本日日新聞の掲載に空き地に花壇、ポイ捨てがなくなったとありました。内容は、空き缶やたばこの吸い殻が捨ててあったところの石を掘り起こし、花壇に変えたところ、数か月たったら、そこへのポイ捨てはなくなったと投稿されておりました。ボランティアでも拾うボランティアだけではなく、花壇づくりのボランティアもいと気がつきました。

久留米市の取組は、ごみを捨てる人よりも拾う人を増やそう。久留米クリーンパートナー制度として、平成25年の時点で、登録者数1万7,656人、子ども、お年寄り、企業なども、気軽に誰でも参加できるボランティアとして、年々登録者数が増加しているそうです。平成24年の時点で学校登録が22校だそうです。

長くなりましたが、再質問です。Oさんという市民の取組から久留米市の取組までお伝えさせていただきましたが、今後の担当課の見解をお聞かせください。

○議長（内田靖信君） 市民生活部長 蟹江勇二君。

○市民生活部長（蟹江勇二君） 吉田議員の御質問にお答えいたします。

御紹介いただきました、他市の取組とか、〇さんのこととかですね、アイデアにあふれた人の心に届くような、いい取組だと感じました。玉名市では、花づくり事業などに取り組まれている場所では、ごみが少ないようですけども、人目につきにくい場所では、不法投棄禁止看板を設置しても、ポイ捨てが後を絶たない状況です。

議員の御提案を参考に、先ほどスライドでお見せになりましたけども、例えば現在玉名市で作成している看板には、不法投棄は処罰されます、5年以下の懲役、1,000万以下の罰金が科せられます、ごみを捨てる現場を見られた方通報してくださいと、先ほど書いてありましたが、なかなか威圧的な文字が並んでおりますが、この看板を今後はタマにゃんのイラストを用いたり、優しい言葉に変えたりして、人の心に届くような、また景観もよくなるような看板に変更したいと思います。ともかく、まずはすぐにできそうなことから、着実に実施してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 2番 吉田真樹子さん。

○2番（吉田真樹子さん） 部長ありがとうございました。看板を楽しみにしております。

捨てている人は同一人物です。私にはわかります。同じ場所で同じごみを幾つも片付けてきました。ここでも、まず必要なのは捨てないという根本の考えを身につけること、それは子ども時代です。先日、末の子どもの2分の1成人式つなしの会がありました。10歳になるとつがなくなる。一つ、二つ、三つ、四つ、五つ、六つ、七つ、八つ、九つ、十、十歳になったときにつがなくなるので、つなしの会というのがあります。前に参加しました子育てセミナーで、つにつく年までに当たり前のことをきっちり教えることと習いました。

ポイ捨てをしないということは、お友達とともに、うちの子は、遊びの延長でゴミ拾いウォーキングをする中で身につけていると思います。

次の写真をお願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○2番（吉田真樹子さん） このように遊びの延長でゴミ拾いウォーキングをしてゴミを集めてきました。集めたごみが、これですね。はい、子どもたちとお散歩する中で集めたごみです。右からペットボトルが2袋、3袋あるのが燃えるごみ、続いて缶と瓶ですが、同じぐらい、一度処分しておりますので、結構、お散歩の中で拾っています。

このようにですね、いつから落ちていたのだろうと思うような缶ですね、こういうものを拾います。私は決していいことをしているでしょうと自慢しているわけじゃないです。最初は自己満足だけで拾っておりましたが限りなくある、これはどうにかしなければいけないのではないかとだんだんと気持ちが変わってきました。

人として大事なこと、もちろん子どもへは家庭でのしつけでやるべきことではありま

すが、子どもたちの学校教育でも必要と考えます。現在どのような取組をされているのか、お聞かせください。

○議長（内田靖信君） 教育部長 西村則義君。

○教育部長（西村則義君） 吉田議員の子どもたちへの教育についての御質問にお答えいたします。

ごみ捨て等の問題につきましては、ボランティア等を含めた主体的に環境を守ろうとする心情や態度を、子どもの時代から育てていくことは重要であると考えております。そこで、主体的に環境を守る児童生徒の心情や態度を育むために、本市の学校においては、様々な取組がなされております。

ある学校では、登校班で下校する集団下校の際、通学路のごみ拾いを行なっています。児童それぞれがごみを拾いながら下校し、最後は登校班長が班員のごみを集め、分別して捨てるという取組です。

そのほか、遠足の際に訪れた公園のごみ拾いを、全児童・生徒で行なったり、曜日と時間を決めて、学校の敷地内のごみ拾いを行なったりしている学校もあります。

そのほか、児童生徒の主体的な取組として、夏休み等の長期休業期間にごみ問題に関するポスターや標語づくりを行なっています。

また全ての小学校で総合的な学習の時間において、身近な環境問題に目を向け、主体的に考え、行動できる児童生徒の育成を目指す、人と自然に優しい学習・環境のまち玉名、これは総合学習のタイトルでございますけれども、の学習に取り組んでいます。

今後も、ごみ問題をはじめ、児童生徒が主体的に環境を守り、環境問題に関わっていくとする心情や態度の育成に取り組んでいきます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 2番 吉田真樹子さん。

○2番（吉田真樹子さん） いろいろと取り組んでやっていただいております。ありがとうございます。今後どうぞよろしく願いいたします。

前に紹介いたしました、むのたけじさんの詩の、自分で出したごみを自分で始末するかしないか、それを見れば、その人の品性の9割以上を正確に見ることができる。

この詩は、高校時代の、私の担任だった先生が、毎月、学級通信に載せられていた中のものです。学生のときに見た学級通信の詩を30年後の出来事に合わせて思い出したんです。だからこれからの未来を担う子どもたちには、もっとたくさんの経験、体験と学びを与えていただきたいと要望いたしまして、次の質問に移りたいと思います。

[2番 吉田真樹子さん 登壇]

○2番（吉田真樹子さん） 男女共同参画推進の取組について、（1）女性職員の管理職登用について。玉名市男女共同参画計画に掲げる目標の中に女性管理職登用の項目があ

ります。

令和4年度の目標値が15.0%に設定してありますが、女性職員の管理職登用の目標に対しての進捗状況はどのようになっているのかをお尋ねいたします。

○議長（内田靖信君） 総務部長 永田義晴君。

[総務部長 永田義晴君 登壇]

○総務部長（永田義晴君） おはようございます。吉田議員の女性職員の管理職登用についての御質問にお答えいたします。

議員お尋ねの女性職員の管理職登用に対する実績でございますが、平成30年度は管理職の対象職員52人に対して、女性職員、女性管理職が5人、割合は9.6%、令和元年度は対象職員55人に対しまして、女性職員が5人、割合が9.1%、令和2年度におきましては、対象職員54人に対しまして、女性職員が4人で割合は7.4%となっております。

○議長（内田靖信君） 2番 吉田真樹子さん。

○2番（吉田真樹子さん） ありがとうございます。

こちらに載っていたんですけども、女性が職業生活において女性の個性と能力を十分に発揮し活躍できる社会を実現することを目的として、平成27年に法律が制定されました。

そこで、玉名市も女性職員活躍推進特定事業主行動計画を定めております。答弁では、管理職に占める女性の割合が平成30年度、令和元年度、令和2年度と年々低下しているようでしたが、なぜ女性管理職の登用が少なかったのかをお尋ねいたします。

○議長（内田靖信君） 総務部長 永田義晴君。

○総務部長（永田義晴君） 吉田議員の再質問にお答えをいたします。

女性職員に限らず、管理職及び監督職に昇任、昇格するためには、年齢や必要な職位の経験年数などの資格、人事評価の結果、休職歴など様々な条件がございますので、どうしても女性職員の割合にばらつきが出てくるのが現状でございます。

しかしながら、課長補佐級、そして係長級に占めます女性職員の割合は、近年増加をしております。今後確実に女性職員が増加するものと見込んでおります。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 2番 吉田真樹子さん。

○2番（吉田真樹子さん） ありがとうございます。

私は女性職員が能力に応じて、管理職に昇格することを歓迎する職場、組織づくり、男性であれ女性であれ、常に能力向上を目指す組織づくりなどが大切だと考えます。

では、また再質問です。現在、係長が126人中女性が56人、44.4%です。女性管理職が増える条件は整っております。

課長補佐に何人なる、課長補佐から課長に何人なる、部長に何人という具体的な目標数はあるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（内田靖信君） 総務部長 永田義晴君。

○総務部長（永田義晴君） 吉田議員の再質問にお答えをいたします。

先ほどの答弁にもありましたように、管理職及び監督職に昇任するためには、様々な条件がございますので、課長級や課長補佐級に対する女性職員の具体的な数値目標は、一概に設定できるものではございません。

しかしながら、今年度、玉名市女性職員活躍推進特定事業主計画の後期計画を策定いたしますが、本計画の数値目標にも、管理職に占める女性職員の割合を、15%と設定し、女性職員に対する研修等の充実を最も重要な取組事項として掲げており、今後さらなる女性管理職の積極的な登用を図っていこうと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 2番 吉田真樹子さん。

○2番（吉田真樹子さん） ありがとうございます。

ぜひ目標を定めてありますので積極的な登用を行なっていただきたいと思います。

では次の質問に移ります。

女性の活躍の場を増やす取組についてお尋ねいたします。

女性が活躍するために、他市町村では、市長と語る会や、女性だけでなく、若者のまちづくりに関わりたくなるような機会を提供する人材育成セミナーがあると聞いておりますが、本市ではそのような学べる取組はあるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（内田靖信君） 総務部長 永田義晴君。

○総務部長（永田義晴君） 吉田議員の御質問、女性の活躍の場を増やす取組について、本市では、男女共同参画社会の早期実現を目指し、平成30年3月に「男女（ひと）がともに尊重し合い、自分らしく生きられる社会の実現」を目標に、第三次男女共同参画計画を策定し、様々な施策を展開をいたしております。

第三次計画においては、重点目標のトップに、あらゆる分野における女性の活躍推進を掲げ、具体的な取組を実施をしております。

まず、あらゆる分野における意思決定過程への女性の参画拡大を図る中で、特に政策や方針の決定過程への女性の参画を促進するため、玉名市女性人材リストを整備し、市の各種委員会等への女性委員の登用を推進をいたしております。

次に、啓発事業といたしまして、市主催または共催で、啓発講座、講演会の開催や、男女共同参画推進の取組の強化月間等の啓発展示を複数箇所で開催をしております。

加えまして、今年度から新たな取組といたしまして、啓発情報誌として、玉名市男女共同参画通信「ひととせ」の発行と、男性による料理レシピを募集し、市民投票により

表彰するお父飯（はん）レシピ募集事業を実施をしております。

また、国や県、近隣自治体の啓発講座、講演会、研修情報のほか、男女共同参画に関する法整備や関連制度など、広報たまなやホームページで情報を随時発信し、市民の男女共同参画社会への関心を高めるよう取り組んでおります。

今後も啓発事業は、市民ニーズを把握した上で、企画、検討してまいりますので、このような取組を学びの場として御活用いただければというふうに思います。

また、議員御質問の女性の声を市政に反映させるための、市長と語る会につきましては、本市では、市長が市民と直接意見交換を行なうことにより、市民と行政の相互理解を一層深め、市民と行政の協働のまちづくりを積極的に進めることを目的とした、市民と市長のw e b会議というのも設けておりますので、ぜひ、御活用いただければと思います。

○議長（内田靖信君） 2番 吉田真樹子さん。

○2番（吉田真樹子さん） ありがとうございます。

お父さんがつくるお父飯レシピ募集は、新しく面白いことを始められたと試みておりました。近頃人権啓発課から、よく講座やセミナーなどのお誘いをいただきます。実際に参加してみないと感じられないことも体験ができ、とても感謝しております。先日は荒尾市の男女共同参画推進室の主催のセミナーに自宅のパソコンからZ o o mで参加をいたしました。70代の方をお誘いして、コミュニケーションアップ講座に2人で参加をしたのですが、70代の方は、オンラインセミナーが初めてだったため、自宅で講座に参加することにとっても驚かれておりました。

コロナ禍で急速に進んだオンラインツールは、私にとってはとてもありがたい限りです。家から参加ができ、移動しなくてもいいなどの利点があります。

先日、参加しました勉強会ではZ o o mに63人が参加、途中でランダムに3人のグループに分けられて、何と北海道の富良野市と芽室町の議員さんと、画面上3人で感想を言い合うことになりました。自宅から北海道の2人の議員さんと交流が持てるのは、すごい時代になったと、改めてそのとき感じました。北海道は雪が積もり、長い間交通の便が閉ざされるので、タブレット導入が平成28年と早く、年多めなお2人の議員さんはZ o o mにとっても慣れていらっしゃる様子でした。

長くなりましたが、何が言いたいか、それは、まずZ o o mができるようになることが必要だと考えます。先日の講座は、初のZ o o m講座でハードルが高かったのか、参加が少ない状況と言われ、参加協力をお願いをされましたので、参加をいたしました。

菊池市では、コロナ禍発生後早い時点で、市民向けにZ o o m講座をされておりました。私は玉名市はふるさとであり、生まれ育ったところ、住まわせてもらってお世話になった実家のようなものだと思っております。だから大人になって、お世話になった実

家に恩返しとして税金を納める。ならば、玉名市としては、大元の実家として、親として学ばせ、食べさせ、働かせ、市民という子どもに育ててきたとすれば、もっともっとしっかり学ばせてあげないと、100歳時代の将来に苦勞をさせてしまいます。

親が子に思うぐらいの、できる限りの学びをもっと提供してほしいと思います。

また、こちらの全国市議会旬報の記事を見ますと、令和2年市議会議員に関する調査では、女性議員は増えているものの、全体では16.8%にとどまっていますと掲載されております。中でも熊本県の女性議員は、他県と比べると少ないと聞いております。

近頃は10月の改選に向けて、ちらほら新人の立候補のうわさ話を聞きますが、女性の話はまだ聞こえてきません。学びの場に参加したのがきっかけで立候補を決意したという女性議員さんのセミナーを聞いたことがあります。

市民と市長のweb会議など、積極的に私もお声かけをして参加をしてもらうことに気にかけていこうと思います。

そして、今後女性議員候補も見極めて育てることも私も視野に入れて過ごしていきたいと思います。

また、今後の学びの場への参加を楽しみにしつつ、次の質問に移ります。

[2番 吉田真樹子さん 登壇]

○2番(吉田真樹子さん) 選挙運動費用の公費負担について。平成29年12月議会一般質問で初めて質問をさせていただきました中の一つが選挙費用についてでした。

当時は、県内14市の中の5市には、選挙費用の公費負担がありましたが、玉名市でも負担をしていただけないかと提案をさせていただきました。

理由は、今後若い市民が市議に立候補し、積極的に市政に参加するために必要ではと考えますと述べさせていただいておりました。

玉名市の女性議員の比率は10%となっております。女性議員を増やす必要があると感じ取れます。選挙費用が少しでも公費負担になれば、誰もが立候補しやすく決意しやすくなる一つかと思います。公職選挙法の一部改正に伴い、長洲町では50万円が出るようになったそうです。菊池市では最高70万円だそうです。私が聞いたときに、余りの高額にびっくりいたしました。内訳は、1日の選挙カーの借上料が1万5,800円、ガソリン代1日7,570円、選挙カーの運転手代1日1万2,500円。1日のセット代金だと6万4,500円の公費対応と菊池市の選挙管理委員会より聞いております。

このように、条例化された経緯が、やはり金銭の問題で、立候補を断念するようなことがないように、平成17年度合併時に既に公費負担にこれまでもなっているそうです。

しかし先ほどお伝えしましたように1日のセット料金を使われた請求は今までにはないと言われておりました。

309か所玉名市全域に提示するポスター制作費に関して、立候補者皆が準備して、



必ず必要なものなので、このポスター制作費からだけでも、公費負担にと思っておりますが、選挙運動費用の公費負担についてお尋ねをいたします。

○議長（内田靖信君） 総務部長 永田義晴君。

[総務部長 永田義晴君 登壇]

○総務部長（永田義晴君） 吉田議員の選挙運動費用の公費負担導入の検討はどうなったのかということについてお答えいたします。

選挙における公費負担制度については、お金のかからない選挙の実現と立候補しやすい環境を整えることを目的に、候補者の負担を減らし、資産の多少にかかわらず、立候補や選挙運動の機会均等を図る手段として設けられたもので、公職選挙法に基づき、国政選挙に係る公営の規定に準じて、条例制定し執行するものでございます。

公費負担の内容といたしましては、本市では既に条例化をしております選挙公報の発行とポスター掲示板の設置、そして法で整備されているはがきの郵送費などが公費で賄っているものであり、議員が述べられました、ポスター作成費、それから選挙運動自動車の使用や選挙運動用ビラの作成費なども公費負担が可能なものと一応なっております。

次に県内14市の公費負担導入の状況について述べますと、4年前と同様で5市がポスター作成費の公費負担を実施しており、今年選挙がございました山鹿市、宇城市、阿蘇市、天草市においては、ポスター作成にかかる公費の負担の導入は見送られたという状況でございます。

ただ一方、総務省のホームページを検索いたしますと、先ほど議員がおっしゃったように、全国議長会の調査によりますと、平成30年の女性市議会・区議会議員の占める割合が約15%、平成27年には、若い年代、25歳以上40歳未満の議員の割合が7%という報告がなされておまして、女性や若い世代の立候補者が少ないということもあると思いますが、地方議員の成り手不足という面も現実的な問題としてあると認識をしております。

このような状況も認識しつつ、本市といたしましては、公費負担導入は、全額一般財源で、ある程度の財政負担を考慮する必要がある点、そして、他市の導入状況等も注視して、この秋に予定されている選挙の立候補者数の推移など、慎重かつ総合的に検討させていただきたいと考えておりますので、議員の皆様方の御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（内田靖信君） 2番 吉田真樹子さん。

○2番（吉田真樹子さん） ありがとうございます。

わかりましたが、他市が条例化された経緯が金銭の問題で立候補断念するようなことがないようにと言われたのは、頭には入れていてほしいと思います。

では、再質問です。選挙が今年10月に行なわれることを知らない市民が多いのでは

ないかと思います。選挙が今年の秋にあることを少しでも早く広報でお知らせすることはできないのでしょうか。お知らせすることによって、それを目にして立候補を決意する人がいたりするのではと思います。広報紙での早めの周知、この提案はいかがでしょうか。

○議長（内田靖信君） 総務部長 永田義晴君。

○総務部長（永田義晴君） 吉田議員の選挙の時期をできるだけ早く広報たまなで知らせるよとということの御質問ですが、これまで合併後、本市において実施された市長、市議会議員選挙の広報周知についてでございますが、平成17年、合併当初の選挙は、11月1日号、その次の平成21年が8月15日号、平成25年が7月1日号。前回選挙の平成29年は7月号に掲載をして周知を図っております。

また、今年選挙が執行されました、他市の状況を調べましたところ、荒尾市は1月17日の告示に対し、昨年の12月号、山鹿市は1月24日の告示に対し、昨年の11月号、宇城市は1月31日の告示に対し、前年の12月号など、他市の周知の時期も本市とほぼ同じ状況でございます。

選挙の広報周知はおおむね適正な時期に実施しているものと考えておりますが、選挙の告示日及び選挙期日の決定が選挙管理委員会での議決承認をされましたら、直ちに報道機関に情報を伝達をいたしております。

玉名市のホームページにおきましては、前回の平成29年の選挙におきましても、5月の22日からホームページ上では公開をいたしております。

今回も同様に周知を図ってまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（内田靖信君） 2番 吉田真樹子さん。

○2番（吉田真樹子さん） ありがとうございます。

前回の広報紙を確認いたしました。聞き取りのときにお伝えしたのですが、投票日や告示の掲載を言っているのではなく、1月号に、2021、この秋、市長、市議会、改選予定というような感じでお伝えしたつもりでしたので、ぜひ次の広報紙でも掲載の御検討をお願いしたいと思います。私は議会だよりを制作します、議会広報広聴特別委員会の委員なので、北本委員長に、議会だよりでの早めの周知を提案したところ、次の号に載せるか、次の委員会で話してみましようと言っておりました。

私たちは市民の代表として選ばれ、この場に立たせていただいております。市民目線でお伝えしているということは素直に受け取ってください。初めてこの世界に飛び込み、3年5か月になろうとしております。今回ごみ問題、男女共同参画について、選挙運動費用についてと、三つの質問をさせていただきました。

私は日々の生活の中であったこと、感じたことを、ほかの皆さんもそうでしょうけど、

質問をさせていただいております。

玉名市の人口、3年5か月前、当時6万6,713人の中から選ばれた私たち22名が、年齢、性別、職業歴と様々なのですが、このような様々な意見が必要なんだと、今、よくわかっております。

ちなみに、現在、6万5,440人と1,273人の人口減となっております。

そして、今回、聞き取りのときに、職員の皆さん、皆さん仕事に取り組まれる熱心な姿が感じ取れ、感動した聞き取りの時間でもありました。

感動といえばシンガーソングライターのMICAさんが歌われる、お昼12時に流れる曲「我らの故郷 玉名」とってもいいですね。本当、市民会館の新ホールプロモーションPVを見ればいい歌詞に涙が出そうになります。

そこに出演されている市長を見まして、玉名市出身ではないけれども、玉名市の代表として一生懸命日々を務めていただいております。原稿を考えながら、感謝の気持ちが膨らみました。本当に改めまして、市民を代表いたしまして、お礼を言いたいと思います。いつもありがとうございます。

この1年、世界がコロナウイルス感染症のためにパニックとなりました。しかし、コロナによって劇的に変わりましたのが働き方。そして、時代に順応し、変化し続けた者だけが生き続けてきたとも言われております。

パラダイムシフト、思考や概念、規範や価値感が枠組みごとに移り変わる。コロナ禍となり、市長が何度も口にされた言葉です。私はこの時代を生き抜くために努力をして順応して、変化をし続けたいと思います。ぜひ皆さんも順応し、変化をされることをお勧めいたしまして、私の一般質問をこれで終わらせていただきます。

御清聴ありがとうございました。

○議長（内田靖信君） 以上で、吉田真樹子さんの質問は終わりました。

引き続き、一般質問を行ないます。

22番 田畑久吉君。

[22番 田畑久吉君 登壇]

○22番（田畑久吉君） 皆さんおはようございます。傍聴の皆さん大変ご苦勞様でございます。

最近、新聞の記事で見た事があるんですけども、人間は自分の得意の部分で失敗すると。たしか熊本日日新聞でしたか。その典型的な例が、現在、菅首相の例を書いてありました。なぜかといいますと、菅首相が総務大臣時代に、我が息子を秘書官にして総務省との関係がそのときにできたらいいですね。そしたら首相になってその息子さんが、情報通信の事業をする会社に天下りとは言いませんけども、そこに転職して役職について総務大臣の秘書官をしてるときにつながりを持ってですね、総務省の官僚を接待づけ

にした、というような新聞記事でした。菅首相はどっちなかいますと、総務関係のことで非常にさばけた方でした。それが今マイナスになっていると、というような記事でございました。一言紹介をしております。

それでは私の通告しております一般質問について、1番を質問させていただきます。

まず、現時点での空き家の実態数はどうなっているか。

1市3町が合併いたしまして、15年が経過だと思います。どの地区を訪問いたしましても、空き家と思われる、空き家といいますか、そのような状態の建物が非常に目につくようになりました。

非常に地域の景観を害して、悪くしているような気もいたします。その姿で地域が過疎的に感じる場所を示す多くの地区に存在しているのを目にしております。

空き家という状態の建物がどんな状態で推移しているのか。その現状を知るのがいかにかに大事なことから、最近私は特に重点課題として捉えるようになりました。

行政上この詳細を調査して知られているのであれば、お示しを願いたいと思います。

答弁を聞きまして、その次の質問に入りたいと思います。

○議長（内田靖信君） 総務部長 永田義晴君。

[総務部長 永田義晴君 登壇]

○総務部長（永田義晴君） 田畑議員の空き家対策についての御質問にお答えをいたします。

近年、人口減少や少子高齢化などの急速な進行に伴い、全国各地で空き家問題が起きているところでございますが、本市におきましては、市内全域を対象とした空き家の実態調査を平成28年度に実施をいたしました。

調査は、市が保有する水道の閉栓情報や、各行政区長等で、把握されている空き家の情報などを基に、外観から目視による建物の老朽をAからDまでの4段階で判定し、Aが居住可能な状態、Bが補修すれば居住可能な状態、Cが居住不可能な老朽家屋、Dが居住不可能な廃屋と、この4段階でランクづけを行ない、その結果、全体で1,642件となっております。その後、現時点での空き家の数の実態数、詳細についてはまだ把握できておりませんので、令和3年度に実態調査を実施する予定といたしております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 22番 田畑久吉君。

○22番（田畑久吉君） 今、総務部長から総体的な数については、お伺いいたしました。

その多くの空き家の中でもそれぞれ内容の違う建物があると思うんです。地権者といえますか、所有者が判明している建物、その反面で所有者が判明していない建物。その建物は所有者が死後、相続ができていないものなど、その他、区分けも大変かと思えますけれども、今にも小さな地震でも、例えば市道や県道に倒れると思われるような状態の

建物も個々にあります。火災の発生など、隣接しておられる住まいの方から、何とか解決できないかという多くの要望が私のところには寄せられました。相談もありました。

市としてそのような内容の分別は記録しておられるのか。細かいことです。もしわかっておればお示してください。

○議長（内田靖信君） 総務部長 永田義晴君。

○総務部長（永田義晴君） 田畑議員の御質問にお答えをいたします。

危険状態と判断される空き家の件数につきましては先ほど申し上げました、平成28年度実施した空き家の実態調査において、Cの居住不可能な老朽家屋が323件、Dの居住不可能な廃屋が119件と合わせますと442件という調査結果が出ております。

議員御質問の危険な状態との定義、分類というのはございませんが、Dの廃屋やCの老朽家屋については、いつでもその状態になり得るものが多く含まれるというふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 22番 田畑久吉君。

○22番（田畑久吉君） さて問題は、いろいろな状態の建物に対して、市行政として、どのような対策を今後考えておられるのか。緊急を要する政策、対策を示すべき課題だと、私はそのように考えております。

現代社会の大きな現象の課題の一つとして、その解決方法はないのかとは思いますが多々あります。私たち個人の努力だけでも限界があります。なにかしらの将来的な対策、計画があれば一言お願いいたします。

○議長（内田靖信君） 総務部長 永田義晴君。

○総務部長（永田義晴君） 空き家に対する市の対策についてでございますが、空き家対策に関しましては、空家等対策の推進に関する特別措置法が平成27年に施行され、これを受け、本市におきましては、玉名市空家等対策の推進に関する条例を平成28年4月1日に施行し、平成29年9月には、玉名市空家等対策計画を策定をいたしております。

条例の目的は、空き家管理の重要性を明確にするとともに、防犯、景観等の観点からも、市民の安心安全な生活環境を保全し、魅力あるまちづくりの推進に寄与することでございます。

条例にも規定した対策計画に基づきまして、空き家の除却や活用などの取組を行なうことで、空き家の削減及び増加抑制に努めているところでございます。

特に、老朽家屋、老朽危険家屋等の除去、解体に関しましては、平成30年から国の交付金制度を活用し、除却費用の一部を助成し、空き家の削減に努めております。

また、今年度から、法令に根拠のある行政指導や行政処分等ができるよう、管理不全

な状態による特定空家等の基準を定め、立入調査等を実施しまして、認定を行ないました。認定した6物件に対しましては、文書による通知ではございますが、条例に基づく助言指導を行なったところでございます。

空き家等は個人の所有物であり、所有者の責任で適正管理しなければなりません。適正に管理されず区長さん方から相談を受ける物件につきましては、登記名義人が死亡され、その後、相続登記がなされていない家屋が多くございます。

この場合においても、物件の相続人が所有者であり、管理責任が継承されておりますので、今後も所有者に対し文書により通知し、自主的に解決されることを継続して促すとともに、条例に基づく勧告、命令等についても慎重に実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 22番 田畑久吉君。

○22番（田畑久吉君） 今日伊倉の方が傍聴でございますけども、伊倉の町並みといえますかね、その中でも、数軒空き家が目立っております。

これをこのまま放置しておけば、非常に景観が悪いとの思いで私がせめて道路の整備だけはきれいにしていかなきゃいけない。そういう思いで行政のほうにお願いいたしまして、伊倉の町じゃきれいに舗装ができました。大体の長さまでできております。

これは私の対応した一例でございますけども、昨年11月頃だったと思います。今でも倒れそうな小さな家でしたが、持ち主の親戚の方から相談ありまして、何とか解決、解体してくれないかと。

隣接の家の方が非常に心配されておりますと。その親戚の方からその内容について聞いてみますと、子供さんが3人おられますけども、千葉と神戸に住んでおられるとのことでした。土地建物の所有は母親の名前になつとる。しかし母親も数年前に亡くなってそのまま放置してあるとのことでした。

私も相談を受けて、そのまま放置するわけにもいきませんので、自分の考え行動で、解決はいたしましたけども、相当の自己負担を受けて困ったものです。自己責任でございますので、その話は私のことは別といたしましてね。先ほど答弁いただきました内容からしますと、それぞれの内訳はわかりますけどね。平成28年ですか。調査されたのは。平成28年の資料を前にしてですね、もう5年もたって今この時点で議論できないんですよ。5年前の資料ではね、わかりますか。

現社会の大きな課題を、なぜ5年間も調査せず放置されたのか、この間大きな社会現象でしょ。

市当局の行政のあるべき姿、非常に失望感を持たざるを得ないような、これは私の考えですね。なぜ5年間、そういった大事なことについて、調査されなかったのか、ちょ

っと一言お願いいたします。

○議長（内田靖信君） 総務部長 永田義晴君。

○総務部長（永田義晴君） 田畑議員の5年間なぜ調査をされていないかということについてお答えをいたします。

空き家の実態調査につきましては、平成29年度から平成33年度までの、令和3年度までの空き家の対策計画を策定する基礎資料としまして、市内全域を対象に平成28年度において実施をしております。

令和4年度からのさらに5年間の空家等対策計画を策定するために、令和3年度、来年度であります。再度実態調査を実施いたすようにしております。

このようなことから、これまで実態調査を行なっておりませんが、空き家に関する樹木や草木が適正に管理されていない事例や、老朽化が進んで危険であるような事例については、行政区の区長様等からの苦情要望がっておりますので、それについては随時現地確認等を行なって、所有者に対し、空き家の管理、適正管理を促す文書等で通知をするようにいたしております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 22番 田畑久吉君。

○22番（田畑久吉君） 私の考えとしましては、2年に1回ぐらいという簡単な考えでございますけども、2年前に、令和に元号が変わりましたね。せめてこの元号の変わる時節ぐらいには、新たな見解を持って、調査すべき課題じゃなかろうかと、私は思いますけどね。

なぜそのときしなかったという質問はいたしません。こういった状態の中で市長がこのような要因にどのような感覚を持って、聞いておられましたか、ちょっと一言お願いします。

○議長（内田靖信君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 決して放置しているわけではございませんで、これはちょっと見解の相違になるかもしれませんが、空き家等の対策計画を策定するための実態調査が平成28年度だった。今回は令和3年度、来年になります5か年です。

ただ、実態調査というような捉え方で言うならば、先ほども総務部長からも話がありましたとおり、逐一、行政区から、いろんな情報提供、要望等々がございまして、逐一、調査に伺っておるわけですので、むしろ、実態調査としては随時行なっているというような捉え方です。

ですので、ちょっと見解の相違かなというふうに思いますので、決して何かを放置しているということではありません。

ただ、なかなか進まない、この空き家対策でありますので、議員おっしゃるとおり、

今後とも、しっかりと担当に注視しながら進めていくように指示をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 22番 田畑久吉君。

○22番（田畑久吉君） 市長がおっしゃるとおりなかなか難しい問題でもありますけどね。せめて元号の変わるときぐらいは、新たな資料をつくるべきじゃないかと、決して見解の相違じゃないと私は思いますよ。

なぜならば、市当局は区長さんに嘱託員としての費用払っていますよね。各地区に嘱託員おられますんで、その方たちに資料をお願いしてもいいわけでしょ。提出いただくね。嘱託員費用を払っているわけです。そういう方法もありますんで、決して見解の相違とは私は捉えません。

それではちょっと市長にお伺いします。

15年前、1市3町で合併しましたね。そのときのこれは行政のトップとして常に記憶をしておかねばならない問題、通告をしてませんでしたけども、人口の数ぐらいは、記憶しておられますか。当時と現在、例えば1月末でもいいですけども、これ当然、人口というものは市の行政上、常に頭に置いていかなきゃならない問題ですよ。

ちょっと御存じであれば、ちょっと教えてください。

○議長（内田靖信君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） はい。合併当初は7万2,000人、現在は6万5,000人、だというふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 22番 田畑久吉君。

○22番（田畑久吉君） 市長、うそを言ってはいけません。うそです。その数は。合併15年前に横島町が7,063人。天水町が5,768人。1市3町合わせて、7万2,063人。現在が1月末ですよ。6万5,000人じゃなくて6万4,415人。数字ははっきり言わないといけません。

私はいつも記憶入ると、人口がいかに大事か、行政をやっていく上にはね、1番基礎的なものです。それぐらい私は感覚を持って対応していますよ。

今数字から引けば何人減ったと思いますか、8,402名でしょ。横島の5,768人が、そのままなくなってる。

まだ天水町の、横島町の7,063人、63でしたね、68。天水町が5,768人。

〔「それが間違っるとる」と呼ぶ者あり〕

〔「反対だ」と呼ぶ者あり〕

○22番（田畑久吉君） 今わざと言いましたからその声を聞きたかったんですよ。



[「横島が少なかった」と呼ぶ者あり]

○22番(田畑久吉君) その声を聞きたかったんです。そういう関心持っておられる方がおられるのがまだありがたい。ただ市長はその数字はきちんと、これは無理には言いませんけどね。こっちが勝手に質問することですから。そういうことで、今言いましたように市政行政業務を遂行していく上で、人口数の状態が非常に基礎となる問題ですね。そのへんは常に市長も関心持っていて、現在障害なのは、空き家問題、人口減少、定住促進の大きな現代の警鐘じゃないかと思うんですね、昨年からコロナの問題は別としましてね。

そういうことで、市長は常日頃も本当に一生懸命、努力しておられるのわかっております。だから今後も、空き家対策に早急に実効性のある政策を立てていただくよう強く要望しましてこの質問は終わりたいと思いますけど、次の議会にまた質問するかもわかりませんが、一つ、それで実行者の政策を教えてください、総務部長もあわせて、お願いします。

○議長(内田靖信君) 田畑久吉議員の一般質問の途中ですが、議事の都合により暫時休憩をいたします。

午前11時09分 休憩

午前11時26分 開議

○議長(内田靖信君) 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

22番 田畑久吉君。

[22番 田畑久吉君 登壇]

○22番(田畑久吉君) 続きまして、有限会社横島町特産物振興協会について、ふるさとセンターY・BOXの経営全体の決裁権者は、と通告しております。

私がなぜこの件について質問事項としたのか。先日この事業所の営業内容といいますか、この一部でもあります諸経費のうちの接待交際費の領収証のコピーを請求して、令和元年度分の書類を提出いただき、そのコピーを金額を支払って買い取りいたしました。

その接待交際費の内容に目を通して、ただ驚きの限りで私はありました。これはあくまでも私の過去の企業経営経験から、あるいはまた人生を歩む中から、そのような感覚にとらわれたと思います。どうぞそのへんは御理解いただきます。当然、これは人それぞれの立場や経験実績によって、その判断、認識、受け止め方は、異なるものだと思います。そのへんもただ私の判断でそう思っただけでございますので御理解をお願いいたします。

まず、通告をしております、通称Y・BOXの経営全体の決裁権者に答弁いただき、その後の質問に入ります。よろしく願いいたします。

○議長（内田靖信君） 産業経済部長 上野伸一君。

[産業経済部長 上野伸一君 登壇]

○産業経済部長（上野伸一君） 田畑議員御質問のふるさとセンターY・BOXの経営全体の決裁権者とはという御質問についてお答えいたします。

市の指定管理施設である、ふるさとセンターY・BOXにつきましては、指定管理の受託者である有限会社横島町特産物振興協会が運営しており、代表取締役が市長となりますが、決裁につきましては、出資団体の市やJAたまな、横島漁協、玉名市商工会の役員で審議し、決裁されております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 22番 田畑久吉君。

○22番（田畑久吉君） 結局代表取締役は市長であると答弁になりますか。それでいいですか。いいですね。4団体の役員で審議して、決裁しているとの答弁でした。4団体の役員で審議はしますが、決裁は最終的にはやっぱり代表者の判がいるわけでしょう。代表取締役の押印によって決裁になると私はそう思いました。間違いないでしょうか。また、出資団体の市の役員としてだれが出席して審議、決定のときに参加をしているのか、お示しいただきたい。

○議長（内田靖信君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） ただいまの御質問にお答えいたします。

出資団体、それぞれの代表の方々が参加されておられますけれども、玉名市からは私、JAたまなさんからは、組合長ともうお一人の計2名、それから横島漁業協同組合からは組合長1名、それから玉名市商工会の会長が1名で構成されている役員会であります。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 22番 田畑久吉君。

○22番（田畑久吉君） 役員会の審議会に市長自ら出席されたわけですね。その中で一緒になってやっているわけですね。

代表取締役社長は藏原隆浩氏で現市長であるとのことですから、二、三件についてお尋ねいたします。

Y・BOXの約束といいますか。Y・BOXの正社員等、その他人員配置について、ちょっとわかっているだけで結構ですのでお尋ねいたします。大体でいいですから。

○議長（内田靖信君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 恐らく、第三セクターとしてY・BOX、発足当初からだと思えますけれども、所長さんがいらっしゃいます。そして、随時、その時代に応じて、必要であるだけの社員さんがいらっしゃったと、これまでも、思いますけれども、現在は所長、社員1人であとはパートの方がほとんどだったのではないかと承知しております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 22番 田畑久吉君。

○22番（田畑久吉君） そうしますと正社員という方は、所長1人ですか。もう1人事務的な女性がいらっしゃるんでしょ。もうそれは、それでいいです。

現場の方はアルバイトとかいろいろいらっしゃるかわからないと思いますのでそれはいいです。

正社員という方が1名か2名いらっしゃると。その所長という方が、毎日の金銭の出金、入金、その確認はこの人が1人でやっておられるんですね。その日のいろんな交際費の伝票は自分で処理されているというわけですか。会計とか、だれかおられるわけですか

○議長（内田靖信君） 産業経済部長 上野伸一君。

○産業経済部長（上野伸一君） 田畑議員の再質問にお答えいたします。

会計の方がいらっしゃるとお聞きしております。

○議長（内田靖信君） 22番 田畑久吉君。

○22番（田畑久吉君） その人は結局は自分が例えば前のように使った交際費の領収証も自分で処理されるわけでしょう。会計の人がおられるのはこれをちゃんとつけているという程度でしょう。会計の人がその人にあれはどうですか、これはどうですかという、あれはないと思いますよね。

そうしますとやっぱり自分で使ったものを自分で処理する、という形に見られてもやむを得ないですね。その点はどうかね。

○議長（内田靖信君） 産業経済部長 上野伸一君。

○産業経済部長（上野伸一君） 田畑議員の再質問にお答えいたします。

確かに、所長のほうがいろいろな接待等で使用され、その分の領収証等を添付し、会計の方に提出して処理されているようにお聞きしております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 22番 田畑久吉君。

○22番（田畑久吉君） 私のいろんな経験からしますと、そういった処理のやり方は非常に不正確であると思われがちです。不正確とはいいませんけれども思われがちですよ。やはりきちっとした人が受け取ってそれをきちっと整理していくという形にしておかないとですね。

万が一にも疑われる目で見られることもあり得るわけですから。十分注意していただきたいと思います。

Y・BOXは生産者の利便性や収益性、そして将来的に地域の活性化、発展に重点を置き設立された話も聞いております。まず基本的な経営の分類といいますか、経営方式

の進め方、どのように分類されているのか。

地域生産者の委託販売の拠点とも聞いておりますですね。この件に関してはいかがでしょうか。わかっている範囲でいいです。

○議長（内田靖信君） 産業経済部長 上野伸一君。

○産業経済部長（上野伸一君） 田畑議員の再質問にお答えいたします。

販売等につきましては、大半が、生産者等から買取り等でやられておりますが、幅広く、生産者から仕入れ等をされているというふうにお聞きしております。

以上です。

○議長（内田靖信君） 22番 田畑久吉君。

○22番（田畑久吉君） 私がお尋ねした本意は、委託販売が何割で直接仕入れが何割かというのを聞いたのです。

これはちょっとメモ的な2月24日のヒアリングで、Y・BOXで令和元年度における仕入れ状況というのはメモいただきました。Y・BOXのほうからね。

それを見ますと、2割弱が買取り仕入れでした。あとの80%が委託販売となつてきます。直接仕入れの部分に、特定の人を優遇しているのか。いろいろのうわさ。これはうわさですから別に問題はないと思うんですけども。

その部分については、公平公正に取り扱っておられるのか。どのような方策をもって、生産者に広報を出して、公平を保っておられるのか、この点もちょっと一言お伺いいたします。

○議長（内田靖信君） 産業経済部長 上野伸一君。

○産業経済部長（上野伸一君） 田畑議員の再質問にお答えいたします。

特定の事業者等から多く仕入れているんじゃないかというような、お尋ねだったと思いますけれども、先ほど議員お示しなられたとおり、2割の中には数百の生産者いらっしゃいますので、そのあたりは均等といいますか、平等に取り扱われているものと私は思っております。

以上です。

○議長（内田靖信君） 22番 田畑久吉君。

○22番（田畑久吉君） そういった直接仕入れをしますよという場合には、やはり何かの広告か広報を出して、皆さんからの意見が届くようにして、その中から順番に直接仕入れをする方を決めていく、それはいろいろあると思います。トマトも十分ありますし、ナスビもあります。いろいろあると思います。そういった公平性を保ってやっていただいているのかというのを聞いたわけですね。

委託にはなる、直接仕入れもしますよということはやっぱり、生産者の方に広く知らしめて、多くの生産者に知らせて、その意思の希望を、受け入れるべきであり、直接買

取り仕入れしてもらいたい生産者の取扱いを、そして今度は量を決めないかん、おたくは何日に入れますよと。そしたら量はこういうふうになりますよと。そしたら量の仕入れ方とかですね。そういうことはある意味平等であってほしいなと思うわけですからそういうことについて、ちょっとなんかどのような方策をとっておられるのか。わかっておられる範囲内で、部長お願いします。

○議長（内田靖信君） 産業経済部長 上野伸一君。

○産業経済部長（上野伸一君） 田畑議員の再質問にお答えいたします。

私としましては、そのあたりきちんと平等性を保って仕入れ等をされているものと認識しております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 22番 田畑久吉君。

○22番（田畑久吉君） 上野部長の言葉を信じて進めていきます。

次に接待交際費の予算推移と決裁についてを通告しております。

先日松本議員もこの件で質問され指摘されておりました。年度別の接待交際費の資料を見ますと、平成25年度が予算が10万円で決算が19万6,000円強。平成26年度が予算に20万円で91万9,000円強。平成27年度が55万円で75万円強。平成28年度が同じく55万円予算で87万1,000円。平成29年度に15万円上がりまして70万円の予算になって119万円。50万円近く決算が増えました。平成30年度は予算額を100万円に上げとるわけです。100万円に上げて103万円使っておられる。そして今年度は予算額を10万円減らして90万円に予算下げて、今年度じゃなくて、31年度令和元年度90万円に予算を下げて決算は93万7,000円。そして今年度は、80万円にまた10万円下げて、決算はどうなるか数字はまだ出ておりませんのでわかりませんが。

この資料を、丁寧にも担当の職員からいただきました。親切に出していただいたと思います。公になっておる数字ですので、問題はありませぬので、そこで、二、三件代表取締役であられる市長にお尋ねしたいと思います。

平成29年度に、70万円の予算に対して決算が119万円になっております。これについて市長自身感じられたことなどがあれば、ちょっと発言をお願いしたいと思います。予算に対して50万円多く支出されているのはこれはどうでしょうか。

○議長（内田靖信君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 田畑議員の御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃられるとおり、私が代表取締役でありますので、私がしっかりと答えなければと思っておりますけれども、私が役員相互によって、代表取締役に就任いたしましたのが平成30年6月であります。したがって、平成29年度分に関して、

関与できていないですけれども、議員がおっしゃられるとおり、平成29年度70万円の予算額に対して119万円の交際費の執行がなされている。ここが、恐らく、接待交際費の最高額というふうに思いますけれども、私が平成30年度に就任して、やはり70万円の予算に対しての119万円というちょっと金額として大き過ぎる、要は予算に対しての決算額が大き過ぎるというようなところもあっての平成30年度で100万円超える額だったということで恐らく100万円の予算額に平成30年度はしてあるんだろうというふうに思います。

したがいまして、私は個人的な感想としては、予算額に対しての決算額は少し大き過ぎる、よろしくないというふうには思いました。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 22番 田畑久吉君。

○22番（田畑久吉君） 平成29年度は、市長が代表になられたのは6月ですね、予算については当然目を通しておられませんね。決算については年度末ですから見ておられると思います。今の答弁で結構だと思うんですよね。それでその交際費についてちょっと疑問があったということで、平成30年度にその予算は100万円にされてですね。平成30年度ですね。前年度に比べて、これも100万円上がって、決算103万8,000円ですか。その翌年平成31年度ですか、この予算額を90万円として、これは市長自ら決定されたものですから、10万円減額して組んであります。どのような視点を持って、どの点を指摘して10万円を減額されたのか。反対に聞きたいと思います。

○議長（内田靖信君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 田畑議員の御質問にお答えいたします。

実は私就任以前の株主総会でも、役員の方から交際費の使途それから金額の見直しの意見があっていたというふうに伺っておりました。

そして私が平成30年の6月に初めて総会に参加したわけでありましてけれども、そのときも先ほど申し上げたとおり、決算額に対しての予算額の減額をしていくべきではないかというところを役員さん方からの御意見もあつてのことだと思っておりますので、徐々に減額をしているものと思っております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 22番 田畑久吉君。

○22番（田畑久吉君） そういった意向によって減額され、令和2年度についても同じく10万円減額されております。これ非常に考え方としては前向きな捉え方だと思います。そういった中でただいまの接待交際費の推移について詳しく答弁していただきました。

先日の松本議員の質問に、黒字経営であり接待交際費は、有限会社としての取扱いで

決裁されていると。2次会、3次会でも販売促進の目的であるので、その接待であれば問題は無いと。これは市長の答弁でしたね。

特別監査をお願いしても、そのような判断をいただいたとの言葉、形式的にはそうであっても経営の在り方から判断するとき、私はそう簡単に言葉にできるものではないと判断します。

なぜ、それは80%の委託販売ですよ。直接買入れというのは20%しかない。80%の委託販売で20%の仕入れ販売になると。だから営業販売促進が、私はそんなに必要ないとは言いませんけども、適切な販売促進のための接待は必要であります。私も自分で貿易も30年近くやりましたので当然わかっております。常識範囲内はですね、判断できますけれども、そこでお尋ねいたします。

通称Y・BOXは、一般地域住民の立ち寄り消費者の方々が主体であると、私はそのように見ておりますんですけども。個々の自営業者との契約件数はあるんですかね。例えば、どっかの施設に毎月何万円入れて年間で、どこの施設に直接毎月何万円ずつ入れとるとかそういった契約箇所があるんですかね。ちょっとそのへんもお聞かせください。

○議長（内田靖信君） 田畑久吉君に申し上げます。もう一回ちょっと、理解ができなかったようですので再度、お願いします。

○22番（田畑久吉君） 接待交際費を徐々に減らしていくことは大変いいことだと思います。しかしながら、その接待交際費を本当に正当に使われているのか。それを見るためには毎月どっかの老人ホームとか施設とか、厚生施設とかそういうところに契約をして毎月お宅から取りますよ。お客さんがあるのか。そしたら毎月決まった量が入りますよね。1年間で何十万とか売上げが上がる。そういった契約をしているところがあるのか。それを聞いているわけです。

○議長（内田靖信君） 産業経済部長 上野伸一君。

○産業経済部長（上野伸一君） 田畑議員の再質問にお答えいたします。

そういう決まった販売先があるかどうか、大変申し訳ないですがここに資料を持ってきておりませんので、はっきり私の口からちょっとお答えできません。

申し訳ございません。

○議長（内田靖信君） 22番 田畑久吉君。

○22番（田畑久吉君） 上野部長の答弁で結構でございます。

恐らくそれは無いと思いますね。そのないところに。

〔「きちっと調べてから言わんか」と呼ぶ者あり〕

○22番（田畑久吉君） ちょっと注意してください。

○議長（内田靖信君） 私語は禁止いたします。御静粛をお願いいたします。

○22番（田畑久吉君） そのいろんな領収証の控えをいただきました。どれも宛名がな

いですよ。例えばY・BOXのだれだれ様とか、Y・BOXとか。こういう領収証が通用するんですか。

これ税務署、私らが企業経営しとったら通用しません。宛名のない領収証を持ってきて、会社の経費です。これ常識外ですよ。

これについて一言、市長、何かありましたらお願いします。

○議長（内田靖信君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 今回、御質問いただくに当たって私も確認して、それは知りましかたけれども、松本議員の質問のときにも申し上げましたとおりでありまして、外部の第三者の専門家、税理士さんですね、そういった部分もあるので確認をしてもらったということでもあります。

そして、税法上といいますか、制度会計上のルールとして、経費として計上する場合は必ずしも領収証が必要ではない、支払いの事実が明確になるものであれば、通帳上の支払いの記載などでも問題はない。

したがって、宛名のない領収証であっても支払い金額や支払い日、領収証の発行者情報などが書かれていれば、あまり高額でない限りは有効とみなされるというような見解があって、税法上、専門家の意見としても問題ないというような見解をいただいたということでもあります。

ただ、先ほど議員がおっしゃられているとおりに、それから、先般の松本議員からの質問もありましたとおり、市としては出資をしていると。毎年毎年委託料であるとか補助金は一切出しておりませんが、出資をしているというようなことが一つ。それから、先ほど議員がおっしゃられたとおり、Y・BOXに納入をされる農産物であったり、海産物であったり、やっぱりそういった生産者の方々の生計であったり生活を守っていく、納入される方々のそういった部分を考えると、いわば有限会社で発足しておりますけれども、どちらかといえばNPO団体というような捉え方になるのかなというふうに思います。

だからこそ、今回の使途の基準というものを明確につくって、今のままではいかんということで、これから改めて非常に厳しいルールの中で、利用していただく、使用してもらおうというようなことに改めていくわけでありますので、どうぞ御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 22番 田畑久吉君。

○22番（田畑久吉君） 普通会計上は処理的には問題ないと思うんですね。

だけど、市民の感覚としてね、これを見たときに、これはどうなんだと、疑問は湧きますよね。市民の感覚としてね、専門家じゃないんで。そういった疑問を持たれないよ



うな方法をぜひ蔵原市長にお願いしたい。強くお願いしときます。

それから年間の接待交際費、これは1人で使っておられるですか、市長。

○議長（内田靖信君） 市長 蔵原隆浩君

○市長（蔵原隆浩君） 私の知る範囲ではおおむね、所長が使われていると思いますけれども、その中で、例えば、要は福利厚生的な意味合いがあるのか。もしくは、社員も一緒になって接待・接遇をしなければならないか、そのへんは事情わかりませんが、複数名で使われているものもあるというふうには認識をしています。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 22番 田畑久吉君。

○22番（田畑久吉君） 確かに、恐らく、一人で使っているんじゃないかという思いはしますけれどもね。適切に使用されるのはいいんですよね。先ほど確認しましたとおり、使った金を誰も後で受け継いで事務、控えてもいないということでございます。そういうことも非常に疑問点にもなります。これはあくまでも私の感覚ですから。

小さな問いかけになりますが、個々の領収証の内容について二、三件お伺いいたします。明確な答弁をいただきまして、判断は市民にお任せしたいと思います。

令和元年11月10日に農園ビニールかぶせ手間替え食事会があって3万7,000円計上されています。普通私たちが手間替えするときはお互いに分担で割り勘ですよね。なぜ、これY・BOXが独りで交際費で落とさなきゃいかんのか。我々の感覚からすればお互いに手伝ってすること、お互いに出し合ってする。通常の我々の考えですよ。なぜY・BOXが独りで交際費として決裁されないといかんのか。ちょっとお願いします。

○議長（内田靖信君） 市長 蔵原隆浩君。

○市長（蔵原隆浩君） 通告をいただいておりますので詳しく確認をしていないのでわかりませんが、恐らく所長の感覚では、いろんな方々に、その施設の整備に手伝ってもらったお礼というような意味合いがあるのではないかなというふうに考えますけれども。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 22番 田畑久吉君。

○22番（田畑久吉君） 手伝ってもらっているのはわかります。手間替えと書いてあります。お互いに手間替えする。手間を出してするときにはする。そういう意味合いからすると、この金額はちょっと不思議に思うわけですね。これは一応指摘だけしておきますね。

それともう一つですね。取引業者接待として、2万7,000円、12月17日。この取引業者でどういう業者を接待されるのか、先ほど皆さん聞いておおり、委託販

売が80%、直接仕入れが20%、こういう商売上のことでね、特定されて接待せなん業者さんがおられるんですかね。

特定のどこの施設に毎月何万入れとるとか、年間50万円売上げが上がるととか、そういうとこだったらいいですよ。先ほどその答えも出ず、出なかったからほんとは聞きにくかったです。ちょっとこのへんを一言、市民の皆さんが判断されることですから、ぜひお願いします。

○議長（内田靖信君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 具体的な先はちょっとわかりません。

ただ、何度も申し上げておりますけれども、Y・BOXのもので、販売促進につなげるために、今後得意先となるであろう事業者であるとかその他の事業に関係がある事業者、そういったものの会合に要する費用として、法律上認められているので、計上されているだろうと思います。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 22番 田畑久吉君。

○22番（田畑久吉君） 通常の寄り合いがあればお互いに割り勘ですよ。こうして特定の業者さんを接待するだけのことは必要ないと思うんですよ。これは私の経験からです。まして22万7,000円も出金するとは、これは非常に考えられないことです。これはあくまでも私の指摘ですから、なんされようと結構です。

そういうことで、前向きに2年間ずうっと10万円ずつ減らしていただいて、藏原市長の意向で、非常に前向きでいいことなんです。今後、なおさらそういうことで力を注いでいただいて、今後のY・BOXの対応は変えていただきたいと思います。

数々多すぎて時間がないのでこれで一応切って、また午後別のあれで質問させていただきます。

○議長（内田靖信君） 田畑久吉議員の質問の途中ですが、議事の都合により午後1時まで休憩といたします。

午後 0時00分 休憩

---

午後 1時00分 開議

○議長（内田靖信君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

先ほどの田畑議員の質問に対しまして、執行部より改めて答弁の申出がおりますので、これを許可いたします。

産業経済部長 上野伸一君。

○産業経済部長（上野伸一君） 先ほど、田畑議員の御質問の中に、販売先等の件数等の御質問がございました。販売先につきましては、一般の取引業者に加え市内外のホテル、

スーパー、百貨店、サービスエリアなどがあり、そのほかにも市内の小学校や保育所も含まれており、年間で約100か所を超えて販売されておるといふこととごさいます。

以上とごさいます。

○議長（内田靖信君） 22番 田畑久吉君。

[22番 田畑久吉君 登壇]

○22番（田畑久吉君） さっきのY・BOXの総まとめを一言申し上げまして、終わりたいと思ひます。

改めて、永田部長から答弁いただきました。そうした企業体に100か所も販売して、その割に売上げが少ない。それは私の判断ですよ、私の判断です。その中で最後のまとめとして、Y・BOXのゴルフコンペに参加したのが9件か10件ありますね。ゴルフでも参加してするよな企業体で私はないと思ひますよね。そういう企業体じゃない。私は大阪で貿易して、仕入れ先が、神戸製鋼、日立製作所、フジボシ。販売先が、韓国、香港、シンガポールとしておりました。しかし、ゴルフまで使うよなことをしなかったですね。接待はしますよ。しかし、韓国や外国で接待した領収証は通用しないんですよ、日本全土でね。これは通用しませんと言われて、大概出しかぶったことがあります。そういうことと、先ほど永田部長が努力目標をおっしゃったと思ひますけれども。

[「上野部長、上野さん」と呼ぶ者あり]

○22番（田畑久吉君） 上野部長だった。頭が悪いものですぐ間違えますので、御了解を。

そういうことと、100か所の取引先があるんであれば、もうちょっと売上げを伸ばしていただく。ゴルフでも行って一日遊んで、遊びではないけれど、やはり生産者の元を訪ねて、いい製品を作ってもらおうとか、そして販売先をもっとね、固定客をつくることと、そういうことと努力をしていただきたいという私のお願いです。以上です。

以上をもちまして、次の質問に入ります。

くまもと県北病院についてとしておひます。2月19日の熊本日日新聞朝刊に30代の医師が処方箋を偽造して、向精神薬とひいますかこれね。同僚の医師の名前を無断で使用して、その事件が発覚いたしました。また、2月25日の同じ熊本日日新聞には、診療科目を増設して、高度医療も拡充して、ここに来れば安心という、それぞれの記事が載っていたわけですが、大変良い記事と、反面非常に常識極まりない悪い記事が数日中に市民の目の前に表明化したわけです。多くの市民の皆様からの戸惑ひの声が私のもとに多くありました。2月19日の記事について、市民の大勢の方々は、詳しく事件の内容を知りたいとの声です。平凡な一般市民の心情だと察します。その事件について、市長自ら詳しく市民にお知らせする、説明する考えはお持ちではないでしょうか。

市民目線第一との日頃の藏原市長の理念・信念には、非常に私も感動しております。行政全ての執行を行なっておられる市長、市民が非常に期待しておりますので、どうか一言市民にそういった話をさせていただきたいと思うところです。

○議長（内田靖信君） 総務部長 永田義晴君。

[総務部長 永田義晴君 登壇]

○総務部長（永田義晴君） 田畑議員の御質問にお答えをいたします。

2月19日等々の件についてということでございますが、今月1日移転開設しました、くまもと県北病院でございますが、平成29年10月1日から、一部事務組合の病院から地方独立行政法人の病院へと経営形態が変わっております。玉名市と玉東町が設置した一部事務組合といたしましては、地域医療が損なわれたり、病院の経営状況が悪化したりしないよう、病院に対し中長期目標を提案する権限が認められております。病院はこの目標を達成するための中長期計画を作成するとともに、組合議会に提出して公表することが義務づけられております。

しかしながら、病院の運営に関しましては、病院が1つの法人として組合から独立した権限、責任を有しております。

したがいまして、先ほどの御質問であります、個別具体的な病院の運営に関わる議員の御質問に関しては、市として発言できる立場にございませんので、私の方からの答弁は差し控えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 22番 田畑久吉君。

○22番（田畑久吉君） 永田部長の答弁は結構でございます。市長に、一言感想をお願いいたします。

○議長（内田靖信君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 再質問にお答えいたします。

権限の内容含めて、先ほど総務部長が答弁したとおりでございますけれども、病院建設組合の組合長という私は立場でありまして、直接的な経営に関して、内容運営に関して権限は持ち得ませんけれども、理事長の任命権というものは、私は有しております。

今回、悪い方で載った新聞の案件ですけれども、ちょっと聞くところによると、警察で逮捕であるとか起訴であるとか、聞き取り等々も行なわれていないというような話でありまして、発表された記事の真偽をまずは確かめる必要があるのではないかなというふうに思っています。万が一、報じられたことが事実であるならば、これは理事長に対して、再発防止に徹底的に努めていただくようお願いしなければなりませんし、事実関係をしっかりと明確に報告をしていただかなければならないというふうに思っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 22番 田畑久吉君。

○22番（田畑久吉君） 永田部長がおっしゃったとおり、玉名市民病院から、当時から徐々にやっていますね。くまもと県北病院機構組合にまず登記されて、その次にまたこの組合を外して、くまもと県北病院機構に登録された。平成29年10月25日ですね、これは私も分かっております。だからといって、私は経営について直接ああせいこうせいということを知っているわけではないんですね。市長にその感想を聞かせていただきました。市長の答弁も適切じゃなかったかと思って聞いておりましたがけれども、それで、病院の中に今まで業務の委託について、それぞれの部門で委託契約があったと思います。県北一の病院経営の形、姿となったわけですけどね、病院内には直接の医療は別としまして、各業務の専門業者に委託業者があると聞いております。院内各業務に関して、その委託業者に変更があったのかお尋ねします。

前もって通知していますので、聞いておられた調査と範囲内をお答えください。

○議長（内田靖信君） 総務部長 永田義晴君。

○総務部長（永田義晴君） 田畑議員の再質問にお答えいたしますが、通知というか出ておりますが、先ほど申し上げましたとおり、個別具体的な病院の運営に関わる内容でございますので、私のほうからお答えできる内容ではございませんので、答弁は差し控させていただきます。

以上です。

○議長（内田靖信君） 22番 田畑久吉君。

○22番（田畑久吉君） 永田部長、あの中には設備関係で給食・清掃・受付・電話交換手・警備、多種委託部門があったと思いますね。これは新しい委託形態はどのように変更になったのかね、当然私たちは知りたいわけですよ、安心して行くために。一部ある部分については、県外の企業に決定あったわけです。今まで勤務していた方々が自ら辞職されたのを、私の伝え言葉ではありますけれども、そのようなことを身近に感じることもあります。

何日か前のことですがけれども、新聞の中に、院内清掃スタッフの募集の広告チラシを見て、非常に不思議に思ったわけです。そのチラシがここにあります。このチラシですね、清掃部大募集。なぜ不思議に思ったかといいますと、くまもと県北病院と勤務先がちゃんと指定してあったわけです。それも3月1日に開院日として公募している時点で、ベテランの電話交換手が全員辞めてしまったとか、うわさもありますし、病院の運営が順調に進むのかと心配なこともあったわけです、私は。もちろん運営に支障があっては大変なことです。そのあたりのことも説明されるべきではと私は思うのです。

このようなことは、医療技術そのものではありませんので、新病院、それも県北一の

病院のうたい文句、病院を陰で支えることも大切なことです。現在の実情をお願いします。何で聞くかといいますと、前もって言ってありますから、せめてこういうことはどうですかと聞いたことだけでも、この場所で説明してほしいんよね。玉名市議会も機能不全なっていますよ、そう思いませんか。

○議長（内田靖信君） 総務部長 永田義晴君。

○総務部長（永田義晴君） 田畑議員の再質問にお答えをいたします。

先ほどと同様ではございますが、個別具体的な病院の運営に関わる質問に関しては発言できる立場ではございませんというのは、申し上げさせていただきたいと思います。

ただ、先ほど市長も答弁されたように、重大な事案、今後の病院運営に関わる本当に重大な事案に関しては、組合長である市長からの理事長に対してのそういう中長期目標の設定であるとかいう申入れはできるかとは思っております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（内田靖信君） 22番 田畑久吉君。

○22番（田畑久吉君） 永田部長のそういった答弁は、とても私自身は納得できません。向こうに問い合わせ、大体こういうような状態になっていますというのは、病院の企業体本位を妨げるわけではないんですね。市民の皆さんに知らせて、安心を与えるための私の質問です。市民の代表で今質問しているんですね。私の個人に考えもありますけど、ほとんどは市民の声を聞いた上で質問しているわけです。そういう意味でやはり、もうちょっと病院のほうに問い合わせ、手術がどうか、治療がどうかではないんでしょう。市民の安心・安全をするためにこういう体制でやっているそうですとかね、それぐらいでいいんですよ。もうこれ以上言いません。言っても無駄です。

次に行きまして、病院内の医療体制についてお尋ねします。

くまもと県北病院の開院に向けて、熊本日日新聞の朝刊で数回にわたり大体的に報道されたことは、もう皆さん御存じのとおりです。すでに御承知のとおりだと思いますが、報道の紙面から知る限り、玉名市民、地域住民の方々は相当の期待をもって新病院の医療技術に、またその病院の体制に期待と希望を、そしてまた安心感を持たれたことと察するものです。

私も数回の新聞報道の記事の内容見る限り、そのような期待と安心・信頼につなげることが出来ますけれども、紙面の両面に大々的に全体像が、写真が掲載されてありました。これは3月28日ですか、この新聞ですね。大々的にこういったふうに載っておりました。2月28日の朝刊です。この新聞の見出しを「地域の健康を守る拠点に」「住民に寄り添う医療」、市民がじんとくる言葉が目に入ります。すばらしい病院のイメージの見出しですけども、形や大きさだけの病院ではなくて、病床数が多いだけの病院がいいとは限りません。いろんな声が聞こえてきます。それはそれとして、2月27日

の新聞報道の中に、山下理事長の言葉だと思われませんが、熊本大学との連携強化で実現できた、それはそれでいいと思いますけれども、次の、新病院は研修医の实地訓練や、ですね。診療医、研修医、研修医とはどういう意味があるのか。大学生の医学候補の生徒なのか、研修医の实地訓練や、とあり、この言葉をどのように理解したらいいのか。未熟な医者が研修のために執刀治療、实地訓練をする意味なのか、大学の研修生がそういうことをするのか、その内容を知りたいと思うんですけども、またその後、専門医の修練を積む教育病院の役割も持つとの説明が載っておりました。どちらにいたしても、新病院に来る患者さんは、手術の実験台になるのか、治療の実験、实地訓練の試験台になるのか、そう思われる言葉から読み取れるわけですね。教育のために執刀や治療や診断をされるのか、一般の市民からの感覚で言います、今述べたような事態を想像するのです。これも市民から、何人からもそういった声が寄せられます。「田畑さん、こういうことはっきりとやっぱり言ってもらわんと困るよ。」と、私もその声を聞いて、今日この質問をしておりますけれども、多くの市民の皆さんから、このような大変心配な声が届きました。市民、近隣の皆さんに、信頼と安心の言葉をお示し願いたいと思います。

○議長（内田靖信君） 総務部長 永田義晴君。

○総務部長（永田義晴君） 田畑議員の再質問にお答えいたします。

今おっしゃったところの、新病院での研修医の訓練の場という理事長の御発言だったということですが、研修医制度というのは、私も詳しくは存じませんが、多くの病院で行なわれていることではあると思います。それが直接患者さんに対する、患者さんを実験台にするとか、決してそういうことではないというふうに思っております。その他、先ほどから申し上げておりますとおり、病院の運営に関して細かなところに関して、一つ一つ個別具体的な運営に関しましては、私の市として発言できる立場にございませんので、答弁は控えさせていただきます。これ以上の答弁は控えさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（内田靖信君） 22番 田畑久吉君。

○22番（田畑久吉君） 答弁はそれでいいと思いますけれども、そういうことで通されるのであれば、この議会も、玉名市等々もね、機能不全ということしか私は思いません。

この場で振り返ってもらえる答弁だと思いますので、次に進みます。

廃墟となった現玉名中央病院の跡地について、私は以前この玉名市議会一般質問の席で、この病院の跡地の利用開発について、最善の有効利用の計画を新病院の開院時期には明示して、その方向性を具体的に示すべきとの意向を申し述べまして、執行部関係に強く要望をお願いした記憶がございます。それは何故かといいますと、行政には時間の無駄な期間を出してはいけないとの私の指摘のもとです。それが日々の無駄となるから

ですね。そのこと自体が民間企業においても同じであるとの理念は、私も持ち合わせております。この玉名中央病院の跡地は多様な角度から考えても、玉名市内では一等地と判断いたします。教育的な面から考えても小学校、中学校、高校、JR玉名駅にも非常に近くて、そういった環境の場所にあり、玉名温泉も近くにあります。課題である定住促進地としても、また諸々の企業誘致にしても、条件の優先順位が非常に高い跡地と判断します。私は関連の執行部に強く要望した考えで、跡地の有効利用には非常に期待として、今の時点で新病院の開院と同時にその方向性を発表されるもの思っておりました。現時点でその第一歩の方向性さえも示されないのは、どのような構想を練っておられるのか、未発表なのか、計画性を持っておられるのであれば、お示し願いたいと思っております。このこと自体に一度も説明がないのはいかがなものかと、非常に異常とも私は感じます。2月25日の熊本日日新聞の報道を見て、市民はただその紙面を読んで拍手で歓迎されただろうか、そういった疑問を持ちます。今日まで玉名中央病院近隣にお住まいの市民の多くの皆様方の心情は、いかばかりかと、決して忘れてはいけないと私は思います。そんな心痛な思いでこの局面を深く受け止めるものです。市当局といいますか、市長のそのへんの理念・信念とするところをお伺いしたいものです。

市長、ちょっと簡単で結構です、一言お願いします。

○議長（内田靖信君） 総務部長 永田義晴君。

○総務部長（永田義晴君） 田畑議員の再質問にお答えいたします。まず、私の方からお答えさせていただきます。

先ほど申し上げましたとおり、玉名中央病院の跡地でございますけれども、これも病院が所有する財産でございます。その跡地利用についても、病院のほうで検討されるべきことであり、市として発言できる立場にございませんが、病院跡地の利活用の問題が近隣住民の皆様にとって大きな問題であるということは、十分に認識をいたしておるところでございます。そのため、新病院への移転後の広大な土地・建物が近隣住民の皆様の不安材料とならないために、早期に利活用方針を決定していただくよう、組合長である市長より、病院の理事長に申入れをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） ただいまの御質問で、総務部長が答弁したとおりでありまして、組合長である立場で、くまもと県北病院の所有する土地、それから建物になるものから、市のほうで勝手にできるものではありません。ただ、やはり将来的なビジョンというものは持つべきだろうと思っております。

先般、先週だったと思いますが、西部地区の商店街の方々も来られて、どのようなスケジュール、どのような進み具合でしょうかというようなお尋ねがありました。私のほ



うでお答えできることではないんですけれども、今理事長にお願いをして、私が知り得る範囲での情報として、2月末をもって移転をしました。入院されていらっしゃる患者さん方も新病院に移動されました。当初は、1月にはプロポーザルで新しい選定をやって進めていくというようなお話を伺っていたんですけれども、実は全ての患者さん、あそこから人をすべて出払った状態の中でないとアスベスト調査ができないというふうに伺いました。アスベスト調査が結構な期間かかって、なおかつ、それが調査次第では億単位で解体費が変わってくるというようなことを伺いましたので、もうしばらく先になるんだろうというふうに思います、というふうにお答えをしました。そして、でき得るならば、私の考えとしては、やはり地域の活性化に大きく寄与できるところにプロポーザルの中で提案をしていただいて取っていただきたいということと、あとは西部商店街であったり、地域の方々にとって、いろんな意味で利用していただけるような場所になるというようなことを願っているというようなお話をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 22番 田畑久吉君。

○22番（田畑久吉君） その話合いをする時間は十分あったと思いますので、今の問いかけをしたわけです。それには十分、今市長の考えが伝わりましたので結構です。また、2月28日に熊本日日新聞に、藏原市長の理論がずっと載っていますけれども、要望なり何なり、前田町長も載っています。この理論に、信念に従って、今おっしゃったとおり、玉名市民が安心してそれを利用できる開発とか、企業誘致、定住促進のために、ぜひ、早急にそういった具体策、組合長としても意見を申し上げて、病院に、そのへんを進めていただきたいと願って、一般質問を終わります。

○議長（内田靖信君） 以上で、田畑久吉君の質問は終わりました。

引き続き、一般質問を行ないます。

3番 吉田憲司議員。

[3番 吉田憲司君 登壇]

○3番（吉田憲司君） こんにちは。3番、創政未来の吉田憲司です。

傍聴席の皆様、そして画面越しに御覧の皆様、傍聴していただきありがとうございます。本日もよろしくお願いたします。

さて、時がたつのは早いもので、今年が改選の年です。あと選挙まで8か月となりました。私が生まれて初めてここで一般質問をさせていただいたときには、有明広域消防本部と玉名中央病院のことを質問させていただきました。藏原市長も本議会開会のあいさつの中で、消防の新統合庁舎と新病院のことをお話しになりました。

本日再度、この問題を含む質問をさせていただきたいと思います。

では、まず最初の質問は、本市における消防体制と救急医療体制についてであります。この議場から見えます、元の玉名消防署は、今は人も車両も空っぽになってしまいました。あの前を通るたびに何か涙が出そうになります。いろんなことがありました。明日で東日本大震災から10年です。有明消防からも第1次隊、第2次隊、総勢25名が福島を通り仙台へ向かいました。

私は昭和63年に採用され、半年間県の消防学校で教育訓練を受けた後、最初に配属されたのがあの玉名消防署でした。その後、119番を受信する司令課、総務課、警防課、玉東分署、西分署等々、そして平成29年3月に退職するときもあの玉名消防署が最後の部署となりました。あの場所から様々な現場へ向かいました。目を覆いたくなるような悲惨な交通事故、荒れ狂う炎と格闘し、鎮火後に発見した御遺体、菊池川の濁流に飛び込み救えた命、気の遠くなるような斜面の昇り降りをした山火事、そして熊本地震で益城町へ急行し、何回も襲ってくる大きな余震の中、救えた命と救えなかった命、様々な命を見つめてきました。

消防は、地域住民に一番密着した行政サービスであると思います。その拠点の一つがなくなり統合され、一抹の不安と寂しさを覚えます。しかし、これも時代の流れなのか仕方のないことかもしれません。

それでは最初の質問は、本市から有明広域消防本部へ支出しています消防負担金の昨年度分、本年度分、そして来年度分の負担金額と、本年度令和2年度分の各構成市町の負担割合をお伺いいたします。

○議長（内田靖信君） 総務部長 永田義晴君。

[総務部長 永田義晴君 登壇]

○総務部長（永田義晴君） 吉田議員の御質問の有明広域消防本部への負担金についてお答えいたします。

令和元年度からの3か年について、当初予算への計上額を申し上げます。

令和元年度が8億706万4,000円、令和2年度は8億4,730万1,000円、令和3年度は8億2,014万3,000円で、2年度と比べまして2,715万8,000円減少しております。これは負担金の算定基礎になります普通交付税の合併算定替が終了し、一本算定になったことが主な理由でございます。令和3年度は一本算定により普通交付税が減少するため、負担割合、金額ともに減少することになります。

次に、令和2年度における構成市町ごとの負担金額とその割合でございますが、まず、玉名市が、先ほど申し上げました8億4,730万1,000円で41.27%、荒尾市が5億5,107万円で26.84%、長洲町が2億1,456万5,000円で10.45%、和水町が1億9,251万5,000円で9.38%、南関町が1億5,326万1,000円で7.46%、玉東町が9,459万1,000円で4.61%となっております。

なお、令和3年度は先ほど申しあげました一本算定によりまして、玉名市の負担割合については39.65%でございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 3番 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） 答弁をいただきました。大体、毎年8億円超を玉名市は支払っていると。負担割合でいくと2市4町の中で40%ぐらいを負担しているということでした。これを踏まえまして、次に消防本部と玉名消防署の新統合庁舎の配置についてお伺いします。

まず、この統合庁舎のもともとの経過としては、平成23年5月に統合庁舎の建設に関する分科会が開催され、候補地を玉名市役所旧庁舎跡地と元の玉名消防署の拡張案の二つが一度了承されています。それから後は省略しますが、紆余曲折あって10年後には、現在の玉名工業高校の東側になったということです。

まず、各署、各分署の位置関係をおさらいというか再確認をしたいと思います。画像をお願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○3番（吉田憲司君） この地図が管内の地図なんですが、中央のバツ印、これが玉名消防署、なくなって築地の消防本部に移転した矢印になります。長洲分署もバツ印ですが、現在建設中で、国道501号線の北側へ移転をします。荒尾消防署と緑ヶ丘分署ですが、これは8年前に、荒尾消防署がもともと競馬場の近くから移転をするとき、今回の玉名と同じように統合するはずだったんですが、地元の反対により今現在もそのまま残っています。

また、玉名消防署が築地に移転したことで、玉名消防署であっても、荒尾市の金山、赤田、府本、長洲町の宮野、折崎などには、火災となれば玉名署全員が出場することになります。見ていただければわかりますが、玉名消防署は360度全方位に出場しなければなりません。しかし、荒尾消防署、緑ヶ丘、長洲もそうですけど、出場範囲が玉名と比べる限定的です。北側は大牟田市、西側は有明海で出場する必要はありません。これが当初の計画が変更に変更が重ねられたことで、2市4町のバランスが崩れ、玉名市にとって大きな影響を受けています。このことで、今度はくまもと県北病院が移転したことに伴い、ワークステーション構想を来年度からやる予定だそうです。昨年の有明広域の組合議会の私の一般質問にそのように答弁をされました。このワークステーションとは、救急車を県北病院に出向させ、待機をさせて、そこから現場へ出場させるというものです。その件について市長も承知をされていると思いますが、この新統合庁舎が移転したことによって実施されるワークステーションの件について、どのような見解を持っておられるのかお伺いいたします。

○議長（内田靖信君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 吉田憲司議員の御質問にお答えいたします。

今年度消防本部と玉名消防署の新統合庁舎が完成しまして、3月から正式に移転をされ運用中でございます。

このたびの統合に伴い、玉名消防署と玉名消防署西庁舎に分散していた人員、車両、資機材が集約することによって、玉名市としての消防力は強化されたというふうに思っております。

また、配置につきましても、玉名市内で住宅が密集、かつ人口の増加が見込まれる市街地付近に移転したことで、延焼のおそれが高い市街地への出動時間の短縮と初動での有効的な人員、資機材の投入が可能となって、火災に対する消防力は非常に高まっております。

また、旧玉名消防署が位置していた玉名市東側についても、県北病院内に救急ワークステーションが設けられることで、消防力の強化が図られるものと認識しております。

しかしながら、救急ワークステーションを運用することによる人員と資機材の分散を議員は懸念されておられるんだろうというふうに思いますけれども、今後、効果的な運用が図られるように、また課題が解消されるように、救急ワークステーションの運用を始めて、動向をしっかりと見ながら、今後も消防本部において、消防力の強化に向けた全体的なことを含めての検討がなされるように、私からも進言をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 3番 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） 答弁をいただきました。

ワークステーション構想は、大都市の消防は病院の中に24時間勤務でやっているところもあります。これは人員に余裕があるところです。それから救急隊専属のところ、ここは病院の中が消防署化してしまっていて、そこに救急隊がいるということなんです。有明広域のような規模では私はこれに反対の立場です。場所はともかく、さっき市長がおっしゃられたように、せっかく新統合庁舎が完成し、職員の数の塊が大きくなりました。様々な災害に対応するバリエーションが増えたことは確かです。それをわざわざ解体するのであれば、統合した意味さえなくなります。

また、救急隊であっても火災のときはポンプ車に乗り換えて現場に出場しなければなりません。その対応もできなくなり、消防力は低下をします。さらには、他の隊との連携訓練や消防といえども行政ですので、事務処理、報告書の作成等もその間はできなくなります。それに、県北病院へ出向するのは平日の昼間のみと伺っております。これを行なうことによって、プラス面とマイナス面があると思いますが、私は市民にとっても、

それから職員にとってもマイナス面のほうが大きいのではないかと思います。私はもう一度検討する余地があると思います。そのことを指摘させていただいて、次の質問に移ります。

では、今後の消防体制について伺います。

私は、先月2月の有明広域の組合議会で一般質問をさせていただきました。

内容はもちろん、当初の計画から外れて荒尾消防署と統合しないで緑ヶ丘分署が8年も存続していることについて質問しました。ところが、執行部の答弁の中で、現在建設中の長洲分署と南関分署を基幹分署として格上げをし、人員の増員を示唆する答弁がありました。

もう1回、あの地図を見ていただければいいんですけど、分署は全部3名勤務です。救急車が出たら消防車は出れません。消防車が出たら救急車はできません。この答弁に私が驚いたというか、今より管内の西側はさらに消防力が増強されるということです。有明海側に、長洲が増員されると。私は東側の天水分署、玉東分署、菊水分署などが管轄する管内の東側の住民にとってはあまりにもアンバランスというか、これは江田議長おられますが、広域の議会ではあまり言えないのですが、2市4町の中で一番負担金を支出している玉名市サイドから見ると、ちょっと厳しいかなと思います。私は、地図を見てもらえればわかるんですが、天水分署を増強するんだったら理解できます。というか、今の状況で逆に天水分署を増強しなければならないと思います。

そこで、市長にお伺いします。

玉名消防署が統廃合され、管内の消防体制が西側に偏りました。さらには、長洲分署と南関分署が基幹分署として増強されるこの方針について、玉名市のトップとしてどのような見解をもっておられるのかお伺いします。

○議長（内田靖信君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 議員の御質問にお答えします。

玉名市における消防体制については、2市4町全体で組合として消防本部が運営されております。そのため、2市4町全体で均等に消防力の底上げ強化があるべき姿かというふうに思っております。その一環として、今年度有明消防本部においては、新統合庁舎の運用開始、長洲、南関分署の庁舎建設と、消防力の強化に努めておられるところでございます。

また、今年度から消防職員の定数10名増員し、徐々に人員の確保に当たられる予定というふうになっております。その中で、議員が述べられたように、今後、長洲、南関分署を基幹分署に格上げし、人員を増員したところで運用を行なう予定となっております。人口分布、立地等を抜きに各部署の配置を見ると、全体的に西側に配置され、消防力の偏りがあるのではないかというふうな見解もございします。私の立場としては、玉

名市民の安心安全のため、玉名市の消防力を強化していただきたいと声を大にしたいところでありすけれども、逆をいえば、他市町においても同じことを思っておられるはずだというふうに思います。

今後、議員が懸念されている消防力の適正な配置につきましては、天水分署の強化はもとより、大義としては、2市4町全体で均衡に消防力の強化が図られるように、さらなる検討を要請し、進言を行なっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 3番 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） 市長から答弁をいただきました。市長も苦しい立場だと思います。2市4町の協調性といいますか融和も大切だろうと思います。それもわかります。ただ、玉名市としても応分の負担を納め、それで市民の生命・身体・財産を守ってもらうという広域行政サービスを合議制で運営されているとしても、大変恐縮ですが、玉名市のリーダーとしてももう少し玉名市としての立ち位置を主張されてもいいのかなというふうに思います。

今後も、私は29年間の経験を踏まえ、市民の安心安全が有明広域の中で不利益とならないように意見を伝えていくのが私の使命だと思っています。どうか市長におかれましても、2市4町をもう少し高い位置から俯瞰をしていただいて、今後、組合の理事として奮闘されますことをお願いして、次の質問に行きます。

[3番 吉田憲司君 登壇]

○3番（吉田憲司君） 次の質問は、先ほどの田畑議員と少しかぶりますが、先日オープンしました、くまもと県北病院についてであります。

県北病院については、前回は質問させていただきましたが、また、不祥事が発覚をいたしました。この大事な時期に医療以前の問題ばかりで、市民の間では、新病院に対して期待と同時に不安が入り混じって心配しておられると思います。

画像をお願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○3番（吉田憲司君） これは私、パソコンで打ってまいりました。

一番上からずっと列挙してありますが、一番上が28台のパソコンにソフトを不正ダウンロードしたと。和解金を支払った後もずっと使用を続けていた。看護師が飲酒運転を起こし略式命令を受けるが病院は内規に反し公表しなかった。男性事務職員が17か月間、月平均138時間の残業手当を受給していた。看護師が抗てんかん薬と睡眠薬を2年間に10数回盗んだ。常勤の医師と偽り、診療報酬加算過大請求が発覚し、九州厚生局から指摘を受け9,000万円を返還した。禁煙を要件とする診療報酬加算を年間2,500万円請求しながら病棟の地下で職員が喫煙をしている。前理事長が研究費か

ら高級外車を購入。そして今回の医師の処方箋偽造が発覚しました。

これらはすべて組織の体質だと私は思います。組織の統制が、ガバナンスが全く取れていないように見えます。市役所でも有明広域消防本部でも、こういうことがあればどこかの段階でチェックが入るはずですが。

今回、病院側は事実関係は認めたが調査の予定はないとコメントしています。

また、理事長のコメントも「重大なことだと思っていなかった。偽造の疑いは感じたが詳しく聞かなかった。」と、どこか人ごとのコメントで私はびっくりしました。

このコメントを市民はどんな気持ちで受け止めておられるのでしょうか。

私は、市民の命を守る医療機関のトップの認識としてはいかがなものかなというふうにあります。理事長が交代されても、今なおこのような不祥事がなぜなくなるのか、理事長の任命権限である市長にその見解をお伺いします。

○議長（内田靖信君） 市長 藏原隆浩君。

[市長 藏原隆浩君 登壇]

○市長（藏原隆浩君） 吉田議員の不祥事はなぜなくなるのかについての質問にお答えします。

病院の運営に関しましては、先の12月議会で、吉田議員の質問に対して、総務部長からも答弁しましたとおりでありますけれども、市が直接関与する権限がございませんけれども、先般報道でありました、向精神薬の不正取得など、くまもと県北病院の一連の不祥事に対しましては、組合長である私自身も大変遺憾に思っているところでございまして、理事長に対して、再発防止に努めるように求めてまいりたいと思っておりますし、これからもより一層のコンプライアンスとガバナンス、遵守と管理というものを強く理事長に求めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 3番 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） 答弁をいただきました。よろしく願いしておきます。

では、次の質問に入ります。

病院の給食食材の納入について伺います。これまで病院で調理される食材の多くが地元の業者さん、お店から調達、納入されていたそうです。

しかし、新病院に移転するタイミングで説明会があり、見積もりを提出し、しばらくすると、地元業者さんとは契約、取引をしない旨の連絡が届いたとお聞きをしました。ただでさえコロナの影響で厳しい状況のところが多い中に、この出来事はかなりショッキングなようでした。民間の医療機関ならまだわかりますが、税金が投入されている公的な病院ですので、病院も市も、地元の業者さんも含めて、共存共栄という観点もあります。この店を使ってくださいというのは、これ絶対に言えませんが、やはり地元の業

者さんを優先的に使っていただきたいと思います。

この事態を重く見た玉名商工会議所からも会頭名で、市長への要望書が提出をされていると思います。今後どのような対処をされるのか、市長にお伺いをします。

○議長（内田靖信君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 御質問にお答えします。

くまもと県北病院の給食食材納入についてお答えいたします。

この件に関しまして、議員も各方面から情報収集され、御心配されているかと存じますがけれども、まず、玉名商工会議所からありました要望について御説明します。

玉名商工会議所からの要望の趣旨としましては、地域経済振興のため、食材物品等の納入業者は、できる限り地元玉名市の事業者を採用していただきたい旨を病院機構へ申し入れてほしいというようなことでありました。

これを受けて私の対応についてなんですけれども、この商工会議所からの要望をいただく前に、幾つかの事業者から、吉田議員が情報聞かれたのと同じように、公立玉名中央病院からくまもと県北病院に移行したことによって、新しい取引ができなくなったといった相談が幾つもございました。それで、直ちに病院機構に確認したところでございます。機構からは、給食業務も非常に大規模であって、災害時等を含め継続的な食材供給の確保が必要なことや、見積りの結果によるものであるというふうに説明をそのときは受けました。

しかしながら、玉名市に立地する、先ほど議員が申されたとおり、地域病院である以上、地域経済への寄与についても考慮いただいて、できる限り地元業者を使ってもらいたいというような要望を強く、理事長を通して申し上げました。

その結果、先日の開院までには、公立玉名中央病院で取引をされていた、要は前身の場面で取引をされていた約20くらいの地元の事業者のほとんどが、取引数量は若干減ったものの納入取引が継続されているというふうに聞き及んでおります。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 3番 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） 答弁いただきました。

市長、私ですね、情報収集は全くしてないんですよ。自然に入ってくるんです。私もやっぱりどがなかせないかんという思いで、こういう質問をしてるんですけども、ただ、市長が言われたとおり、要望書が来る前に市長が動かされたという、スピーディーな対応ありがとうございました。

やはりこの対応ができるのは市長しかおられません。そういった関わりを、どんな別組織と言われても、やはり注視をして、今回のように軌道修正をしていただくことで、地元の業者さんにとっても、ひいては玉名市とってもプラスになるんだろうと思います。



では、病院の最後の質問は、これは前回12月議会でも質問しましたし、先ほどの給食の食材とかぶる部分がありますが、県北病院への関わりについて伺います。

12月の私の一般質問に、先ほどもありました、市長は病院理事長の任命権者ではあるが、病院の組織の運営等には法的には本市が直接関わるような権限はございませんと、総務部長から答弁をいただきました。また、財政については、玉名市から支出をしているので、財政的な関わりはあると答弁があったと思います。しかし、またもやこれだけの不祥事が発覚をして、市民への信頼回復は、新病院のオープン前からつまずいた形となりました。市民の命を守る大きな公的病院の組織の中で、何が起きているのでしょうか。一部の人たちの誤った判断によってこのようなことが繰り返されています。

一連の不祥事や、先ほどの地元業者さんの問題等々、この状況を打開するためには、先ほどの給食食材の件のように、法的かどうかは別にして、財政支援をしている地元自治体からの立場から、忠告なりアドバイスなりはあつてしかるべきだと私は思います。まずは市民から信頼される医療機関として、オーナーである玉名市、玉東町と一緒に立て直し、経営の安定化を図っていかねばならないと思います。新病院に対する今後の関わりについて、市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（内田靖信君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 議員の御質問にお答えいたします。

先ほど申しましたとおり、くまもと県北病院の経営につきましては、病院が一部事務組合から独立した権限、責任を有しておりますことから、病院のオーナーが玉名市と玉東町が設置した一部事務組合であるとはいえ、法的には本市が直接病院に関与する権限は持っていないということでもあります。

しかしながら、病院組合には、病院自体に対して中長期目標を提案する権限というのが、提案する権限ですね。指示、采配する権限は持ちえませんが、提案する権限が認められておりますとともに、病院には、目標を達成するための中期計画の作成、組合議会への提出、公表が義務づけられております。さらに、病院の運営状況については、組合議会に報告することとなっております。このように、包括的に一部事務組合の組合長、病院議会議員を通した形で病院に関わっていくことが認められています。

今後、くまもと県北病院が県北の拠点病院として、しっかり機能して、市民の皆様が充実感と安心感の中で笑顔で暮らせるよう、病院議会の議員の皆様ともしっかりと協力をして、組合長としての役割を果たしていきたいというふうに考えております。

また、これまで病院事務、契約事務の適正化、それから効率化のために、市職員の人員派遣等を行なってまいりましたが、これらにつきましても、引き続き可能な限り支援を行なっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 3番 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） 市長から答弁いただきました。ありがとうございます。

これは通告してないんですけど、市長に再質問をしたいと思います。

処方箋の偽造の件なんですけども、九州厚生局の麻薬取締部の立入検査が実施をされました。その方は今も勤務をされているのか、それから、組織の中で何らかの処分があったのか知っておられたらお伺いしてよろしいでしょうか。

○議長（内田靖信君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） ただいまの質問に知っている範囲でお答えしますと、今も勤務されておられるかどうかは確認しておりません。厚生局の検査が入ったという情報は伺っておりますけれども、その後の結果についてもまだ報告はいただいておりませんので、おそらく結果が出ていないのではないかと思います。想像です。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 3番 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） ありがとうございます。

先ほど、田畑議員も申されましたが、今後は中心市街地でもあります、元の中央病院の跡地の問題もあります。本当に近隣にあった駐車場はもぬけの殻です。西部商店街にも本当に人がいなくなりました。これは私の地元のみならず、多くの市民が旧庁舎跡地と並んで注目している問題だと思います。跡地ばかりを指摘して申しわけないんですけど、本当に跡地は市内の1番いいところです。市内の活性化につなげていかななくてはならないと思います。

最後に、このことだけは声を大にして言っておきたいというふうに思います。

多くのドクター、それからナース、事務職員はこのコロナ禍、一生懸命医療従事者として、誇りを持って、ある意味自分自身を犠牲にして日々頑張っておられます。そのことに本当に感謝申し上げたいというふうに思います。

その感謝を申し上げて、次の質問に入りたいと思います。

○議長（内田靖信君） 吉田憲司君の一般質問の途中ですが、議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 2時02分 休憩

---

午後 2時15分 開議

○議長（内田靖信君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を続けます。

3番 吉田憲司君。

[3番 吉田憲司君 登壇]

○3番（吉田憲司君） 次の質問は、ウィズコロナ・アフターコロナにおける市の施策に

ついて伺います。

まず、学校規模・配置適正化についてであります。このコロナによって生まれてくる赤ちゃんの数にも大きな影響が懸念されています。戦後1949年ごろの第1次ベビーブーム、その後、1973年ごろの第2次ベビーブームが起きました。しかしながら、社会情勢や価値観の変化により、第3次ベビーブームは起こりませんでした。そして、この少子化の流れにさらに拍車をかけているのがコロナです。昨年2020年の全国の婚姻届け出数は約54万組、前年と比較しますと7万8,000組減少し、減少率は12.7%です。また、生まれた赤ちゃんの出生数は、2019年は86万5,000人、昨年、2020年は84万人と推計をされています。このコロナの影響が出始める今年2021年の出生数は、先ほどの婚姻数等から試算すると80万人を割り込み、79万人と推計をされています。このことで、国が推計していた少子化のスピードが、このコロナによって10年早まったとの報道がなされています。このことで、人口減少に対する備え、対策が急務となり、施策や予算の優先順位も高くせざるを得ない状況になっています。

そのような中、学校規模・配置適正化基本計画に基づいて、現在、天水中学校校区の学校づくり委員会が開催されています。私も傍聴させていただいておりますが、なかなか厳しい状況のようです。しかし、そうこうしているうちに子どもたちの数はどんどん減っていきます。5年後に新1年生で入学が見込まれる、現在1歳の子どもは、玉名市全体で464人です。これを天水地区だけで見ると、男子11名、女子15名、合計26名です。玉水小、小天小が仮に合併したとしても、26人ですので1クラスです。このような危機感から委員会に出席されていた保護者からは、「今合併しないと、何年か後は今度は横島を含めたところで合併せなんごとなるかもしれんばい。」という意見が述べられています。

それで、横島地区の同じ1歳の人数を調べてみました。男子13名、女子14名、合計27名です。仮に天水地区と横島地区が合併しても2クラスです。ちょっと昔になりますが、私たちのもう一つ上の世代は、大野、睦合、築山、滑石が一緒になって、岱陽中学校とか岱南中学校がありました。今の栗崎団地、あそこも昔は錦水中学校でした。錦水中学校と小田中学校が合併して玉陵中学校ができました。このように、ひと昔前もそうであったように、近い将来、今の小学校校区や中学校校区を越えた合併も可能性がゼロではないような気がします。

この学校規模・配置適正化基本計画の1学年2クラスを堅持するためには、もう、中学校校区内の合併だけでは収まらず、お隣の荒尾市がされたように、中学校の統廃合も視野に入ってくるのではないのでしょうか。

少子化のスピードが一気に加速しているこの状況で、今後の方針をどのように考えて

おられるのかお伺いします。

○議長（内田靖信君） 教育部長 西村則義君。

[教育部長 西村則義君 登壇]

○教育部長（西村則義君） 吉田議員の質問にお答えいたします。

1 2月議会で答弁いたしましたとおり、現在、2次計画の策定に向け、玉名市学校規模適正化審議会を設置し、協議を始めたところでございます。コロナ禍において、生活や価値感が変わり、10年前の計画策定時とは状況が大きく変化し、国において令和3年度から5年かけて、小学校全学年で1クラス35人とすることが示されるなど、少人数によるきめ細かな指導が求められているところでもございます。

かつてないほどのスピードで変化する社会情勢の中で、より時代の変化に応じた計画を策定したいと考えております。

今後10年間の玉名市学校規模・配置適正化基本計画については、令和3年度玉名市学校規模適正化審議会において、慎重に議論してまいります。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 3番 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） 答弁をいただきました。

議論のスピードもスピードアップしていただきたいと思えます。

学校づくり委員会の中で、ある保護者の方が、先細っていく市の財政面のことにも触れられています。熊本市教育委員会は、2022年度から学校のプールを近隣の学校で共同利用することや、民間のスイミングクラブを活用するなど、モデル校を指定して検証すると発表しました。私はやっぱりプールは学校にあったほうがいいと思えます。プールは防火水槽の役目もしています。だから1年間ずっと水が溜めてあります。ただ、1年の中で2か月ぐらいしか使用しませんので、夏休みのプール開放を今しない学校もあります。維持費等を勘案すると、そんな検討もせざるを得ないのかもしれないかもしれません。

このようにスピードアップする少子化の問題、それから、財政の問題、公共施設としての問題、そして、デジタル化の進化などがありますが、時間はどんどん流れています。時間は待ってくれません。ある意味、コロナと共に時代の転換点を迎えているような気がします。学校づくり委員会の運営方法や議論の論点を精査して、教育委員会として、また玉名市として、力強い方針、メッセージが必要ではないかと思えます。

いつかの一般質問でも述べてまいりましたが、私は単純に友だちは多いほうがいいと思えます。多くの違った意見、考え方、価値観を学ぶにはある程度まとまった数が必要です。来年度からタブレットが導入されますので、多様な意見はそれで知ることができるかもしれません。しかし、実際の集団の中で、日々の授業、休み時間、クラスマッチあるいは運動会、文化祭、そしてその中で協調性だったり、責任感、助け合う心、リー

ダーシップ等を学び、育み、それが笑顔をつくる10年ビジョンの中にも書かれていますが、子どもたちの未来を生き抜く力につながると信じています。

それから、10年ビジョンが出てきましたので、北本議員や前田議員も指摘をされていましたが、この8ページに、県内唯一の小学校全学年35人学級できめ細やかな教育ということが書かれています。これが廃止をされます。非常に残念で仕方ありません。しかし、それ以上に残念だったのが、1日目の答弁で、教育長は財政が厳しいから、市長は人材不足だと。廃止する理由が市長と教育長で認識が違っていたということに驚いたというか、私はがっかりしました。このような状況で仕事をしている部下の皆さんもがっかりされたんじゃないかなと思います。何かの答弁だったと思いますけど、つながりシートを幹部の方も共有していただきたいと思います。

そのことを指摘して、次の質問に入ります。

次は、市内5校の高校への支援について伺います。

昨日と今日は公立高校の後期試験の日でした。もうお昼ですので終わっていると思います。受験生の皆さん大変お疲れさまでした。あとは合格発表を待つのみです。

しかし、今合格発表も掲示板でないですもんね。全部インターネットで合格発表がされる。なんか寂しいなと思いますが、ただ、今年の後期試験の出願者数も公立高校にとって大変厳しいものになりました。私たちの時代は、行きたくても受験さえ簡単にできなかった玉名高校でさえ3年連続で定員割れ、その他近隣の岱志高校、玉名工業高校、北稜高校、すべての学校で募集人員に達していません。また、募集人員の半数にも満たない学校もあります。これは熊本市内の学校や、スポーツや学力で私立高校希望する生徒が多いことが考えます。しかし、1番の要因は少子化によるものと考えられます。私事ですが、私は小さいころから玉名高校のすぐ近くに住んでいました。小学校のころから玉名高校で遊んでいるんですね。夏休みのラジオ体操も玉名高校の玄関の池の前でラジオ体操をやっていました。そして、私は普通に玉名高校に入れると思ひ込み、入学したら応援団のリーダーをするのが夢でした。しかしそれは単なる思ひ込みで、その夢は儚く消え、私は熊本工業高校で野球に青春を捧げることになりました。

話を戻しますが、私たちはよく玉名市内には高校が5校もあります、と胸を張ります。しかし、このような状況が続くと4年前の南関高校、2年前の多良木高校のように、県教育委員会は無情な判断を下す可能性があります。いや、すでに検討しているかもしれません。そのような状況だけは絶対に避けなければなりません。

そこで、地元自治体としても地元の高校に進学してもらえようような支援をするべきではないでしょうか。

例えば、市内の中学生が市内の県立高校に進学すれば、制服の代金を補助するとか、また、私立高校も含め、市内には県内全国でもトップクラスの部活動がたくさんありま

す。先日、専大玉名高校のラグビー部は、県内で初優勝を飾りました。ブラスバンド部の専大玉名高校とそして玉名女子高校、さらにはレスリング部の北稜高校と玉名工業高校があり、みんな頑張っています。そこで、楽器だったり、ユニホームや道具の補助をバックアップすれば、部活動もさらに活発になり、強くなって、そして保護者の負担も軽減され、入学希望者が増加することが期待できるのではないのでしょうか。

このように、地元の高校を進路として選択肢の中に加えてもらえるよう、本市としてバックアップするという施策について、どのような見解を持っておられるのかお伺いいたします。

○議長（内田靖信君） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 吉田議員の市内5校の高校への支援についてお答えいたします。

令和3年度熊本県公立高校入学者選抜における出願者数では、議員も御指摘されたとおり、玉名高校、北稜高校、玉名工業高校の一部の学科で定員に満たない募集の状況、いわゆる定員割れの状態となっております。

また、玉名女子高校や専修大学玉名高校といった私立高校においても、生徒の確保に大変苦慮されているものと思っております。定員割れの理由としましては、少子化問題が第1に上げられますが、通学区域の再編や入学者選抜学区外枠の拡大によるもの、また、私立学校への進学につきましては、国の就学支援金制度による経済的支援のほか、大学への進学実績の高さやスポーツなどの実績の高い市外の高校への進学を希望する傾向にあるのではないかと考えております。これは県内共通の傾向ではないかと認識もしております。

本市には、高校が5つあるということで、定住促進をはじめ、教育、文化、産業などの振興に果たす役割が非常に大きく、今後も必要不可欠な存在であると考えておりますので、定員割れとなっている現状については危惧しているところでございます。

議員御質問の市内5校の高校への支援につきましては、継続した取組の一つとして、本年度から市内の高校生も参加する、玉名未来づくり研究所で、若者が若者目線で市の魅力や課題を見出し、「玉名に住んでみたい、住み続けたい、私たちが帰ってきたい玉名を創る」の実現に向けた活動を支援することとしています。このように、若者自らがまちづくりに関わる仕組みを構築し、学校や地域、企業や行政が相互に連携することで、まちの活性化やにぎわいの創出につなげ、若者に面白いと思ってもらえるような地域づくりや特色ある学校づくりにより、若者の市内定着や市外からの入学者の増加につながるものではないかと期待しているところでございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 3番 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） 答弁いただきました。熊本工業高校に行った私が言うと、あんまり説得力がないんですけど、部長よろしく願いしておきます。

皆さんは春といえば何を思い浮かべますでしょうか。私は春といえばやはり選抜高校野球です。来週の金曜日、3月19日から甲子園で選抜高校野球大会が始まります。今回、無観客じゃないそうです。昨年秋、九州大会で見事優勝した長崎県立大崎高校が出場します。九州チャンピオンです。大崎高校は全生徒数が約120人、長崎県西海市の大島にあります。島の人口は約5,000人だそうです。しかも2年半前まで野球部員はわずか5人だったそうです。なぜ典型的な過疎の高校が九州大会で優勝し、甲子園に出場できたのでしょうか。話せば長くなるのですが、まず、監督さんは中途採用で市の教育委員会の正職員です。グラウンドは合併前の町がつくった野球場で練習をしています。そして極めつきは、西海市の青少年育成基金から、高校の後援会に3年間で8,500万円が支出をされています。これは寮の建設などの補助に当てられたそうです。もちろん優秀な生徒のスкауティングをされたと思いますが、そんなに簡単に甲子園に行けないというのは、私が一番わかっています。しかしそれが現実のものとなりました。しかも九州チャンピオンです。それは人口2万7,000人の西海市が過疎地にある小さな高校でも、真剣に本気で一丸となれば甲子園に行けると信じて、それを実行したからだと思います。これは一つの成功事例ですが、私はこの小中高に及ぶ少子化の問題は、今後、地方自治体にとっては、自治体が存続できるかどうか、最重要課題だと私は思います。子供たちの未来と玉名市の未来を考えたとき、今の大人たちがどのような教育環境をつくって、それを玉名市の未来にどうつなげて残していくのか、真剣に、しかも早急に検討し体制づくりを急ぐ必要があると思います。そのことを指摘して、次の質問に移ります。

次は、新玉名駅周辺開発についてであります。

来年度予算、新玉名駅周辺整備事業に約1億3,500万円が計上をされています。九州新幹線が開通して、東日本大震災と同じですからちょうど10年です。しかし取り巻く環境は厳しくなる一方です。JR九州は本当にシビアです。新玉名駅のホームの無人化は早かったですが、経営の合理化に乗り出しました。新卒の採用を毎年約200人程度を行なっていましたが、来年度は120人、再来年度はゼロ。採用しないと発表しました。また、今月のダイヤ改正に伴い、新玉名駅の停車本数を52本から43本に減便すると発表をしました。

JR九州の今年の3月の決算は、コロナの影響により上場以来、初めて赤字となり、その額は284億円に上るそうです。それに加えて、毎回古奥議員が指摘をされていますが、なかなか手続が進んでいかない状況です。そして、莫大な予算と農振除外、文化財の発掘、大勢の地権者の皆さんとの用地交渉など、相当な時間と労力が必要だと思

ます。地権者の意向調査によると、土地を売ってもいいという方が48%、借地であれば協力する方が38%、農業をそのまま続けたい方が4%、その他が10%、この数字を見てもこの事業が容易でないことが理解できます。これを仮に民間の力をお借りしてやるにしても、これまた容易でないことがわかります。

しかし、それでも進めるのであれば、このミッションは絶対失敗は許されません。この状況下においても再検討することなく、整備基本計画、昨年策定された整備方針どおりに今後進めていかれるのかお伺いします。

○議長（内田靖信君） 建設部長 片山敬治君。

○建設部長（片山敬治君） 吉田議員の御質問の新玉名駅周辺開発についてお答えいたします。

本市では、新玉名駅開業後、民間開発による整備が進まない状況を改善するため、現状と課題を整理し、平成30年6月に、新玉名駅周辺等整備基本計画を策定いたしました。

基本計画策定後は、令和2年8月に新玉名駅周辺整備方針を策定し、地域、関係者への説明会を実施、整備手法の検討、都市計画上の整理、民間事業者との協議など、必要なコロナ感染防止対策を行ないながら、今できることを進めている状況でございます。

議員御指摘のウィズコロナ・アフターコロナを考慮した計画の見直しについてでございますが、コロナ禍において、様々な分野への影響が出ていることは事実であり、コロナの収束が見通せない現状において、民間企業の新玉名駅周辺への進出判断にも影響があるものと推測されます。

ただ、新玉名駅周辺整備につきましては、10年、20年後の将来の玉名市にとって大変重要なまちづくりと考えております。これからもこの計画実現に向けた必要な整備をしっかりと進めることが、今は大変重要と考えております。

以上です。

○議長（内田靖信君） 3番 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） 答弁をいただきました。

これは、将来的にどうなるか、誰も予測がつかないと思います。でもそういう意志ですので、先ほども言いましたが、これは失敗は許されません。是非頑張ってくださいというふうに思います。

皆さんも御存じの方がおられるかもしれませんが、在来線の玉名駅の岡本外科がありますが、岡本外科の道向かいに、来年の夏ごろにマンションが建設されます。これは10階建てで38戸が入居できるマンションだそうです。また、玉東町の木葉駅の前にも今マンションが建設されています。12階建てで、これも38戸が入居できるそうです。

新幹線ではなく、在来線の沿線は今そんな感じというか空気感です。間もなく熊本駅



にアミュプラザ熊本がオープンをします。JR九州肝いりの複合ビルです。さらに、JR九州は熊本駅近くにザ・タワーという地上30階、230戸が入居できる高層マンションを建設予定です。赤字の在来線を含む鉄道事業の穴埋めをこの複合ビルだったり、高層マンションなどの不動産で利益を挽回しようとしていると思います。したがって、その土地が付加価値があって、将来的に利益を生むのか、緻密にシビアにJR九州は将来を見据えた計算をしていると思います。だから、JR九州の未来予想図からすると、無人化になったり、新幹線が停まらなくなったりするのではないのでしょうか。

10年のときが流れても進展しないようであれば、もう一度、将来の人口減少、財政状況をしっかり精査し、それでも計画どおりとなれば、何回も言いますが玉名市の命運をかけた事業なので、相当の覚悟を持ってやる必要があります。そのことを指摘をして、次の質問に移ります。

次は、先ほど企画経営部長が言われましたが、玉名未来づくり研究所の提言について伺います。

これも前回の12月議会でお話をしましたが、昨年の秋、高校生を含む10代から30代の市内在住者に呼び掛け、玉名市の未来や課題を検証し、活性化につなげようと、玉名未来づくり研究所と銘打って企画をされました。その中で、様々な意見、提案が出されました。例えば、勉強スペースのあるカフェの設置、音楽の都玉名をさらに盛り上げるライブハウスや野外フェスの開催等々です。そして、市内5校の高校と1つの大学への入学者を増やしていく。地域経済の活性化を促す案を高校生が市長に提言書を手渡されました。市長はそれを受け取り、様々な魅力がある玉名だか生かしきれていない部分もあると高校生におっしゃいました。

では、どのような部分が生かしきれていないと思われるのか、具体的に市長にお伺いをいたします。

○議長（内田靖信君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 吉田議員の御質問にお答えいたします。

玉名の魅力をまだまだ生かしきれていないという発言をしましたがけれども、個別具体的に言うならば、あまりにもたくさんありますけれども、例えば、今お話になられた、新玉名駅、これは、県北の玄関口として熊本県も、当然、県北の玄関口として認めている。その新玉名駅もなかなか、まだまだこう生かされていない。あるいは、県北で唯一の大学であります九州看護福祉大学、その大学もそうでありますし、そこに集う学生さん方が相当数いらっしゃる。そういった方々のまちづくりであるとか、人材でするので活用という言い方がふさわしいかどうかわかりませんが、そういったことも生かしきれてない。かつては、炭鉱の奥座敷と呼ばれた玉名の温泉も現在なかなか生かし切れていない。先ほど話があったとおり、玉名には5校の高校がございますけれども、

この5校の高校というのは、それぞれにすばらしい特色を持った高校であります。そういったことも、生徒さん方も含めて、なかなか、まだまだ生かし切れていないというようなことを、それこそ、よく吉田議員が使われる、個別の話としてではなく、俯瞰する見方で、大局的な見地に立って、一言でいうならば、玉名はまだまだ多くの伸びしろがあるというようなことを言いたかったということであります。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 3番 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） 市長同感です。頑張っていきましょう。

では、市長、再質問をもう1つさせていただきます。

市長は、高校生に対してこのようなことも言われています。「若い皆さんの知恵を市政に取り入れていきたい。」と答えられました。ただ、提言をされた若い皆さん方には大変恐縮ですが、提言をいただいたからといって、すぐにそのまま実現するのはなかなか難しいというのが現状です。

また、それを実現するためには、提言をされた若い皆さん方も、じゃあ自分たちに何ができるのかを考え、追い求めていただくこともまた大切なことなのかなと思ったりもします。ただ、この提言は本当にありがたく、真摯に受け止めなくてはならないと思います。

そこで市長は、具体的にどのように取り入れていきたいと思われているのか伺います。

○議長（内田靖信君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、市民が主役の協働のまちづくりを進めなければなりません。協働とは、市民と行政が共通の課題や目標に向かって、対話をしながら、それぞれが有する資源を活用して、課題解決や目標を実現していくものでありますけれども、既に提言いただいたもので、今年度の玉名未来づくり研究所の提言、高校生も入った自主活動に移行しております。様々な団体や個人が集まり、提言を実現していこうと議論を重ねております。そこで、趣旨に賛同した玉名市内の民間団体が高校生のために試験的に、この春休みから、施設を自習室として開放していただけるような話も伺っております。市は対話の場をつくるといったサポートが必要になることがあるかと思っておりますけれども、そういったように、市民と市民の思いがつながることによって、地域の思いが形になっていくわけでありまして、やはり自助、共助、公助、この役割をしっかりと分担しながら、地域の課題解決を図っていく必要があるのではないかというふうに思っております。

市としても、未来づくり研究所において、多様な玉名人が様々な対話をできる場をつくっていったって、そこから生まれた若者たちが、自分事として考えた夢を実際に実現でき

るように、市としても引き続きコーディネートや支援をしっかりと行なっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 3番 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） 答弁をいただきました。

メンバーを代表して提言書を渡しに来られた高校生は、確か高校2年生だったと思います。今年の選挙ではあの高校生も1票を投じる権利を持つことになります。大人たちがどういった玉名市をつくろうとしているのか、高校生からも私たちは注目をされています。こうした若い人たちのためにも、なるべく住みやすく、そして全国どこへ行っても自慢できる、誇れる玉名市を目指して、私たちも高校生の熱い視線を感じながら、日々精進しなければならないと感じています。

では、最後の質問に入ります。

[3番 吉田憲司君 登壇]

○3番（吉田憲司君） 最後の質問は、パラダイムシフトにおける市長のリーダーシップについて伺います。

先日行なわれました、最後のびわ湖毎日マラソンで、鈴木健吾選手が2時間4分56秒の日本新記録で優勝しました。昨年、大迫選手が出した2時間5分台でも驚きましたが、一気に4分台が出て、日本人のレベルもアフリカ勢に肩を並べるところまでできました。マラソンは2時間台で走る人も6時間台で走る人も、みんなきついと思います。私もフルマラソンを11回走りましたが、毎回泣きたいぐらいきついんです。それでも42.195キロの先にゴールが待っているからこそ、そしてランナーそれぞれが設定した心のゴール、目標が待っているからこそ、きつくても痛くても不思議なことに足が前に進むんだらうと思います。

そして、熊本県は3月3日に昨年の豪雨災害における復旧・復興プランを公表しました。2023年度までの3年間で行なう具体的な到達目標を示したものです。例えば、洪水被害を軽減する田んぼダム540ヘクタールを確保する。公費解体や災害廃棄物の処理は今年の12月までに完了する。球磨川くんだりや球泉洞は今年の夏までに再開をする。国宝青井阿蘇神社は、2023年度末までに90%復旧させる。まだほかにもいろいろな具体的な目標が示されました。蒲島知事は「復興を成し遂げる決意の表れ」と話をされました。先ほどのマラソンもそうですが、ゴール、目標設定を県民や被災地の方々にお示しすることで、そこまでだったら頑張ろうという勇気やエネルギーが湧いてくるのではないのでしょうか。

笑顔をつくる10年ビジョン、市長に就任されて4年目の年になりました。しかし、先ほども言いましたが、10年ビジョンに記載をされている玉名市一番の売りだった小

学校全学年35人学級が無くなります。旧庁舎跡地、新玉名駅周辺開発、病院の不祥事続き、さらには図書館を含む文化センター、青少年ホーム等、公共施設の統廃合及び複合化等々、なかなか進展していきません。今日もいろいろ市長にお尋ねをしてきました。しかし、私も含め、市民の皆様には、玉名市の目指している方向性がいまいち伝わっていないのではないのでしょうか。今年も跡地がさらに2つ増えました。中央病院跡地、玉名消防署跡地、それにマルシヨク跡地、旧庁舎跡地、市街地はますます空洞化が進みます。

市長は先日の記者会見で、このように言われました。「行政運営に多様性を導入し、旧システムを解体すること。行政のパラダイムシフトを推奨してまいりましたが、これも行政運営の進化だと捉えております。」と述べられました。

市役所の中で、これまでの価値観にとらわれないパラダイムシフトが起こっているのであれば、何かしらのアクションが起こるはずです。職員の提案制度が今年度ゼロということはありません。そして、先ほど述べました様々な事業はなぜ進んでいないのでしょうか。

確かにビジョンはあります。しかし、具体的なプランがないように感じられます。僭越ですが、私は市長がもっと強いリーダーシップを発揮されて、目玉政策、優先順位を掲げ、市民にグランドデザインを示し、このような玉名市になりますと発信をしていただきたいと思います。玉名市民はそれを求めている、待っているのではないのでしょうか。市長がいつも言われるパラダイムシフト、これまでの価値観にとらわれないやり方で、市長のリーダーシップを市民も期待しておられると思いますが、そのことについて、市長の思いを伺います。

○議長（内田靖信君） 市長 藏原隆浩君。

[市長 藏原隆浩君 登壇]

○市長（藏原隆浩君） 吉田議員御質問のパラダイムシフトにおける市長のリーダーシップについてお答えいたします。

これまでも、いろいろな場面でお話をさせていただいているところでありますけれども、コロナ禍を契機に、これまで当たり前とされていた社会の価値観や概念に大きな変化がもたらされました。

国において、社会全体において新しい生活様式というものが提唱され、その生活様式が定着していく中で、行政においてもこれまでの常識にとらわれず、ポストコロナ時代の行政運営を実現するために、事務事業の徹底した見直しを指示するとともに、市職員と議論を重ね、知恵を出し合い、ポストコロナを見据えたニューノーマル社会の到来を念頭に予算編成を行なってまいりました。そしてあわせて、シフトしていくからこそ、拙速にいろんなものを明確に示すことができないというようなことは、どうか御理解い

ただきたいというふうに思います。

また、先ほどから、議員が御質問ありました新玉名駅周辺整備につきましても、玉名市にとって、大変重要な取組と考えておりました。今後、人口減少に歯止めをかけていくためにも、そしてにぎわいの創出に向けても、優先的に進めていかなければならないというふうに考えております。今後は、コロナ禍を含め、市を取り巻く状況の変化に都度都度対応しつつ、私の政策理念であります「笑顔つくる10年ビジョン」の基本目標の達成に向けて、市民生活の安定、まちづくりの充実、行政運営の進化、この3原則の取り組みを推進し、その実現に向けて、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。また、抽象的な内容になりますけれども、しっかりと頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 3番 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） 答弁をいただきました。

私がこれまで、市長のエネルギーを1番感じたのは、やはり岱明町公民館です。あれだけの時間とあれだけの労力を使って住民説明会を開催し、そして岱明町公民館だけを議題とした臨時議会まで招集し、2度の否決を乗り越えてようやく可決に至りました。当初の公民館から、例え防災センターになったとしても現地建て替えで建設するという市長の力強いメッセージを感じました。それと同じようなパワーで、いやそれ以上のエネルギーで玉名市の未来を示していただき、市民をそこへ連れて行ってほしいと思います。

今日の私の一般質問は、市長に対してクレームのようになってしまいましたが、私の立ち位置で、ふるさと玉名のことを思っただけの発言ですので、お許しをいただきたいと思ひます。

最後にですね、最近、玉名市役所頑張ってるねと思っただけのことが2つありましたので、それを紹介して終わりたいと思ひます。

昨日、多田隈副議長も言われましたが、玉名の方言番付です。昨日、多田隈副議長が持ってこらすとば忘れられたけん、私が持ってきました。これ非常に大好評です。これはお金はあんまりかかったらんと思ひますけど大好評です。この前もあるお宅にお邪魔をしましたが、ちゃんとラミネートばしてから貼ってありました。どっかでもらってこらしたつかわからんばってんですね。本当、方言はその土地その土地の文化ですから、子どもたちにも伝えていかなくてはならないと思ひます。学校とかに配布されたらどがんですかね、これ。教室とかに貼ってあれば子どもたちも勉強できるんじゃないかなと思ひますが、教育長、検討されてみてください。子どもたちは、「ランチ」はわからすとばってん「ひあがり」はわからんさんどですよ。本当は逆なんどすね。「ひあがり」

は知っとして「ランチ」が知らんというのは、まあいいです、すみません。

それと、もう1つ、マラニックのコースが設定をされまして、新玉名駅のところに大きな地図が。

[拡大投影にて画像を示す]

○3番(吉田憲司君) 今出てきました。これが新玉名駅のところに設置をしてあります。この位置関係なんですけれど、欲を言えば、金栗さんの銅像の横に設置したほうがよかったんじゃないかと思うんですけど、なんか遠いところに、両脇にあるけん、銅像の横にこれがあればよかったかなと私は思いました。そして、そのコースを紹介する動画が作成され、市のホームページからもユーチューブからも見ることができます。皆さん見られたことありますでしょうか。なかでしょうね。それで、このコースを紹介する動画は、増田明美さんがナレーションされています。マラソンや駅伝の解説はもちろんですが、ドラマのナレーションなどでも大活躍をされています。あの声で金栗さんの魅力を、そして玉名の魅力を発信していただいています。ほんと感謝をしたいと思います。

ただ、視聴回数がめっちゃ少なくて誰も見やらっさんですよ。今日見たら、まだ視聴回数が63回でした。議員で作ったのも8,000回くらいですかね。

63回です。傍聴されている皆さんも、どうか終わりましたら1回のぞいてみてください。玉名市マラニックで検索すると出てきます。

この2つは、最近私の中でいい仕事してるなと思いましたが、紹介させていただきました。

このことを市民の皆様にもっともっとPRをして、知っていただきたいと思います。

あと10分となりました。それではあと半月をもって退職される職員の皆様、大変お疲れさまでした。人生100年時代と言われてます。あと40年あります。自由な時間が40年待っています。どうぞ御自愛されて、自分の時間を過ごして満喫していただきたいと思います。

それから、これは2年前にも言ったと思うんですけど、公務員の肩書がとれるというんなことが見えてきます。それを後輩の皆さん方に市民の立場から教えていただきたいと思います。長い間、本当にお疲れさまでした。あと半月よろしく願いいたします。

そのことをちょっと最後の言葉にして、私の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長(内田靖信君) 以上で、吉田憲司君の質問は終わりました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。明11日は、定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。

本日は、これにて散会いたします。

午後 3時00分 散会

第 5 号

3月11日 (木)



## 令和3年第3回玉名市議会定例会会議録（第5号）

### 議事日程（第5号）

令和3年3月11日（木曜日）午前10時00分開議

#### 開議宣告

#### 日程第1 一般質問

- 1 15番 江田 計司 議員（無会派）
- 2 1番 坂本 公司 議員（新生クラブ）
- 3 16番 近松 恵美子 議員（新生クラブ）

#### 日程第2 議案の委員会付託

#### 散会宣告

\*\*\*\*\*

### 本日の会議に付した事件

#### 開議宣告

#### 日程第1 一般質問

- 1 15番 江田 計司 議員（無会派）
  - 1 くまもと県北病院への公共交通の在り方について
  - 2 玉名第1保育所建設とその周辺について
- 2 1番 坂本 公司 議員（新生クラブ）
  - 1 ひとり親家庭等の支援について
    - (1) コロナ禍における本市の児童虐待件数について
    - (2) 現在のひとり親支援の取組について
    - (3) 夜間保育所について
    - (4) 移住定住などの取組について
- 3 16番 近松 恵美子 議員（新生クラブ）
  - 1 空き家対策について
    - (1) 空き家実態調査の結果について
    - (2) 空き家除却助成制度の実績
    - (3) 居住不可能で解体されていない物件の数と課題
    - (4) 助成制度の周知方法
    - (5) 来年度実施予定の実態調査方法と内容について
    - (6) 空き家情報の一元化と不動産関係者との連携
    - (7) 空き家に付属した農地の取得について
    - (8) 空き家の利活用推進対策について
  - 2 抱え込み保育士に対する財政支援について

(1) 市内の保育施設における抱え込み保育士の実態（数・費用）について

日程第2 議案の訂正  
(議第20号の訂正)

日程第3 訂正理由の説明

日程第4 訂正の採決  
(議第20号の訂正)

日程第5 市長提出追加議案上程  
(議第37号から議第39号まで)

議第37号 玉名市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議第38号 工事請負契約の締結について

議第39号 財産の取得について

日程第6 提案理由の説明

日程第7 議案の委員会付託

散 会 宣 告

\*\*\*\*\*

出席議員（20名）

1番	坂本公司君	2番	吉田真樹子さん
3番	吉田憲司君	4番	一瀬重隆君
5番	赤松英康君	6番	古奥俊男君
7番	北本将幸君	8番	多田隈啓二君
9番	松本憲二君	10番	徳村登志郎君
12番	西川裕文君	13番	嶋村徹君
14番	内田靖信君	15番	江田計司君
16番	近松恵美子さん	18番	前田正治君
19番	作本幸男君	20番	森川和博君
21番	中尾嘉男君	22番	田畑久吉君

\*\*\*\*\*

欠席議員（なし）

\*\*\*\*\*

欠 員（2名）

\*\*\*\*\*

事務局職員出席者

事務局長 松本留美子さん 事務局次長 荒木勇君  
次長補佐 松野和博君 書記 古閑俊彦君  
書記 入江光明君

\*\*\*\*\*

説明のため出席した者

市長	藏原隆浩君	副市長	村上隆之君
総務部長	永田義晴君	企画経営部長	今田幸治君
市民生活部長	蟹江勇二君	健康福祉部長	竹村昌記君
産業経済部長	上野伸一君	建設部長	片山敬治君
企業局長	酒井史浩君	教育長	福島和義君
教育部長	西村則義君	監査委員	元田充洋君
会計管理者	二階堂正一郎君		

午前10時00分 開議

\*\*\*\*\*

○議長（内田靖信君） おはようございます。ただいまから、本日の会議を開きます。

ここで、御参集の皆様方に申し上げます。本日、東北地方を中心に未曾有の被害をもたらしました東日本大震災の発生から10年を迎えます。この震災で尊い命を奪われた多くの方々の無念の思いと、最愛の御家族を失われた御遺族の皆様方のお気持ちを思うと、今なお哀惜の念に堪えません。

玉名市議会といたしましては、本日ここに、東日本大震災における弔意を表明することとし、議場において全員で黙祷を捧げ、追悼の意を表したいと存じます。

併せて申し上げます。来月14日をもちまして、九州地方の広い範囲に甚大な被害をもたらしました平成28年熊本地震の発生から5年の節目を迎えます。この熊本県において、震災により不幸にして多くの尊い命が犠牲となりましたことは、誠に痛恨の極みであります。残されました御遺族の悲しみに思いを致しますと、やはり哀惜の念に堪えません。

玉名市議会といたしましては、本日ここに、併せて平成28年熊本地震における弔意を表明することとし、同じく黙祷を捧げ、追悼の意を表したいと存じます。

それでは、東日本大震災及び平成28年熊本地震の両震災により犠牲となりました全ての方々に対しまして、謹んで哀悼の意を捧げますとともに、衷心より御冥福をお祈りし、黙祷いたします。

全員、御起立願います。

[全員起立]

○議長（内田靖信君） 黙祷。

[黙祷]

○議長（内田靖信君） 黙祷を終わります。

御着席を願います。

[全員着席]

○議長（内田靖信君） 市長より、発言の申出がっておりますので、これを許可いたします。

市長 藏原隆浩君。

[市長 藏原隆浩君 登壇]

○市長（藏原隆浩君） 皆様、おはようございます。

本日の議会に先立ちまして、発言の時間を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、かけがえのない多くの命が失われ、そして多くの方の人生を一変させた東日本大震災の発生からちょうど10年の歳月が過ぎようとしております。現在も2,526

人の方が行方不明となっており、最愛の御家族や御親族、御友人を亡くされた方々のお気持ちを思うと哀惜の念に堪えません。また、それぞれの被災地では、いまだに4万1,000人を超える方々が避難生活を送られており、住み慣れた土地に戻れない方々も数多くおられ、震災前の生活を取り戻すことは決して容易なことではありません。

5年前に熊本地震を経験した本市も同様ですが、今の私たちに与えられた責務は、多くの犠牲のもとに得られた貴重な教訓を、決して風化させることなく引き継ぐとともに、いつ起こるかわからない大規模災害などの防災対策に生かしていくことであると、強く認識しております。

また、今年の夏は、東京オリンピック・パラリンピックが開催予定となっております。現在も、全国的に新型コロナウイルス感染症の感染拡大について心配されている時期ではありますが、震災からの復興のあかしとなる五輪と位置付けられ、さらに被災地の復興を後押しする復興五輪となることを期待しているところです。

そして、被災されたすべての方々が、一日も早く平穏で心身ともに健康な生活を取り戻すことができることを願うとともに、改めて、犠牲となられた御霊の永遠の安らぎと御遺族の皆様の御平安を心から御祈念申し上げ、追悼の言葉とさせていただきます。

本日は、貴重なお時間を賜り、誠にありがとうございました。

○議長（内田靖信君） それでは、これより議事に入ります。

\*\*\*\*\*

#### 日程第1 一般質問

○議長（内田靖信君） 日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は、通告の順序によって許すことといたします。

15番 江田計司君。

[15番 江田計司君 登壇]

○15番（江田計司君） 皆さん、おはようございます。15番、無会派の江田です。

いつもながら、傍聴いただきましてありがとうございます。

ただいま、黙祷をいたしました。市長のお言葉もありました。ちょうど10年前の3月11日。一般質問2日目を終えて駐車場に向かう途中でありました。総務課の前を通ったときに、職員さんたちの叫びに立ち止まりました。テレビを見たときに、東日本で起きた大地震。この世の終わりを告げるかのような大惨事を見て、地震のすさまじさ、それによって起きた大津波、巨大な怪物のような濁流、目を覆うばかりの惨状を見て、一瞬我が目を疑いました。改めて自然災害の恐ろしさを感じたわけであります。今、テレビなどでいろいろと報道され、また検証などをされておりますが、この地震・津波については、どうしても防ぎようはなかった。しかし、問題は東京電力福島第一原子力発電所の事故ではないか。今、いろいろと検証されている。あの原発の安全神話がどうし

て、あのような大惨事となったのか。いろいろと専門家から指摘をされておりますが、どうして水素爆発が起きたのか、原因は電源装置の喪失により、冷却装置が働かなかったことだということです。そのことによって、重大な事故につながったようであります。テレビなどで言われているのが、外国でこの原発の事故がいろいろ起きておりますね。しかし、その事故の検証は生かされてなかった。想定外という言葉がよく使われておりますけれども、この原子力発電に関しては、想定外の事故と言ってほしくありませんでした。悔やまれてなりません。3月4日の熊本日日新聞では、復興達成は福島ではまだまだ復興は大変厳しいと報道されております。ちなみに、東日本大震災の被害総額は、これは内閣府の発表でありますけれども、1兆6千900億円相当、なお、原発事故に伴う廃炉・賠償などの費用の総額は、国の発表では2兆1千500億円と上るだろうと言われておりますけれども、民間シンクタンク日本経済研究センターの試算では、最大8兆1千億円は下らないと言われております。

しかし、今、テレビでもいろいろあっておりますけれども、まだまだ先が見えない青天井と言われております。解体問題、汚染水の問題など、なかなか大変なのが今の現状であります。ちなみに、阪神・淡路大震災は、国土庁の推計では、9兆6千000億円とも言われております。だから、いかにこの原発の災害というのは大変だろうかと思えます。

私たち、熊本にとっても、先ほど市長からもありました熊本地震、そして今年の県南豪雨などを経験しておりますので、とても人ごととは思われません。

改めて、御冥福をお祈りを申し上げます。

そして、明けて3月12日、九州新幹線鹿児島ルート of 全線が開通いたしました。新玉名駅も開業いたしました。この玉名においてももろ手を挙げて祝賀ムードは喜べない状況でした。大変なときでありました。

ちょっと前置きが長くなりましたけれども、通告に従いまして、質問をいたします。

くまもと県北病院の公共交通の在り方について質問をいたします。

3月2日から、待望のくまもと県北病院が開院いたしました。この病院の建設については、多くの方の、また藏原市長も最重要施策として取り組んでこられました。建設に当たっては、いろいろな問題もありました。しかし、最終的には現在地に建設し、そして開院ということになりました。岱明町、横島町に住んでおられる方々から、いろいろと苦情が来ております。このしおかぜ・いちごタクシーでくまもと県北病院まで直接行くことができないのかお伺いをいたします。

○議長（内田靖信君） 企画経営部長 今田幸治君。

[企画経営部長 今田幸治君 登壇]

○企画経営部長（今田幸治君） おはようございます。

江田議員のしおかぜタクシー・いちごタクシーの特定乗降場所についてお答えいたし

ます。

まず、しおかぜタクシー・いちごタクシーの特定乗降場所として設置しておりました公立玉名中央病院の特定乗降場所は、中央病院のみならず、ほかの病院や店舗を利用されている方も多いというアンケート結果から、中央病院近くの曙町に移設し、利用者の利便性を確保したところでございます。議員御質問の、くまもと県北病院を特定乗降場所としなかったことについてでございますが、しおかぜタクシー・いちごタクシーは廃止されたバス路線の補完であり、各エリア内での移動や市中心部への移動手段であることや、JR玉名駅とくまもと県北病院を結ぶ新規バス路線によって、移動手段を確保していること。さらに、4月から山鹿行きのバス路線の経路変更によって、くまもと県北病院で停車する予定であること。などが主な理由でございます。

これまで、しおかぜタクシー・いちごタクシーを御利用されていた方は、玉名駅から路線バスに乗り換えてくまもと県北病院へ通院していただくこととなりますので、負担軽減の観点から、路線バスに乗り換えた場合の運賃割引制度を設けるとともに、高齢者に優しい低床バスの運行を事業者にお願ひし、利便性の向上に努めているところでございます。

また、3月2日から運行を開始しました、くまもと県北病院へのバス路線の費用は、市とくまもと県北病院機構で負担するものでございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 15番 江田計司君。

○15番（江田計司君） 答弁をいただきました。

くまもと県北病院の開院については、私もいろんな人から問合せがあります。私も早速、しおかぜタクシーに申し込みました。そして、3月2日朝8時に迎えに来ていただきました。そして、玉名駅まで乗りました。玉名駅で降りましたら、8時40分がくまもと県北病院行のバスになりました。しおかぜタクシーは400円でした。そのしおかぜタクシーの利用登録書というのですか。これを見せると、産交バスは200円のところが100円で済むわけですね。15分ぐらいで病院に着きました。

結局、コロナの影響もあってか、タクシーに乗ったのもこの産交バスに乗ったのも私が一人でした。病院に着きまして、せっかく着いたから、いろいろ見学をいたしました。

県北病院から玉名駅まで、今度はまた産交バスで行かんといかんです。ところが、今度行くバスは10時40分なんですね。かなり時間があるもんですから、私もどうしようもなかったから、結局その新玉名駅まで歩いて、迎えを頼みました。これは、私の家内にですね。その新玉名駅で20分ぐらい待っておりました。そしたら、そのうちに産交バスが5台ほどスーッと停車するわけですね。どこから来たかわかりませんが、北本議員からもいろいろ質問ありましたけども、この公共交通の体制、やっぱり、

いろいろ検討したがいいんじゃないかと思うんですね。大変な作業でしょうけども。ちなみに、その新玉名駅で降りられた方は全然見当たらなかったんですね。ですから、なかなか利用される方というのは少ないんですね、このバスは。結局、今コロナ関係で恐らく利用される方が少ないと思うんですけども、これが便利になれば、もっともっと利用される方も多くなるんじゃないかと思っております。

次に、天水地区。お話がっておりますけど、この天水地区にはみかんタクシーというのがあるんですね。天水の人からもいろいろ、どうなってるのかと聞かれます。今後の方向性についてお尋ねをいたします。

○議長（内田靖信君） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員の天水地域などの乗り合いタクシーの状況についてお答えいたします。

天水地域などの乗り合いタクシーの今後の方向性についてですが、天水・河内地域を運行するみかんタクシーは、バス路線の廃止に伴って、熊本市芳野と玉名市天水町を結ぶ乗り合いタクシーとして、平成18年度から熊本市と共同運行を行っております。令和元年7月に、天水町全域と市中心部を対象とした乗り合いタクシーの導入を求める天水地区からの要望書が提出され、熊本市との協議を行なっているところでございます。その協議が整い次第、天水中学校区と玉南中学校区を一つのエリアとした乗合タクシーの導入に向け、取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 15番 江田計司君。

○15番（江田計司君） 答弁をいただきました。このみかんタクシーについては、確かに熊本市と一緒にですね。ですから、この熊本市との協議が大変だろうと思っておりますけども、この天水地域っていうのは、なかなか山間地が多かったですね。特に利用される方は高齢者であります。だから、大変だと思いますけども早々に解決をお願いしたいと思います。

次に、小田・梅林地域を運行するいだてんタクシーについてお伺いをいたします。

○議長（内田靖信君） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員のいだてんタクシーの今後の展開についてお答えいたします。

まず、小田・梅林地域を運行するいだてんタクシーの特定乗降場所を、くまもと県北病院に新設したことについてでございますが、いだてんタクシーの運行エリア内から市中心部への運行ルート上にくまもと県北病院があることから、特定乗降場所としていただいております。

今後の展開としましては、運行エリアを玉陵中学校区全体に拡大する予定でございます。



以上でございます。

○議長（内田靖信君） 15番 江田計司君。

○15番（江田計司君） 答弁をいただきました。

このいだてんタクシーは、ほかの議員さんからも質問がっておりますけども、まだまだ開始をして時間がたっておりません。いろいろと検討していただきたいと思います。ただその、乗り合いタクシーの運行地域を拡大との計画があるそうですけども、今利用される到着地までは、まだ40分ぐらいかかるそうなんです。ですから、このエリアが拡大すると、まだ時間がかかるわけです。ですから、乗られる方とかいろいろ検討されて、台数を増やすとかいろいろ検討していただきたいと思います。

次に、直接私が伺ったことはありませんけども、玉東町は、何か送迎が無料で福祉バスか何かあるという話を聞きましたけども、その件についてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員の玉東町が運行するくまもと県北病院までの無料バスについてお答えいたします。

玉東町が運行する無料バスにつきましては、3月3日から週3回、1日3便がくまもと県北病院と玉東町ふれあいの丘を結ぶシャトルバスとして運行されております。

なお、本市における無料バスなどの導入についてでございますけれども、本市は複数の路線バスや乗り合いタクシーが運行しており、これらの公共交通を阻害してしまうおそれがあることから、無料バス等の導入は考えていないところでございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 15番 江田計司君。

○15番（江田計司君） なかなか、玉東町さんはいろいろ考えておられます。

玉名においても、精一杯考えていただきたいと思います。この乗り合いタクシーについては、要するに、乗るときは申し込めばどこでも乗れるわけですね、しかし、降りるところは決まるとるわけですね。ただ、できれば、それを利用者の要望、極端にいいますと半年に1回とか、いろいろ聞かれてみて、いろいろ検討されれば、利用者の利便性を高める工夫になるんじゃないかと思っておりますけども、その辺も検討していただきたいと思います。

この新病院については、市長が言われている「笑顔をつくる10年ビジョン」ですね。高齢化率65歳以上は全国を上回るペースで進行している玉名市。高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせる。そういった健康と福祉のまちづくりを十分に考えていただくことを市長にお願いいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

[15番 江田計司君 登壇]

○15番（江田計司君） 2番目の、玉名第1保育所建設とその周辺についての質問をいたします。

この件につきましては、私も何回も質問をいたしております。現在は大河ドラマ館跡の仮園舎に移転をしておりますこの玉名第1保育所ですが、市役所が新庁舎移転前と移転後の園児の小学校校区の数と全体の数をお伺いいたします。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

[健康福祉部長 竹村昌記君 登壇]

○健康福祉部長（竹村昌記君） おはようございます。

江田議員御質問の玉名第1保育所の小学校区別在園児数についてお答えいたします。

玉名第1保育所の小学校区別在園児数につきましては、新庁舎移転前の平成26年4月1日現在、園児総数55名に対しまして、玉名町小学校区が33名、築山小学校区が10名、八嘉小学校区と玉陵小学校区が各5名在園しており、約8割が玉名町小学校区と築山小学校区の園児でございました。また、令和2年9月14日に仮園舎に移転した直後の10月1日現在では67名の園児が在籍しており、玉名町小学校区が42名、築山小学校区が14名であり、約8割を玉名町小学校区と築山小学校区で占めているという状況であり、変わりはありませんでした。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 15番 江田計司君。

○15番（江田計司君） 答弁いただきました。

何でこの質問をしたかと言いますと、以前、旧市役所があそこにあったとき、市役所に勤務されている方がだいぶ利用されているんじゃないかということで聞いたわけでありまして、あんまり変わらないようでありますね。ただ、移転前は、園児総数が55名、ただ、移転した令和2年度、仮園舎に移転後は、67名と大変増えているわけです。玉名町小学校区は42名。しかもこの中には、松木・六田地区が9名おられるんですね。私が思うのは、旧園舎のときは、私もあそこ時々通ったんですけど、送迎が大変な渋滞なんですね。あの繁根木八幡宮の横。だから、送迎する人は大変だったろうと思います。しかし、今度の仮園舎ですか。仮園舎の場合は便利がよかったですね、駐車場もあるし。だから、ひよっとするとその67名、増えたのも少しは、その影響があるとかもしれんですね。

次に、今後の公立保育所の方向性についてお伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

○健康福祉部長（竹村昌記君） 江田議員御質問の再質問にお答えいたします。公立保育所の今後の方向性についてお答えいたします。

平成29年11月に玉名市公立保育所の在り方に関する基本方針を作成し、玉名第1

保育所を建て替えた上で公立保育所として残し、その機能・役割を充実すること。ほかの保育所は、常に定員を上回る保育所は民営化を進め、将来的に定員を下回る可能性がある保育所は、待機児童の動向を見据えて統廃合を検討することになっております。

現在も、基本方針として、今年4月には、高道保育所を民営化するなど、進めているところでございます。しかしながら、急激な少子化や保育サービスの課題を含め、総合的に検討したいと考え、来年度、再度、玉名市公立保育所在り方検討委員会を設置し、よりよい保育所運営を協議してまいります。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 15番 江田計司君。

○15番（江田計司君） 今、答弁いただきました。

以前の公共施設適正配置計画のもとに、何かいろいろこう話し聞くんですけども、方向性として、豊水の、今の玉名第1保育所の、統合して、今のところに建てられるような話がありましたけども、ちょっとそれもお伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

○健康福祉部長（竹村昌記君） 再質問にお答えいたします。

まず、玉名第1保育所の建て替えについてでございますが、仮園舎へ9月に移転し、リース期間を5年度までに契約しております。この間に旧庁舎跡地整備と並行して建設を進めてまいります。また、豊水保育所の方向性についてでございますが、平成29年3月に、玉名市公立保育所在り方検討委員会の建議を受け、玉名市公立保育所在り方に関する基本方針で、「豊水地域とその周辺の就学前児童数や入所児童数の動向、市全体の待機児童の状況を考慮した上で、統廃合を検討する」としてあります。これまで、平成30年6月議会に一般質問でも、豊水保育所は玉名第1保育所と統合していく予定であると答弁しておりますが、来年度の公立保育所の在り方検討委員会で再度検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 15番 江田計司君。

○15番（江田計司君） 今、答弁をいただきました。

この問題は、以前にも一般質問いたしました。今までの場所ですね、前建ってた現地ですね。有効面積が、以前に質問したときは3,000平方メートルとか何とか言いよんなはったけど、これはがけとか何とかずーっと道路が入って3,000平方メートルあるとですね。実際には、確か1,600平方メートルぐらいしかなかつですね。しかし、この前図面いただいたのは、そこに建てるというような計画らしいんですけど、今お話がありましたけども、今後の計画では、豊水保育所と統合、その計画のようすけども、結局、豊水と第1保育所と合計すると、約120名ぐらいになるとですね。です

から、この120名になったので、今の、元の現地に建てて、先ほど言いました敷地の面積問題、果たして大丈夫なのかですね。まあ、今度そうやってきたときは、前でも大渋滞だったですね、ところがこれだけなると今度は豊水が来なはるどうのこうのした場合に、大変な渋滞が予想されます。

そこで、藏原市長にお伺いしたいと思いますけども、この旧庁舎一帯をどのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 江田議員の再質問にお答えいたします。

旧庁舎跡地の考え方については、これまでもお話しておりますとおり、中心市街地に位置し、隣接する玉名第1保育所の建て替え、文化センターの改修または建て替え、旧庁舎跡地の活用も含めて一体的な展望を描きながら検討する必要があると考えております。

そのことから、市民サービスのさらなる向上を考えた公民館、それから図書館の機能の見直し、玉名第1保育所の建て替えや子育て支援機能等の連携、学生や若者などの交流の拠点、民間活力の活用による施設の整備なども含めて、施設整備の考え方において、気軽に集える多世代間交流の拠点として検討を進めております。その中で、近隣の民有地については、住まれている方々の御意向等の把握も含めて、現時点では検討できる段階には至っておりませんが、事業費の規模、それから事業での費用対効果等を踏まえた上で判断すべきであろうというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 15番 江田計司君。

○15番（江田計司君） 市長の答弁をいただきました。

いろんな各部署の人たちが一生懸命考え、努力をされたことに対して、市長はそれぞれ、それを大事にされて、気を遣っておられますけども、やっぱり、このリーダーシップというんですか、言うときはバチっと言わんといかんと思うとですね。玉名第1保育所は、老朽化や安全性が確保できない状態だったので、建設場所を前高寄市長時代から何か所も検討されてきました。確か4か所、5か所ぐらい検討されていましてね。最終的には、あの立願寺の紅葉館の跡地、これは計画されて、プロポーザルまであったんですよ。ところが、がけ地の問題で中止になりました。結果的には、今年の、あそこが大雨で大変なことになったですね。変えてよかったんじゃないかと思うですね。もしもあそこにいろいろ建設しとったら、それこそ、一番大変なことになってたんじゃないかと思います。それで最終的には、今のドラマ館の跡地を借りて、仮園舎ということになりました。

先ほどから言われております玉名市公立保育所在り方検討委員会を設置するというこ

とですが、恐らく今までの話を聞くと、現地に建て替えるような状況のごたっです。しかし、この現地に建てることには地元の商店街からも大変な反対なんです。この中心市街地の活性化がない。大反対でした。平成28年の3月議会で、旧庁舎跡地等活用基本設計業務委託関連予算が修正をされました。その後は白紙の状態のままです。もちろん、この中には、この玉名第1保育所の建設も入っていました。

そんな中で、このがけ地の問題も、よく、いろいろあっております。今回もこのがけ地がいろいろこう出ておりますね。そのときの状況、設計とあんまり変わらなごたっです。このがけ地を解消する、要するに今8メートル近くあるやつを5メートルにすっとよかです。5メートル以下に。そすと、上も下も、というような感じですね。

しかしですね、この特別委員会のときに、古奥議員からちょっと話があったですね。そのがけ地ばどうのこうのすっと、何か計画があって、例えばその、前の有明測量さんとか、あそこがやっぱ1メートル以上差のつくですね。だから、どがんすっつとですかというような話もありました。しかし、あくまで何かを計画したときにその問題は解決するというようなお話でした。結局その、がけ地は、7割が補助受けるんですかね。だから、この前の特別委員会では4通りぐらいの工法の説明がありました。結局、費用が一番安かつに決まるんじゃないかろうかと。何か予定ではもう今月に発注をされるとかというような話ですね。以前の高寄市長は、「とにかく安せれ安せれ、費用はかからん」というようなことを大変気にしておられました。ひょっとすると、皆さんもそのことがまだ身についておるんじゃないかと思えます。

費用というのは大変ですけど、ただ、この旧庁舎跡地全体のことを考えて、いろいろ考えると、このいろんな人たちの話が聞こえる、今の工法でいくと、何かなだらかながけになる。そすと、一等地にあのようながけになつと、「一等地じゃなかばいた」と言う人が、話が聞こえます。竹村健康福祉部長からもありました、文化センターの問題。吉田憲司議員からも、私も質問いたしました。結局40年たったもんだけんですね。大規模改修ばせんといかんとですね。確か2億何千万円ぐらい予定ば組んであったじゃなかですかね。ただ、この建物のコンクリートが劣化して、どがんしたっちゃもうあと20年しか使われんとですよ。そすと、これだけ費用かけて、果たしてこの文化センターが大丈夫なのかですね。はっきり当時の、前の、前田建設部長だったですかね、「コンクリートの劣化でもう20年しか使われんすばい」ということは言われました。ですから、この文化センターについても、どうせあれなら、とにかくいろいろと検討していただきたいと思えます。

この市役所の跡地は一等地ですよ。昔は、もう30年以上前、あのはやかわ毛糸店のあつです。あすこあたりや、坪200万円て言われよつたです。ですから、玉名でやっぱ一番この辺、跡地あたりが一番よかところですね。ですから、一番大事なところで

す。ですから、藏原市長、中心市街地を活性化することが一番大事じゃなかろうかと思うですね。

まあ、先ほど、以前も言っておりました例の繁根木川の川沿い、13軒か14軒ありますね。この問題。そして、この玉名第1保育所の隣にある2軒ですか。だから、図面で見らるっとわかるようにポンポンポンと。だから、この問題ですね、やっぱ解決は今しかなかつですね。時間がちょっとかかると思いますけど。

以前からこの旧庁舎跡地については、質問いたしておりました。以前の高寄市長のときに、知恵は行政から、お金は民間から、いわゆるPFI方式ですね。これも進言をいたしましたけども、私が言ったから、取り上げてもらえませんでした。せっかくこの一等地、12月議会で私も質問しましたけども、熊本のサクラマチの話を行いました。やっぱりある程度の、こういうふうなプロの企画が必要じゃなかろうと思うんですね。何もその、今の職員さんのことを言うんじゃないで、やっぱいろいろ練りには練って、時間がかかってもいいですから、この玉名にも、荒玉設計事務所協会というのがありますね。この人たちの素晴らしい組織を借りてもいいんじゃないかと。この旧庁舎一帯の開発には玉名の将来がかかっていると思います。例えば、この前からあっておりますけど、例の病院跡ですね。それと、古奥議員が一生懸命言われていますこの新幹線の周りですね。しかし、この市役所跡地は、今しかなかつですよ。もう何年もずっと過ぎたら、恐らくそのままの状況になつと思うですね。ですからせっかく、今のドラマ館跡に仮園舎ばつくとついでしょ。こら恐らく1億2,000万円ぐらいかかるとじゃなかですか。5年契約ですけど、何も5年で終わらんでよかつですよ。ですね。やっぱ、ぴしゃつとした計画ができれば、5年かかろうが10年かかろうが、こらやっぱ市長の一番の課題だと思つんですよ。やっぱ将来、「あそこは俺が、がんしたつぞ」と、ですね。それぐらい、藏原市長の強いリーダーシップを期待しております。私たちも応援しますよ。頑張ってください。

新型コロナウイルス感染症が発生しまして1年以上がたちました。関係各位の皆様は大変な御努力をされております。昨年から、年末、そして正月休みも返上して頑張つてこられております。特に、ワクチンの接種に関しましては、国・県と連絡などで大変だろうと思つています。どうか頑張つていただきますことに感謝と敬意を表しまして、私の一般質問を終わります。

○議長（内田靖信君） 以上で、江田計司君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩をいたします。

午前10時51分 休憩

午前11時11分 開議

○議長（内田靖信君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

1 番 坂本公司君。

[1 番 坂本公司君 登壇]

○1 番（坂本公司君） 皆さん、こんにちは。1 番、新生クラブ、坂本公司です。

傍聴にお越しの方、インターネット中継を御覧の方々、いつもありがとうございます。

まず、3 月 1 1 日ということで、1 0 年前のことを。私もお昼過ぎに、たまたま病院にいたらそのニュースを見まして、私、実は奥さんが、栃木の下都賀郡てけこう下のほうなんですけども、出身ですので、すぐに奥さんのほうのうちに電話したところ、やはりつながりませんでした。これは大変だなと思って何度もかけたら、どうやら混線してたみたいでやっとながらまして、無事だということだったので、うちの奥さんにそれを伝えたところでした。

そのことももちろん覚えているんですが、実は次の日のこともよく覚えておまして、次の日が、先ほど江田議員もおっしゃいましたけども、九州新幹線の開通のイベントがある予定だったんですね。実は私、当時、今の T S U T A Y A の前でお店をしておまして、つけうどんをちょっと出しておまして、それをそのイベントの実行委員長の方が、これを当日出してくれということで、ちょっと記憶が曖昧なんですけど、多分 2 万人ぐらいお客さんが来ると思うので、3 0 0 食とか 5 0 0 食とか用意をしてくれというところの用意をした上での地震だったので、すぐにその実行委員長の方に電話をしました。明日はイベントをするのかと。したところ、ニュースでは J R 各駅がイベント中止するという中で、夜の 9 時だか 1 0 時だかぐらいに、その方から電話があって「玉名はやる」と。それはなぜかという、「そのイベントをして、人を集めてそこで募金をしようじゃないか」という趣旨でした。私はもちろん賛同しましたし、いろんなところで自粛されるのも仕方ないことなのかもしれませんが、今後も、そういう災害があったときには、自粛するのは簡単なことなんですけども、何ができるかを考えていけたらなと思っております。

それともう一つ、すみません。昨年から挑戦しておりました保育士試験なんですけど、ようやく今年の 1 月に合格通知が届きました。これで私は、この身に何があろうとも一切の職がなくなろうとも保育園等で働くことができる権利を獲得しました。1 月半ばに合格通知が届きまして、それからすぐ保育士登録事務センターというところに手続をして、2 か月ほどかかるそうです。今年の下旬に晴れて保育士となる予定となっております。皆さん、もし興味がある方は、受験資格などを確認されて受験なさってみてはいかがでしょうか。

では、通告に従い一般質問を始めたいと思います。

まずこの 1 年、本当にこの 1 年はコロナに悩まされてきました。まだ完全に収束はし

ていませんし、この先も本当に収束するかわかりませんが、昨年の今ごろは学校が休みになるという異例の事態でした。保育園も自粛してください。学童クラブも自粛してください。しかし、放課後等デイサービスなどの福祉施設は行なってください。いつもより子どもたちを多く受け入れてください。時間も長くしてください。簡単に言えばそんな感じでした。しかし、それはなぜか。なぜ国は同じ子どもたちの受入れを区別したか。それはやはり、子どもたちのため、そして家族のためということです。

それに最近のテレビドラマの「俺の家の話」というのを皆さん御存じでしょうか。長瀬智也さんが主人公で、その中で離婚されて、前妻との間に小学校5年生の息子さんがおられるんですけども、学習障がいと診断されて、療育施設に通っているという設定のドラマなんです。時代とともにドラマの設定も変わってきているなと感じました。

話を戻しますが、子どもというのは本当に言うことを聞いてくれません。発達障がいともなればなおさらです。なので、児童福祉施設はコロナ禍でも運営していかなければなりません。一方メディアでは、児童虐待が懸念されていました。大人の私たちがあっても毎日毎日、職場でもプライベートでもマスクをしなければいけません。会食ができない、外に出れない、一時は公園にすら行けない、ストレスはたまる一方です。それに加えて、ストレスを発散できない子どもたちが家の中にいれば、いつ爆発してもおかしくない状況であったと考えられます。

そこで、まず一つ目の質問は、このコロナ禍での玉名市の児童虐待について、答弁をお願いします。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

[健康福祉部長 竹村昌記君 登壇]

○健康福祉部長（竹村昌記君） 坂本議員御質問のコロナ禍における本市の児童虐待件数についてお答えいたします。

本市が児童虐待件数として把握している過去3年間のデータは、平成29年度は98人、平成30年度は66人、令和元年度は合計96人でした。また、令和2年度におきましては、2月末までの状況ですが、身体的虐待が42人、性的虐待が3人、心理的虐待が24人、ネグレクトが21人で、合計90人です。

コロナ禍の要因となる親のストレスや外出自粛の影響などの児童虐待は、把握できていない状況です。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 1番 坂本公司君。

○1番（坂本公司君） 答弁いただきました。

やはりこの玉名市においても、年間100件近い報告があるみたいです。昨年のコロナ禍の、コロナが原因という統計はとれていないということでしたが、これから増えて



ないこと、できればゼロであってほしいと願っております。そんな中、今年1月にこんな記事を目にしました。子ども家庭福祉士国家資格創設という記事でした。実は、保育士試験の科目にも子ども家庭福祉というのがありました。しかし、以前は児童家庭福祉という名目でした。そこで、この子ども家庭福祉の資格について、創設経緯や内容について、把握している範囲でお答えいただければと思います。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

○健康福祉部長（竹村昌記君） 坂本議員の再質問にお答えいたします。

児童虐待に対応する児童福祉士などの専門性を高めるため、国が検討している子ども家庭福祉を専門とする国家資格についてお答えいたします。

近年、全国的に子ども虐待事例の急増により、子ども家庭福祉に関わる専門職の体制強化とともに、その資質を向上することが喫緊の課題となりました。そこで、平成28年3月に、社会保障審議会新たな子ども家庭福祉の在り方に関する専門委員会から報告書が提出され、また、令和元年6月には、児童虐待防止対策の強化を図るために、児童福祉法等の一部を改正する法律が成立いたしました。このような流れの中、国の社会的療育専門委員会において了承されたワーキンググループにおいて、具体的な子ども家庭福祉分野の資格の在り方、研修、人材養成の在り方など、目指すべき方向性が議論・整理され、2月2日には国に取りまとめた内容が報告されているところでございます。

現時点では、子ども家庭福祉に係る国家資格についての内容は決定していませんが、今後ワーキンググループが取りまとめた内容を踏まえ、国において論点を整理し、試験や認定を行なう主体者や、実務を担う実施機関、養成課程や養成ルートなどについて決定されるものと思われまます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 1番 坂本公司君。

○1番（坂本公司君） 答弁いただきました。

まだ今からいろいろと協議されていくということみたいですが、ちなみに保育士試験のですね、子ども家庭福祉はどんなことを学ぶかといいますと、1964年に母子福祉法が制定され、それが2014年に母子及び父子並びに寡婦福祉法に改名されたとか、非行少年についてとか、もちろん児童虐待についても書かれておりました。今後、この子ども家庭福祉士の試験については関心を持ち続けていきたいと思っております。

少し話は変わりますが、1月にたまたまNHKを見ていたら、大阪の西成高校の授業が映し出されておりました。そのタイトルは「貧困の連鎖を断て！西成高校の挑戦」というものでした。そのときは時間がなくしっかり見るができなかつたので、先日ネットで検索してみたら、アマゾンで1冊の本が売ってあったので早速購入してみました。反貧困学習というタイトルで、著者名が大阪府立西成高等学校となっております。内

容は、世界のスラム街など、日本では想像もつかないような悪い環境での貧困生活のことなども書かれていました。シングルマザーについては数ページしか書いてありませんでしたが、今までシングルマザーがどんなに苦しんできたか、シングルマザーがどうやって生きていくか、そんなことが記載されていました。

まずこのシングルマザー・シングルファザー、ひとり親家庭が非常に増えております。もちろん死別などもありますけどほとんどが離婚でのひとり親で、そして子どもの親権は母親というのがほとんどを占めております。子ども1人でも母親だけで育てるのは大変なのに、2人も3人もいるとなると本当に大変な苦労だと思います。

その本にもありましたが、離婚調停中は児童扶養手当も生活保護ももらえないので、生活が困窮したとも書いてありました。しかも、離婚後に養育費を払う男性がほとんどおられないという調査結果が出ております。それもシングルマザーの生活を苦しめる要因だと思います。

そこで、ひとり親支援について、国や市が行なっている取組などを教えていただければと思います。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

○健康福祉部長（竹村昌記君） 御質問の現在のひとり親支援の取組についてお答えいたします。

まずはじめに、父親または母親がいない家庭や、父親または母親に一定の障がいがある場合は、父親、母親に代わって児童を養育している方に支給する児童扶養手当がございます。

次に、病気やけがで医療機関にかかった場合、保険適用の医療費の3分の2を助成するひとり親家庭等医療費助成制度、ひとり親家庭の自立促進を図るため、ケアマネージャーや介護福祉士などの対象講座を修了した場合、給付金を支給する母子家庭等自立支援教育訓練給付事業や、看護師や介護福祉士、保育士、理学療法士などの資格取得を目指す母子家庭の母または父子家庭の父に対し、生活費の負担軽減を図るため、一定期間について促進費を支給する母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業、児童扶養手当を受給している世帯がJRで通勤通学している場合、定期乗車券を割引するJR通勤定期乗車券割引制度、母子家庭、父子家庭及び寡婦の生活の安定とその子どもの福祉向上を図るため、母子父子寡婦福祉資金貸付など、各種資金の貸付事業を行なっております。

また、学童保育やファミリーサポート事業を利用するひとり親に対し、一定の条件はありますが、利用料の補助を行なっております。

なお、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に、特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、こうした世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行なうため、国・県・本市それぞ

れ、ひとり親世帯への臨時特別給付金などを支給いたしました。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 1番 坂本公司君。

○1番（坂本公司君） 答弁いただきました。

とてもたくさんのお事業があり、とても心強い限りです。看護師や保育士などの資格取得に対して補助があるのは全く知りませんでしたので参考になりました。

ここで質問なんですけど、どの事業がどれだけの実績があるのか、各事業ごとの詳しい実績などを教えていただけないでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

○健康福祉部長（竹村昌記君） 坂本議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの、ひとり親支援の取組で説明いたしました順に、令和元年度の実績を申し上げますと、児童扶養手当の受給者数606人で支給額は3億7,981万7,000円。ひとり親家庭等医療費助成が受給者933人で助成額は1,478万7,000円。母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業は受給者2人で給付額は23万円。母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業は受給者9人で給付額は1,071万9,000円。JR通勤定期乗車券割引制度は申請者4人。母子父子寡婦福祉資金貸付は4件の新規貸付がっております。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、支援を行なったひとり親世帯への臨時特別給付金などにつきましては、給付対象者は662人で支給額は1億1,696万円となる見込みでございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 1番 坂本公司君。

○1番（坂本公司君） 答弁いただきました。

令和元年だけでも4億円ほどと、昨年が1億1,000万円ほど、大変助かってらっしゃる方がおられると思います。

補助金の話ですが、私も10年ほど前になりますけど飲食店を出したんですけども、改装したり、知人の建築家の方に相談したところ、そういう事業者は市役所とか商工会議所などに行けば補助金の申請ができるよと教えていただき、補助金を受けたことがありました。そのとき教えていただいた方は、補助金というのは誰も教えてくれないから、自分から調べに行かないと出ないとおっしゃってました。確かに、自営業や事業に関してはそれでもいいと思いますが、こういった本当に困ってらっしゃる方にはもっと情報を提供していただければと思います。

昨年の夏あたりから、コロナ関連の給付金、補助金たくさんありました。玉名市からは事業所宛に封書でお知らせがありました。あれは本当に助かれた経営者の方もおられると思いますし、工夫を重ねられ、わかりやすく簡単に素早く申請できるようされて

いて、本当に感謝しております。ホームページや広報たまに載っているとはいえ、もっとたくさんの人に伝わるよう、これからも協力をお願いします。

ところで、世界では様々な取組がなされています。ベーシックインカムといって国民に対して現金を支給する制度や、そのパイロット版として貧困家庭やシングルマザーに対して日本円で言えば5万円から10万円ほど支給する制度があります。もちろんこれを玉名市で実施するよう要望することではないですし、それを取り入れている地域でも様々な問題があるという報告がありますが、アメリカのあるシングルマザーで、貧困家庭の女性はその支給されたお金で、初めて我が子の誕生日プレゼントにスニーカーを買ってあげれたそうです。もちろん子どもは喜びました。しかし、それ以上にその母親は自分がよき母親になれたと感じたそうです。お金というのは、使い方次第でそれ以上の効果を生み出すことがあるということです。

先ほどから、国や市などからの支給されたお金の話をしてきましたが、これからはお金を稼ぐというお話をしたいと思います。私はどちらかというと苦手であります。

先ほどの西成高校の言葉を借りれば、私の家庭も貧困の連鎖なのかもしれません。しかし、今までどうにか生きてこれました。13年前東京から玉名に帰ってきて飲食店を経営し始めました。実は一時期は玉名市内に3店舗同時に経営したことがありました。そして、とても借金が増えました。毎月毎月借金が増えました。しかしそれを何とかしようと、朝方の5時や6時までバーを開けて、そのまま店のソファで寝て、朝の10時に出勤してくるスタッフに起こされ、そこからランチと配達のお弁当の準備をして、12時前に着くよう配達をして店に戻り、ランチをして、そして帰って少し寝て、17時に起きて夜の仕事に行く、そんな時代もありました。覚えてらっしゃる方もおられるかと思いますが、旧市役所時代にはお弁当の配達をさせていただいておりました。御購入いただいた職員の方々には本当に感謝しております。

お金を稼ぐというお話でした。お金を稼ぐということは非常に簡単なことだと思います。先ほどの私のように、体に鞭を打ち寝ずに働けば、ぜいたくな暮らしはできなくても、貧困と言われるほどにはならないと思います。だからなんで貧困になるのか、それを待遇が悪いとか給料が低いからとか、努力もせずに人のせいにばかりしてるから貧困になるのです。と、前まではそう思っていました。しかし、問題はそんなに簡単なものではないみたいです。

ひとり親で、しかもその多くはシングルマザー、女性です。昼のパートでは時間に限りがあり、そんなには稼げないでしょう。もちろんシングルマザーであってもバリバリ仕事をしてかなり稼いでらっしゃる方がおられるのも知っていますし、シングルマザーイコール貧困、虐待などと思っているわけではありませんので御了承ください。

例えば、昼のパート以外でも働こうとしても、子どもの世話、洗濯、掃除をやらなけ

れば、洗濯、掃除、やらなければいけないことが山ほどあります。それでは副業どころではありません。もちろん、シングルファザーも同様です。

そこで、夜間保育所、夜間託児所、日曜保育などがあれば、夜に少しでも、日曜日に少しでもコンビニやファミレスなどで働けるのではないか。もしくはそう思ってらっしゃる方もいるのではないかということでお尋ねします。

熊本県内及び県外に、行政が運営している夜間保育所等はあるのか。もしあるのであれば、玉名市ではどのように考えているのか、日曜日の保育も含めてお願いいたします。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

○健康福祉部長（竹村昌記君） 御質問の夜間保育所についてお答えいたします。

認可夜間保育所は、11時から22時までが基本となっております。本市では実施しておりません。全国には81施設、公立保育所による夜間保育は、札幌市で3園、大阪市で1園と、大変少ない状況でございます。県内の民間保育所では、熊本市、八代市、宇土市及び人吉市の各市で1園ずつが夜間保育を実施されております。夜間保育の利用者は、会社員、医師、看護師、自営業など、帰宅が遅いひとり親のほか、両親が共に帰宅が遅い家庭など、利用は様々でございます。

本市においては、保護者や事業所の要望等がございませんので実施はしておりません。また、休日保育につきましては、平成26年度まで民間保育園の1園が実施しておりました。主に理容師さんが利用されて運営されておりましたが、利用希望者がいない状態が続いたことや、保育士の確保、保育の予約を受けて当日にキャンセルされることで、保育の準備や保育士の確保に人件費などにおいて支障が出るため、運営を中止されました。本市では、ほかの民間保育所にも休日保育をお願いしたところですが、保育士の確保と経費が賄えないとの理由で、受託保育所がない状況でございます。また現在、保護者の要望もないところでございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 1番 坂本公司君。

○1番（坂本公司君） ありがとうございます。

まずもって公立の夜間保育所は全国で4か所、全てあわせて81か所と、熊本県に4か所ということでした。思ったよりかなり少ない数でした。そして玉名市でも平成26年までは日曜保育なさってたけども、利用者が少ないために運営を中止されたということで、これは仕方のないことだと思います。

ちなみに、先ほどのファミリーサポート事業の話が出ましたが、ひとり親家庭などへの補助があるということでしたが、具体的にどれぐらいあるのかお答えいただけませんか。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

○健康福祉部長（竹村昌記君） 再質問のファミリーサポート事業のひとり親家庭への利用補助の詳細についてお答えいたします。

ファミリーサポートセンターの利用料金でございますが、午前7時から午後7時まで1時間当たり600円、午後7時から午後10時まで1時間当たり700円でございます。ファミリーサポート事業をひとり親家庭等が利用される場合は、1人預ける場合は利用料基準額の2分の1の額、2人目はその4分の1の額、3人以上は2時間に限り無料となっております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 1番 坂本公司君。

○1番（坂本公司君） 答弁いただきました。

例えば、今の数字を基にすると、ファミリーサポートに預けたという場合に計算しますと、週に3回、ひとり親の方が4時間子どもを預けて、時給830円のコンビニなどでバイトをすれば月に3万9,840円の収入があり、ファミリーサポートに1万6,800円支払っても2万3,040円の収入があり、ひとり親家庭で子どもが1人ならうれしい収入だと思います。本当に切羽詰まっていたらこういう働き方もできると思いますが、私はこれを推奨するわけではありません。親子の時間というのはお金では買えないものがあると思います。

また少し話は変わりますが、ストレス、それから発展する虐待の話です。児童虐待の件数は、年々増加しております。では、私たちが子どもころは虐待はなかったのでしょうか。愛があったとはいえ、大なり小なり親からの、今では虐待と言われるようなことはあったと思いますし、件数が増えたのは、それだけ児童相談所に連絡する人が増えたことも要因の一つだと思います。2年前も児童虐待の質問をしたときに言いましたが、私が娘と散歩中、道を勘違いして「こっちこっち」と泣きじゃくるので、近所の奥様が何かと心配されて出てこられました。とてもいいことだと思いました。ただ、昔と比べて何が変わったか。食べ物は豊富にあるし、1人1台車もある、スマホやパソコンさえあれば家にいながら映画を見たり、ショッピングなどもできます。しかし、逆に言えば必要なものが増えて出費が多くなってきています。それに、やはり増えてるのがひとり親家庭です。私たちの子どもころは、核家族が問題となっていました。今では核家族が当たり前で、どちらかの両親と同居などは昔に比べるとかなり少なくなってきています。マイホームも持ちたい、嫁姑問題も解消したい、そうでなくても地元の仕事がなく市外に出たなど、理由は様々だと思います。

確かに他人と暮らす生活にはストレスがつきものです。もちろん実の家族もです。しかし、それゆえ、協力してくれる身内が減ったのは紛れもない事実です。

そこで、質問なのですが、新婚家庭や移住などに対する補助金はいくつかあると思

ますが、答弁をいただければと思います。

○議長（内田靖信君） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員御質問の移住定住などの取組についてお答えいたします。

本市では、定住促進事業としまして、本市への移住を検討する方の背中を後押しし、より積極的な定住人口の増加を促進することを目的に、住宅取得補助、住宅リフォーム補助、空き家取得補助、新幹線通勤定期券購入補助、空き家家財道具等整理補助などの補助事業を行なっております。

住宅取得補助金を活用し、平成23年度の事業開始からの9年間に1,242人が転入されております。そのほかに、国の結婚新生活支援事業費補助金を活用し、結婚に伴う新生活を経済的に支援し、少子化対策の推進を図る結婚新生活支援事業を行なっております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 1番 坂本公司君。

○1番（坂本公司君） 答弁いただきました。

9年間で1,242人の方が、市外から玉名市へ転居されたということで、思ったより多くてびっくりしました。

ここで、少し財源について質問したいと思います。ふるさと納税ですが、ここ数年納税額が増えてきているとお聞きしていますが、実際どれぐらい増えているのか、そしてその寄附金はどのような事業に使われるのか、答弁をよろしくお願いします。

○議長（内田靖信君） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員の再質問にお答えします。

ふるさと納税の実績についてでございますが、平成29年度は2,649件の約2,900万円、昨年度が3万5,295件の約4億4,000万円と大幅に増加しております。本年度は2月末現在で5万4,228件の約8億800万円と、さらに増加しております。全国の皆様より多くの御寄附をいただき、心より感謝しているところでございます。

いただきました寄附金の用途につきましては、寄附者が教育と福祉のまちづくりや住みやすい環境のまちづくりなどの5つの用途から選んでいただけるようになっておりまして、主に市長おまかせで60%、教育と福祉に関してで23%が選択されているところでございます。

○議長（内田靖信君） 1番 坂本公司君。

○1番（坂本公司君） 答弁いただきました。

平成28年には2,500万円だったものが、本年度2月末までで8億8,000万円ということで、この5年で約35倍の数字になっているということで、非常に驚いてお

ります。

そして、寄附者の方が5つの用途から選べるというのも寄附者の思いを反映できることでとてもすばらしい試みだと思います。

そこで、本日の本題に入りたいと思います。

移住定住の補助金は基本的には、玉名市外から玉名市内への移住定住に関する補助ということでした。それも非常に大切なことだと思います。しかし、玉名市内の人が玉名市内への移住定住についても補助があつていいのではないのでしょうか。もちろんただ、単に気分が変わって引っ越しをしたい人には申し訳ありませんが、例えば、私が思うに、ひとり親家庭の方が引っ越したいと思つていたりはしないのでしょうか。それはどういふときか。例えば、これは本当に例えばなんです、岱明町の長洲町に近いところですね、鍋とか。に、実家がある方が、結婚して玉名のこの辺の中心部に住まれていて、離婚をし、ひとり親となり、いろんな事情で引っ越せず、しかし、仕事や子育てなどが大変で、親に頼りたくても車で20分ほどかかるため、ちょっとした用事を頼めなかったり、そんな方が親や親族の近くに住むための移住費に補助金を出すというのはいかがでしょうか。

もしかしたら、私の勝手な妄想かもしれませんが、この時代、ものが豊かになったり便利になり過ぎて、何かはずれ始めているのではないのでしょうか。確かにみんなが車を持ち、スマホを持っていれば何でもできそうな気がします。それに多少のお金があれば、誰にも頼らず生活ができると。できていると勘違いしてのではないのでしょうか。それがゆえに、苦しくなったことに気づかず、一人で悩み、よくないことが起きたりしているのではないのでしょうか。

私の理想は、やはり親や親族などで助け合つていくことが大切だと思います。しかし、同居は本人たちにもその親御さんからしても難しいかと思つています。そのためには、スープレの冷めない程度とは言いませんが、車で5分ほどの距離に住んでいれば、助け合つていくことが可能になると思つています。

提案内容とすれば、親や親族もしくは協力者を定め、その方の住居の半径1キロ以内に移住する者に対して補助金を支給すること。もちろん市外からの移住に関しては、従来の補助金にプラスできること。そして、先ほど移住する者に対してとだけ言いましたが、これはひとり親だけではなく、結婚している全ての家庭が申請可能とするのもつけ加えたいと思つています。

そしてさらに、他県、他市からその家族の親御さんが、我が息子、娘の家族のために引っ越してこられる際にも適用するなど、付け加えていただければと思つています。もちろん、この場合は、親御さんが介護されにこられる場合などあると思つていますが、そういった場合のことも含めて協議していただければと思つていますが、市長の見解をお聞かせくだ



さい。

○議長（内田靖信君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 坂本議員の再質問にお答えします。

まずもって、全国の皆様からの温かい御寄附に対しまして、心から感謝を申し上げたいというふうに存じます。いただいております御寄附につきましては、寄附者の御希望を反映させて、教育や福祉をはじめとする様々な用途に活用させていただいております。

御質問のひとり親家庭などを対象にした住環境支援については、ふるさと納税の寄附金を活用した福祉施策の中で充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、移住定住施策では、空き家取得補助金の対象をですね、議員もおっしゃられたとおり、これまで市外から本市に転入する者ということだったんですけれども、これに加えて、本市の住民の方にも対象を広げて、住み替えなどを促進することによって、ひとり親家庭などが親族などから近い環境で子育てができるなど、そういった形で拡充する予定でございますので、どうか御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 1番 坂本公司君。

○1番（坂本公司君） 答弁ありがとうございます。

心強いお言葉、ありがとうございます。御検討よろしく申し上げます。

本日のテーマは、ひとり親家庭支援についてでした。それは単純に、一人で子どもを育てるのは大変だと思ったからです。私は両親ともにもうおりませんので、妻と娘と3人暮らしですが、それでも大変です。

しかし、ひとり親家庭の方は、元は結婚してらした方がほとんどだと思います。結婚した、子どもができた、3人もできた、しかし給料は上がらない、出費がかさむ、しかし遊びたい、でも子どもの面倒見なければ、逃げ出したい、逃げよう、と離婚された方の中にはそんな方もおられると思います。昔、多くの女性は男性の家に入り、生活をしていました。マスオさんという言葉がもう定着して、30年ほどたつのではないのでしょうか。皆さん御存じ、テレビアニメ「サザエさん」の御主人、フグタマスオさんがイソノサザエさんの実家で、サザエさんの御両親、家族と生活を共にする、婿養子ではなく、言わばマスオさんです。と、その言葉で状況が伝わります。ある学者が言っていたが、女性の方の家に男性が入っていくことが、一番スムーズに暮らせるそうです。作者の長谷川町子さんは、それを知ってか知らずか50年も前にその設定で制作されました。

しかし、生活スタイルは人それぞれですし、特に現在は生活スタイルが多様化してきました。核家族が増え、家族ごとの自由な時間が増えました。しかし、それは協力者が

いないということとなり、今の現状があるのではないか。そうであれば、程よい距離、程よい関係であれば、何かが変わるのではないのでしょうか。

私が今日言いたかったことは、人は助け合いながら生きていくことが大事だということです。いつの時代がよかったとか、昔のほうがよかったとか、そんなことは言いません。しかし、今はこんなにも豊かにもものもあるし、技術が発達してるのに、その陰で苦しんでいる人がいます。西成高校の授業のように、シングルマザーがいかに生きていけるかを教えることも非常に大事だと思いますが、シングルマザーにならないためには、ひとり親家庭にならないためには、そんな授業があってもいいと思います。

私が子どものときには、周りにはひとり親はほとんど見られませんでした。と言いながら、実は私はひとり親家庭です。小学校時代は、同級生では私とほかにもう一人ぐらいでした。私はひとり親家庭では珍しく、育ててくれたのは父親でした。といっても家にはほとんどおりませんでしたので、ごはんはばあちゃんがつくり、お出かけはひいばあちゃんとでした。ひとり親家庭なのに、ひいじいちゃんなどもいたので8人家族だったので、寂しいと思ったことはありませんでしたが、母親がもしずっといたら、もう少し素直な人間になったんじゃないかと思います。

逆転の話をすれば、私は本当に親は子どもを産むだけでいいと持ってます。我が子を手をかけなければそれだけでいいと思ってます。しかし、理想を言えば、両親がいて、そしておじいちゃんやおばあちゃんがいて、しかし、同居が難しいのであれば、近くに住み、おじいちゃんたちに孫の面倒をみてもらい、子どもが育てば老後の面倒をみてと、それが理想の幸せの形の一つだと思います。西成高校の授業のように、シングルマザーの勉強も必要でしょうが、できれば夫婦寄り添っていくにはどうしたらいいかという授業があってもいいと思います。

離婚して、若くしてシングルマザーになった場合でも、まだまだ子どもを産むことはできます。しかし、子どもがいると再婚はなかなか難しいと聞いております。もし、再婚してもそういう家庭での児童虐待などの問題も多くなっています。しかし、若いシングルマザーが再婚し、また出産ができれば、少子化対策にもつながる可能性があります。

離婚率を下げること、そして、今回は触れてませんが、再婚率を上げる取組にも着手していく必要があるかもしれません。御検討、よろしく申し上げます。

これで、私の通告による質問は終わりましたが、最後に一つ、職員の方々にお願いをさせていただきたいと思います。

副市長に、昨年12月の総務委員会で、その他の質問で、私が職員方の夜の会食について質問をしたのを覚えていらっしゃるでしょうか。

職員の飲酒運転があった直後の委員会でしたので、飲酒運転、そしてコロナ禍での職員方の会食についてお尋ねしたところ、副市長の答弁は、職員方に対して自粛は強制し

ていない、少人数で節度ある会食をというようなお答えだったと記憶しております。

今年に入って、1月7日から飲食店に対する時短要請がなされ、熊本県内の感染者数は激減し、最近では感染者が出て一桁ばかりで、ゼロの日が続いている状態です。ワクチン接種の準備も着々と進んでいる様子ですし、これから例年であれば歓送迎会が開かれる季節です。飲食店はこれから書き入れどきです。というより、昨年のごころからは丸一年ずっとかき入れ時がないまま日々を過ごされてきました。

もちろん、飲食店には様々な給付金などがありました。しかし、休業要請や時短要請の時期は経営者の方は本当に不安だったと思います。本当にコロナは収束するのか、このまま経営を続けていいのか、特に夜だけのお店の方などすることがないのです。お昼に出かけようとしても友達や知り合いは仕事があるし、夜はもちろん出かけられません。私も夜の仕事だけだったらと思うと本当に不安だったのではないかと思います。仕事が好きかどうかは別として、仕事があるということは幸せなことなんです。

そして、3月になりました。昨年12月よりも状況はよくなったと私は思っております。職員の方々に、ぜひとも徐々に玉名の町に繰り出していただきたいと思っております。そして、できるのであれば、金栗ジャンパーやポロシャツなどで出て行ってほしいと思っております。市民からすれば、市役所の職員さんが出てるなら私たちもいいのではと思う人も少なくないと思いますし、何より私はあのジャンパーやポロシャツが好きでして、何人かで夜の街を歩いている姿は非常に格好よく見えます。

そして、もう一つお願いがあります。これから何度か会食をされるのであれば、今まで行ったことのないお店などに行かれてはどうでしょうか。もちろん、今までのお付き合いのお店の応援も必要だと思いますが、初めて行くお店もあっていいのかと思います。そこに、スタッフジャンパーを着た数人の職員さんが入っていけば、お店の方は非常に喜ばれると思いますし、何よりそこで、「この1年きつかったですね」と、「これからたまに出て来ますので頑張ってください」などと話しかけたら、涙ながらにこの1年の苦労話をされたり、給付金などの御礼を言われたり、もしかしたら何かしらのサービスがあるかもしれません。もちろん、それを期待してくださいと言っているわけではありませんが、それほどこのコロナ禍での飲食店の方々は大変な思いをされていると思います。

給付金などでも足りなくてお店を畳まれた方もおられます。しかし、その方などはまた違う人生があるはずです。しかし、やはり若いころからずっと飲食店をなさってる方などはやめたくないのが現実です。職員の皆さんだけに背負わせるわけではありませんが、そういったお店に行ってください、少しでいいのでその方々のお話を聞いていただきたいと思っております。勝手ながら、玉名市の飲食店を代表して、皆さんにお願いさせていただきます。よろしくお願いいたします。

では、これで質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（内田靖信君） 以上で、坂本公司君の質問は終わりました。

議事の都合により、午後1時まで休憩といたします。

午前11時56分 休憩

---

午後 1時01分 開議

○議長（内田靖信君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

16番 近松恵美子さん。

[16番 近松恵美子さん 登壇]

○16番（近松恵美子さん） トリを務めます近松です。皆さんお疲れさまです。

4日間、皆さんのいろんな質問を聞いていまして、本当に日本というのは言論を暴力で封じられることなく、自由でいい国だなあとしみじみ思いながら聞いておりました。今のミャンマーの情勢をみますと、本当にありがたいことだなあと思っています。

私、実は昨年2月にミャンマーに行きまして、仏教関係の信仰の厚いところがああいう状況になってることに本当に心が痛みます。

では、通告に従いまして質問いたします。

空き家対策について。このことにつきましては、昨日、田畑議員も質問されましたので、一部ダブるところがあるかと思いますが、省きますと全体の流れがわからなくなりますので、復習だと思って聞いてください。持ち時間1時間になりましたので、落ち着いてゆっくり述べさせていただきます。

今年の3月上旬に、関東の埼玉県の方なんですけども、一、二回会っただけの仲なんですけども、その方が玉名に来るといってお話があったもんですから、楽しみにしていたら、和水町に引っ越してきたということだったもんですから、それも空き家を借りたということだったので、ちょっと行ってみました。御主人が玉名で働いていたので、なかなか帰って来ないから奥さんも来ることにしたということで、玉名というか和水に来ることになったわけなんです。私としては、玉名が住みよいのに、どうして和水に越すことになったのかなあということがちょっと不思議で、ちょっと住所を聞いて行ってみました。

そこはですね、中古住宅、もちろん空き家なんですけども、借家で一軒家で、畑付きで2万5,000円ということでした。安いということで、畑が付いているってこともあって、そこを選ばれたようです。びっくりしたのはですね、仏壇もそのまま置いてあるんです。納屋なんかには農機具みたいなものとか、生活道具がそのまま置いてありましたから、片付けないまま貸しているじゃないかなみたいな雰囲気のところでしたね。

さらにびっくりするのは、お風呂はですね、薪で焚くお家だったんですよ。今時、薪

で焚くお風呂があるのかなと思ってびっくりしたんですけども。前、住んでいた高齢者がつুক্ত薪が納屋にあるので、それがなくなったら裏山に木があるからそれを切って薪にしてくださいということで、そのお家を借りたらしいんですけども。何を言いたいかといいますと、本当に人はそれぞれなんだな、好き好きなんだなと。一般的に薪で焚かないといけないって、家財道具が残ってるようなところを借りる人がいるかなと思うけど、そういう人もいるんだなということで驚いたわけです。

以前、テレビを見ましたときに、やはりそのような方がいましてね。もう家の中の道具、全部残っているところに借りて住んでいるっていう方いまして、本当にいろんなニーズがあるもんだなあと思ったわけです。

ところで、2015年に空き家などの対策の推進に関する特別措置法、空き家法ができました。それから国が空き家対策に力を入れてきてるわけですが、それに伴い、玉名市においても空き家の現状調査を行ない、対策事業計画をつくっておられます。

平成29年9月の空き家等対策計画の概要版を見せていただいたところ、空き家が1,642軒となっています。そのうち居住可能な空き家が722軒、補修すれば居住可能な空き家が478軒、つまり、暮らせる家が玉名に1,200軒。これは5年前の調査ですから、今は1,300軒とかさらに増えてるんじゃないかと思います。

私はこれを見たとき非常にびっくりしまして、ああ、もう空き家は売れないかもしれない。そういうショックを受けました。と言いますのは、玉名市の定住促進補助事業を活用して住宅を購入し、転入された方の世帯数は、午前中坂本議員の質問にもありましたけども、人数じゃなくて世帯数でいうと394軒です。100万円の、あるいは市内の業者を使えば120万円の補助がある中で、越して来た方が394、10年間ですよ。それでもまだ、住める空き家が1,200軒あるということは、この1,200軒がそのまま10年、20年、30年すると廃屋になっていくかもしれないという、そういう危険性をはらんでいるということを非常に心配しました。

一方、人口は減っているとはいえ、新築住宅の建設はあちこちで見られ、さらに賃貸住宅の建設も進んでいます。私の家の前にも6戸のアパートが建ちます。最近の玉名の風景は、高齢者が多い地域と若者が多い地域に分かれてきているように感じます。土地が造成されれば、そこに新しい家がパァッと建ちます。また、昔から住んでいた家に若い人が来ることはなく、何となくさびれた感じの集落もあります。

空き家が増える主な理由は、若い人たちの仕事が地元になくて、若者が都会に流出することから年老いた親は残され、親が亡くなると空き家になるという例。もう一つの理由は、核家族化が進み、子どもはそれぞれ家を新築するので、親が住んでいた家が空き家になっていく。この2つが一番多いのではないのでしょうか。

もちろん、転居もあります。ただ転居の場合は、早く財産処分して次の家に投資した

いということから、また家財道具も全部片づけるので、意外と転居の場合は販売に結びついているのかなというふうに感じております。

いずれにしても、空き家は増えるばかりですので、待ったなしの対策を進めていく必要があります。ということで、まず5点質問いたします。5年前の空き家実態調査の結果について。2番、空き家除却助成制度の実績について。3番、居住不可能で解体されていない物件の数と課題。4番、助成制度の周知方法について。5番、来年度実施予定の実態調査の方法と内容について。調査と計画で、来年度予算に約1,600万円ほど計上してあったと思いますので、詳細について、お尋ねいたします。

あとは自席にて質問させていただきます。

○議長（内田靖信君） 総務部長 永田義晴君。

[総務部長 永田義晴君 登壇]

○総務部長（永田義晴君） 近松議員の空き家対策についての御質問にお答えいたします。

まず、私のほうから、空き家実態調査の結果について、そして居住不可能で解体されていない物件の数と課題、そして来年度実施予定の実態調査の方法と内容について、お答えさせていただきます。

まず、空き家実態調査の結果についてお答えいたします。空き家については、昨日の田畑議員の一般質問においても答弁いたしましたとおり、全国的な課題となっていることから、平成27年に特別措置法が施行され、それを受け本市においても条例の作成をいたしました。そして、空き家の対策計画を策定する基礎資料といたしまして、議員御質問の空き家実態調査を市内全域を対象に、平成28年度において実施をいたしております。

この調査の方法でございますが、市が保有する水道の閉栓情報により、おおむね1年以上使用がない空き家候補の抽出を行ないました。その後、空き家候補場所を示した図面を258の行政区長へ配付し、各行政区に把握している空き家の情報を追加して提供をしていただきました。以上の情報に基づき空き家候補を特定し、平成28年11月から約2か月間にわたりまして、外観目視による現地調査を実施した結果、1,642軒の空き家を特定するに至りました。なお、この調査につきましては、外部の業者へ委託し、計画書の作成と空き家情報のデータベース化も行なったところでございます。

また、空き家と一口で申しましても、その状態にはかなりの差がありますので、調査に当たっては、基準を定め、建物の老朽度をAからDまでの4段階で判定をいたしております。具体的には、Aが現状で居住可能な状況、Bが補修すれば居住可能な状況、Cが居住不可能な老朽家屋、Dが居住不可能な廃屋と、この4段階でランク付けをいたしました。その結果、先ほど議員もおっしゃったとおりですが、Aの居住可能な空き家が市内全域で722軒、Bの補修すれば居住可能な空き家が478軒、Cの居住不可能な

老朽家屋が323軒、Dの居住不可能な廃屋が119軒となっております。

次に、居住不可能で解体されていない物件の数と課題ということでございますが、先ほど申しました平成28年度の調査で、居住不可能と判断したCの老朽家屋とDの廃屋を合わせまして442軒となっておりますが、これらのうち、補助を受けて解体されたものもあれば、単独で解体されたものもあると思われまますので、居住可能な物件は、令和3年度に、来年度に予定しております実態調査で把握できる見込みでございます。

このような状況を踏まえまして、Dの廃屋やCの老朽家屋については、所有者等に対しまして適正管理の責任があること、除却には助成する制度があることなどを周知しており、今後も継続して周知していくことが必要と考えるというところでございます。

そして次に、来年度実施予定の実態調査方法と内容についてお答えをいたします。

来年度実施予定の実態調査方法につきましては、平成28年に実施した実態調査のデータを基に、今回も市が保有する水道の閉栓情報により、おおむね1年以上使用がない空き家候補の抽出を行ない、空き家候補場所を示した図面を258行政区長へ配付し、各行政区にて把握されている空き家の情報をいただき、この情報を基に前回同様外観目視による現地実態調査をいたしたいと考えております。

新規の空き家等については、今後の利活用等についての意向調査も実施したいと考えております。また、データベースにつきましても、地図データ等の更新を併せて行ないたいと考えております。

私のほうからは、以上でございます。

○議長（内田靖信君） 建設部長 片山敬治君。

[建設部長 片山敬治君 登壇]

○建設部長（片山敬治君） 近松議員の空き家対策についての御質問のうち、空き家除却助成制度の実績とその助成制度の周知方法についてお答えいたします。

まず、空き家除却助成制度の実績についてお答えいたします。空き家の除却に対する助成といたしましては、玉名市老朽空家等除却促進事業補助金がございます。これは申請後、住宅の不良度判定を行ない、評価が100点以上となる老朽危険空き家を対象としております。補助額につきましては、1件当たり60万円を上限としまして、社会資本整備総合交付金の空き家再生等推進事業を活用し、平成30年度から実施しております。実績といたしましては、平成30年度から令和2年度までの3年間で、86件の事前調査申請があつており、不良度判定で対象外になったものや辞退の申出があつたものを除く42件に対し、補助金を交付しております。

続きまして、助成制度の周知方法についてお答えをいたします。玉名市老朽空家等除却促進事業補助金につきましては、国の交付金スケジュールの関係で、毎年6月から8月を申請期間としておりまして、毎年5月に広報たまな及び市ホームページに掲載し、

制度の周知を図っております。あわせて、防災安全課と連携し、空き家の所有者へ適正管理の依頼をする際に、補助金制度についても個別に説明をしております。

補助金制度の周知につきましては、所有者が遠方に居住されているなど、周知が図りにくい面もございますので、関係各課と連携を図りながら周知に努めてまいります。

以上です。

○議長（内田靖信君） 16番 近松恵美子さん。

○16番（近松恵美子さん） まず、居住不可能な空き家が422軒の中から、補助金を受けて解体に至ったのが42軒ということで、1割しか解体されていないということなんでしょうか。ちょっと私、聞き逃したかもしれないのでお伺いしたいんですけど、この86軒申請があって42軒だったということは、どういうことでこの補助の対象にならなかったのか。ちょっと教えていただけますか。

○議長（内田靖信君） 建設部長 片山敬治君。

○建設部長（片山敬治君） 民間の方からの申請があったものの、危険度判定が100点を超えなかったということで、86軒の申請のうち42軒が補助金の対象となったということです。

以上です。

○議長（内田靖信君） 16番 近松恵美子さん。

○16番（近松恵美子さん） なかなか空き家調査っていうのは、持ち主と会うことができなかつたりということで、非常に詳しい調査をするのが大変だったろうというふうに思うんですけども、空き家が10軒しか、100点以上ということは、居住不可能、老朽家屋、廃屋合わせて、あれが100点以上ですかね。でいいんですよ。

○議長（内田靖信君） 建設部長 片山敬治君。

○建設部長（片山敬治君） 空き家の傷み具合で判定をいたしまして、それで傷み具合がひどいほうが点数が上がっていくということです。それが100点を超える空き家に対して補助をいたしますということになります。

以上です。

○議長（内田靖信君） 16番 近松恵美子さん。

○16番（近松恵美子さん） 私、補助の対象になるのが居住不可能2つかと思ってたんですけど、そうじゃないっていうわけですね。はい、わかりました。

まあ、いずれにしても、その廃屋が119軒ありますから、その中からまだまだ補助を受けて解体したのが42軒ですから、まだまだ解体されていない家があるということですね。

このこと自体も問題だと思うんですけど、私が心配しているのは、先ほど申し上げましたように、居住可能な家でも結局利用しなかつたり、お盆、お正月に帰って来ると



きだけ使おうと思っていたけど、そのうちだんだん使わなくなって、そして売れなくなって、この居住不可能なほうに移っていくと、ひょっとしたらこの老朽家屋、廃屋がもっともっと増えていくんじゃないかということをととても心配しております。

そこで、再質問なんですけども、今度の調査のときに、空き家調査をしていくときに、区長さんとか近くの方はきっと御存じだと思いますので、前回調査したときに、この居住可能な家その後どうなっているのか。販売されたのか、そのままなのか。そしてまた、前回調査したときに、売りたいとか貸したいと言われてた方の家がどうなっているのか、その辺のところをついでに調査することはできないのか。せつかく高額な予算を費やして調査をしますので、その調査が次に移るように、次の施策に移るような調査をしていただきたいと思いますと思うんですけども、それが可能かどうかをお伺いいたします。

○議長（内田靖信君） 総務部長 永田義晴君。

○総務部長（永田義晴君） 近松議員の再質問にお答えをいたします。

平成28年に実施いたしました実態調査の際には、所有者に対しまして利活用に関する意向調査、アンケート調査でございますが、を行なっております。その意向調査は、不動産業者が管理している物件や所有者が特定できていないものを除いて、調査票に追加して、空き家バンクのチラシ等も同封をして送っております。回答が得られたものについて集計をしますと、売却、そして賃貸という意向の回答が合わせて35%ほどございました。しかしながら、空き家バンクに対する反応はほとんどなく、登録数の伸びにはつながっていないというのが現状でございます。

また、意向調査で売却を希望されていた物件が、5年後の現在どうなっているのかということにつきましては、意向ごとにその後の確認を行なおうとしましても、データを分類・抽出できる現状のシステムではないものですから、確認ができておりません。

よって、新年度予算に計上しております再調査に当たりましては、調査を実施する上で、方策を十分に検討し、調査で得られる情報を効率的に管理・活用できるよう進めるとともに、関係各課で情報を共有して連携して当たることで有効的な対策につなげていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 16番 近松恵美子さん。

○16番（近松恵美子さん） この空き家対策の目的は、やはり空き家を有効利用すること、そしてこの廃屋にさせないということが目的だと思うんですね。この目的に沿った調査になるように、ぜひこの、売りたいとか貸したいという希望がつながっているかどうかということ、そこに重点を置いて調査していただきたいと思います。その家がどうなっているかを見るだけだから、私はできるんじゃないかと思うんですけどもね。そのときに売りたいと言っていた人の家に誰が住んでいるかを区長さんなりに聞けば済む

ことなので。私の感覚ではそう難しいことじゃないんじゃないかなと思うんですけども。まあ、予算の関係もあるかもしれないんですけども。それによって、次の施策を考えていけるんじゃないかというふうに思います。

まあ、実態調査、こないだのはいろいろ初めてのことで大変だったと思うんですけども、この空き家に関しては、総務課、そして地域振興課、環境整備課、税務課、都市整備課など、いろんなところが絡んでいると思いますので、調査項目をもう一度見直して、各課連携して、本当に次の施策が空き家を減らすという目的にかなった情報を得られるような調査になるように、もう一度調査内容を検討していただきたいと、このように要望しておきます。

では、次に移ります。

この空き家バンクのことを調べてみますと、不動産関係者が少ない地域、比較的小さな地点ですか。そういうところでは自治体の空き家の情報は、空き家バンクにほとんど集約されているような気がするんですね。玉名よりもっとたくさん空き家バンクに登録されている地域もありました。ただ、都市部になりますと、不動産関係者が非常に多いですから、その中で情報が分散されていて、空き家バンク登録者が少ないと、そのことによってやはり市が関与しにくいという、そういう問題が見えてきているように思います。

この情報を一元化していかないと、空き家対策を効果的に展開していくことが難しいのではないかというふうに感じています。

そしてまた、せっかく市が新たに空き家対策に力を入れようと、空き家取得補助金を、また市内在住の方にも広げていったのですが、この空き家バンク制度に登録された物件というふうに狭まってきましたと、やはりこの非常に範囲が狭まるんじゃないかと、不公平感が出るんじゃないかということを感じます。

これが、行政が全部握って情報を集めるのがいいのか、民間団体をお願いするほうがいいのか、私はそこのところはわかりませんが、やはり情報の一元化というのをしていかなないと、この空き家対策というのは進みにくいんじゃないかというふうに思います。やはり、玉名市、空き家、中古住宅と入力して検索したら、玉名市内の空き家が全部出てくる、そして300万円以下としたら、300万円以下の空き家が出てくる。500万円としたら500万円以下の空き家がずらっと出てくる。そしてまた、岱明町中土としたら、中土が出てくる。これ、実はですね、ある不動産屋さんの情報であったんですよ。地域別に。私も中土にあるのかなあとと思って、中土ってしたら、近所の家が出てきたんですね。そこまで出てくるようになってました。ただ、一事業者ですから、玉名市全体の情報を持っているわけじゃないんですけども。まあ、坂本議員の質問にもありました、シングルマザーだから親の援助を得られるように、親のそばで家を住みたい

というのがありましたけども、その場合もこの空き家情報が一元化されていれば、自分の親の近くでピッと検索したら、あそこにここに空き家があるということがわかるわけですね。

空き家情報の一元化と不動産関係者との連携を今後どうしていくのか、そのことについてお伺いいたします。

○議長（内田靖信君） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員の空き家情報一元化と不動産関係者との連携について、お答えいたします。

本市では、市内の空き家の有効活用を図り、定住と地域の活性化を推進することを目的に、空き家バンク制度を平成21年度から開始、運用しており、市ホームページで公開しております。

制度開始以降、28軒ほどの物件の登録がございましたが、売買や賃貸、登録取り下げなどにより、現在の登録物件は4軒でございます。

一方で、今の空き家問題を鑑みると、今後さらに増加すると危惧しているところでございます。

国土交通省においても、全国的な空き家増加の課題に対応するため、各自治体の空き家などの情報の標準化・集約化を図り、全国どこからでも簡単にアクセス、検索できる全国版空き家・空き地バンクを構築し、運用を開始されております。

今後、本システムの加入を検討し、さらに市内不動産業者とも連携を深め、市空き家バンクサイトと民間サイトの相互リンクを貼ったり、共同で空き家利活用の相談会を実施するなど、空き家所有者の不安感の解消と、移住定住者の促進を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 16番 近松恵美子さん。

○16番（近松恵美子さん） 居住可能な家が1,200軒もありながら、その中で手放したくないと思っている方もいるかもしれませんが、売りたい、貸したいという人がいる中で、市の空き家バンクの登録は現在4軒だということは、本当にこれから、真剣に考えていかなきゃいけないことじゃないかなというふうに思います。

今は空き家情報も全国版空き家バンクというのができているんですね。国が進めているらしいんですけども。全国の情報を家にいて見ることができる。これを調べてみたら、無償譲渡っていうのも結構あるんですね。場所が悪いところとか、ただでもいいからもらってくれみたいなのも随分出ていました。平成31年、今もっと増えているんですけども、平成31年で全国603自治体が参加し、延べ9,000軒の情報って書いてありましたから、まだまだやっぱり少ないんだなと思いましたね。玉名市で1,600軒あるのに、全国で9,000軒みたいな感じですからね。玉名市、居住可能は1,200

軒ですけども。ただただですね、そのうち1,900軒が成約に至ったということを書いてありました。

これ一つでですね、玉名出身の人が東京にいて、わざわざ移住相談会とか出ていなくても、ここでパーッと見つけて「あ、ここにこんな物件がある」というふうにわかったら、これ本当、市としてもあんまり手間ひまかけずに効果的に定住促進につながるんじゃないかというふうに思います。ぜひ、これを研究して、取り入れていただきたいなあというふうに思います。

また、面白くてですね、もちろん金額別っていうのはあるんですけど、特集から探さってというのがありましてね。古民家で暮らすっていうところを検索すると、古民家みたいなのが出てくるんですね。温泉が好きだっていうところすると、温泉付きみたいな、温泉があるところの空き家が出てくるんです。田舎暮らしがしたいとかですね。それから、農地付き物件特集というのもありました。まあ、そういうのを見て、自分の好みのところをまた探してみると。そうすると思わず、「あ、和木じゃなくて玉名にしようかな」とかいう人も出てくるんじゃないかなと思いますので、ぜひよろしく願いいたしたいと思います。

じゃ、次に移ります。

空き家に隣接した農地の取得について。隣接と言ったり、附属と言ったり、付随と言ったり、いろんな言葉が言われていますけど、空き家を買おうかと思ったけども、空き家のそばに畑が、農地がついていると。その場合、今までは5反要件といって、5反持っている人じゃないと買えないとか、5反まとめてじゃないと買えないという要件があったんですけども、やはり和木に越して来た人みたいに都会から来る人にとっては、ちょっと畑を、「野菜づくりをしてみたいな」みたいだね、そういう人が時々おられます。それで、農地付きの畑だったらいいなと、そういうニーズもあると思います。またまた、売る方にとっても、やはり宅地のそばの畑だったらもう、入り口がなくて、道路がなくて、ほかに買い手がつかないんですから、ついでに買ってこれというニーズがあると思いますので。これを、玉名もそろそろ取り入れたほうがいいんじゃないかなあというふうに思います。

今まで、先ほど話しましたように、5反要件というものがありましたけども、2009年の農地法改正により、各自治体の農業委員会の判断で下限面積を自由に設定できる特例が設けられました。そのため近年では、移住新規就農促進の一環として、空き家バンクに登録された空き家に附属する農地について、これやっぱり空き家バンクの登録増やさなきゃいけないんですよ。空き家バンクに附属された農地については、1アール以下に引き下げる自治体が増えてきています。2017年には14県、33市町村が1アール以下の下限面積を設定していましたが、2020年には1道1府38県32

4市町村と4年間で10倍増えてるんですね。この下限面積を変えたところがですね。

そしてまた、住宅と地続きの農地には、0.1アールにも満たないというそういうお家もあったので、下限面積を1平方メートル以下にまで下げたところもあるそうです。

近隣の自治体のホームページなんか見ますと、空き家に付随した農地の下限面積を緩和しましたとか、農地とセットで空き家を売りたい方、買いたい方へというのを堂々と載せてあるんですよ。玉名は、非常によそと比べるといい農地を持っていますので、やはり農地の転売に対しては、慎重にならざるを得ないというところはあるかと思えますけれども、条件次第では、もう空き家とセットなら許可してもいいんじゃないかというふうに私は思いますので、下限面積の取扱い基準を現状に合わせて検討していただけないものかどうか、そのことについてのお考えを伺います。

○議長（内田靖信君） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員の空き家に付随した農地の取得について、お答えいたします。

空き家に付随した農地を、農地付き空き家と申しますが、近年、この農地付き空き家を空き家バンクに登録し、移住希望者を呼び込んでいる自治体が増えております。

農地付き空き家を空き家バンクに登録するために必要なことといたしまして、農地を売買、贈与したり、貸し付けたりする場合は、農地法第3条によって農業委員会の許可が必要であり、許可後に、耕作する農地面積が下限面積として5反（50アール）とされております。これは先ほど議員がおっしゃった5反のことです。

一方、この下限面積の基準は、地域の実情に応じて農業委員会が別段の面積として定めることが可能となっており、この別段面積を設定することが必要となっております。

現在、熊本県内で13市町がこの農地法第3条の別段の面積の設定を行なって事業を展開しておりますが、本市では設定をしていないことから運用できていない状況でございます。

しかしながら、議員御提案のとおり、農地付き空き家を空き家バンクに登録することで、空き家市場が活性化することが期待されますので、今後農業委員会と協議をしながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 16番 近松恵美子さん。

○16番（近松恵美子さん） ぜひ、農業委員会の方々にも、農業委員さんの方々にもこの近隣とか全国の動きを情報提供しまして、いいものを、基準をつくっていただくようお願いしたいと思えます。

では、最後に、今までの伺いましたけれども、これからの空き家利活用推進対策についての市のお考えを伺います。

○議長（内田靖信君） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員の空き家の利活用推進対策についてお答えいたします。

空き家問題の多くは、相続人が空き家所在地に不在であり、心情的、経済的、知識的課題から、処分や活用ができない状況にあり、本市におきましても空き家バンクを運用し、こうした状況に対応してまいりましたが、買い手がつかない場合が散見されます。

このことから、次年度に行なわれる空き家実態調査に呼応して、不動産所有者への勉強会及び相談会を開催し、空き家に対する意識改革や啓発を行なうよう計画しており、不動産の処分に困っておられる多くの市民の一助になるよう、努めてまいります。

また、空き家の利活用推進も含め、予防、除却などの空き家対策に関係各課が連携し、全庁的に取り組むとともに、市民及び所有者への啓発・周知にも努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 16番 近松恵美子さん。

○16番（近松恵美子さん） 住宅取得補助金が来年度から減額となり、その代わりに空き家取得補助金の対象を、市内居住者にも拡大したということは、やはり空き家対策が一步も二歩も進んだことかなあっているふうにも思っております。

ぜひ、農地の下限面積のことや、それからもう一步今、企画経営部長よりお話ありましたように、相談会とか、もう一步踏み込んだことを、ぜひ積極的にしていただきたいなというふうに思います。

今お話の中から、心情的な問題があるということもありましたけど、それが非常に大きいだろうと思います。実は私、今日ですね、この服をですね、実は40年前の服を着てきたわけですね。空き家リサイクルだから、これも古いものだというので。なぜ40年間手放さなかったかという、これ実は姑が縫ってくれた服なわけなんですね。その思いがあってもなかなか捨てられなくて。でも、太ってきたら着れなかったこともあって、着たり着なかったり、あんまり着てなくて、もう捨てようかなあと思いながら捨てられなかったんですね。やっぱり空き家もそんなもんだと思うんですね。何かやっぱり親のものが、自分が住んでいたところが手放せなくて、服1枚捨てるんでも迷うわけですから。家を手放すということは、非常に大きな決断だろうというふうに思います。

ただ、私は今、行政として、その気持ちをくみながらも、この先ですね、いずれ廃屋になるんだと、置いといたら。そして解体費がこのくらいかかるんだよと。100万円なり200万円なりですね。先々そのお金が準備できるのかと考えたら、安くても手放さないと、もう売れないよっていうのは現実じゃないかなと思うんですね。

私、この居住可能な家がまだ1,200軒あるっていうのを見たときに、この1,200

0軒の600軒は、廃屋になっていくかもしれない。人口が先細りしている中で、玉名暮らしやすいからって近隣から来てくださるといいんですけども、この中で100万円補助してもあれだけしか増えなかったのに、年間30軒ぐらいしか増えなかったのに、まだ1,200軒残っているということは、この危機感をですね、惜しいかもしれないけども、持っておきたいかもしれないけど、持っておくとどうなるんだよということ、ぜひね、お話しいただきたい。服やタンスはすぐ捨てられるけども、家はそういうわけにいかないですので、老朽化する前に手放さないと。本当に思いがあるだろうけども、先々こうなりますよということをお伝えいただきたいなというふうに思います。

あと10年ぐらいすると、全国的に空き家が30%ほどになるそうですから、もう足元まで来ていますね。もう3軒に1軒は空き家。3軒に1軒は空き家って玉名全体がなくなっていくわけですね。もう売れません、そうなったら。

本当に空き家対策、今度、補助を拡充したところでそれをやってみて、まだ空き家が売れなかったら、まだ次の段を考えるっていうように、とにかく売りたいと思う人の空き家が売れるように全力挙げていただきたいなと思います。

新年の消防の出初め式がありますね。あのときに、市民の生命と財産を守るんだという言葉が、本当に染みますけども、これも市民の財産を守ることですよ。財産がなくなるどころか負の遺産になりますね、解体費が。これが年金暮らしになって、この解体費を出せるだろうかと思ったときに、一刻も猶予ならないと、早くリサイクルに、必要な人に、欲しい人に使っていただくということを、そういう風潮にしていきたいなと。

若い方々も、子どもが小さいときは少々汚してもいいような中古住宅で、走り回って暮らせる、そういうところを購入して、そしてもうちょっと大きくなったら、また、学校に近いところに越すとか、そういうふうに家移りするというふうな、そういうふうな風潮を醸成していきたいものだなというふうに思っています。

この空き家対策について、また市長の思いがありましたら、お伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 近松議員の再質問にお答えします。

私も、今後将来を考えるに当たって、空き家対策というものは大変重要な課題だというふうに認識をしております。

先ほどから部長も答弁しておりますとおり、議員もおっしゃられたとおりでありますけれども、やはりこう、所有者の方の意向といいますか、心情の問題であるとか、そういったところがあって、なかなか、空き家バンクへの登録というものが進まない中にあります。そういった中でそれを改善すべく、市としても、今までどおりの形ではなく、民間ともより連携をして、不動産業界の方々であるとか、商工業界であるとか、いろん

なところとの連携をとりながら、いろんな視点でその空き家に、それぞれの方々がその課題を知りながら関わるといような形、そういった枠組みとか、組織的なものといえますか、そういったものをしっかりとつくりながら連携をとっていく必要があるだろうというふうに思っております。

それぞれに、例えば、移住定住であるとか、誘致企業の連絡会議であるとか、その空き家にもまつわるような様々な協議会であるとか、団体がありますので、そういったところを統括して、それぞれの方々がこの課題を認識をしていただきながら、有効に活用していただけるような、そういった取組をしっかりと行なっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 16番 近松恵美子さん。

○16番（近松恵美子さん） じゃ、次に移ります。

[16番 近松恵美子さん 登壇]

○16番（近松恵美子さん） では、抱え込み保育士に対する支援についてお伺いします。

抱え込み保育士っていうのは、育児休暇が明けるのが10月だから10月から入所お願いしますとか、6月から入所お願いしますとか、そういう人がいるわけですね。そうするとその子のために、10月から職員採用するわけにはいかないもんですから、今の保育士不足の中で。やはり、少しでも早く雇ってくれるところに人は流れますので、4月の時点でもう保育士を確保しとくわけですね。その保育士の人件費が非常に負担になると、そういう声があります。ゼロ歳児のクラスは4人に1人でしたでしょうか。5人目がいたらまた1人雇わないといけないわけですね。また1歳児のクラス、2歳児のクラスと、それぞれ保育士を準備しますと非常に人件費が負担になると。そこで、市として、この人件費をどうにか見てもらえないだろうかというふうな声があります。

そこでまず、玉名市として、抱え込み保育士の現状、数と費用、人件費ですね、お伺いいたします。そしてまた、市として、この問題についてどのように受け取っているかについてもお伺いいたします。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 竹村昌記君。

[健康福祉部長 竹村昌記君 登壇]

○健康福祉部長（竹村昌記君） 近松議員御質問の抱え込み保育士に対する財政支援について、お答えいたします。

本市では、次年度入所予定の園児については、毎年11月にその全ての児童について、入所申込を受付し、その集計結果に基づき、各保育所などに対して、年齢ごとの児童数と入所月を連絡しております。各保育所などでは、その児童数に対して必要となる保育士を確保されますが、年度途中で生後6か月となり、入園可能となる児童も受け付けて



いるため、入園する児童に対応する配置基準に応じた保育士が必要となる場合があります。

そのため、年度途中で保育士を雇いあげるとは、保育士不足により大変難しいため、4月からあらかじめ保育士を雇用しておられる保育所などもございます。

令和元年度においては、年度途中入所により、年度当初と年度末のゼロ歳の在園児数の差が12人となっている保育所などもあり、ゼロ歳児3人に保育士1人の配置基準からすると、4人多く保育士を雇用されている時期があった事例もございます。

保育士雇用の費用負担額につきましては、配置基準を上回る保育士の雇用は、必ずしも途中入所児童に対応するためだけではないことから、正確な数値を出すことはできません。この課題を解消するための対策につきましては、県が来年度から始める補助事業の活用や、保育所などと入所予定者数の協議を図ることで、御負担の軽減を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 16番 近松恵美子さん。

○16番（近松恵美子さん） どうもありがとうございました。

4人も抱えているところがあるということ聞いて、びっくりしました。やはり4人分の、平均すると、半年としてもかなりの人件費の負担だろうと思いますので、そういう補助事業があるんでしたら、ぜひ活用して、4人分じゃなくても半分でも負担できたらいいなというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

また、空き家対策についても市長から心強い答弁いただきました。ありがとうございました。

最後に、西川議員、吉田議員からも3月で退職なさる職員さんに、お礼と感謝の言葉がありましたので、私も最後を締めくくりまして、またお礼の言葉を述べさせていただきますと思います。

本当に、退職なさる方、お疲れさまでございました。私、50歳までしか勤めきらなかったので、60歳まで、定年までおられた方、すごいなと思いますし、また途中で辞めてチャレンジ、別の世界にチャレンジするために退職なさる職員さんもいらっしゃると思いましたけども、それはそれでまた勇気があることですね。また、よい第2の人生を過ごされることを期待しております。

私は、仲間に、「人生100年時代だから、少なくとも80歳までは働かんといかんよ」て仲間に言っています。一般的に言って、御苦勞もあつたと思うんですけども、公務員の方はそれなりの生活レベルでできるので、そんなに働かなくてもみたいな気持ち持ってらっしゃるかもしれないですけども、日本が、人口が減っているから、総活躍時代って安倍さんが言ったように、もう動ける人はみんな働かないと持たないんじゃない

いかなという気がしますので、どうか動けるうちは、生きているうちは働いていただきたいなあというふうに思います。

本当に、女性が働くことで、労働力不足を補おうと国はしてきたおかげで、家庭にお母さんがいなくなったみたいですね。それも大きな問題になっていると思いますので、女性にばかり期待せず、男性も年をとっても、そして役所だけじゃなくて、あと100歳まで40年ありますので、また新たな資格を取って、そして現場を支えていただきたいなあ、もう一つの人生をつくっていただきたいなあというふうに思います。役所での経験を生かして、見事に転身して、「新たな事業を始めたぞ」みたいな、そんな気構えで、職員さんには退職後も御活躍いただきたいなあと思っておりますので、本当に期待しております。お疲れ様でした。

そしてまた4日間、皆様お疲れ様でした。ぜひ、力強い、そして希望が持てる玉名になりますように、一同、市長はじめ、また私たちが力を尽くしていきたいと思います。

どうもありがとうございました。お疲れ様でした。

○議長（内田靖信君） 以上で、近松恵美子さんの質問は終わりました。

これをもちまして、一般質問は全部終了いたしました。

議事の都合により、休憩いたします。

午後 1時55分 休憩

---

午後 2時46分 開議

○議長（内田靖信君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長から、本日付けで議案の訂正1件及び追加議案3件が提出されました。

よって、この際、さきの議会運営委員会の結論に基づき、日程の追加と日程の順序の変更について、お諮りをいたします。

日程第2 議案の訂正

日程第3 訂正理由の説明

日程第4 訂正の採決

日程第5 市長提出追加議案上程

日程第6 提案理由の説明

以上、日程表のとおり日程に追加し、日程の順序を変更いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。よって、日程表のとおり日程に追加し、日程の順序を変更することに決定をいたしました。

\*\*\*\*\*

## 日程第2 議案の訂正（議第20号の訂正）

○議長（内田靖信君） 日程第2、「議案の訂正」を行ないます。

今期、定例会の開会日である2月26日に、市長から提出された議第20号玉名市新型コロナウイルス感染症対策に係る金融円滑化特別資金利子補給金基金条例の制定についての議案1件について、市長より本日付けをもって議案を訂正したい旨の申出がございました。

それでは、議第20号玉名市新型コロナウイルス感染症対策に係る金融円滑化特別資金利子補給金基金条例の制定についての訂正の件を議題といたします。

お手元に配付しております事件の訂正請求書の朗読は、これを省略いたします。

\*\*\*\*\*

## 日程第3 訂正理由の説明

○議長（内田靖信君） 日程第3、「訂正理由の説明」を行ないます。

ただいま議題となっております議第20号の訂正について、訂正理由の説明を求めます。

副市長 村上隆之君。

[副市長 村上隆之君 登壇]

○副市長（村上隆之君） 事件の訂正請求書の1ページをお願いいたします。

議第20号玉名市新型コロナウイルス感染症対策に係る金融円滑化特別資金利子補給金基金条例の制定についてに関する事件の訂正請求について、御説明申し上げます。

これは、条例の附則につきまして、内容の一部を訂正するものでございます。

内容といたしましては、基金の設置を令和3年4月1日に予定し、条例の施行日を同日としておりましたが、今年度中に基金を設置し積み立てる必要が生じたことから、条例の施行日を公布の日に訂正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 以上で、訂正理由の説明は終わりました。

\*\*\*\*\*

## 日程第4 訂正の採決（議第20号の訂正）

○議長（内田靖信君） 日程第4、「訂正の採決」を行ないます。

これより採決に入ります。ただいま議題となっております議第20号の訂正の諾否についてお諮りいたします。

議第20号玉名市新型コロナウイルス感染症対策に係る金融円滑化特別資金利子補給金基金条例の制定についての訂正を承認することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。

よって、議第20号の訂正については、承認することに決定いたしました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第5 市長提出追加議案上程（議第37号から議第39号まで）

○議長（内田靖信君） 日程第5、「市長提出追加議案上程」を行ないます。

これより、市長提出追加議案を上程いたします。

議第37号玉名市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてから、議第39号財産の取得についてまでの市長提出追加議案3件を一括議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

\*\*\*\*\*

#### 日程第6 提案理由の説明

○議長（内田靖信君） 日程第6、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいま上程いたしました各議案について、提案理由の説明を求めます。

副市長 村上隆之君。

[副市長 村上隆之君 登壇]

○副市長（村上隆之君） 追加提案いたしました議案3件の提案理由につきまして、御説明申し上げます。

追加議案書の1ページをお願いいたします。

議第37号玉名市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、指定地域密着型サービス、指定地域密着型介護予防サービス等の基準を定める4本の条例につきまして、感染症や災害への対応力強化、ハラスメント対策の強化等、国が定める基準の改正を踏まえた規定の整備を行なうものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。

29ページをお願いいたします。

議第38号工事請負契約の締結についてでございますが、これは玉名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

内容といたしましては、玉名漁港の大浜地区新港部分につきまして、その水深を確保するため、港内の広さ1万1,075平方メートルに堆積している土砂をしゅんせつす

る工事を行なうものでございます。契約の方法は、しゅんせつ工事の建設業許可業者で、かつ、特定建設業許可を有する8社にて指名競争入札を実施し、入札の結果、玉名市大浜町3765番地1、末広建設株式会社が1億4,720万円で落札をいたしました。

現在、同社と税込み1億6,192万円で仮契約を締結しており、本議会で御承認をいただきました後に、本契約の締結とするものでございます。

30ページをお願いいたします。

議第39号財産の取得についてでございますが、これは、玉名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものでございます。

内容といたしましては、市職員用として使用するため、タブレット等の機器類を合資会社小川文華堂から取得するものでございます。取得価格は5,833万9,600円でございます。

現在、同社と仮契約を締結しており、本議会で御承認をいただきました後に、本契約の締結とするものでございます。

詳細につきましては、所管の委員会で御説明申し上げますので、御審議の上、原案どおり御承認いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

\*\*\*\*\*

## 日程第7 議案の委員会付託

○議長（内田靖信君） 日程第7、「議案の委員会付託」を行ないます。

議第4号令和2年度玉名市一般会計補正予算（第15号）から、議第39号財産の取得についてまでの市長提出議案36件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております議案36件につきましては、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

---

### 議案付託表

#### 総務委員会

議第4号 令和2年度玉名市一般会計補正予算（第15号）  
（総則・第1表歳入歳出予算補正 歳入の部・第1表歳入歳出予算補正 歳出の部、②総務費、③民生費1項社会福祉費中7目隣保館費8目人権推進費9目男女共生推進費、④衛生費〔1項保健衛生費を除く〕、⑦商工費1項商工費中7目金栗四三PR推進費、⑨消防費・第2表繰越明許費補正 追加、②総務費・第4表地方債補正）

- 議第 1 2 号 令和 3 年度玉名市一般会計予算  
 (総則・第 1 表歳入歳出予算 歳入の部・第 1 表歳入歳出予算 歳出の部、①議会費、②総務費、③民生費 1 項社会福祉費中 7 目隣保館費 8 目人権推進費 9 目男女共生推進費、④衛生費〔1 項保健衛生費中 1 目保健衛生総務費 2 目予防費 3 目母子衛生費 9 目浄化槽設置整備費を除く〕、⑦商工費 1 項商工費中 7 目金栗四三 P R 推進費、⑨消防費、⑫公債費、⑬諸支出金、⑭予備費・第 2 表債務負担行為(1)(2)(3)・第 3 表地方債)
- 議第 2 1 号 玉名市民会館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 2 3 号 玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 2 4 号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 2 5 号 玉名市一般職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 2 7 号 玉名市差別をなくし人権を守る条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 2 9 号 玉名市墓地公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 3 1 号 玉名市金栗四三翁住家・資料館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 3 3 号 玉名市水防協議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 3 8 号 工事請負契約の締結について
- 議第 3 9 号 財産の取得について

#### 建設経済委員会

- 議第 4 号 令和 2 年度玉名市一般会計補正予算 (第 1 5 号)  
 (第 1 表歳入歳出予算補正 歳出の部、④衛生費 1 項保健衛生費中 9 目浄化槽設置整備費、⑥農林水産業費、⑦商工費〔1 項商工費中 5 目消費者行政推進費 7 目金栗四三 P R 推進費を除く〕、⑧土木費、⑪災害復旧費〔5 項文教施設災害復旧費を除く〕・第 2 表繰越明許費補正 追加、⑥農林水産業費、⑦商工費、⑧土木費・第 3 表債務負担行為補正 追加)
- 議第 8 号 令和 2 年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第 2 号)
- 議第 9 号 令和 2 年度玉名市九州新幹線湯水等被害対策事業特別会計補正予算 (第

3号)

- 議第10号 令和2年度玉名市水道事業会計補正予算(第3号)
- 議第11号 令和2年度玉名市公共下水道事業会計補正予算(第4号)
- 議第12号 令和3年度玉名市一般会計予算  
(第1表歳入歳出予算 歳出の部、④衛生費1項保健衛生費中9目浄化槽設置整備費、⑥農林水産業費、⑦商工費〔1項商工費中5目消費者行政推進費7目金栗四三PR推進費を除く〕、⑧土木費、⑩災害復旧費〔5項文教施設災害復旧費を除く〕・第2表債務負担行為(4)(5))
- 議第16号 令和3年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算
- 議第17号 令和3年度玉名市水道事業会計予算
- 議第18号 令和3年度玉名市公共下水道事業会計予算
- 議第19号 令和3年度玉名市農業集落排水事業会計予算
- 議第20号 玉名市新型コロナウイルス感染症対策に係る金融円滑化特別資金利子補給金基金条例の制定について
- 議第30号 玉名市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第32号 玉名市新玉名駅自動車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第35号 玉名市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第36号 普通財産の無償貸付けについて

#### 文教厚生委員会

- 議第4号 令和2年度玉名市一般会計補正予算(第15号)  
(第1表歳入歳出予算補正 歳出の部、③民生費〔1項社会福祉費中7目隣保館費8目人権推進費9目男女共生推進費を除く〕、④衛生費1項保健衛生費中1目保健衛生総務費2目予防費、⑦商工費1項商工費中5目消費者行政推進費、⑩教育費、⑩災害復旧費5項文教施設災害復旧費・第2表繰越明許費補正 追加、⑩教育費)
- 議第5号 令和2年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 議第6号 令和2年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 議第7号 令和2年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 議第12号 令和3年度玉名市一般会計予算  
(第1表歳入歳出予算 歳出の部、③民生費〔1項社会福祉費中7目隣保館費8目人権推進費9目男女共生推進費を除く〕、④衛生費1項保健衛生費中1目保健衛生総務費2目予防費3目母子衛生費、⑦商工費

1 項商工費中 5 目消費者行政推進費、⑩教育費、⑪災害復旧費 5 項文教施設災害復旧費・第 2 表債務負担行為(6))

- 議第 1 3 号 令和 3 年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算  
議第 1 4 号 令和 3 年度玉名市後期高齢者医療特別会計予算  
議第 1 5 号 令和 3 年度玉名市介護保険事業特別会計予算  
議第 2 2 号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議第 2 6 号 玉名市児童遊園地条例を廃止する条例の制定について  
議第 2 8 号 玉名市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  
議第 3 4 号 玉名市社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定について  
議第 3 7 号 玉名市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

---

○議長（内田靖信君） 各常任委員会におかれましては、会期日程に従い、審査をお願いいたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

この際、お諮りいたします。委員会審査のため、明 1 2 日から 2 5 日までの 1 4 日間休会いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。

よって、明 1 2 日から 2 5 日までの 1 4 日間休会することに決定いたしました。

2 6 日は、定刻より会議を開き、各委員長の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2 時 5 7 分 散会



第 6 号

3月26日 (金)

## 令和3年第3回玉名市議会定例会会議録（第6号）

### 議事日程（第6号）

令和3年3月26日（金曜日）午前10時00分開議

#### 開 議 宣 告

#### 日程第1 委員長報告

- 1 総務委員長報告
- 2 建設経済委員長報告
- 3 文教厚生委員長報告

#### 日程第2 質疑・議員間討議・討論・採決

（議第4号から議第39号まで）

- 議第4号 令和2年度玉名市一般会計補正予算（第15号）
- 議第5号 令和2年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第6号 令和2年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議第7号 令和2年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議第8号 令和2年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第9号 令和2年度玉名市九州新幹線漏水等被害対策事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第10号 令和2年度玉名市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議第11号 令和2年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第4号）
- 議第12号 令和3年度玉名市一般会計予算
- 議第13号 令和3年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算
- 議第14号 令和3年度玉名市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第15号 令和3年度玉名市介護保険事業特別会計予算
- 議第16号 令和3年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算
- 議第17号 令和3年度玉名市水道事業会計予算
- 議第18号 令和3年度玉名市公共下水道事業会計予算
- 議第19号 令和3年度玉名市農業集落排水事業会計予算
- 議第20号 玉名市新型コロナウイルス感染症対策に係る金融円滑化特別資金利子補給金基金条例の制定について
- 議第21号 玉名市民会館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第22号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第23号 玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第 2 4 号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第 2 5 号 玉名市一般職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第 2 6 号 玉名市児童遊園地条例を廃止する条例の制定について

議第 2 7 号 玉名市差別をなくし人権を守る条例の一部を改正する条例の制定について

議第 2 8 号 玉名市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議第 2 9 号 玉名市墓地公園条例の一部を改正する条例の制定について

議第 3 0 号 玉名市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

議第 3 1 号 玉名市金栗四三翁住家・資料館条例の一部を改正する条例の制定について

議第 3 2 号 玉名市新玉名駅自動車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

議第 3 3 号 玉名市水防協議会条例の一部を改正する条例の制定について

議第 3 4 号 玉名市社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

議第 3 5 号 玉名市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第 3 6 号 普通財産の無償貸付けについて

議第 3 7 号 玉名市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議第 3 8 号 工事請負契約の締結について

議第 3 9 号 財産の取得について

日程第 3 委員会の中間報告

1 有明海沿岸道路及び公共施設建設調査特別委員長報告

閉 会 宣 告

\*\*\*\*\*

**本日の会議に付した事件**

開 議 宣 告

日程第 1 委員長報告

1 総務委員長報告

2 建設経済委員長報告

3 文教厚生委員長報告

日程第 2 質疑・議員間討議・討論・採決

(議第 4 号から議第 3 9 号まで)

議第 4 号 令和 2 年度玉名市一般会計補正予算 (第 1 5 号)

議第 5 号 令和 2 年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)

議第 6 号 令和 2 年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)

- 議第7号 令和2年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議第8号 令和2年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第9号 令和2年度玉名市九州新幹線漏水等被害対策事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第10号 令和2年度玉名市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議第11号 令和2年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第4号）
- 議第12号 令和3年度玉名市一般会計予算
- 議第13号 令和3年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算
- 議第14号 令和3年度玉名市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第15号 令和3年度玉名市介護保険事業特別会計予算
- 議第16号 令和3年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算
- 議第17号 令和3年度玉名市水道事業会計予算
- 議第18号 令和3年度玉名市公共下水道事業会計予算
- 議第19号 令和3年度玉名市農業集落排水事業会計予算
- 議第20号 玉名市新型コロナウイルス感染症対策に係る金融円滑化特別資金利子補給金基金条例の制定について
- 議第21号 玉名市民会館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第22号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第23号 玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第24号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第25号 玉名市一般職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第26号 玉名市児童遊園地条例を廃止する条例の制定について
- 議第27号 玉名市差別をなくし人権を守る条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第28号 玉名市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第29号 玉名市墓地公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第30号 玉名市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第31号 玉名市金栗四三翁住家・資料館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第32号 玉名市新玉名駅自動車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第33号 玉名市水防協議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第34号 玉名市社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第35号 玉名市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条

例の制定について

議第36号 普通財産の無償貸付けについて

議第37号 玉名市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議第38号 工事請負契約の締結について

議第39号 財産の取得について

日程第3 委員会の中間報告

1 有明海沿岸道路及び公共施設建設調査特別委員長報告

日程第4 市長提出追加議案上程

(議第40号)

議第40号 令和3年度玉名市一般会計補正予算(第1号)

日程第5 提案理由の説明

日程第6 議案の委員会付託

(休憩中委員会)

日程第7 委員長報告

1 総務委員長報告

2 建設経済委員長報告

日程第8 質疑・議員間討議・討論・採決

(議第40号)

議第40号 令和3年度玉名市一般会計補正予算(第1号)

日程第9 議員提出議案上程

(議員提出第1号及び議員提出第2号)

議員提出第1号 玉名市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

議員提出第2号 玉名市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 提案理由の説明

日程第11 議員提出議案審議(質疑・議員間討議・討論・採決)

(議員提出第1号及び議員提出第2号)

議員提出第1号 玉名市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

議員提出第2号 玉名市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

閉 会 宣 告

\*\*\*\*\*

出席議員(20名)

1番 坂本 公 司 君

2番 吉田 真樹子 さん

3番 吉田 憲 司 君

4番 一瀬 重 隆 君

5番	赤松英康君	6番	古奥俊男君
7番	北本将幸君	8番	多田隈啓二君
9番	松本憲二君	10番	徳村登志郎君
12番	西川裕文君	13番	嶋村徹君
14番	内田靖信君	15番	江田計司君
16番	近松恵美子さん	18番	前田正治君
19番	作本幸男君	20番	森川和博君
21番	中尾嘉男君	22番	田畑久吉君

+++++

欠席議員（なし）

+++++

欠 員（2名）

+++++

事務局職員出席者

事務局長	松本留美子さん	事務局次長	荒木勇君
次長補佐	松野和博君	書記	古閑俊彦君
書記	入江光明君		

+++++

説明のため出席した者

市長	藏原隆浩君	副市長	村上隆之君
総務部長	永田義晴君	企画経営部長	今田幸治君
市民生活部長	蟹江勇二君	健康福祉部長	竹村昌記君
産業経済部長	上野伸一君	建設部長	片山敬治君
企業局長	酒井史浩君	教育長	福島和義君
教育部長	西村則義君	監査委員	元田充洋君
会計管理者	二階堂正一郎君		

午前10時01分 開議

\*\*\*\*\*

○議長（内田靖信君） おはようございます。ただいまから、本日の会議を開きます。

本日も、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、マスクの着用を許可いたします。また、傍聴人についても同様といたします。

\*\*\*\*\*

#### 日程第1 委員長報告

○議長（内田靖信君） 日程第1、「委員長報告」を行ないます。

これより、各委員会に付託し、審査を終了いたしました事件の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

議第4号令和2年度玉名市一般会計補正予算（第15号）から議第39号財産の取得についてまでの市長提出議案36件、以上の事件を一括議題といたします。

お手元に配付しております委員会審査報告書の朗読は、これを省略いたします。

審議の方法は、各委員長の報告の後、質疑、議員間討議、討論の後、採決いたします。各委員長の報告を求めます。

総務委員長 近松恵美子さん。

[総務委員長 近松恵美子さん 登壇]

○総務委員長（近松恵美子さん） おはようございます。

今期、総務委員会に付託されました案件は、議案12件であります。委員会における審査の経過と結果について、御報告いたします。

まず、議第4号令和2年度玉名市一般会計補正予算（第15号）中付託分についてであります。

歳入歳出それぞれ10億9,173万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を414億1,348万9,000円とするもので、補正予算の主なものは、本年度事業費の決定及び決算見込みによる調整と国の第3次補正予算対応分として5事業、総額で3億4,735万9,000円、また、本市独自の緊急経済対策第11弾を含む新型コロナ対策関連で、総額1億4,764万4,000円であるとの説明があり、続いて、歳入について項目ごとの説明がありました。まず、委員から、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金で月瀬が不採択になった理由はどの質疑があり、執行部から、梅林唐平地区、月瀬月田地区とも該当するだろうと進めていたが、月瀬の方が国の採択基準に該当しなかったため、不採択になったとの答弁でした。

次に、委員から、市民会館自主文化事業開催業務の中でこけら落としがコロナの影響で延期されているが、いつまでをめぐりに延期をしていくのかとの質疑があり、執行部から、振り替えについては、来年度めどを立てないといけない。現在は収容率50%に制

限しており、今後のコロナの状況を判断し、100%見込みが立てば、開催できると考  
えるとの答弁でした。また、委員から、6月3日開催できなかった場合、中止や前売り  
券の払戻しなども必要ではないかとの質疑があり、執行部から、6月3日確定で進めて  
いる。企画会社と協議しながら今後開催できるか検討するとの答弁でした。

次に、委員から、誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成実証事業補助金  
と二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の内容はとの質疑があり、執行部から、誘客  
多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成実証事業補助金は、基本方針の作成、モ  
ニターツアーの実施、来年度以降3か年の活動方針の策定を行ない、造成した旅行商品  
を観光協会にて販売するもの。二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金は、カーボン・  
マネジメント強化事業として、桃田体育館、福祉センター等の空調照明工事に係る補助  
金であるとの答弁でした。

続いて、歳出について項目ごとに説明がありました。

まず、委員から、県交流職員人件費負担金における増額の理由はとの質疑があり、  
執行部から、当初予算では1名分を計上していたが、実際は2名の人事交流があったた  
めであるとの答弁でした。

次に、委員から、地域おこし協力隊報酬を減額してあるが、当初予定の事業はできた  
のかとの質疑があり、執行部から、随時募集を行なっていたが、年度中に確保できな  
かったため減額となった。予定していた事業はできなかったとの答弁でした。

次に、委員から、旧庁舎跡地周辺急傾斜地崩壊対策工事で工事方法の見直しにより減  
額しているが、工事は大丈夫なのかとの質疑があり、執行部から、事業債の延長や国、  
県との協議、文化財調査、測量など同時進行していたこともあり不確定的な要素があっ  
たが、十分な対策方法ができると思うとの答弁でした。また、委員から、7割の交付税  
措置があるのでブロック積みなどの対策工事を完成させといたがいいのではないかと  
の質疑があり、執行部から、今の判断ではのり面を残しながら次の事業で確定していく  
考えであるとの答弁でした。

次に、委員から、長期病気休暇職員の数と原因究明や対策はとの質疑があり、執行部  
から、長期病気休暇職員は現在7名である。メンタル不調の原因として職場環境も大い  
に考えられる。対策として専門的なケアやサポートに加え、職員間でのコミュニケーション  
等を取りながら、職員の少しの変化にも対応していくようにしているとの答弁でし  
た。

このほか、急傾斜地対策工事での防草シートの耐久性等についても質疑がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第4号中付託分については、原案のとおり全員  
異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第12号令和3年度玉名市一般会計予算中付託分についてであります。



歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ312億2,300万円とするもので、これは前年度当初予算と比較して、3.2%の減となっており、主な理由として、児童・生徒へのタブレットパソコン導入に係る小中学校の校内通信ネットワーク整備工事及び桃田総合体育館の照明空調工事など普通建設事業費の減によるものであります。第2表債務負担行為は、運転免許証自主返納支援事業外2件について、期間及び限度額を設定するもの等であります。地方債は、令和3年度の起債発行は合計で19件、限度額27億5,170万円、起債の方法、利率、償還の方法は、前年度同様であるとの説明に続き、歳入において項目ごとに説明がありました。

まず、委員から、消費生活センター事業の定住自立圏事業費負担金と事業内容はどの質疑があり、執行部から、定住自立圏協定によるもので、玉東町、和水町、南関町の町民の方の消費生活の相談を受ける事業であり、3町からの負担金である。それぞれの町にあった相談窓口は残しつつ、困難な事例などは玉名市消費生活センターで対応し、また、随時、玉名市の消費生活相談員が3町に出向き相談を受けるものであるとの答弁でした。

次に、委員から、コロナの影響もあると思うが、市民税の歳入見積額はこのくらいでいいのかとの質疑があり、執行部から、一つの目安としてリーマンショック時の減収率を参考にし、10%減で見積もったとの答弁でした。また、委員から、地方揮発油譲与税の減収見積りの要因はどの質疑があり、執行部から、譲与の基礎となる市道の延長、面積は前年度に比べて増になっているが、国が地方財政計画で減収を見込んでいるため前年度より減額で計上したとの答弁でした。

次に、委員から、固定資産税の滞納額のうち、空き家に対する滞納の比率はどれくらいなのかとの質疑があり、執行部から、家屋にかかる固定資産税は、家屋の所有者に対し課税するため、課税客体が空き家であるか否かについては、把握していないとの答弁でした。

次に、委員から、中学校部活動指導員配置事業補助金の内容についての質疑があり、執行部から、教職員の負担軽減を図るため指導員を配置する県補助であり、令和2年度からモデル校に1名配置の予定であったが、コロナの影響によりできなかったため、令和3年度に配置して検証を行なうものである。検証を受けて6校に広げる予定であるとの答弁でした。

続いて、歳出について項目ごとに説明がありました。

まず、委員から、令和3年度の行財政改革の主なものはどの質疑があり、執行部から、歳入においては合併特例債の借入れと普通交付税の特例措置が終了となる。令和3年度から令和7年度までの5か年の計画で緊急的に行財政改革を行ない、事務事業評価を予算編成に的確に反映していく。また、歳出では35人学級編制事業やみかんの里スポー

ツまつり事業などが新年度からは廃止となるとの答弁でした。

次に、委員から、職員研修ではどういうところに何人派遣するのかとの質疑があり、執行部から、52名ほど予定しており、自治大学校や市町村アカデミー、新規採用職員の自衛隊体験等に派遣しているとの答弁でした。

次に、委員から、交通防犯対策費修繕料の中での維持管理費はどれくらいなのかとの質疑があり、執行部から、外側線については土木課対応であり、交差点などの注意喚起の部分は防災安全課が対応することになる。即対応を求められる案件であるため、予算は枠で確保している。年度により差はあるが、次年度へ繰り越すことはないとの答弁でした。

次に、委員から、国際交流協会補助金が5万円減額された理由はどの質疑があり、執行部から、これまでの決算の状況や行財政緊急対策への対応など、実績をみて5%カットしたとの答弁でした。

次に、委員から、オートマワンペダル整備費補助金は何台分なのかとの質疑があり、執行部から、10台分を確保している。令和元年度に踏み間違い事故の報道等があり、申請も増えたが、今は落ち着いているとの答弁でした。

次に、委員から、職員のメンター制度導入に至った経緯はどの質疑があり、執行部から、職員間の関係性が希薄になってきている現状がある。新人職員が職場外でも気軽に相談できるように新人職員に先輩アドバイザーをつけるものであり、試行的に行なうものであるとの答弁でした。

次に、委員から、乗り合いタクシー運行業務委託と運行補助金の違いはどの質疑があり、執行部から、運営の内容は同じであり、行く行くは業務委託に変更する予定であるとの答弁でした。また、委員から、路線バスは今後どうする考えなのかとの質疑があり、執行部から、路線バスは運賃収入が激減したこともあり、運営が厳しい状況にある。長距離バス路線については、随時見直しを行なっており、運行事業者や関係自治体と協議しながら進めている。また将来的には、天水地区のみかんタクシーを廃止し、天水・玉南中校区を1つのエリアとした新しい乗り合いタクシーの導入を検討しているとの答弁でした。さらに、委員から、公共交通網に対する他市との連絡協議会はあるのかとの質疑があり、執行部から、玉名市地域公共交通会議や県北ブロック協議会があり、その都度協議を行なっているとの答弁でした。

次に、委員から、マイナンバーカードを用いたコンビニ交付事業プリントサービス保守業務委託672万7,000円とプリントサービス負担金272万8,000円の内容はどの質疑があり、執行部から、プリントサービス保守業務については、コンビニにおいて住民票や戸籍、税証明を取得する際の発行サービスにかかるソフトウェアの利用や保守を業者に委託するもので、プリントサービス負担金はコンビニ交付を運用する上で

地方公共団体情報システム機構へ負担金を支払うものである。また、人口5万人以上15万人未満の市町村は一律272万8,000円となっているとの答弁でした。

次に、委員から、隣保館費が600万円ほど増額している要因はどの質疑があり、執行部から、隣保館の会計年度任用職員の人件費を人権推進費から隣保館費に変更したためであるとの答弁でした。

次に、委員から、防災無線が聞こえにくいとの声があるが、対策はとっているのかとの質疑があり、執行部から、安心メールの登録など複数の方法での情報収集にも努めてもらうよう周知しているとの答弁でした。

次に、委員から、市民会館の稼働率はどの質疑があり、執行部から、2月末日での利用は、会議棟第1会議室48%、第2会議室61%、第3会議室53%、第4会議室55%、第5会議室61%、和室21%、全体では50%前後の利用があっている。大ホール19%、マルチホール12%であるとの答弁でした。このことについては、大ホールは土日の利用が非常に多いため、平日と土日と分けて利用率を出すべきではないかというふうな意見もありました。さらに、委員から、人数を制限した中での利用料金の見直しは行なったのかとの質疑があり、執行部から、通常の料金で利用してもらった。料金については人数の規模ではなく、建物の維持費を基に設定しているとの答弁でした。

次に、委員から、定住促進事業で新規申請はどれくらいを見込んでいるのかの質疑があり、執行部から、25件を見込んでおり、市内事業者で建築した場合は30万円を7件分予算計上しているとの答弁でした。さらに、委員から、今まで20万円の補助を5年間行ってきたのを第3次定住促進補助金では20万円の補助を1度きりとすると、転入者が増加していた伸びが鈍化するのではないかの質疑があり、執行部から、補助ありきでなく、玉名の魅力を納得した上で住んでほしい。また、空き家取得補助金100万円はそのまま残っているため、今後は増えていく空き家を有効活用し、状況を見ながら制度の見直しもしていくとの答弁でした。

次に、委員から、豪雨災害時、ホームページの閲覧ができなくなった事があったが、その後のシステムのバックアップ体制はどの質疑があり、執行部から、運用の仕方を改善し、長時間の中断がないようにしたとの答弁でした。

次に、委員から、不法投棄をそのままにしておく誘発してしまうため、一斉清掃を考えてみてはどの質疑があり、執行部から、パトロールや回収など行なっているが後を絶たない状況である。一斉清掃は各管理課があるため、連携しながら対応していくとの答弁でした。

次に、委員から、マニュアル車を運転できない消防団員がいる場合、団員が集まっても積載車の出動ができない状況が考えられるが、現在、消防積載車のオートマ車の比率はどの質疑があり、執行部から、積載車92台中23台がオートマ車である。今後出動

できないなどの事態が予想されるため、早い段階で解消しないといけないと思うとの答弁でした。

次に、委員から、コロナ禍での避難所におけるプライバシー確保は、こういった対策が講じられているのか。また、コンパクトで組み立てやすいパーティションの購入を検討してはの質疑があり、執行部から、桃田体育館等では運動用のパーティションを使用した経緯がある。テントも数多く備えているものではなく、昨年の台風の際は、多数避難された事により使いづらい面があった。今後はコロナの状況を見ながら必要であれば購入も検討するとの答弁でした

以上、審査を終了し、採決の結果、議第12号中付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第21号玉名市民会館条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは、玉名市民会館の管理を教育委員会に移管するため、条例の整備を図るものであり、内容としては、市長部局から教育委員会部局へ所管替えするための文言の整備を行なうものであるとの説明がありました。

委員から、所管替えする理由はの質疑があり、執行部から、市民会館ホールの建て替えに当たって、市の総合計画上でも人と文化を育む地域づくりを基本目標にし、文化芸術の振興を施策に進めてきた。新ホール建て替えを機に文化課所管とすることで、これまでの行政施策推進を関連づけるように協議を行ってきたとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第21号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第23号玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、不在者投票指定施設における外部投票立会人及び地域学校協働本部運営委員会委員の報酬について、それぞれ支給別及び支給額を定めるため条例の整備を図るものであり、令和3年4月1日から施行するものであります。

まず、委員から、不在者投票立会人は一般の方もしていたのではとの質疑があり、執行部から、不在者投票と期日前投票というのは意味合いが違い、不在者投票は病院や老人ホームなど施設で不在者投票ができるようになっているもの。県が施設指定するもので玉名市内には20か所ある。今までは施設の職員が行っており、そのまま施設の職員でできるが、公平性を保つために民間の立会人を入れるように公職選挙法の中で努力義務として決まった。条例を制定しないと施設職員ではない外部の立会人を導入できないため、今回条例の一部改正で費用弁償を設定したとの答弁でした。

次に、委員から、不在投票日は何日間でも設定できるのかとの質疑があり、執行部から、県に確認したところ、できるとの回答であった。不在者投票管理者、不在者投票事

務従事者、不在者投票立会人並びに不在者投票所をきちんと設け、不在者投票の環境が整っていることが前提となっているとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第23号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第24号玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、住居手当の支給基準の見直しに伴い、条例の整備を図るものであり、内容としては、住居手当の支給対象となる家賃額の下限を現行の1万2,000円から1万6,000円へと4,000円引き上げるとともに、最高支給限度額を1,000円引き上げ、2万8,000円とするものであり、附則として令和3年4月1日から施行するものであります。

本件に関しては、特に質疑はありませんでしたが、委員から、全国的な法整備の中での条例改正だと思うが、実質の手当が下がるのは賛成できないという旨の反対討論がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第24号については、異議があり、挙手による採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議第25号玉名市一般職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、旅費の支給基準の見直しに伴い、条例の整備を図るものであり、内容としては、旅行命令を取り消された場合等における旅費の支給について、国家公務員と同様の取扱いとするため、所要の整備を行なうものであります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第25号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第27号玉名市差別をなくし人権を守る条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、人権を守るための施策に関し必要な事項を定めるため、条例の整備を図るものであり、公布の日から施行するものであります。

委員から、現在、玉名で差別はあっていないと思うがとの質疑があり、執行部から、県内においては1年に1回ほど上がっている。玉名市においては令和元年度に土地差別という事案が1件発生したとの答弁でした。

以上、審査を終了し、議第27号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第29号玉名市墓地公園条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、高瀬官軍墓地公園の位置を変更するため、条例の整備を図るものであり、内容としては、玉名市児童遊園地について、その敷地を高瀬官軍墓地公園に転用するため、所要の整備を行なうものであります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第29号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第31号玉名市金栗四三翁住家・資料館条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、玉名市金栗四三翁住家・資料館の休館日を変更するため、条例の整備を図るものであり、内容としては、現在、無休で開館している金栗四三翁住家・資料館について、毎週水曜日及び年末年始の12月29日から翌年1月3日までを休館日として新たに設けるものであります。

委員から、なぜ休館日が毎週水曜日となったのかとの質疑があり、執行部から、来館者人数調べをした結果、水曜日が一番少なかったためであるとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第31号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第33号玉名市水防協議会条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、玉名市水防協議会の委員の定数を変更するため、条例の整備を図るものであり、内容としては、毎年出水期前に同時開催している防災会議との整合性を図るため、委員の定数を現行の「25人以内」から「45人以内」に変更するものであります。

まず、委員から、水防委員とは河川が決壊するところに応じて委員を選任するのかとの質疑があり、執行部から、河川が決壊する場所を想定しての選任ではない。委員のメンバーは市長を筆頭に自衛隊、国土交通省河川事務所、県地域振興局、日本郵便、JR、NTT、九州電力等の代表者と市の各部長等45名以内で組織されている。市の防災会議の際、内容が重複するため、水防協議会も合わせて行なっているとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第33号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第38号工事請負契約の締結についてであります。

これは、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するもので、内容は、玉名漁港大浜地区新港部分の水深確保のため、港内1万1,075平方メートルに堆積した土砂のしゅんせつ工事を行なうものであります。

まず、委員から、指名業者8社はどういう理由で指名を受けたのかとの質疑があり、執行部から、工事箇所が大浜ということで近隣の業者8社を選んだとの答弁でした。さらに、委員から、指名された業者をみると菊池川を中心として左岸側は入っているが、

右岸側は入っていないようだが、これでいいのかとの質疑があり、執行部から、今後も受注回数や距離的なものを勘案し、バランスを取りながら指名していくとの答弁でした。

次に委員から、しゅんせつ工事について、工法的に安くなる工法というのはないのかとの質疑があり、執行部から、県管理の河内塩屋漁港の処分先が受入れ許容量に達したため上天草まで片道60キロメートルかけて運搬している。運搬費用だけでも5,000万円強かかっている。これは玉名市だけではなく、各市町も共通の課題であり、県も同様である。今は短期的な対策として上天草まで運搬しているが、県を含め関係機関と協議を行なっているものの前に進んでいない状況である。海洋投入が一番コストがかからないが、数多くの漁協により共同で漁業権を設定しているため、同意が必要となり、難航している。ここがクリアできれば、最も安価な処分方法と思われるとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第38号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第39号財産の取得についてであります。

これは、玉名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するもので、内容としては、市職員用として本庁や支所等で使用するため、タブレット等の機器類を合資会社小川文華堂から取得するものであり、取得価格は、5,833万9,600円であるとの説明がありました。

委員から、指名競争入札とのことだが、指名業者は玉名市内の業者なのかとの質疑があり、執行部から、すべて玉名市内の業者であるとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第39号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（内田靖信君） 建設経済委員長 田畑久吉君。

[建設経済委員長 田畑久吉君 登壇]

○建設経済委員長（田畑久吉君） 皆さん、おはようございます。

今期、建設経済委員会に付託されました議案15件について、審査の経過と結果を報告いたします。少し長くなりますので、御辛抱のほどよろしくお願いします。

初めに、議第4号令和2年度玉名市一般会計補正予算（第15号）中付託分についてであります。

本委員会関係、歳出の主な内容は、国の第3次補正予算関連で、産地生産基盤パワーアップ事業補助金ほか3事業、本市独自の緊急経済対策第11弾として、平日限定!地元を楽しもう!!プレミアム付宿泊等クーポン事業、新型コロナウイルス対策関連として、市が要請した営業時間短縮などに伴う指定管理施設における収入減収分と必要経費分の差額を補填する指定管理料の追加、令和3年度から令和5年度にかけ金融円滑化特別資

金利子補給金事業に要する事業の財源とするため基金に積み立てる、新型コロナウイルス感染症対策に係る金融円滑化特別資金金利子補給金基金の追加などであります。

6款農林水産業費は4億596万円の減額。主な内容は、大正開及び滑石漁港のしゅんせつ工事で事業実績による減額など。7款商工費は7,946万5,000円の追加。南日本銀行玉名支店の移転統合に伴う中小企業振興預託金の減額。新型コロナウイルス感染症対策に係る金融円滑化特別資金金利子補給金基金積立金の追加など。8款土木費は1,560万円の追加。国の第3次補正に伴う事業費の追加と災害関連地域防災がけ崩れ対策事業で採択基準を満たさない1地区の減額など。11款災害復旧費は1,221万円の減額で、立願寺地すべり調査業務の見直しに伴う減額などのほか、産地生産基盤パワーアップ事業ほか11件の繰越明許費補正追加と新型コロナウイルス対策農林漁業緊急支援資金金利子補給金及び保証料助成金の期間及び限度額を設定する債務負担行為補正の追加であります。

まず、委員から、農業振興費の強い農業づくり支援事業補助金が、採択にならなかった要因について質疑があり、執行部から、ポイント制で全国から申請がなされており、近年、全国平均ポイントが高くなる傾向にある。理由は様々あるが総合点で採択下限点数を下回ってしまったとの答弁でした。続けて、委員から、来年度も取り組む事業となるのかとの質疑に、執行部から、同団体が申請をされており、当初予算で計上しているとの答弁でした。さらに、委員から、事業採択になるための取組はどの質疑があり、執行部から、相談の段階で全国の状況、過去の実績等を伝えているほか、県の担当者とのヒアリングで事業採択に向けたポイントの見直しや、生産者へ経営、事業計画に対する助言等を行なっているとの答弁でした。

次に、委員から、農地総務費の磯の里指定管理業務委託について、新型コロナウイルスの影響で補填をするのかとの質疑があり、執行部から、新型コロナウイルスの影響を受け、収支に影響を受けた部分に対して、補填するものであるとの答弁でした。続けて、委員から、新型コロナウイルスの影響以外で補填することもあるのかとの質疑があり、執行部から、指定管理施設と結んでいる管理運営に関する基本協定に基づき、補填することもあるとの答弁でした。

次に、委員から、土地改良費の海岸パトロール業務委託を委託しなかった経緯について質疑があり、執行部から、県からの業務委託を受け、再委託を予定していたが、県では職員が直接業務を行っていたとのことで、今回職員対応とした。今後、必要に応じて再委託を行なっていくとの答弁でした。

次に、委員から、土地改良費の暗渠配水工事減額の理由について質疑があり、執行部から、要望のあった伊倉地区39ヘクタールで計画していたが、工事発注前の再説明の際に、地元から自己負担に対応できないとのことで、工事を縮小したことが要因である



との答弁でした。

次に、委員から、漁港建設費の滑石・大正開漁港しゅんせつ工事は、工法の変更により減額となったのかとの質疑があり、執行部から、掘削方法の見直しよりも推計していた堆積土量の差が大きな要因である。大正開については、平成27年度の深浅測量結果、この深浅というのは、浅いか深いかの深浅測量です。深浅測量結果をもとに堆積土量を推計しているが、大きく変わった理由は分析が必要である。今後、深浅測量をしゅんせつ年度の直近で行ない、その数量を用いて計画土量を算出したいとの答弁でした。

次に、委員から、商工振興費のマルシヨク跡地活用事業者選定委員会委員報酬に関連して、委員数と協議内容はとの質疑があり、執行部から、委員数は5人である。令和2年度にプロポーザルを行なう予定であったが、新型コロナウイルスの感染状況を考えるとプロポーザルに参加する事業者もいないのではないかと懸念と、旧庁舎跡地との関連を含めて検討したいとの考えもあったため、今年度は開催を見送ったとの答弁でした。

次に、委員から、橋りょう維持費の橋梁点検業務委託の減額理由について質疑があり、執行部から、落札率が63.85%で、入札残が主な理由であるとの答弁でした。続けて、委員から、最低金額は設定されていないのかとの質疑があり、執行部から、業務委託は、最低制限価格の設定は行っていないとの答弁でした。

次に、委員から、道路橋りょう災害復旧費の立願寺がけ崩れ対策の状況について質疑があり、執行部から、応急対策として、大型土のうの設置と3か所に水位、ひずみを計測するための観測計器を設置しているとの答弁でした。続けて、委員から、今後の対応はとの質疑があり、執行部から、専門業者によると、専門的な解析調査は累計200ミリの雨が降ったときにできるとのことから、その結果を踏まえて対応することとしているが、それ以前に地滑りの動きがあれば、その都度速やかに対応するとの答弁でした。

次に、委員から、繰越明許費補正の飲食店等感染防止対策事業は、事業所拡充とのことだが、その範囲はとの質疑があり、執行部から、玉名市内に店舗を有し、業種別ガイドラインを遵守されており、市税の滞納がなく暴力団関係者でない全ての事業者、また、事務所のみを有する事業所についても、1店舗のみ可としているとの答弁でした。続けて、委員から、経費の範囲と申請先について質疑があり、執行部から、衛生環境の整備、具体的には非接触型の自動水洗体温計、マスク、消毒液等で商工政策課に申請していただくとの答弁でした。

次に、委員から、繰越明許費補正の道路メンテナンスサイクル事業で行なう舗装工事の施工場所について質疑があり、執行部から、伊倉、築地2か所、元玉名、滑石、小浜と天水町小天、玉水及び岱明町大野、高道の合計10路線を予定しているとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第4号中付託分については、原案のとおり全員

異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第8号令和2年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出それぞれ621万円を減額し、総額を3,531万1,000円とするもので、主な内容は、事業費の決算見込みによる減額とこれに伴う歳入調整。地方債補正は、浄化槽整備事業の限度額を変更するものであります。

委員から、浄化槽整備費の工事請負費について、減額が大きいのが、事業完了なのか、また、事業の推進は行なっているのかとの質疑があり、執行部から、市町村設置型は継続で事業を行なっており、事業の推進は、広報、資料配布により実施しているとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第8号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第9号令和2年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出それぞれ1,000万円を減額し、総額を5,856万6,000円とするもので、内容は、農業用水施設電気代の決算見込みによる減額とこれに伴う歳入調整であります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第9号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第10号令和2年度玉名市水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

収益的収入及び支出の補正は、収入を400万円減額し、総額を8億4,381万円。支出を942万5,000円追加し、総額を7億7,795万2,000円とするもので、主な内容は、受託工事収益及び受託工事費の減額などであります。

資本的収入及び支出の補正は、収入を2億722万1,000円減額し、総額を5億7,624万9,000円。支出を2億5,990万円減額し、総額を9億4,229万2,000円とするもので、主な内容は、企業債の減額及び建設改良費の減額などのほか、水道事業の限度額を変更する企業債の補正を行なうものであります。

まず、委員から、収益的支出水道事業費用の減価償却費について、減価償却すべきものがあつたのかとの質疑があり、執行部から、平成30年度からの繰越し分の入力漏れであるとの答弁でした。

次に、委員から、資本的支出建設改良費の工事請負費について、入札残が大きすぎるのではないのかとの質疑に、執行部から、入札残の影響もあるが、当初予算で田崎地区配水池築造工事において、見積書の積み上げによる概算要求と実際の詳細設計に開きがあ

ったためである。今後このようなことがないように慎重に対応したいとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第10号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第11号令和2年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。

資本的収入及び支出の補正は、収入を8,640万円追加し、総額を6億650万円。支出を9,855万2,000円追加し、総額を12億3,804万2,000円とするもので、主な内容は、国の第3次補正予算に伴う令和3年度事業の前倒しと公共下水道事業の限度額を変更する企業債の補正であります。

委員から、資本的支出施設建設費の委託料について、補正予算計上の経緯はどの質疑があり、執行部から、いずれも国の3次補正に伴うもので、浄化センター等改築更新業務委託については、来年度予定していたものを前倒しで要求するものである。浄化センター耐水化計画策定業務委託については、近年の大規模水害等の発生により河川に近い施設の耐震化計画を策定するための追加要望であるとの答弁でした。

次に、委員から、企業債補正の実質利率について質疑があり、執行部から、0.3%程度であるとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第11号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第12号令和3年度玉名市一般会計予算中付託分についてであります。

本委員会関係は、6款農林水産業費、対前年度比15.2%減の20億1,761万9,000円で、主な内容は、多面的機能支払交付金、排水機場の整備補修や排水路の整備を行なう農業水路等長寿命化・防災減災事業、玉名漁港大浜地区新港部分のしゅんせつを行なう水産物供給基盤整備機能保全事業など。7款商工費は、対前年度比23.7%増の5億9,972万7,000円で、主な内容は、新型コロナウイルス感染症対策金融円滑化特別資金利子補給金、施設等管理運営事業として草枕温泉てんすい泉源掘削工事など。8款土木費は、対前年度比2.3%減の23億9,577万1,000円で、主な内容は東部環境センターへの搬入路整備として、有明広域行政事務組合より受託した北坂門田山ノ下線道路新設改良事業、新玉名駅周辺整備事業として区画道路、排水路兼管理用道路の整備及び下水道整備事業負担金など。11款災害復旧費は、対前年度比137.6%増の2,440万5,000円で立願寺地すべり調査業務など。債務負担行為は、都市計画道路見直し検討業務、裏川水際緑地花菖蒲管理業務について期間及び限度額を設定するものであります。

まず、委員から、農業振興費の農業次世代人材投資事業補助金について、補助を受ける方は増加傾向にあるのかとの質疑があり、執行部から、過去3年の補助の状況は、3

0年度個人25人、夫婦4組うち新規が個人7人、令和元年度個人24人、夫婦3組うち新規が個人1人、令和2年度個人16人、夫婦3組うち新規が夫婦1組である。また、期間年度内の離農者はいないとの答弁でした。

次に、委員から、土地改良費の借上料の内容について質疑があり、執行部から、例年、農道、排水路の土砂撤去に予算を費やしていたが、ここ数年、水草撤去が増えている。一昨年から明辰川の水草が増えてきたことから、予算を200万円ほど増額した。明辰川については、玉名平野土地改良区の管理部分もあるため、玉名平野土地改良区から一部負担をいただいて水草撤去を行なっている。また、滑石、小天の水草撤去も進めているとの答弁でした。続けて、委員から、今後、水草が増えないような対策はあるのかとの質疑があり、執行部から、水草は、霜に弱いと言われているため、霜の降りる直前に撤去を行ない、繁殖しにくい状況を作っているとの答弁でした。

次に、委員から、漁港建設費、玉名漁港しゅんせつ工事のしゅんせつ土廃棄場所について質疑があり、執行部から、上天草の民間処分場へ搬出するとの答弁でした。続けて、委員から、今回、どれくらいの量のしゅんせつ土が出るのか。また、搬出費用はどの質疑に、執行部から、計画土量は2万7,855立方メートルで、税込み5,200万円程度であるとの答弁でした。

次に、委員から、商工総務費の玉名圏域企業ガイダンス業務委託の内容について質疑があり、執行部から、県と合同で圏域内の企業30社から40社を集め、企業ごとにブースを設置していただきプレゼンテーションを行なっていただく。対象は、荒尾玉名の高校2年生としている。昨年度は新型コロナウイルスの影響で開催できなかったため冊子の作成だけは行なった。今年度は玉名圏域の企業数社にお願いして新人職員などの生の声を動画で撮影し、市内の高校に配布することとしているとの答弁でした。

次に、委員から、商工総務費の商工会館管理費負担金の内容について質疑があり、執行部から、商工会館の1階の一部と2階、5階が玉名市の所有となっており、その部分の経費については別途予算化しているが、それ以外に係る部分で電気代のほか、エレベーター、共有部分の清掃費など共同で使う部分を案分したものを商工会館管理費負担金としているとの答弁でした。続けて、委員から、商工会館を建てるときに建設費を負担しているのかとの質疑に、執行部から、商工会館は、平成4年建築であるが、その際に相応の負担をしており、約34%が市の所有、残りが商工会議所の所有となっているとの答弁でした。

次に、委員から、観光費のその他業務委託の内容について質疑があり、執行部から、松原海水浴場の清掃委託、松原海岸の海開き警備委託、草枕温泉シロアリ駆除委託、玉の湯の警備委託、日嶽巡回警備委託等であるとの答弁でした。これに対し、委員から、これらの管理委託は毎年経費もかかるため、将来的には民間売却等の検討が必要ではな

いかとの意見がありました。

次に、委員から、土木費全体の予算が毎年縮小されていないかとの質疑があり、執行部から、交付金を活用するなど、できるだけ一般財源の負担を減らして進めていきたいとの答弁でした。

次に、委員から、道路維持費の借上料の内容について質疑があり、執行部から、枠予算であり、限度額に応じて執行することとなるとの答弁でした。

次に、委員から、道路新設改良費の用地購入費の単価はどの質疑があり、執行部から、1平方メートル当たりの購入単価は、宅地5,000円、田2,000円、畑1,500円、雑種地等は800円であるとの答弁でした。

次に、委員から、悪用水路費の境川流域冠水被害軽減対策工事について、この工事によって冠水被害がなくなるのかとの質疑に、執行部から、この工事により全てが改善できるわけではないが、県が行なっている下流域の改修工事が完了すればある程度の冠水被害は軽減できると考えるとの答弁でした。続けて、委員から、県の工事完了のめどはどの質疑があり、執行部から、県の計画が平成20年に策定されており、おおむね20年の計画期間となっていることから、令和10年ごろと推測しているが、事業が遅れることも考えられるとの答弁でした。

最後に、委員から工事請負費全般について、大きい工事は、工事の分割発注をするなどして市内事業者全体に仕事が行き渡るように工夫してほしいとの要望がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第12号中付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第16号令和3年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出の総額を4,258万8,000円とするもので、前年度比104万6,000円の増、率にして2.5%の増であります。主な内容は、歳出2款事業費で浄化槽15基分の整備費等1,600万7,000円。地方債は、浄化槽整備事業について起債の目的、限度額などを定めるものであります。

委員から、浄化槽整備費の工事請負費の内容と内訳について質疑があり、執行部から、天水地区で浄化槽設置の申請があった際に補助金として対応するもので、内訳は5人槽7基、7人槽7基、10人槽1基であるとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第16号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第17号令和3年度玉名市水道事業会計予算についてであります。

収益的収入及び支出の予定額は、収入が水道事業収益8億2,112万1,000円。支出が水道事業費用7億7,230万7,000円。資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入7億6,945万円。支出12億181万2,000円であります。また、建設

改良費に伴う起債の限度額を7億6,690万円とする企業債を定めるものであります。

まず、委員から、収益的支出原水配水費の委託の内容と点検の頻度について質疑があり、執行部から、水道管の破裂、漏水の対応、また、メーター交換等の施設維持管理業務に4,000万円、施設の運転管理業務委託として3,700万円程度が主なものである。点検は、基本的に各施設毎日行なっている。機械、主要な発電設備については、月2回など回数を決めて行なっており、報告書の提出も求めているとの答弁でした。続けて、委員から、施設の運転管理業務委託が5年契約の最終年であるとのことであるが、今後どうするのかとの質疑があり、執行部から、プロポーザルで選定を行なうとの答弁でした。

次に、委員から、収益的支出原水配水費の支払利息について、利息額が大きい借入額はとの質疑があり、執行部から、令和元年度末の償還残高が29億6,135万5,456円であるとの答弁でした。

次に、委員から、資本的支出建設拡張費の工事請負費は、令和3年度で工事完了なのかとの質疑があり、執行部から、令和2年度から行なっている工事で令和3年度に工事完了、令和4年4月1日給水開始予定であるとの答弁でした。

次に、委員から、資本的支出施設改良費の工事請負費の内容について質疑があり、執行部から、道路改良工事と併せて行なう配水管布設工事で伊倉、八嘉、築山を予定しているとの答弁でした。これに対し、委員から、配水管布設工事は、手戻り工事が無いよう建設部とも十分連携をとって進めてほしいとの要望がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第17号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第18号令和3年度玉名市公共下水道事業会計予算についてであります。

主な事業は、管渠、ポンプ場及び下水処理場の建設改良費7億8,363万8,000円を予定。収益的収入及び支出の予定額は、収入が公共下水道事業収益15億6,821万4,000円。支出が公共下水道事業費用15億4,870万円。資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入6億5,429万円。支出12億6,831万9,000円あります。また、岱明汚水中継ポンプ場等維持管理業務について期間及び限度額を設定する債務負担行為、建設改良費に伴う起債の限度額を4億1,510万円とする企業債を定めるものであります。

まず、委員から、収益的支出処理場費の委託の内訳について質疑があり、執行部から、浄化センター運転管理委託が1億1,700万円程度、汚泥処理業務委託が5,000万円程度、電気設備精密点検業務委託130万円程度、汚泥脱水機保守点検業務委託250万円程度であるとの答弁でした。

次に、委員から、収益的支出受託工事費の工事請負費について、整備計画では道路、

排水路、下水道の整備がなされると思うが、上水道は含まれないのかとの質疑に、執行部から、建設部との協議は行なっており、水道管の布設は行なうこととしている。水道管の布設工事は下水道工事後の埋め戻しの途中で行なう予定であるとの答弁でした。

次に、委員から、収益的支出の支払利息について、利息額が大きい借入額はとの質疑があり、執行部から、令和元年度末の償還残高が7億7,945万1,035円であるとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第18号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第19号令和3年度玉名市農業集落排水事業会計予算についてであります。

主な事業は、農業集落排水施設整備費4億1,774万8,000円を予定。収益的収入及び支出の予定額は、収入が農集事業収益3億8,527万3,000円。支出が農集事業費用3億7,937万4,000円。資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入5億2,404万2,000円。支出6億2,270万9,000円であります。また、横島町農集排污水処理場施設等維持管理業務外1件の業務について期間及び限度額を設定する債務負担行為、建設改良費に伴う起債の限度額を2億1,270万円とする企業債を定めるものであります。

まず、委員から、収益的収入の農集使用料について、加入率が低いようだが加入率を上げて収益を上げ、一般会計からの繰入れを減らすべきではないかとの質疑があり、執行部から、加入世帯を増やし使用料を増やしていくことが必要であるが、維持管理にかかる費用も高額であるため、一般会計からの繰入れも必要であるとの答弁でした。

次に、委員から、収益的収入の他会計補助金について、毎年、一般会計からの負担が増えているのかとの質疑に、執行部から、令和3年度は前年度から約1,800万円の減、令和2年度は前年度から3,000万円の増で、令和3年度当初予算は令和元年度に近くなっているとの答弁でした。

次に、委員から、資本的支出施設建設費の工事請負費について、市内の処理場数と工事場所はとの質疑があり、執行部から、横島地区に5か所、天水地区に3か所計8か所で、今回は横島町栗ノ尾地区の改築工事であるとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第19号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第20号玉名市新型コロナウイルス感染症対策に係る金融円滑化特別資金利子補給金基金条例の制定についてであります。これは、本市における新型コロナウイルス感染症対策に係る金融円滑化特別資金利子補給金事業に要する経費の財源に充てるための基金を設置するため、条例を制定するもので、内容は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少した中小企業者を支援するために交付している利子補給金に

ついて、その財源管理のための基金が必要となることから、条例を制定し基金を設置するものであります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第20号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第30号玉名市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは、奨励措置の対象事業者の変更等に伴い条例の整備を図るもので、内容は、条例中の対象事業者の定義規定を改めることと併せて、条例中に引用している法律の名称及び条文の改正による文言の整理を行なうものであります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第30号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第32号玉名市新玉名駅自動車駐車場条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは、道路法の一部改正に伴い条例の整備を図るもので、内容は、法律の規定を引用している条例中の規定に号ずれが生じたことから、その整備を行なうものであります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第32号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第35号玉名市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは、水道事業の経営規模の変更に伴い、条例の整備を図るもので、内容は、給水人口と1日最大給水量を改めるものであります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第35号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第36号普通財産の無償貸付けについてであります。これは、地方自治法第96条第1項第6号の規定により無償貸付けを行なうもので、貸し付ける物件は土地2筆、建物9棟で、貸付期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日まで、貸付けの相手方は、農事組合法人玉名プロイラー生産組合であります。

委員から、貸し付ける相手方が理事となっているが、代表者でなくてよいのかとの質疑があり、執行部から、法人登記簿上、代表者が理事となっており問題ないと考えているとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第36号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

その他、今後の横島町の圃場整備予定、岱明町扇崎・大野下地区圃場整備の進捗状況、ふるさとセンターY・BOX、公共工事における残土処分など多岐にわたり質疑がなされました。

以上で、今期、建設経済委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。



○議長（内田靖信君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時08分 休憩

---

午前11時21分 開議

○議長（内田靖信君） 休憩前に引き続き、会議を開き、委員長報告を行ないます。

文教厚生委員長 嶋村 徹君。

[文教厚生委員長 嶋村 徹君 登壇]

○文教厚生委員長（嶋村 徹君） おはようございます。

今期、文教厚生委員会に付託されました議案13件について、審査の経過と結果を報告いたします。

初めに、議第4号令和2年度玉名市一般会計補正予算（第15号）中付託分についてであります。

3款民生費は2億9,290万4,000円の減額で、生活保護費医療扶助費の減などです。4款衛生費は8,077万3,000円の減額で、くまもと県北病院機構運営費負担金の決定による減などです。10款教育費は2億8,176万円の減額で、玉名中央学校給食センターの空調設備整備事業の追加や児童・生徒・教師用のタブレット端末の整備等の入札残による減額などです。そのほか、繰越明許費補正の2件についても説明がありました。

説明後、委員から、保育所等整備事業補助金の減額の理由はとの質疑があり、執行部から、令和2年度に整備が予定されていたが、事業者の都合により先送りとなったことが理由であるとの答弁でした。関連して、委員から、今後の公立保育所の民営化の方針はとの質疑があり、執行部から、現時点では、令和3年度に民営化する高道を除く3園のうち、玉名第1保育所1園を公立で残す方針であるが、令和3年度に、豊水、伊倉の取扱いも含め、公立保育所の在り方を検討したいとの答弁でした。

次に、委員から、保育所費に関して、任用できなかった保育士数はとの質疑があり、執行部から、予定より3、4名程度任用できなかったとの答弁でした。関連して、委員から、令和3年度は待機児童ゼロの見込みということだが、保育士は足りるということかとの質疑があり、執行部から、園児数が減少していることもあるが、年齢ごとの定数に充てこむことはできる見込みであるとの答弁でした。さらに、委員から、きょうだいで違う園に通っている事例は解消できるのかとの質疑があり、執行部から、同じ園に入れるよう点数加算の配慮をしているが、定員の関係でかなわない場合もあるとの答弁でした。

次に、委員から、保育所費の償還金の経緯はとの質疑があり、執行部から、平成30年度の子どものための教育・保育給付費について、計算方法の誤りにより過剰に交付を

受けた分を返還するとの答弁でした。

次に、委員から、消費者行政推進費に関して、任用できなかった消費生活専門相談員の有資格者の確保は難しいのかとの質疑があり、執行部から、消費者行政は比較的新しい分野であることから、全国的に人材が不足気味であり、国家資格である有資格者の任用は難しいとの答弁でした。

次に、委員から、ALTを任用できなかった理由と対応はとの質疑があり、執行部から、2名の受入れを予定していたが、コロナの影響で来日できない状況が続いている。生きた英会話に接することが第一の目的であることから、補うための別の方法を検討するよりも、2名を受け入れる準備を継続したいとの答弁でした。

次に、委員から、オリンピック事前キャンプ感染症対策事業に関連して、事前キャンプの受入れ見直しの考えはあるかとの質疑があり、執行部から、コロナ対策の負担などを理由に、全国的にはそのような事例もあるが、本市においては、現時点で事前キャンプの中止は考えておらず、受入れを行ないたいと考えているとの答弁でした。

次に、委員から、児童生徒等のタブレット端末の整備状況はとの質疑があり、執行部から、既に全台納入済みであるとの答弁でした。

次に、委員から、実施した岱明中校舎の耐力度調査の結果はとの質疑があり、執行部から、基準を満たしていなかったため、令和3年度予算に設計業務委託費を計上しているとの答弁でした。さらに、委員から、将来の学校再編や小中一貫校も見越して建設するのかとの質疑があり、執行部から、岱明中校区についての具体的な計画はなく、現校舎が老朽化している現状から、現時点では、生徒・教職員の安心安全な教育環境を第一に考え整備を進めたいとの答弁でした。

次に、委員から、築山小のプレハブ借り上げ料に関連して、築山小の今後の施設整備の計画はとの質疑があり、執行部から、学校施設長寿命化計画では、令和6年度から体育館、特別教室棟の改築等の見直しを行なう計画である。児童数の増に対しては、当面プレハブ対応にならざるを得ない。段差がある敷地構造や拡張が難しい面もあるが、今後の児童数の推移を考慮した上で、計画を前倒しできるような進め方ができないか検討していきたいとの答弁でした。

次に、委員から、給食センター空調設備整備工事はいつ実施するのかとの質疑があり、執行部から、給食調理が不要な夏休みを利用して実施する予定であるとの答弁でした。

そのほか、保育所の待機児童、子育てのための施設等利用給付費、オリンピックの聖火リレー、文化財保護費の補助金、就学援助費・特別支援学級就学奨励費の対象人数、についても質疑がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第4号中付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第5号令和2年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出それぞれ329万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を91億4,638万2,000円とするものであります。

説明後、委員から、令和2年度の療養給付費の実績の見込みはとの質疑があり、執行部から、コロナの影響による受診控えやインフルエンザ罹患者の大幅減などにより、額は減少するのではないかとと思われるとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第5号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第6号令和2年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出それぞれ572万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億8,501万3,000円とするものであります。

説明後、委員から、自己負担の2割引上げはいつからか。また、対象の目安はとの質疑があり、執行部から、2022年度後半に導入が予定されており、単身世帯では年収200万円以上が対象となる予定であるとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第6号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第7号令和2年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

歳入歳出それぞれ1億6,021万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を77億5,211万1,000円とするものであります。

説明後、委員から、給付費等が軒並み減額になっている要因はとの質疑があり、執行部から、当初予算で想定した規模の支出はなかったものの、実績額は年々上昇している。令和3年度予算は、システムを用いて推計値を算出し、実績に近い額で計上しているとの答弁でした。

次に、委員から、拠点型介護予防事業の減額の要因はとの質疑があり、執行部から、コロナの影響により、事業開始が10月にずれ込んだことが要因である。プログラム自体は年度をまたいで実施するとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第7号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第12号令和3年度玉名市一般会計予算中付託分についてであります。

3款民生費は、対前年度比1.8%減の124億6,454万2,000円を計上。主なものは、障害者介護給付・訓練等給付費や私立保育園運営費負担金などであります。

4款衛生費は、対前年度比3.7%減の23億6,191万5,000円を計上。主なものは、玉名市玉東町病院設立組合運営費負担金や予防接種事業などです。10款教育費は、対前年度比10.3%減の27億5,320万1,000円を計上。主なものは、玉名中学校体育館及び技術棟建設事業や岱明中学校校舎建設事業の基本設計及び実施設計業務などです。そのほか、債務負担行為1件についても説明がありました。

説明後、委員から、社会福祉協議会補助金は社協職員何名分の人件費かとの質疑があり、執行部から、正職員18名中15名分の人件費である。そのほかの委託事業や指定管理料等にも人件費が含まれており、それらで臨時職員等も含めた114名分の人件費が賄われているとの答弁でした。さらに、委員から、市からの委託事業等は何本かとの質疑があり、執行部から、委託業務が13、指定管理が4であるとの答弁でした。

次に、委員から、避難行動要支援者管理システムの情報は提供しているのかとの質疑があり、執行部から、登録者数はここ数年横ばいである。年1回、民生委員と区長に提供し、取扱いに注意しつつ見守り活動に活用してもらっているとの答弁でした。

次に、委員から、生活保護費の医療扶助費が前年度比で減になった要因はどの質疑があり、執行部から、被保護者の減少が大きな要因であり、申請数自体が減少している。社会福祉協議会で実施している資金の貸付けは増加しており、そうした支援により現状をしのいでいる方が多いのではないかと考えるとの答弁でした。さらに、委員から、生活保護に該当しない方へのサポート体制はどの質疑があり、執行部から、生活保護に該当しなくても、不安感を抱えられているのは間違いないので、関係課・関係機関と連携し、断らない支援を推進していきたいとの答弁でした。関連して、委員から、扶養照会の結果によって申請を却下した事例はあるのかとの質疑があり、執行部から、扶養義務者への照会が行なっているものの、扶養義務者からの援助があるということを理由にしての却下はないとの答弁でした。

次に、委員から、放課後児童クラブの運営形態はどの質疑があり、執行部から、定員や職員数については国の基準があるが、運営形態は市町村で違い、本市は民間主導で実施しているので、クラブによって内容が異なる。補助については、業務委託という形で基準に基づき支給し、運営してもらっている。市単独での上乗せ補助はしていないとの答弁でした。さらに、委員から、保護者の負担額がクラブ間でバラバラだと思うがとの質疑があり、執行部から、送迎の有無や支援員数などで若干異なる。不公平感は以前から聞いているが、あくまで民間の運営であるので、市としては、見守っている状況であるとの答弁でした。

次に、委員から、一時預かり保育の現状はどの質疑があり、執行部から、本来は保護者の一時的な都合で保育できないときに預かる制度であるが、一部でその利用目的に沿わない利用も見受けられるとの答弁でした。

次に、委員から、子ども医療費助成について、年齢ごとのデータ集計・分析の予定はとの質疑があり、執行部から、診療報酬明細書等を基に可能であれば分析を進めたいとの答弁でした。

次に、委員から、子どもに対する虐待の早期発見の取組はとの質疑があり、執行部から、保育園等に対して積極的な指導を行っており、疑われる事案があれば、関係機関へ速やかに通報するよう求めているとの答弁でした。さらに、委員から、虐待の事例はあるのかとの質疑があり、執行部から、保育園、小中学校すべてで事例はあるとの答弁でした。さらに、委員から、小中学校での取組はとの質疑があり、執行部から、児童生徒の健康観察は日々行っており、虐待担当の校務分掌も置いて学校全体で対応に当たっているとの答弁でした。

次に、委員から、コロナワクチンの予防接種費用はどこから支出するのかとの質疑があり、執行部から、当面、令和2年度予算を繰越しして執行するが、今後の国の動向次第で、令和3年度に補正予算を計上する可能性があるとの答弁でした。関連して、委員から、ワクチン接種のスケジュールはとの質疑があり、執行部から、現時点では、現在進められている医療関係者への接種終了後、4月中旬頃から施設入所の高齢者及び施設職員を対象に接種を開始し、その後、順次接種を進め、12月中には16歳以上の対象者への接種は終了したいと考えている。なお、広報たまな4月号と併せてチラシを配布し、市民への周知を図るとの答弁でした。関連して、委員から、ワクチン接種費用について、医療機関へ市単独で上乘せ補助はしないのかとの質疑があり、執行部から、接種費用については、郡市医師会と協議を行なう予定であるとの答弁でした。

次に、委員から、玉名市玉東町病院設立組合運営負担金に関連して、組合長に病院運営を監督する権限はあるのかとの質疑があり、執行部から、普段の運営は独立行政法人である病院が行なうので、1つ1つの事案に介入するのは難しいと思うが、設置者側としては中期目標を示し、それに対する病院側の達成状況などの実績について意見を言うことはできる。単に理事長を決めるだけということではなく、包括的に設置者側の意図に沿った病院となるよう関与はできるとの答弁でした。

次に、委員から、学校規模適正化審議会の審議内容はとの質疑があり、執行部から、現在の学校規模・配置適正化基本計画は、令和3年度までの10年間の計画である。現計画の検証も踏まえ、計画期間は未定だが、令和3年度中に新しい計画を策定し、令和4年度からそれに沿って進めていきたいとの答弁でした。関連して、委員から、中学校の規模についても審議内容に入るのかとの質疑があり、執行部から、現在は小学校の再編を審議しているが、将来的にはそうした点を見据える必要もあると感じているとの答弁でした。

次に、委員から、これまで協議を進めてきた天水地区の新しい学校づくり委員会は、

当面、何を行なうのかとの質疑があり、執行部から、新しい計画が策定されてから具体的な協議を進めることになると思われるので、それまでは、これまでの協議の検証、先進事例の視察、審議会の協議内容の報告などを行なう予定であるとの答弁でした。

次に、委員から、ICT支援業務について、支援員は本市を専属で担当するのかとの質疑があり、執行部から、本市専属であり、市内に事務所を設置して学校を訪問する。また、電話での問合せも可能と考えるとの答弁でした。さらに、委員から、導入予定の統合型校務支援システムについても支援の対象かとの質疑があり、執行部から、当システムは教職員が使用するものだが、支援を行なってもらうとの答弁でした。

次に、委員から、小中学校に司書は配置しているのかとの質疑があり、執行部から、司書は配置していないが、市で図書室補助員を配置しており、1人で1校あるいは2校を受け持っている。任用に当たり司書資格は不要である。司書資格を有する教職員がいる場合は、図書教育の主任を務めることが多く、図書室補助員と連携し、図書教育を推進しているとの答弁でした。

次に、委員から、玉名中の体育館建設について、国からの補助額の算定方法はどの質疑があり、執行部から、学級数に応じた基準面積の不足分に国の建築単価を掛けた額の2分の1が補助額となるとの答弁でした。

次に、委員から、市民会館の所管が管財課から文化課へ移ったのは、今後の活用を見据えてかとの質疑があり、執行部から、文化課では、音楽の都玉名づくり事業を所管している。今後、指定管理者の自治振興公社と連携を図りつつ、大ホールを十分に活用しながら事業を進めていきたいとの答弁でした。

そのほか、学習支援事業、過去の予防接種事故、授業目的公衆送信補償金制度、35人学級編制事業、博物館の中規模改修工事、玉名第1保育所跡の遺構発掘、桃田運動公園等指定管理業務、総合体育館の中規模改修設計業務、についても質疑がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第12号中付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第13号令和3年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出の総額を88億4,991万7,000円とするもので、前年度比3億335万8,000円、3.3%の減であります。また、債務負担行為は2件であります。

説明後、委員から、县市町村事務処理標準システムは全市町村参加なのかとの質疑があり、執行部から、現時点では、2町が不参加であるとの答弁でした。

次に、委員から、コロナの影響による国保税の減少額はどの程度を見込んでいるかとの質疑があり、執行部から、加入世帯全体の3割が所得減の影響を受けたと見込み、リーマンショック時の状況を加味して、約3%、5,500万の減少と見込んでいるとの

答弁でした。関連して、委員から、減少分は国が補填するのかとの質疑があり、執行部から、コロナの影響に伴う減収分については、補填はないが、令和2年度については、国保税の減免特例が講じられ、減免による減収分は国が補填するとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第13号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第14号令和3年度玉名市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

歳入歳出の総額を10億1,058万5,000円とするもので、前年度比3,839万7,000円、3.9%の増であります。

説明後、委員から、今後、国保の被保険者が減少し、後期高齢者医療の被保険者が増加する流れが続くのかとの質疑があり、執行部から、そのとおりであるとの答弁でした。さらに、委員から、財政的に運営は厳しくなっていくのかとの質疑があり、執行部から、保険料率は2年に1度見直しが行われており、令和4年度以降分について令和3年度に検討されるとの答弁でした。

次に、委員から、保険料の滞納は実質的にどの程度あるのかとの質疑があり、執行部から、現時点で、約240万円であるとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第14号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第15号令和3年度玉名市介護保険事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出の総額を77億1,871万1,000円とするもので、前年度比1億1,190万6,000円、1.4%の減であります。

説明後、委員から、介護保険料の滞納がある場合、サービスを受けられないなどのペナルティーがあるのかとの質疑があり、執行部から、制度としてはあるものの、今のところ、ペナルティーとしてサービスを制限している事例はないとの答弁でした。

次に、委員から、介護保険保険者努力支援交付金は何に活用しているのかとの質疑があり、執行部から、主に地域支援事業に充当し、地域において、介護予防事業等を実施しているとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第15号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第22号玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、玉名市玉名中央学校給食センター運営委員会等の委員の定数を変更するとともに、地域学校協働本部の事業の評価、検証等を行なう玉名市地域学校協働本部運営委員会を附属機関として新たに設置するため、条例の整備を図るものであります。

説明後、委員から、地域学校協働本部運営委員会の役割はとの質疑があり、執行部か

ら、地域と学校が連携・協働し社会総がかりでの教育の推進を目的に設置する地域学校協働本部の事業の評価、検証等を行なうとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第22号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第26号玉名市児童遊園地条例を廃止する条例の制定についてであります。

これは、玉名市児童遊園地の設置目的を終えたため、条例を廃止するものであります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第26号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第28号玉名市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、介護保険法施行令及び介護保険法施行規則の一部改正に伴い、条例の整備を図るもので、第8期玉名市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画により令和3年度から令和5年度までの介護保険料が定められたことから、政令及び省令の規定に従い、9段階の保険料及び減額賦課に係る規定の整備を行なうものであります。

説明後、委員から、今回の介護保険料見直しについて、県内市町村の動向はどの質疑があり、執行部から、見込みでは、上げが11、据置きが21、下げが13である。また、本市は約3.4%の上昇となるが、県内45市町村の中では、高いほうから30番目になる見込みであるとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第28号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第34号玉名市社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、横島体育館、天水体育館、勤労者体育センター及び岱明B&G海洋センター体育館の4つの社会体育施設の使用料の見直しに伴い、条例の整備を図るもので、営利を目的とする使用に関する使用料の区分を新たに設けるものであります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第34号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第37号玉名市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、条例の整備を図るもので、指定地域密着型サービス、指定地域密着型介護予防サービス等の基準を定める4本の条例について、感染症や災害への対応力強化、ハラスメント対策の強化等、国が定める基準の改正を踏まえた規定の整備を行なうものであります。



本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第37号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

そのほか、通学路の安全点検などについても、質疑がなされました。

以上で、今期、文教厚生委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（内田靖信君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（内田靖信君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

\*\*\*\*\*

## 日程第2 質疑・議員間討議・討論・採決

○議長（内田靖信君） 日程第2、「質疑・議員間討議・討論・採決」を行ないます。

これより、質疑に入ります。

ただいままでの各委員長の報告について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内田靖信君） 質疑なしと認めます。

これより、議員間討議に入ります。

議員間討議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内田靖信君） 議員間討議なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

18番 前田正治君。

〔18番 前田正治君 登壇〕

○18番（前田正治君） こんにちは。日本共産党の前田正治です。

私は、今議会に提案されております議案の中で、議第12号令和3年度玉名市一般会計予算、議第15号令和3年度玉名市介護保険事業特別会計予算、議第24号玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第28号玉名市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、以上につきまして反対であり、今からその理由を述べます。

議第12号についてであります。私は一般質問でも言いましたが、玉名市が今日まで独自で取り組んできた先進事例、35人学級が今年度から解消されることについては、児童へのきめ細かい学習環境を低下させる。また、教師の負担増にもつながることにな

り、到底容認できません。

議第15号、議第28号は、今年度から始まる第8期の介護保険事業計画に関するものであります。介護保険料の基準額が月6,000円になり、年間では2,400円の引上げとなります。厚生労働省は、コロナで経営が厳しい介護事業所の支援策として、デイサービスやショートステイなどの報酬単価の加算を決めております。その結果、介護利用料も上がることとなります。介護保険料は1段階から9段階になっていて、1段階から4段階までは保険料が軽減されております。今日高齢者の生活は、年金支給額の削減と消費税が10%に増税になったことで従来にも増して追い詰められております。第8期の介護保険料が増額になると、さらに高齢者の暮らしを追い詰めることとなります。したがって、介護保険料の引上げには反対であります。

次に、議第24号について、この条例改正は職員の住居手当の引下げであります。12月の議会では、コロナ禍の下で、人事院勧告における職員期末手当の引下げがありました。今度は制度改正による住居手当の引下げであります。度重なる職員の処遇改悪に私は反対をいたします。

以上で、討論を終わります。

○議長（内田靖信君） 通告による討論は終わりましたが、ほかに討論はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（内田靖信君） これにて、討論を終結いたします。  
議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 1時05分 休憩

午後 1時20分 開議

○議長（内田靖信君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

事務処理にて時間を費やしましたことをおわび申し上げます。

これより、採決に入ります。

まず、予算議案の採決に入ります。

議第12号 令和3年度玉名市一般会計予算

議第15号 令和3年度玉名市介護保険事業特別会計予算

以上、予算議案2件については異議がありますので、後に譲り採決いたします。

議第4号 令和2年度玉名市一般会計補正予算（第15号）

議第5号 令和2年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議第6号 令和2年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議第7号 令和2年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

議第8号 令和2年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）

議第 9 号 令和 2 年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計補正予算（第 3 号）

議第 10 号 令和 2 年度玉名市水道事業会計補正予算（第 3 号）

議第 11 号 令和 2 年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第 4 号）

議第 13 号 令和 3 年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算

議第 14 号 令和 3 年度玉名市後期高齢者医療特別会計予算

議第 16 号 令和 3 年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算

議第 17 号 令和 3 年度玉名市水道事業会計予算

議第 18 号 令和 3 年度玉名市公共下水道事業会計予算

議第 19 号 令和 3 年度玉名市農業集落排水事業会計予算

以上、予算議案 14 件について、一括して採決いたします。

ただいま採決に付しております議第 4 号から議第 11 号まで、議第 13 号、議第 14 号及び議第 16 号から議第 19 号までの予算議案 14 件に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

各委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。よって、議第 4 号から議第 11 号まで、議第 13 号、議第 14 号及び議第 16 号から議第 19 号までの予算議案 14 件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

議第 12 号 令和 3 年度玉名市一般会計予算について、採決いたします。

本案は、起立表決により採決いたします。

ただいま採決に付しております議第 12 号に対する委員長の報告は、いずれも可決であります。異議があります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（内田靖信君） 起立多数であります。よって、議第 12 号については、原案のとおり決定いたしました。

議第 15 号 令和 3 年度玉名市介護保険事業特別会計予算について、採決いたします。

本案は、起立表決により採決いたします。

ただいま採決に付しております議第 15 号に対する委員長の報告は、いずれも可決であります。異議があります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（内田靖信君） 起立多数であります。よって、議第 15 号については、原案のと

おり決定いたしました。

続いて、条例議案の採決に入ります。

議第24号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第28号 玉名市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

以上、条例議案2件については異議がありますので、後に譲り採決いたします。

議第20号 玉名市新型コロナウイルス感染症対策に係る金融円滑化特別資金利子補給金基金条例の制定について

議第21号 玉名市民会館条例の一部を改正する条例の制定について

議第22号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第23号 玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第25号 玉名市一般職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第26号 玉名市児童遊園地条例を廃止する条例の制定について

議第27号 玉名市差別をなくし人権を守る条例の一部を改正する条例の制定について

議第29号 玉名市墓地公園条例の一部を改正する条例の制定について

議第30号 玉名市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

議第31号 玉名市金栗四三翁住家・資料館条例の一部を改正する条例の制定について

議第32号 玉名市新玉名駅自動車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

議第33号 玉名市水防協議会条例の一部を改正する条例の制定について

議第34号 玉名市社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

議第35号 玉名市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第37号 玉名市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

以上、条例議案15件について、一括して採決いたします。

ただいま、採決に付しております議第20号から議第23号まで、議第25号から議第27号まで、議第29号から議第35号まで及び議第37号の条例議案15件に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

各委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。よって、議第20号から議第23号まで、議第25号から議第27号まで、議第29号から議第35号まで及び議第37号の条例議案15件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

議第24号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

本案は、起立表決により採決いたします。

ただいま採決に付しております議第24号に対する委員長の報告は、可決であります。異議がありません。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（内田靖信君） 起立多数であります。よって、議第24号については、原案のとおり決定いたしました。

議第28号 玉名市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

本案は、起立表決により採決いたします。

ただいま採決に付しております議第28号に対する委員長の報告は、可決であります。異議がありません。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（内田靖信君） 起立多数であります。よって、議第28号については、原案のとおり決定いたしました。

続いて、その他の議案の採決に入ります。

議第36号 普通財産の無償貸付けについて

議第38号 工事請負契約の締結について

議第39号 財産の取得について

以上、議案3件について、一括して採決いたします。

ただいま採決に付しております議第36号、議第38号及び議第39号の議案3件に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

各委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。よって、議第36号、議第38号及び議第39号の議案3件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

\*\*\*\*\*

### 日程第3 委員会の中間報告

○議長（内田靖信君） 日程第3、「委員会の中間報告」を行ないます。

有明海沿岸道路及び公共施設建設調査特別委員会に付託中の審査事項については、会議規則第45条第2項の規定により、同委員会より中間報告を行ないたいとの申出がありますので、この際、これを許します。

有明海沿岸道路及び公共施設建設調査特別委員長 江田計司君。

[有明海沿岸道路及び公共施設建設調査特別委員長 江田計司君 登壇]

○有明海沿岸道路及び公共施設建設調査特別委員長（江田計司君） こんにちは。有明海沿岸道路及び公共施設建設調査特別委員会の中間報告をいたします。

去る2月15日午前10時より、第1委員会室におきまして、旧庁舎跡地利活用に関すること、新玉名駅周辺整備に関することの2件を議題とし、委員会を開催し、質疑と審査を行ないました。

まず、旧庁舎跡地利活用に関する急傾斜地崩壊対策工事の状況について執行部より説明がありました。旧庁舎跡地の活用に関しては、跡地周辺の一体的な展望を描きながら、にぎわいの創出を図ることを目的に、保育所、図書館、他世代間交流機能を持たせながら、民間施設の導入可能性についてこれまで計画を進めている。旧庁舎跡地の活用事業は、現在、策定を進めている都市再生整備計画や立地適正化計画に位置づけることで、その事業費に交付金を充てることを検討している。今年度は、緊急自然災害防止対策事業債が拡充されたことを受けて、次の展開のためにもこの起債を活用し、この事業を進めているものである。

次に、この事業の進捗状況として、旧玉名第1保育所の園舎があった部分において、昨年末に予備調査を実施した結果、埋蔵文化財は確認されなかった。したがって、昨年7月に園庭部分の予備調査で確認された遺構について、本調査を実施している。今年度中には作業が終了する予定である。工事の内容については、警戒区域の指定エリアを削って高低差を4.9メートルにすること。危険区域の指定エリアに入っていない保育所跡地は、スロープ状にすること。のり面は標準的な工法として、ブロック積みと今後の旧庁舎跡地全体の開発の自由度を踏まえた土羽について検討してきたが、県などとの協議や議員等の意見を参考に、今回工作物で解消するのではなく、角度30度未満の土羽で施工することになった。急傾斜地対策工事のポイントとして、保育所側の敷地から4.9メートルの高さにして、仕上げ後は斜面に防草シートを設置する。また、平場を10メートル確保し、現状の高さに合わせ最後に既設フェンスを再利用して設置し完了である。今後のスケジュールとして、工事発注については3月に入札し、業者を決定する予定である。また、本体工事は、9月以降で、完成は令和4年2月の予定であるとの説明がありました。

委員から、旧庁舎跡地の整備に起債の活用があるが、今後予定の起債の割合と予定はとの質疑に、執行部から、緊急自然災害防止対策事業債は、交付税措置率が70%であるため、前回提示したブロック積み工事の案がおおよそ1億円、市の負担が3,000万円、斜面切り土した場合が、工事費がおおよそ5,000万円、負担が1,500万円程度になる。その後の一体的整備については、都市構造再生集中支援事業を活用する予定で、補助等の割合は50%になるとの説明でした。

委員から、跡地は何をやるべきと決めてから工事を行なうべきではないか。民間誘致の状況はとの質疑に、執行部から、平成28年度に旧庁舎跡地活用計画の基本計画を策定したが、白紙となり、令和元年度新たに検討に入ったが、このときの課題として、玉名第1保育所の建て替え場所が検討されて、今現在は現在地を案として進めているので、それを受け、全体的に検討しながら進めている。その中で、まずは課題である急傾斜地を解消すべきとの判断に至り進めている状況である。民間事業者に関しては、国土交通省の事業を活用し、民間との対応を持って事業の可能性を図っているが、昨年12月、九つの事業者と意見交換を行ない、いろんなアイデアをもらい方針を模索中であるとの答弁でした。

委員から、市としてどうしたいという考えはないのかとの質疑に、執行部から、全体の方針を定めて発信して、事業の募集を行ないたいと思っているので、改めて報告するとの答弁でした。

委員から、立地適正化は、補助割合は50%と45%があるが、どちらが適正なのかとの質疑に、執行部から、立地適正化計画での都市機能誘導区域に設定する予定なので50%になる予定との答弁でした。

委員から、一番安価な方法の切り土案でしたときの残る有効面積に保育所を建築するなどの案を示していかないとわからないと思うとの意見に、執行部から、図面に切り土をした場合の有効面積を算出しており、現状が4,140平方メートルで、この工事をした場合が、4,090平方メートルとなるが、今後の造成の方法次第で面積が広がる可能性を含ませてあるとの答弁でした。

委員から、そうした場合、どのような建物が建つのかとの質疑に、執行部から、これは現状と比較した図面であり、現在の保育所の面積がほぼ入る有効面積はある予定で、どのような形状で建てるかは未定なので、現状だけ示しているとの答弁でした。

委員から、斜面が切り土ということは、植樹や芝生にできるのかという質疑に、執行部から、切り土にすると一般的には芝生が多いと思われるとの答弁でした。

次に、新玉名駅周辺整備に関する事で、新玉名駅周辺商業施設等立地促進奨励金の創設について執行部より説明がありました。まず、新玉名駅周辺の指定区域において、商業施設等の立地を促進するための奨励金を交付することで、民間による事業の活発化

及び雇用機会の拡大につなげること並びに都市拠点としての機能を備えた指定区域の整備を加速させるとともに、地域住民及び新玉名駅利用者の利便性を確保並びに定住人口の増加を目的としている。

次に、整備状況の進捗状況として、第2駐車場の西側エリア6.67ヘクタールについて、コロナの影響で、個別に訪問し説明、あわせて商工関係団体にも説明を行なう。9月に整備方針を公表したことで、民間からの問合せもあり、県に対しても協力要請を行なった。11月に地元地権者の説明会を行ない、土地利用意向調査も行なった。意向調査結果については、86%が開発に前向きであった。12月には交通量解析、広域調整を始めている。広域調整は駅周辺5キロメートル圏内を想定し、玉東町と和水町との協議中である。1月に市道中牟田線の一部について事業着手している。現在、地権者への説明を終え、境界立会いを予定している。令和3年度に道路の盛土、水路設備に併せ下水道本管の埋設、令和4年度に舗装を予定している。

次に、奨励金について、新玉名駅周辺に商業施設等立地することによる、様々なにぎわい創出とまちづくりの推進を図り、市民及び駅利用者の利便性の向上、人口減少の抑制、定住人口の増加を目指し、奨励金を令和3年度から実施する予定。内容については、事業相手として、地場の小売業者及び開発事業者としている。駅周辺におけるにぎわい創出の実現に当たり、商業施設の立地が不可欠であるが、具体的な話がないことを踏まえて商業施設の立地を促すとともに、地元の盛り上がりということで、地場事業者の参入が求められている。しかし、地場事業者から単独やテナント出店等を不安視する声もあることから、地場事業者の立地推進と振興を後押しするための設計としている。対象者として、市内に本店を有する法人、市内に主たる事業所を有する個人、市内に事業所がない個人には5年在住の市民などとしており、対象地域は基本計画に定める整備区域の35.6ヘクタールとし、優遇措置の内容として、設置奨励金、テナント奨励金、地場賃貸奨励金を設け、事業期間は令和3年度から10年間を想定しているとの説明がありました。

委員から、計画区域に道路や誘致内容を示されないままにきていると思うが、具体的な考えはあるのかとの質疑に、執行部から、整備区域のアプローチは整備ができていると考えている。区画内の道路は参入の規模によりつくるべきと考えているとの答弁でした。

委員から、いつも話があるばかりで前に進めるための努力をしてほしいとの意見に、執行部から、民間の事業者と話をしているが、現在はコロナ禍の中、社会経済情勢が停滞しており、連携が密にとれていないのが現状であるとの答弁でした。

委員から、人口減少する中、外から大きな資本を入れないと開発できない。そうした資本を入れることを考えたほうがとの意見でした。



委員から、新幹線の減便の状況などに対する考え方はとの質疑に、執行部から、周りの社会状況は厳しいと認識しているが、前向きに検討している業者もいるとの答弁でした。

委員から、先々商業施設の駐車場の共同利用は考えているのかとの質疑に、執行部から、開発区域内は共用の駐車スペースを想定しているとの答弁でした。

委員から、マンションやビジネスホテルの計画はあるのかとの質疑に、執行部から、マンションについては住民アンケートの結果を記載しているものであるが希望はある。また、ビジネスホテルについては、話もあっているとの答弁でした。

以上で、有明海沿岸道路及び公共施設建設調査特別委員会の中間報告を終わります。

○議長（内田靖信君） 以上で、有明海沿岸道路及び公共施設建設調査特別委員会の中間報告は終わりました。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 1時50分 休憩

---

午後 2時30分 開議

○議長（内田靖信君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程の追加について、お諮りいたします。さきの議会運営委員会の結論に基づき、

日程第4 市長提出追加議案上程

議第40号 令和3年度玉名市一般会計補正予算（第1号）

日程第5 提案理由の説明

日程第6 議案の委員会付託

日程第7 委員長報告

日程第8 質疑・議員間討議・討論・採決

日程第9 議員提出議案上程

議員提出第1号 玉名市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

議員提出第2号 玉名市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 提案理由の説明

日程第11 議員提出議案審議

以上、日程表のとおり日程に追加いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。よって、日程表のとおり日程に追加することに決定いたしました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第4 市長提出追加議案上程

○議長（内田靖信君） 日程第4、「市長提出追加議案上程」を行ないます。

これより、市長提出追加議案を上程いたします。

議第40号令和3年度玉名市一般会計補正予算（第1号）の市長提出追加議案1件を議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

\*\*\*\*\*

#### 日程第5 提案理由の説明

○議長（内田靖信君） 日程第5、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいまの議案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長 永田義晴 君。

[総務部長 永田義晴君 登壇]

○総務部長（永田義晴君） 本日、追加提案いたしました議第40号令和3年度玉名市一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策に早急に対応する経費を補正する必要が生じたので御提案いたすものでございます。

それでは、お手元の資料の1ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ1,111万円を追加し、総額を312億3,411万円とするものでございます。

歳入につきましては、15款国庫支出金は1,111万円の追加で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で今回の補正の財源調整でございます。

次に、歳出につきましては、令和3年度の本市独自の緊急経済対策第1弾といたしまして、2事業1,111万円を計上いたしております。まず、感染防止対策キャッシュレス機器購入等補助金は、感染症防止対策を早急に推進するため、商店会等の団体を対象として、キャッシュレス決済に係る機器等の導入に要する経費、1事業所当たり5万円を上限として、導入費用の2分の1を補助するもので、100事業所分、500万円を計上しております。

次に、飲食店デリバリー支援事業補助金は、商工会議所が実施する2つの事業で、コロナ禍で最も影響を受けている飲食店を支援するため、デリバリーセンターを設置し、登録飲食店が受注した料理等の宅配を代行するデリバリーセンター事業でございます。前日までに登録飲食店からの配達依頼を受け、当日消費者の元へ無料で配達を行なうものでございます。また、コロナ禍により新たにデリバリーを始められた、飲食店の配達に係る人件費の一部を助成する雇用維持助成事業の2事業に係る補助金として611万

円を計上しております。

以上、主な内容等について御説明申し上げましたが、詳細につきましては、所管の各委員会において御説明いたしますので、御審議の上、原案どおり御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（内田靖信君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第6 議案の委員会付託

○議長（内田靖信君） 日程第6、「議案の委員会付託」を行ないます。

議第40号令和3年度玉名市一般会計補正予算（第1号）の市長提出追加議案1件を議題といたします。

ただいま議題となっております議案1件につきましては、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

---

#### 議案付託表

##### 総務委員会

議第40号 令和3年度玉名市一般会計補正予算（第1号）  
（総則・第1表歳入歳出予算補正 歳入の部）

##### 建設経済委員会

議第40号 令和3年度玉名市一般会計補正予算（第1号）  
（第1表歳入歳出予算補正 歳出の部、⑦商工費）

---

○議長（内田靖信君） 各常任委員会におかれましては、直ちに、審査をお願いいたします。

委員会審査のため、休憩いたします。

午後 2時36分 休憩

---

午後 3時51分 開議

○議長（内田靖信君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

\*\*\*\*\*

#### 日程第7 委員長報告

○議長（内田靖信君） 日程第7、「委員長報告」を行ないます。

これより、各委員会に付託し、審査を終了いたしました議案の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

議第40号令和3年度玉名市一般会計補正予算（第1号）の市長提出追加議案1件を議題といたします。

お手元に配付しております委員会審査報告書の朗読は、これを省略いたします。

審議の方法は、各委員長の報告の後、質疑、議員間討議、討論の後、採決いたします。各委員長の報告を求めます。

総務委員長 近松恵美子さん。

[総務委員長 近松恵美子さん 登壇]

○総務委員長（近松恵美子さん） 総務委員会に追加付託されました案件は、議案1件であります。委員会における審査の経過と結果について、御報告いたします。

議第40号令和3年度玉名市一般会計補正予算（第1号）中付託分についてであります。

歳入歳出それぞれ1,111万円を追加し、総額を312億3,411万円とするもので、新型コロナウイルス感染症対策について、早急に対応するためのものであります。

歳入は、15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金1,111万円の追加は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、今回の補正の財源であるとの説明がありました。

まず、委員から、今回補正に計上している1,111万円は今まで交付されていた中の一部なのか、それとも改めて交付されたものかとの質疑があり、執行部から、令和2年度に1次交付分から3次交付分まで、総額13億5,100万円の内示があっている。そのうち、11億円を令和2年度予算の事業に充当しており、令和3年度の財源として2億4,700万円が残っている状況である。今回1,111万円を補正で計上したとの答弁でした。

次に、委員から、キャッシュレス決済における市民からの問合せ等はあるのかとの質疑があり、執行部から、問合せ等はないとの答弁でした。また、委員から、キャッシュレス決済は玉名市独自のものを導入するのかとの質疑があり、執行部から、既存のキャッシュレス事業者の決済手段への補助になる。端末の導入等のバージョンアップも補助の対象と考えるとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第40号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会に追加付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（内田靖信君） 建設経済委員長 田畑久吉君。

[建設経済委員長 田畑久吉君 登壇]

○建設経済委員長（田畑久吉君） 本日、建設経済委員会に付託されました、議案1件について、審査の経過と結果を報告いたします。

議第40号令和3年度玉名市一般会計補正予算（第1号）中付託分についてであります。

これは、新型コロナウイルス感染症対策に早急に対応するため、令和3年度の本市独自の緊急経済対策第1弾として、2事業1,111万円を追加するものであります。

内容は、感染症防止対策を推進するため、商店会等の団体を対象に、キャッシュレス決済に係る機器等の導入に要する経費、感染防止対策キャッシュレス機器購入等補助金の追加。コロナ禍で最も影響を受けている飲食店を支援するため、登録飲食店が受注した料理等の宅配を代行するデリバリーセンター事業、新たにデリバリーを始められた、飲食店の配達に係る人件費の一部を助成する雇用維持助成事業の2事業に係る飲食店デリバリー支援事業補助金を追加するものであります。

まず、委員から、飲食店デリバリー支援事業補助金について、緊急事態宣言中に出すべきであったと思うが、なぜ今なのかとの質疑があり、執行部から、事業を行なおうとする時期に第2波、第3波があり、商工会議所等でも検討はされていたが、法的基準の確認などですぐにとりかかれなかったとの答弁でした。これに対し、委員から、対応についてはスピード感が大事だと考える、適切な時期に早めの対応をお願いしたいとの意見がありました。

次に、委員から、補助金の申請方法はどの質疑があり、執行部から、登録店舗の募集は商工会議所が行ない、配達は飲食業組合がされることとなっている。消費者は注文店舗に前日までに直接発注をし、翌日の配達となるとの答弁でした。

次に、委員から、補助の対象は登録店舗のみなのかとの質疑があり、執行部から、登録店舗のみであるため、登録していない事業者は登録を先に行なっていただき、補助の対象になる必要があるとの答弁でした。

次に、委員から、飲食店の範囲と事業期間はどの質疑があり、執行部から、地元の飲食店を対象としており、大手のチェーン店等のデリバリー事業は対象としていない。実施期間は、食中毒も懸念されることから令和3年5月31日までとしているが、予算がなくなり次第事業終了となるとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第40号中付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で、本日、建設経済委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（内田靖信君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

\*\*\*\*\*

## 日程第8 質疑・議員間討議・討論・採決

○議長（内田靖信君） 日程第8、「質疑・議員間討議・討論・採決」を行ないます。

これより、質疑に入ります。

ただいままでの各委員長の報告について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（内田靖信君） 質疑なしと認めます。

これより、議員間討議に入ります。

議員間討議はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（内田靖信君） 議員間討議なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（内田靖信君） 討論なしと認めます。

これより、採決に入ります。

議第40号 令和3年度玉名市一般会計補正予算（第1号）

以上、議案1件について採決いたします。

ただいま採決に付しております議第40号に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

各委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。よって、議第40号については、原案のとおり決定いたしました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第9 議員提出議案上程

○議長（内田靖信君） 日程第9、「議員提出議案上程」を行ないます。

これより、議員提出議案を上程いたします。

議員提出第1号 玉名市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

議員提出第2号 玉名市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

以上、議員提出議案2件を議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

\*\*\*\*\*

#### 日程第10 提案理由の説明

○議長（内田靖信君） 日程第10、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいまの議員提出第1号について、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長 徳村登志郎君。

[議会運営委員長 徳村登志郎君 登壇]

○**議会運営委員長（徳村登志郎君）** それでは、本日提案いたしました議員提出第1号につきまして、提案理由を申し上げます。

議員提出第1号玉名市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてであります。これは、女性をはじめ多様な人材の市議会への参画を促す環境整備を図る観点から、本会議等の欠席事由を明文化するとともに、行政手続等において原則として押印を廃止する動向を踏まえ、請願に係る署名押印の見直しを行なうため、規則の整備を図るものでございます。

その主な内容といたしましては、会議及び委員会における欠席事由を、「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、その他のやむを得ない事由」に改め、出産については、産前・産後期間にも配慮した規定に改正するものであります。また、請願者の要件でありました押印について、「署名又は記名押印」に改める旨を規定するために、規則を改正するものであります。なお、附則としまして、この規則は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○**議長（内田靖信君）** 次に、議員提出第2号について、提案理由の説明を求めます。

9番 松本憲二君。

[9番 松本憲二君 登壇]

○**9番（松本憲二君）** 皆さん、お疲れでございます。9番、自友クラブの松本でございます。

議員提出第2号につきまして、提案理由を申し上げます。

議員提出第2号、玉名市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり玉名市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和3年3月26日提出。玉名市議会議員 松本憲二、江田計司、一瀬重隆の以上3名であります。玉名市議会議長 内田靖信殿。

玉名市議会議員定数条例の一部を次のように改正する。本則中「22人」を「21人」に改める。なお、附則としまして、施行期日に関し、この条例は、公布の日から施行するものでございます。また、適用区分に関し、改正後の玉名市議会議員定数条例の規定は、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用するものであります。

提案理由としては、昨年、発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、歳入の大幅な減収が見込まれる中、議員が自ら身を切る改革を行ない、積極的な議会改革を断行するため、議員定数を削減する条例の整備を図るものでございます。

この条例一部改正を提案するに当たり、意見を述べさせていただきます。

平成29年改選時には22人の議員でしたが、平成30年9月、11月に2人の議員

が辞職をされ、任期満了までとすると約3年間20人の議員で議会運営を行なってきました。21人という数字は、玉名市議会には3つの常任委員会が構成されており、各委員会での議論は同数の議員で行なうのが公平であると考えからであります。今議会の執行部の説明で税収が約5億円、合併算定替の交付税が約1億円減収ということであり、昨年発生した新型コロナウイルス感染症で、飲食店、ホテル業、観光業をはじめ様々な業種に多大な業績悪化が見られます。今後も新型コロナウイルス感染症がどのようになるか、先行き不透明であり、市民の皆様も不安を抱えながらの生活が続いていくと考えられます。このような状況を念頭におき、議員自らが身を切り広く市民の声を拾い、行政施策の調査、監視をし、専門性の高い政策議論を活発に行ない、市民生活の安定に努めることが我々の趣旨であると考えます。

議員各位の賢明なる御判断をお願いし、提案理由といたします。

○議長（内田靖信君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

念のために申し上げます。

議員提出第1号については、委員会提出の議案であるため、会議規則第37条第2項の規定に基づき、委員会に付託しないことになっております。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出第2号については、議事の都合により、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出第2号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

よって、議員提出第1号及び議員提出第2号については、議事の都合により、日程に従い、引き続き会議にて直接審議を行ないます。

\*\*\*\*\*

#### 日程第11 議員提出議案審議

○議長（内田靖信君） 日程第11、「議員提出議案審議」を行ないます。

改めて

議員提出第1号 玉名市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

議員提出第2号 玉名市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

以上、議員提出議案2件を議題といたします。

これより、ただいま議題となっております議員提出第1号及び議員提出第2号の審議に入ります。

審議の方法は、質疑、議員間討議、討論の後、採決いたします。



これより、質疑に入ります。

議員提出第1号及び議員提出第2号について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内田靖信君） 質疑なしと認めます。

これより、議員間討議に入ります。

議員提出第1号及び議員提出第2号について、議員間討議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内田靖信君） 議員間討議なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

18番 前田正治君。

〔18番 前田正治君 登壇〕

○18番（前田正治君） こんにちは。日本共産党の前田正治です。

議員提出第2号玉名市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、私は議員定数につきましては、22名の現状維持を求め、この議員提出第2号については反対をいたします。

その理由を今から述べます。

定数を削減することで、現在玉名市議会では、常任委員会、あるいは広報広聴特別委員会、あるいは一部事務組合議会など、全部で9つの役職がありますが、議員定数を削減することで、これらについての議員1人当たりの受け持ちがさらに多くなります。削減することは多くの市民の声を市政に反映するそのパイプが小さくなり、地域住民の意思を代表する機能が弱まります。削減することで、二元代表制の下での執行機関に対する批判や監視機能、提案する機能が物理的に弱体化することになります。削減することで当選ラインが引き上がりまして、今日成り手不足の中で、立候補はおのずとしづらくなります。

見方を変えまして、それでは22名は多すぎて削減が必要と、こういうことにつきまして、客観的に玉名市の立ち位置を見てみますと、議員1人当たりの人口、これは熊本県内、熊本市を除く熊本県内13市の中で、玉名市は3番目に多いということになっています。議員1人当たりの面積は13市の中で10番目であります。人口は今日合併以来人口減少が続いている中で、財政の面から見てみますとどうなのか。歳入総額に占める市税の割合は、熊本県内の平均以上、14市の中で7番目であります。歳出総額に占める人件費の割合、さっきは歳入総額に占める市税の割合ですね、ちょっと元に戻り言いますが、歳入総額に占める市税の割合は、熊本県内で平均以上7番目であります。歳出総額に占める人件費の割合は、熊本県内平均以下で9番目であります。市税に占め

る人件費の割合は、熊本県内平均以下で10番目となっております。

以上のような指標から、総合して判断しますと、22名は決して多くないと考えます。今、提案してあります定数削減案は、コロナ禍で歳入の大幅な減少が見込まれる中で、議員自らが身を切る議会改革を断行するというところでありますが、コロナ禍で市民生活が厳しさを余儀なくされる中だからこそ、22名の議員がより活発に議論することが必要であると考えます。したがって、定数削減につきましては、私は反対いたします。

以上です。

○議長（内田靖信君） 通告による討論は終わりましたが、ほかに、討論はありませんか。  
3番 吉田憲司君。

[3番 吉田憲司君 登壇]

○3番（吉田憲司君） お疲れさまです。3番、創政未来の吉田憲司でございます。

議員提出第2号玉名市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

まずはじめに、3月11日の全員協議会におきまして、この議員定数に関し私の意見を述べさせていただきました。その内容は、今年10月に予定をされています市議会議員選挙に伴い、早くも数名の方が立候補を表明され看板を立てるなど、それぞれ活動をされております。そのような中、このタイミングで議員定数を削減させることはそのほかにも立候補を模索されている方々にとっても影響を与えるものと思ひ、このタイミングでの削減には消極的な立場を示したところであります。

しかしながら、その後も自分自身の心の中でジェットコースターのように、そのまま、削減と自問自答が数日間続きました。そこで私は、新しく立候補を表明されている方に直接聞いてみようと思ひ3人の方に直接お話を伺いました。

まず、Aさん。Aさんは「定数のことは意識していなかった。こだわらない」と言われました。

次、Bさん。Bさんは、定数を重要視していないと言われました。

最後、Cさん。Cさんは、ずばり「減らしたほうがいい」と言われました。そしてCさんはこうも言われました。「市役所の職員さんや議員さんたちが思っておられる以上に玉名市の経済状況は厳しいと思ひますよ」とおっしゃいました。

この3人のお言葉を聞いて、4年前の自分のことを思い出しました。志を持って立候補するとき定数なんかにとらわれていなかったということです。そしてさらに私は、岱明町公民館のときのように今回30人近い有権者である市民の皆様の御意見をお聞きしました。その中で、22名のままでいいという方が3名おられました。1名は「多くの市民の意見を伝えるためにはそれぐらいおってもいいのではないか」と言われました。残りの2人の方は、「ただ減らせればいいという問題ではない。議員さんたちが一生

懸命仕事をしていることが市民に伝わるならば問題にはならない」という意見でした。しかし、残りの多くの方々は、「２年半もの間２０人でしてきたんだけん、そのまま２０人でよからうだい。そがんせんとまた２名分予算の増ゆったい」ほとんどの方がそのようなことを言われました。特に私がお伺いした女性の有権者の皆さんは、全員同じ意見を強く言われました。

振り返ってみますと、平成３０年１０月から２０名体制となりましたが、金栗四三地域創造戦略特別委員会は、週に１回開催されるというハードスケジュールにも対応してきました。この特別委員会は議員自ら議事録等の作成を行ない、ＰＲ動画の製作、撮影の段取り、また、マラソン部会やＰＲ宣伝部会等に分かれ、議員それぞれが活動を行なってきました。そしてその実績を残してきました。そして有権者の皆様が２２名に異論を唱えられる理由として言われるのが、コロナとそして昨年起こった議会の不祥事です。

「コロナで経済は厳しか。こら多分まだ続くばい」そして不祥事に対しては、議会は何かを示す必要があるという趣旨の意見が多くありました。また、私は若い人にも聞いてみようと思いました。そこで男子大学生２名に別々にお話を伺いました。まず、１人目の大学生は、「実質２０名でやってこれたのであれば、２０名にして、コロナや議会の不祥事について市民の気持ちにより添う姿勢、そして市民に対して改革をアピールするいいチャンスではないか」という意見でした。もう１人の大学生は、「コロナや不祥事に対し、身を切る改革というのは、市民に対してわかりやすいのではないのでしょうか」という意見でした。このお話を伺った段階では、議案の中身を私も知りませんし、市民の皆様も御存じではないので、条例上の２２名の定数と２年半やってきた２０名の現状の中での御意見を拝聴しました。また、私自身に向けられた言葉として「おい、新人さんのことば心配しよるばってん、今度はお前が一番危なかつぞ」と言われ変な汗が出てきました。

以上、今述べてまいりましたように、大学生から高齢者までの有権者、納税者である市民の皆様に私が伺った限り、削減するという流れのほうが大きいと感じております。今度の１０月の選挙は、この有権者の皆様によって私たちは審判を受けるのです。このように有権者の皆様から伺った御意見を判断材料にさせていただき、議員提出第２号玉名市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場での討論を終わります。

○議長（内田靖信君） ほかに、討論はありませんか。

１９番 作本幸男君。

[１９番 作本幸男君 登壇]

○１９番（作本幸男君） お疲れさまです。新生クラブの作本でございます。

今回の議員提出第２号、この提出については反対の意見ということで討論をさせてい

たきます。

削減の理由としてコロナということで、これはもう皆さん御存じのとおり、それなりに税収は減るということは、もう明らかなだと思っております。ただ、コロナだけの今日の提案理由を聞いたときに、コロナが主な理由じゃないかなというふうに感じました。このコロナも今、おっしゃったとおりいつ終息するのか、ひょっとしたら今年の夏ぐらいで終わるんじゃないかという考え方も専門家にはおられます。ですからこれがいつとか、いつまでとかいうことは我々なかなか判断がつかないという状況であるわけですが、そういったときに、これは言葉が悪いですが、コロナだけで議員の定数を削減、変えるということはいかななものかと、少し言葉が悪いんですが、短絡的じゃないかなというふうに私は思います。

これまでそれぞれ議員の皆さん方と意見を交換しながら、様々な資料をお伺いしながら、そして県内14市の状況を聞きながら、調べながらこれまで来たわけですが、今1つ減らして、私は減らすなら2つ。それぐらい思い切った血を流す。そういった議員の心意気と言うんじゃないかなと、大事じゃないかなと思っております。ですから、これから4年間、今度の10月の選挙が終わった4年間のうちに、これからまた皆さんと一緒に議員の処遇、こういったことを皆さん方と研究しながら、私はそれでも遅くはないと思っております。ぜひ、若い人たちが議会に登場したいと、頑張りたいという人たちを我々は応援しなきゃいけない。そういったときにこれくらいの、もう少し時間を取って、いろんな意見を出しながら私は決めていくのが本来じゃないかなと思っております。

それともう一つ、私が議長時代に偶数だったです。私の議長時代は。それでも1人欠席がありました。ですからその議案は同数になったわけです。私も初めてそういう経験をしましたけれども、議長の判断で採決をしましたけれども、ただ、奇数になりますとどうしても同数になる、そういったことが多くなると思いますか、ないのが一番いいんですけれども、奇数であれ、偶数であれ、欠席が出ればそういったことになるわけでありまして、やはり奇数であればそういったことがゼロじゃないということで、可能性が大きいということは私が経験して思っております。

そういうことで、ぜひ、今からそういったことをしながら、これから皆さん方とまた一緒になって話合いをしていければと考えております。

今日は、私は、この提案には反対ということで、皆さん方にお話をしたところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（内田靖信君） ほかに、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内田靖信君） これにて、討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。

議員提出第1号玉名市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、採決いたします。

議員提出第1号については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出第1号については、原案のとおり決定いたしました。

議員提出第2号玉名市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

本案は、起立表決により採決いたします。

議員提出第2号については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（内田靖信君） 起立少数であります。よって、議員提出第2号については、否決されました。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

ここで、市長より発言の申出がっておりますので、これを許可いたします。

市長 藏原隆浩君。

[市長 藏原隆浩君 登壇]

○市長（藏原隆浩君） 令和3年第3回定例会の閉会に当たりまして、一言御礼のごあいさつを申し上げます。

今議会に提案をさせていただきました、議案に対しましては、慎重に御審議をいただき、御承認を賜りましたことに、厚く御礼を申し上げたいと存じます。

さて、新型コロナウイルス感染症に係る情勢につきましては、今月21日に、首都圏の1都3県で、約2か月半に及んだ緊急事態宣言が、ようやく解除されたところでございます。今回の緊急事態宣言に伴う対策により、新規感染者数は、短期間で減少し、医療提供体制の負荷は確実に改善され、効果があったとされる一方で、新規感染者数は、首都圏を中心に下げ止まりや、一部では、微増傾向となっているところでございます。また最近では、感染力が強いとされる変異ウイルスの確認例も増えておりまして、第4波への懸念とともに、まだまだ予断を許さない状況が続いているところでございます。

ところで、早いもので、来週には4月となり、新年度を迎えることとなります。このたび、令和3年度当初予算の御承認もいただいたところですが、このコロナ禍にあって、まずは新型コロナウイルス感染症対策を最優先課題として捉えて、その対策と実施に向けて、しっかりと努力してまいりたいと考えているところでございます。

この新型コロナウイルス感染症対策につきましては、地域経済の状況を冷静に注視していくことはもちろんのことですが、今後の市民生活におきましても、感染拡大防止と地域経済活動の両立のために、基本的な感染防止対策と新しい生活様式を根気強く実践し、徹底することに努めていかななくてはなりません。

そして、当初から一貫して申し上げておりますが、引き続き、国や県が提示する対策や、支援策の枠から漏れる部分がないかしっかりと見極めながら、市民の命と暮らしを守るために、市の実情に応じた施策を迅速かつ適切に実施していきたいと考えております。

このような中、令和3年度になりましても、市民の笑顔が人を呼び込むまちの実現という、私の政策理念は、決して揺らぐことはございません。今後も笑顔をつくる10年ビジョンの推進に向けて、積極的に努力してまいる所存でございますので、議員各位におかれましては、引き続き、御指導と御支援をいただきますよう切にお願いを申し上げ、閉会に当たりまして、御礼のごあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（内田靖信君） これにて本会議を閉じ、令和3年第3回玉名市議会定例会を閉会いたします。

午後 4時32分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

玉名市議会議長            内 田 靖 信

玉名市議会議員            北 本 将 幸

玉名市議会議員            多田隈 啓 二

玉名市議会会議録  
令和3年第3回定例会

発行人 玉名市議会議長 内田靖信  
編集人 玉名市議会事務局長 松本留美子  
作成 株式会社アクセス  
電話(096)372-1010

玉名市議会事務局

〒865-8501 熊本県玉名市岩崎163番地  
電話(0968)75-1155